

第四次岩手県循環型社会形成推進計画（最終案）について

1 経緯

- 令和7年9月19日に審議会から答申を受けた基本的方向に基づき、「第四次岩手県循環型社会形成推進計画（素案）」を作成した。
- 当該素案について、県議会12月定例会での報告、パブリック・コメント、地域説明会等を行い、いただいた御意見等を踏まえ、今般、**最終案**をとりまとめた。

2 パブリック・コメント等の実施状況

(1) 実施期間

ア パブリック・コメント 令和7年11月18日(火)～12月17日(水)

イ 地域説明会 令和7年11月20日(木)（釜石会場）、11月21日(金)（奥州会場）、12月11日(木)（盛岡会場）

(2) 意見件数

11件

(3) 意見の反映状況

区 分	内 容	件数(件)
A(全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	4
B(一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	0
C(趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	3
D(参考)	計画等の案は修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	0
E(対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	1
F(その他)	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）	3
計		11

3 第四次循環型社会形成推進計画の最終案

(1) 概要版：資料3-2のとおり。

(2) 本文：資料3-3のとおり。

4 パブリック・コメント等による主な意見と検討結果

パブリック・コメント及び地域説明会において、いただいた主な意見と検討結果は、次のとおり。

[A（全部反映）] 意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの

区分	意見の内容	意見の反映状況	該当頁
第2章 循環型社会形成に係る現状と課題（第2節 一般廃棄物）	一般廃棄物の収集や処理は、市町村のみではなく、一部事務組合や広域連合等の団体も行っているため、市町村「等」としてはどうか。	御意見を踏まえ、市町村等に修正します。	14

[C（趣旨同一）] 意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの

区分	意見の内容	意見の反映状況	該当頁
第4章 施策の展開方向（第1節 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環）	岩手県全域におけるごみ分別の徹底について、ごみ分別の基準をより明確にし、市町村間で差のない分別の徹底を進めるべきではないか。	県と市町村で構成する「家庭ごみ有料化・減量化研究会」を開催し、環境省の職員や先進地の自治体の職員を招き、ごみの分別収集、ごみ減量化に係る市町村の職員の知識や意識の向上を図るとともに、「プラスチック再商品化事業者開拓支援事業」により、市町村と事業者が連携した使用済プラスチックの分別収集に向けて取り組んでおり、引き続き取り組む旨、計画に記載しています。	46、47
第4章 施策の展開方向（第1節 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環）	県内の事業者やイベントでの使い捨てプラスチック削減に向けた、より踏み込んだ支援や規制が必要ではないか。	使い捨てプラスチックの削減に向け、国ではプラスチック資源循環促進法により、小売事業者やサービス事業者などに、ワンウェイプラスチック製品の使用合理化に向けた取組を求めています。 県としては、消費者等に対し、使い捨てプラスチックの排出抑制のための理解やライフスタイルの変革を促す取組が必要であると考えています。 このため、使い捨てプラスチックの削減に向けた支援として、プラスチックごみの削減に積極的に取り組むお店を「いわてプラごみ削減協力店」として登録し、広く県民に周知するほか、イベント等において3R推進キャラクター「エコロール」を活用した普及啓発活動を実施しており、引き続き取り組む旨、計画に記載しています。	47、51、54

[E (対応困難)] A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの

区分	意見の内容	意見の反映状況	該当頁
第3章 目指す姿 (第2節 目標)	一般廃棄物リサイクル率の目標値(令和12年度23%)は、施策の強化と合わせて再検討するべきではないか。	当該目標値は、環境審議会からの意見を踏まえ、デジタル化により紙ごみが減り、全国的に一般廃棄物リサイクル率が低下傾向にある現状や、国の循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物リサイクル率の目標値が、現状値から6.5ポイント上乗せで設定されていることを考慮し、県の現状値16.4%に約6.5ポイント加えた23%に設定したところです。 この目標の達成に向けて、各種施策に取り組んでいく旨、計画に記載しています。	42

5 今後のスケジュール

県議会に報告後、速やかに計画を策定し、公表する。

参考1：策定の基本的方向

- (1) 計画期間 令和8～12年度
- (2) 目指す姿 『循環経済への移行』で質の高い生活が持続するいわて
- (3) 計画の構成 上位計画を踏まえた3本柱（変更なし）
- (4) 目標の設定 現状を踏まえて数値を設定（項目変更なし）

参考2：計画案のポイント

- (1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
持続可能な形で資源を効率的・効果的に有効利用する循環経済への移行を促すため事業者等の取組の支援 等
- (2) プラスチックに係る資源循環の促進
ライフサイクル全般での3R+Renewableを進め、あらゆる主体の取組を促進するため事業者等への取組の支援 等
- (3) 市町村へのごみ減量化施策、分別・リサイクルに関する助言等
ごみ減量化施策の支援及び住民の参画を促すため家庭ごみ有料化・減量化研究会等の開催 等
- (4) ごみ処理広域化計画に基づく処理体制の構築
持続可能な適正処理を確保するため、県内を6ブロックに分け安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するとともに、長期的な広域化・集約化に係る計画の策定を進めていく 等
- (5) 市町村の災害廃棄物処理計画策定・円滑運用支援
災害廃棄物処理の連携体制の構築及び災害対応力の向上のため災害廃棄物処理計画の策定・見直し支援、研修会・訓練の開催による人材育成の強化 等

第四次岩手県循環型社会形成推進計画（第六次岩手県廃棄物処理計画・第二次岩手県ごみ処理広域化計画）（最終案）の概要

○計画策定の趣旨

趣旨：資源循環の推進を始めとする3Rの取組や、循環型社会の形成を推進するビジネス・技術の振興を図るなど、**循環型社会形成を推進するための本県における基本計画**として策定するとともに、**岩手県廃棄物処理計画の第六次計画及び岩手県ごみ処理広域化計画の第二次計画**として策定するもの。

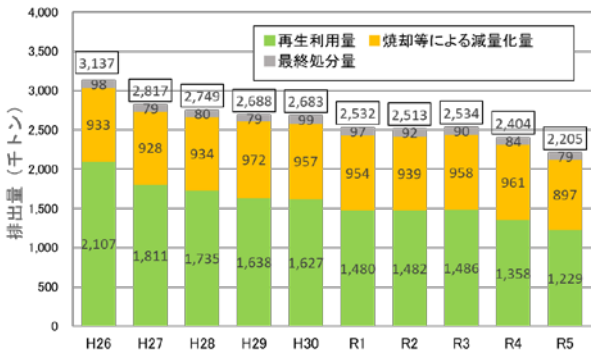
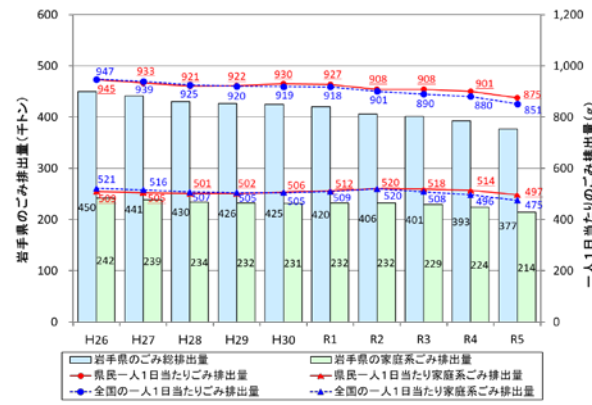
根拠：循環型社会形成推進基本法第10条、廃棄物処理法第5条の5

期間：令和8年度から令和12年度までの5年間

○循環型社会の形成に係る現状と課題

◇ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 一般廃棄物は、総排出量、一人1日あたりの排出量ともに減少傾向にある。
- 県民一人1日当たりのごみ排出量が全国平均を上回る水準で推移していることから、**廃棄物の排出抑制**に向けて、県民一人ひとりが参画した**環境にやさしいライフスタイルの更なる推進が必要**。
- 産業廃棄物の排出量は減少傾向にあり、東日本大震災前の水準に戻つつある。
- 産業廃棄物の排出推計によれば、人口減少の影響を受ける一方で、社会インフラや空き家の解体工事等の増加が想定されるため、**排出量は横ばいから微減傾向で推移**することが見込まれている。廃棄物の一層の削減に向けて、排出量の多い建設廃棄物や汚泥等の**再生利用の促進など、3Rの推進が必要**。
- 産業廃棄物処理業者の格付け制度、「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業補助制度」等の各種事業により事業者の取組の支援を通じた**環境産業の育成の推進**。
- 廃プラスチック類をはじめとする**海岸漂着ごみ対策や食品ロスの削減に係る取組の推進が必要**。
- 使用済小型電子機器などの**高度なリサイクルの推進**。



◇災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

- 廃棄物の排出量は減少傾向であるものの、一般廃棄物・産業廃棄物とも最終処分場の残余容量は低下。**各市町村等に対して3R推進するとともに、いわてクリーンセンターの後継となる公共圏による管理型最終処分場の整備の着実な推進が必要**。
- ごみ処理広域化については、**人口減少等地域の実情に応じた一般廃棄物処理施設の集約化の推進が必要**。
- 東日本大震災津波を教訓とした**大規模災害発生時の処理体制の構築が課題**。

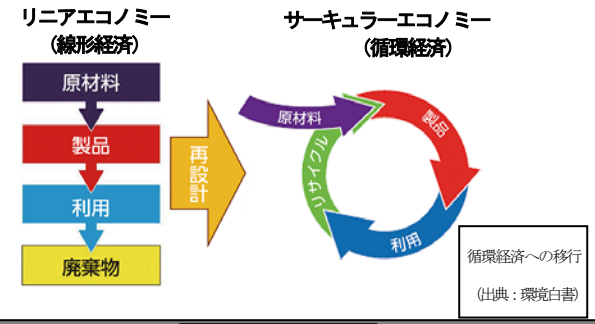
◇廃棄物の適正処理の推進

- 依然として**廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案は継続して発生**。引き続き適正処理の推進に向けて排出者及び産業廃棄物処理業者への指導監督を実施。
- 青森県境不法投棄事件を契機として制定した『循環型地域社会の形成に関する条例』、『県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例』による、**自県(圏)内処理の推進と適正処理の確保を推進**。
- PCB 特別措置法の処理期限が迫っており、**県内のPCB 廃棄物の早期処理の推進が必要**。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を起因として発生した**放射性物質汚染廃棄物の着実な処理の促進**。

○目指す循環型地域社会の姿と考え方

○目指す姿

『循環経済への移行』で質の高い生活が持続するいわて



○循環型地域社会形成を進める基本的な考え方

目指す姿の達成に向けて、3つの基本的な考え方と施策を展開。

1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換**
生活の豊かさと環境負荷低減を両立させたライフスタイルの定着。**県民や事業者が連携し、3R+Renewableの取組を推進**
- 新たな環境ビジネスの創出支援**
循環経済への移行を促進するため、3R+Renewable、点検・リペア・部品交換・再使用等の**先駆的な取組を行う事業者への支援**
- 関係産業・学術機関等との連携体制の構築を推進**
産学官民連携の促進
- 適正なりサイクル体制の確立**
ア 個別リサイクル法を軸とした、関係者の連携による高度リサイクル体制の構築
イ 新たなバイオマスエネルギー活用(廃棄物を活用した発電など)の体制構築への支援など
ウ 産業廃棄物処理業者の格付け制度等を活用した**事業者の育成**
- 海岸漂着物の発生抑制と回収・処理**
流域全体で、多様な主体との連携・協力により、海岸漂着物の発生抑制や回収・処理を推進

2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

- 地域の実情にあったごみ処理の推進体制の確保**
地域の実情に応じて、ごみ処理施設の広域化等による**効率的なごみ処理体制の構築**
- 産業廃棄物処理体制の確保**
持続可能な廃棄物処理体制の構築のため、**次期公共圏と型産業廃棄物最終処分場の着実な整備等**を実施
- 災害に備えた廃棄物処理体制の構築**
市町村の災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害対応力の強化、関係機関等との連携体制を構築

3 廃棄物の適正処理の推進

- 適正処理の推進に向けた産業廃棄物の監視体制の確保**
- PCB 廃棄物の適正処理の推進**
- 放射性物質汚染廃棄物処理の実施**

○循環型地域社会の形成に向けた施策の展開

基本的な考え方の3本の柱に基づき、施策を展開。

施策の柱

1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環



2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築



3 廃棄物の適正処理の推進



具体的な施策の展開方向

- ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進**
 - 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換**
ア 3R推進キャラクター『エコロル』の活用、県民総参加型の『もったいない・いわて3R推進運動』の展開による3R+Renewableの普及啓発
イ 市町村等と連携したいわて三ツ星ecoマナーアクションの展開(ごみの分別、使い捨てプラスチックの使用削減、食品ロス削減を推進)
 - 新たな環境ビジネスの創出支援**
循環経済の移行、3R+Renewableに資する環境ビジネスの促進や取組への支援(サーキュラーエコノミーを推進する事業)
 - 関係産業・学術機関等との連携体制の構築を推進**
ア 排出者等への講習会、(準)多量排出事業者制度、産業廃棄物税制度、処理業者格付け制度の運用による事業者の育成
イ コーディネータの配置による産学官民のパートナーシップの構築(サーキュラーエコノミーを推進する事業)
 - 適正なりサイクル体制の確立**
ア 「エコ協力店いわて」による店頭回収
イ 市町村への減量化策、分別・リサイクルに関する助言等(家庭ごみ有料化・減量化研究会の開催等)
ウ 建設廃棄物、汚水処理施設汚泥やバイオマス等の3Rと**適正処理**を推進
エ 岩手県食品ロス削減計画による取組の推進(食べきり協力店の普及・拡大等)
オ 市町村等による**製品プラスチックの分別収集・再商品化を促進**
カ 各種リサイクル法(容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法等)による**適正なりサイクル**を推進
キ 循環型地域社会の形成に関する条例等による取組を推進(「岩手県再生資源利用製品認定制度」の推進等)
 - 海岸漂着物対策地域計画に基づく取組**
ア 漁業者等の関係者と協力・連携し、**海岸漂着物等の円滑な回収・処理**を推進
イ **流域圏が一体となった環境保全活動やプラスチックごみの削減等3Rの推進**
ウ 海岸漂着物等の発生抑制に向けた**普及啓発や環境学習**
- 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進**
 - 地域の実情にあったごみ処理の推進体制の確保**
地域の実情に即した**効率的なごみ処理体制の構築**(6ブロック体制のごみ処理広域化の推進、エネルギー拠点としての整備)
 - 産業廃棄物処理体制の確保**
ア 適正な処理に必要な**産業廃棄物の処理施設を確保**
イ **公共圏による産業廃棄物処理施設の円滑な運営を推進**(国交付金事業)
 - 災害に備えた廃棄物処理体制の構築**
災害廃棄物処理計画の策定、各種災害を想定した計画の点検・見直しの促進、自治体の人材育成等
- 廃棄物の適正処理の推進**
 - 適正処理の推進に向けた産業廃棄物の監視体制の確保**
ア **不適正処理防止のための必要な監視**(産廃Gメンによる監視指導、ドローンの活用、重点的なパトロール等)、指導等を実施
イ 循環型地域社会の形成に関する**条例による不適正処理対策等の制度を的確に運用**(格付け認定制度等)
 - PCB 廃棄物の適正処理の推進**
PCB 廃棄物の期限内処理の推進等
 - 放射性物質汚染廃棄物処理の実施**
放射性物質汚染廃棄物の処理に係る**助言指導**(国の処理加速化事業)

第四次岩手県循環型社会形成推進計画

(第六次岩手県廃棄物処理計画)

(第二次岩手県ごみ処理広域化計画)

[最終案]

令和〇年〇月

目次

＜この計画で用いられているキーワード＞	1
＜この計画における法令の略称＞	5
第1章 計画策定の趣旨	6
第1節 計画の趣旨	6
第2節 計画の性格	7
第3節 計画の期間	8
第2章 循環型地域社会の形成に係る現状と課題	9
第1節 資源循環の概況（物質フロー）	9
第2節 一般廃棄物（ごみとし尿）	11
1 ごみの排出の状況	11
2 ごみの循環的利用	14
3 ごみの適正な処理	15
4 ごみの広域的処理	17
5 ごみ処理事業	17
6 し尿の処理	18
7 前計画の目標達成状況	19
(1) 目標達成状況	19
(2) 課題	20
第3節 産業廃棄物	21
1 産業廃棄物の排出・処理の状況	21
(1) 種類別の排出量	21
(2) 処理フロー	22
(3) 本県の代表的な産業廃棄物	23
(4) 不適正処理の現状	25
2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況	26
3 産業廃棄物処理施設の設置状況	26
4 産業廃棄物処理における公共関与	27
(1) 廃棄物処理センターの運営状況	27
(2) 次期産業廃棄物最終処分場の整備	28
5 前計画の目標達成状況	28
(1) 目標達成状況	28
(2) 課題	29
コラム 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案	30
第4節 循環型地域社会の形成を推進するビジネス・技術	32
第5節 廃棄物分野における温室効果ガスの削減	32
第6節 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保	33
第7節 放射性物質汚染廃棄物等の処理	34
第3章 目指す姿	35

第1節	目指す循環型地域社会の姿	35
1	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	36
	(1) 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換	36
	(2) 新たな環境ビジネスの創出支援	36
	(3) 関係産業・学術機関等との連携体制の構築	36
	(4) 適正なりサイクル推進体制の確立	36
	(5) 海岸漂着物対策地域計画に基づく取組	36
2	災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	37
	(1) 地域の実情に即した効率的なごみ処理体制の構築	37
	(2) 万全な災害廃棄物処理体制の構築	37
	(3) 廃棄物処理施設の設置の最適化	37
3	廃棄物の適正処理	37
	(1) 適正処理の推進に向けた産業廃棄物の監視体制の確保	37
	(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理	38
	(3) 放射性物質汚染廃棄物処理の実施	38
第2節	目標	38
1	廃棄物の将来予測	38
	(1) 一般廃棄物の将来予測	38
	(2) 産業廃棄物の将来予測	39
2	一般廃棄物に関する目標	42
	(1) リサイクル率	42
	(2) エコ協力店いわて認定店等による店頭資源回収量	42
	(3) 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量、県民一人1日当たり事業系ごみ排出量、最終処分量	42
3	産業廃棄物に関する目標	43
	(1) 産業廃棄物排出量	43
	(2) 再生利用率	43
	(3) 最終処分量	43
	(4) 自県内処理率	44
4	廃棄物の不適正な処理の防止等に関する目標	44
5	資源循環に関する目標《参考指標》	44
6	本計画の目標の一覧	45
第4章	施策の展開方向	46
第1節	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進	46
1	環境負荷の少ないライフスタイルへの転換の推進	46
	(1) 各主体と連携した循環型地域社会形成施策の推進	46
	(2) ごみの発生・排出の抑制、循環的利用の推進	46
	(3) 廃棄物分野における脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	48
2	新たな環境ビジネスの創出支援	49

3	関係産業・学術機関等との連携体制の構築の推進	49
(1)	各種研修会の開催による適性処理の推進	49
(2)	各種制度の活用による支援	49
4	適正なりサイクル推進体制の確立	50
(1)	一般廃棄物に関する施策	50
(2)	産業廃棄物に関する施策	50
(3)	その他の個別のリサイクル法等による取組の推進	52
(4)	循環型地域社会の形成に関する条例等による取組の推進	54
5	海岸漂着物対策地域計画に基づく取組の推進	56
	コラム 海岸漂着物の概要と県の取組	57
第2節	災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進	58
1	地域の実情にあったごみ処理の推進	58
(1)	ごみの適正処理の推進	58
(2)	ごみの広域的処理の推進	58
(3)	し尿処理及び生活雑排水対策の推進	59
2	災害に備えた廃棄物処理体制の構築の推進	60
(1)	平時における災害廃棄物対策の推進	60
(2)	災害発生時における災害廃棄物対策の推進	60
3	産業廃棄物処理体制の確保	61
(1)	産業廃棄物処理施設の適正な設置等の促進	61
(2)	廃棄物処理センターの健全な運営	61
第3節	廃棄物の適正処理の推進	62
1	適正処理の推進に向けた監視体制の確保等	62
2	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進	62
3	放射性物質汚染廃棄物等の処理の実施	63
第5章	循環型地域社会の形成に向けた各主体の役割	63
第1節	県民の役割	63
第2節	事業者の役割	63
第3節	市町村の役割	64
第4節	県の役割	64
第6章	計画の推進	65
第1節	進行の管理	65
第2節	進捗状況の公表	65

<この計画で用いられているキーワード>

循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムです。この経済システムでは、例えば、環境配慮設計や修理等により製品等の長寿命化、再利用、リサイクル等が促進され、資源が可能な限り効率的かつ循環的に利用され、天然資源利用や廃棄物が減少します。また、資源を効率的かつ循環的に活用することは、「環境と成長の好循環」につながる新たなビジネスの創出等を通じて、それ自体が価値の源泉となるため、循環経済への移行は地域経済の成長を促す新たな機会ともなり得ます。

デカップリング

「分離を意味」する言葉です。環境分野で用いる場合は、環境負荷の増加率が経済成長の伸び率を下回っている状況を表します。資源消費量及び環境影響と経済活動とをそれぞれデカップリング（切り離し）しながら、経済成長と環境保全を両立させ、「ウェルビーイング/高い生活の質」を向上させることが循環経済の目的となります。

SDGs

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称で、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを基本方針としています。

また、SDGsの17のゴールはそれ自体では関連性を持ちませんが、2030年アジェンダでは地球環境時代の行動規範を目指して、経済・社会・環境の3層が理念構成の柱とされていることから、17のゴール群を、「経済・環境・社会」の観点から関連付け並べ替えた先導的事例も示されています。

県では、この計画の推進に当たり、SDGsの各ゴールや「経済・環境・社会」との関連性も意識しながら、他分野と連携して統合的に施策を展開していくこととしています。



【図：SDGs ロゴ・アイコン¹（左）とSDGs ウエディングケーキモデル²（右）（SDGsの各ゴールを経済・社会・環境で関連付け）】

ネイチャーポジティブ

「自然再興」を意味する言葉です。「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。令和4年12月に生物多様性の世界目標として、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。その令和10年ミッションとして、「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」という考え方が掲げられています。

ネット・ゼロ

正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉です。再生可能エネルギーの導入や省エネにより、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動などの取り組みで吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指します。

廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、また他人に有償売却できないため不要になった固形状又は液状のもの」をいい、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。

（産業廃棄物）

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥など廃棄物処理法で定められた20種類のをいい、すべての業種に共通するもの（燃え殻、汚泥など）と特定の業種に限定されるもの（紙くず、木くずなど）があります。

産業廃棄物の処理責任は排出者にあり、自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理することになります。

（一般廃棄物）

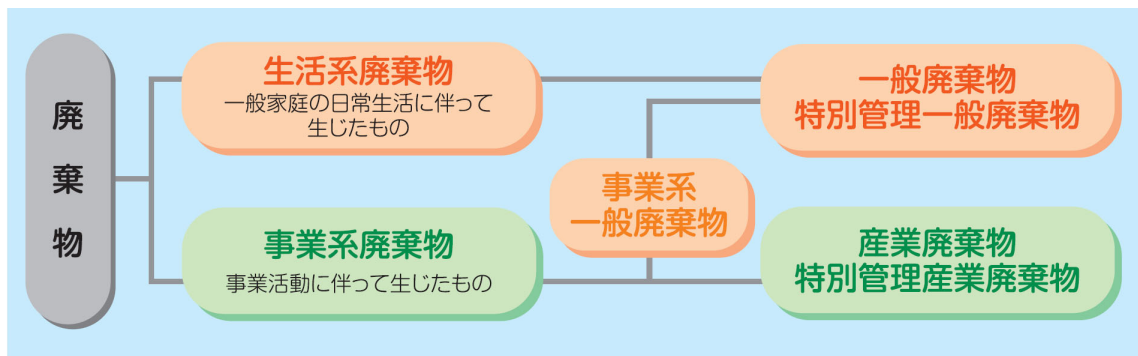
一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、日常生活に伴って排出される生活系廃棄物（ごみ、し尿）と事業活動に伴って排出される廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物（事業系一般廃棄物）をいいます。事業系一般廃棄物には、事務所、商店等から排出される紙くず等があります。

市町村は、一般廃棄物の処理に関する計画を定め、計画に従って、生活環境の保全上支障が生じないように収集、運搬、処分をしなければなりません。

¹ 国際連合広報センターホームページ (https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/) から引用

² ストックホルム・レジリエンス・センターホームページ (<https://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>) から一部加工の上引用

なお、事業者は、事業活動に伴って排出するすべての廃棄物について処理責任があります。



(岩手県「産業廃棄物の適正処理のために」(令和7年度)から抜粋)

3 R + Renewable

3 R (リデュース (発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再生利用)) に再生不可能な資源への依存度を減らし再生可能資源に置き換える Renewable (リニューアブル) を加えたもの。「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月)の中に掲げられた基本原則です。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことを言います。なお、食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれます。

災害廃棄物

環境省の「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成30年3月)によると、自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するものを指します。

国の「国土強靱化基本計画」(令和5年7月)では、「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避することが目標に掲げられています。

災害廃棄物処理体制の構築及び着実な処理のためには、災害廃棄物処理計画の策定、一般廃棄物処理施設の早期強靱化、関係団体・他の地方公共団体・環境省の地方環境事務所等との連携体制の構築、職員の研修・訓練等の事前の備えにより、多くの大規模災害について地方公共団体レベルで一般廃棄物の処理を適正に継続し、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制を構築していくことが求められます。

(モノの) ライフサイクル

経済社会の物質フローについて、資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階を指します。

これまでは、自然から大量の資源を取り出し、大量に生産・消費して、不要となったも

のを大量に廃棄することで経済発展がもたらされてきましたが、資源需給のひっ迫や環境破壊を引き起こすなど、さまざまな問題が生じています。

今後は、経済全体を「量から質へ」転換し、「必要なモノ（サービス）を、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、現在の経済社会の物質フローを、環境保全上の支障が生じないことを前提にライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うフローに最適化していくことを目指していく必要があります。

海洋ごみ

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号）では、「海洋ごみ」を「漂流ごみ等」（沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物）と「海岸漂着物等」（海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物並びに漂流ごみ等）に分類しています。

海洋ごみは海洋生物や漁業、観光等に影響を与え、近年ではマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されています。

<この計画における法令の略称>

この計画に掲げる法令については、本文中において、次のとおり略称を使用して記載しています。

法令の名称（法令番号）	略称
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	廃棄物処理法
循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）	循環型社会形成推進基本法
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）	プラスチック資源循環促進法
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）	容器包装リサイクル法
特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）	家電リサイクル法
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）	小型家電リサイクル法
食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）	食品ロス削減推進法
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）	食品リサイクル法
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）	自動車リサイクル法
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）	海岸漂着物処理推進法
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（平成13年法律第65号）	P C B 特措法
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）※	産廃特措法
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）	放射性物質汚染対処特措法

※令和5年3月31日に失効

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の趣旨

これまで我が国では、数次にわたる廃棄物処理法の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等を行い、廃棄物の適正な処理に取り組んできました。

また、平成12年には循環型社会形成推進基本法が制定されたことに伴い、同法第15条第1項に基づく「循環型社会形成推進基本計画」を策定して、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減される循環型社会の形成に向けて、関連施策を推進してきました。

本県においても、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に即して、「岩手県廃棄物処理計画」（第一次計画期間：平成13年度～平成17年度、第二次計画期間：平成18年度～平成22年度）を定めるとともに、循環型地域社会の形成に関する条例や岩手県産業廃棄物税条例等を制定し、廃棄物の発生抑制及び循環的利用並びに適正処理に関する取組を進めてきました。

第三次岩手県廃棄物処理計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）については、廃棄物処理計画としての性格に加え、国の循環型社会形成推進基本計画の策定を受けて、事業者等によるゼロエミッション化をはじめとする3Rの取組や、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携して循環型社会形成を推進し、将来の世代も持続可能な発展ができるようにするため、岩手県循環型社会形成推進計画として策定しました。

第四次岩手県廃棄物処理計画（第二次岩手県循環型社会形成推進計画。計画期間：平成28年度～令和2年度）については、廃棄物の排出動向や将来推計を踏まえながら、引き続き、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に取り組むとともに、東日本大震災津波による新たな課題の解決を図ることや教訓を活かした施策の展開を図るための基本計画として策定しました。

第五次岩手県廃棄物処理計画（第三次岩手県循環型社会形成推進計画・岩手県ごみ処理広域化計画）については、頻発する自然災害に対応するための廃棄物処理体制の強化、脱炭素社会の形成推進や、海洋ごみへの対応など、次々と生じる多様な課題について、実効的な施策の展開を図るための基本計画として策定しました。

国において、第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）に基づく施策の実行により、循環経済への移行を進めようとしているところであり、地域においてもネット・ゼロ、ネイチャーポジティブと循環経済の統合的取組を進めることが重要になっています。

また、「食べられるにもかかわらず捨てられる」食品ロスや食品廃棄物、海洋環境を含む生態系への深刻な影響が懸念されるマイクロプラスチックなどの問題に加え、気候変動が進行する中で気象災害が頻発化・激甚化しており、令和元年東日本台風、令和6年能登半島地震や令和7年大船渡市大規模林野火災などの様々な形態の自然災害などによ

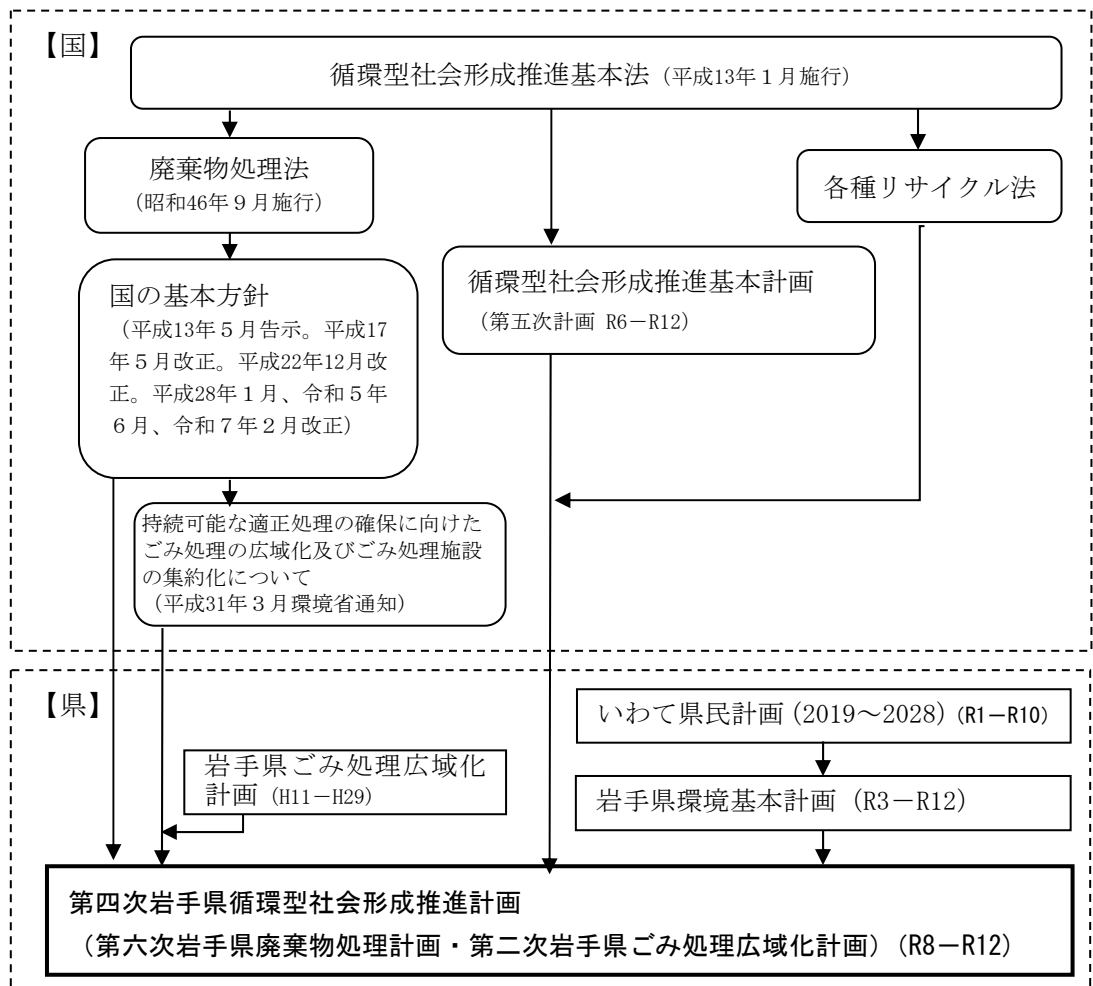
り発生する大量の廃棄物の処理など、多様な問題に対応するための取組を進めて行く必要があります。

第六次岩手県廃棄物処理計画（第四次岩手県循環型社会形成推進計画・第二次岩手県ごみ処理広域化計画）は、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる「一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手」の実現を目指しながら、循環経済への移行のための取組により、環境・経済・社会の一体的向上による持続可能な「循環型地域社会」を構築し、これらの課題を解決するための実効的な施策の展開を図るための基本計画として作成したものです。

第2節 計画の性格

本計画は、次のとおり関係法令に基づいたものであるとともに、本県の循環型地域社会の形成に関する施策を実行していくための部門計画としての性格も併せ持っています。

- ① 循環型社会形成推進基本法第10条の規定に基づく循環型社会の形成に向けた施策等を盛り込んだ基本計画です。
- ② 廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づく本県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画です。
- ③ 「いわて県民計画（2019～2028）」及び「岩手県環境基本計画」を踏まえた廃棄物処理を含む循環型地域社会の形成に関する部門計画です。
- ④ 平成31年3月環境省通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」により都道府県知事が策定することとされた「ごみ処理広域化・集約化計画」です。



第3節 計画の期間

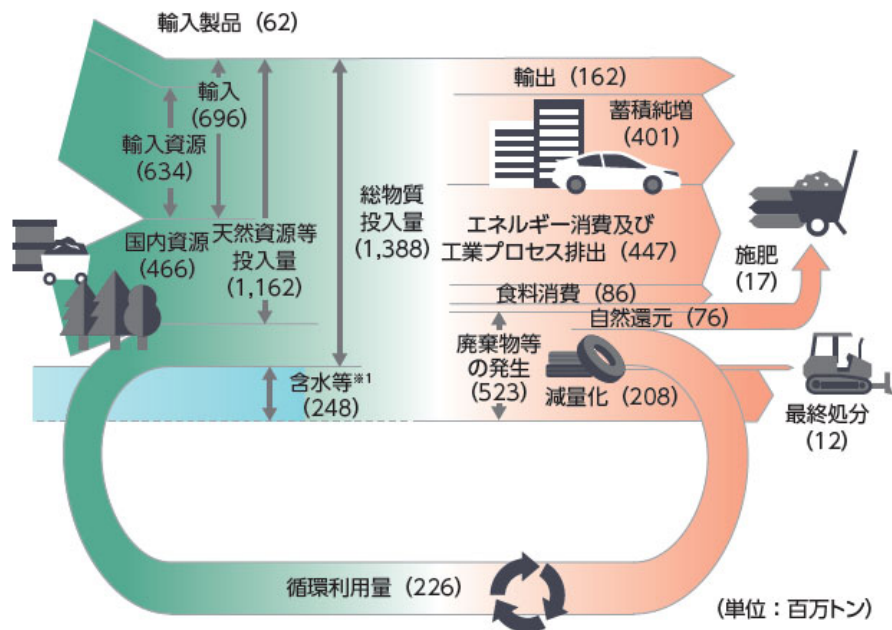
国の循環型社会形成推進基本計画や岩手県環境基本計画の計画期間を踏まえるとともに、前計画を引き継ぎ、令和8年度から令和12年度までとします。

第2章 循環型地域社会の形成に係る現状と課題

第1節 資源循環の概況（物質フロー）

循環型社会の形成を推進するためには、経済社会において、どれだけ資源が採取、消費、廃棄され、再び資源として循環しているか、という物質の流れ（以下「物質フロー」という。）を把握することが必要です。

我が国の令和4年度における物質フロー図³の概要は、図1のとおりです。



【図1 令和4年度の我が国における物質フロー図（令和7年度版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書）】 図中※1は脚注参照⁴

令和4年度に国内で採取された資源は466百万トン、輸入は696百万トン、両者を合わせた天然資源等投入量⁵は1,162百万トンになっており、廃棄物等の循環利用量（226百万トン）と合わせた総物質投入量は1,388百万トンになっています。

国の循環型社会形成推進基本計画の取組指標である資源生産性⁶、循環利用率⁷（入口、

³ 物質フロー図 資源の投入から生産、廃棄までを一連の流れとしてとらえ、移出、移入の総量を把握し、「物質の流れ」を示すもの。国の「循環型社会形成推進基本計画」において国全体の物質フローが示されています。

なお、物質フローは、資源の消費を抑制し循環的利用を進めていくという、循環型社会の物の流れを表す指標として、国の循環型社会形成推進基本計画で用いられていますが、物質フローの算定方法については、まだ確立された技法はなく、これを単純に開放系の物流構造である県に適用することは、実態を正確に把握できるかとの課題もあることから、今後国や他の自治体の動向も見ながら検討していくことにしています。

⁴ 含水等 廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）

⁵ 天然資源等投入量 天然資源等投入量とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指します。

⁶ 資源生産性（＝GDP／天然資源等投入量） 国の「循環型社会形成推進基本計画」において示されている指標で、一定量当たりの天然資源等投入量から生じる実質国内総生産を算出することによって、産業や人々の生活がいかにかを有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す指標です。

⁷ 循環利用率（入口側＝循環利用量／総物質投入量（循環利用量＋天然資源等投入量）、出口側＝循環利用量／廃棄物等の発生量） 国の「循環型社会形成推進基本計画」において示されている指標で、入口側の循環利用率は、社会に投入される資源（天然資源等投入量）のうち、どれだけ循環利用（再使用・再生利用）された資源が投入されているかを表す指標です。出口側の循環利用率は、廃棄物等発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標です。

出口)及び最終処分量は、令和4年度には、資源生産性が47.5万円/トン(令和12年度目標60.0万円/トン)、入口側の循環利用率が16.3%(令和12年度目標19%)、出口側の循環利用率が43.3%(令和12年度目標44%)、最終処分量が12.5百万トン(令和12年度目標11百万トン)となっています。

本県における循環型社会の形成を推進するためには、国と同様に物質フローを把握することが必要であることから、この計画においては、前計画に引き続き、国の物質フローに準じて、本県における物質フローを作成しました(図2)。

なお、本県の物質フローの特徴は次のとおりです。

■「入口」の指標：資源生産性

本県の令和5年度における資源生産性は29万8千円/トンで、平成30年度(18万5千円/トン)より増加している一方で、令和4年度の全国値45.8万円/トンと比較すると本県は3分の2以下となっています。

これは、岩石・砂利や石灰石などの投入される資源の量が多く、生産された製品やサービスの付加価値が低いことが影響しており、本県の産業構造の特徴を反映した結果になっているものと思われます。

■「循環」の指標：入口側の循環利用率、出口側の循環利用率

本県の令和5年度における入口側の循環利用率は23.0%で、平成30年度(18.5%)より4.5ポイント上昇しています。これは、入口側の循環利用率の分子となる循環利用量が微減である一方、分母となる総物質投入量が大幅に減少していることによります。東日本大震災津波からの復興工事等の減少により、岩石・砂利等の天然資源等投入量が大幅に減少したことに起因していると考えられます。

また、本県の入口側の循環利用率は、令和4年度の全国値16.5%と比較すると、6.5ポイント高くなっています。これは、本県は畜産農業が盛んであり、家畜排せつ物の循環利用量が多いことが影響しているものと思われます。

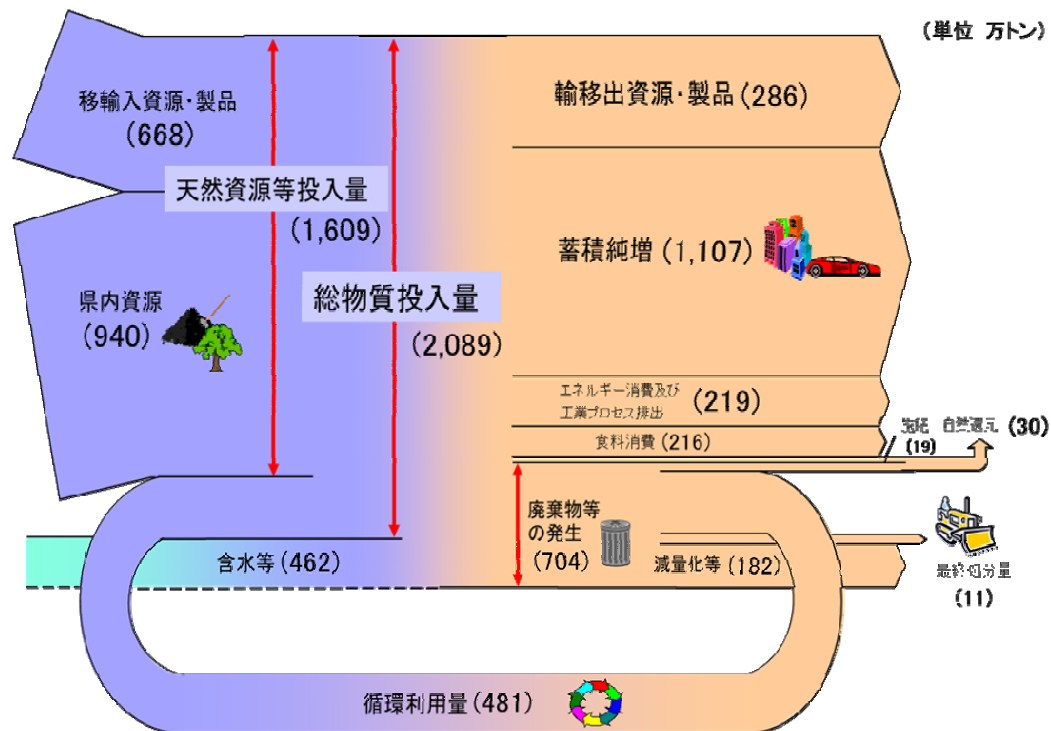
次に、出口側の循環利用率を見ると、令和5年度は68.3%で平成30年度(67.3%)より1.0ポイント上昇しています。出口側の循環利用率の分母となる廃棄物等の発生量、分子となる循環利用量ともに減少しています。

また、本県の出口側の循環利用率は、令和4年度の全国値44.0%と比較すると、24.3ポイント高くなっています。これも、本県は畜産農業が盛んであり、家畜排せつ物の発生量及び循環利用量が多いことが影響しているものと思われます。

■「出口」の指標：最終処分量

本県の令和5年度における最終処分量は11万トンで、平成30年度より1万トン減少しています。最終処分率でみると、令和5年度は最終処分率は1.6%で、平成30年度より0.1ポイント高くなっていますが、令和4年度の全国値と比較すると低い水準を維持しています。

この計画に記載している取組の推進や県民、事業者、県、市町村をはじめとした多様な主体がその役割を果たしていくことにより、循環利用が拡大するとともに、最終処分量の削減や天然資源投入の抑制が促進されることが期待されます。



【図2 本県の物質フロー (令和5年度)】

【表1 本県及び国の資源生産性、循環利用率及び最終処分量】

	岩手県			全国値
	H25年度	H30年度	R5年度	R4年度
資源生産性 (万円/トン)	17.4	18.5	29.8	45.8
循環利用率 (%)	25.9	18.0	23.0	15.4
最終処分量 (万トン)	38	12	11	1,200

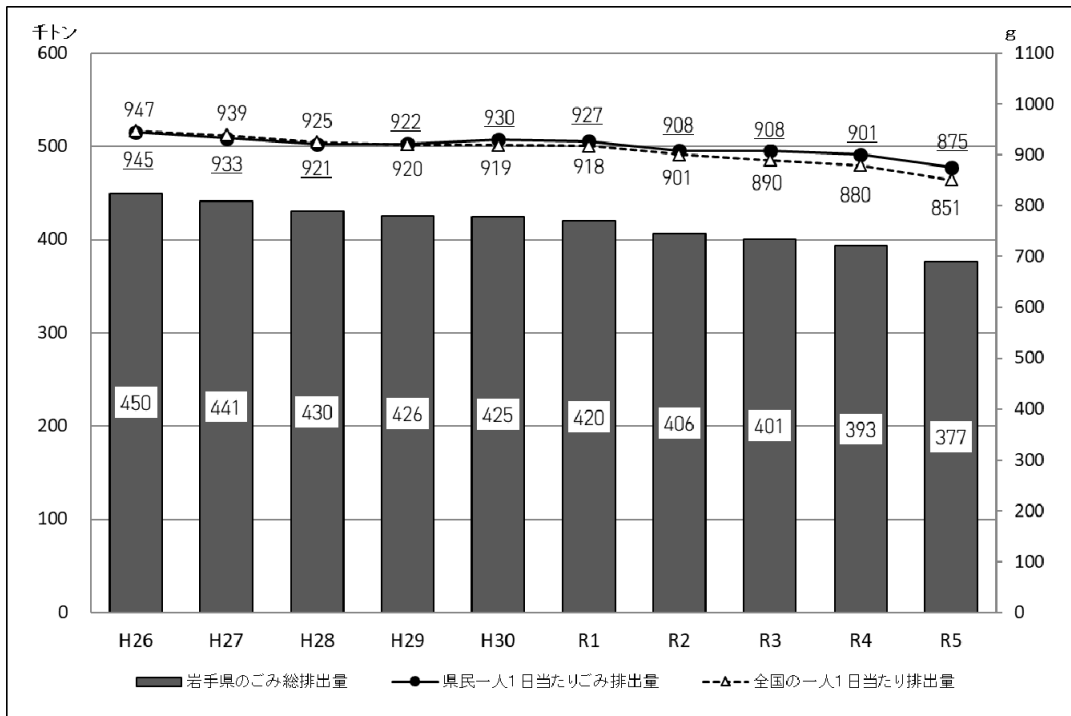
第2節 一般廃棄物 (ごみとし尿)

1 ごみの排出の状況

令和5年度に県内の市町村から排出されたごみの総量 (総排出量=収集ごみ+直接搬入量+集団回収量) は、約37万7千トンで、このうち家庭から排出された生活系ごみは約26万1千トン、スーパーなどの小売店や事業所等から排出された事業系ごみは約11万6千トンでした。平成26年度以降、ごみ排出量は減少が継続しています (図3)。

また、県民一人1日当たりごみ排出量は、平成26年度をピークに減少傾向となっており、令和5年度における県民一人1日当たりごみ排出量は875グラムで、令和5年

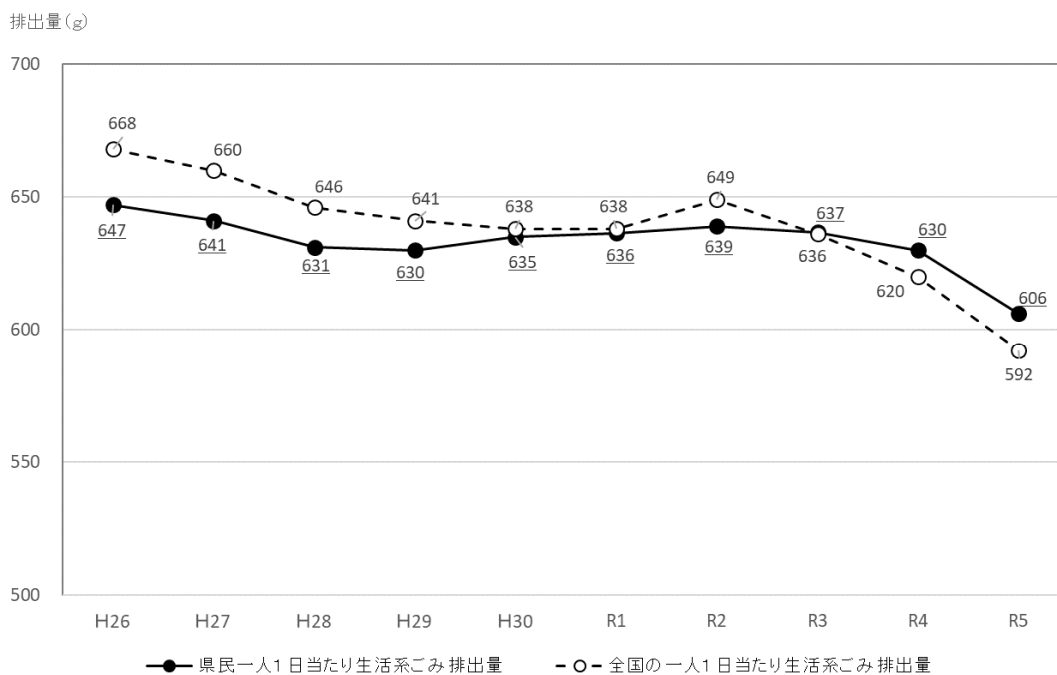
度の全国平均 851 グラムを上回っています（図 3）。



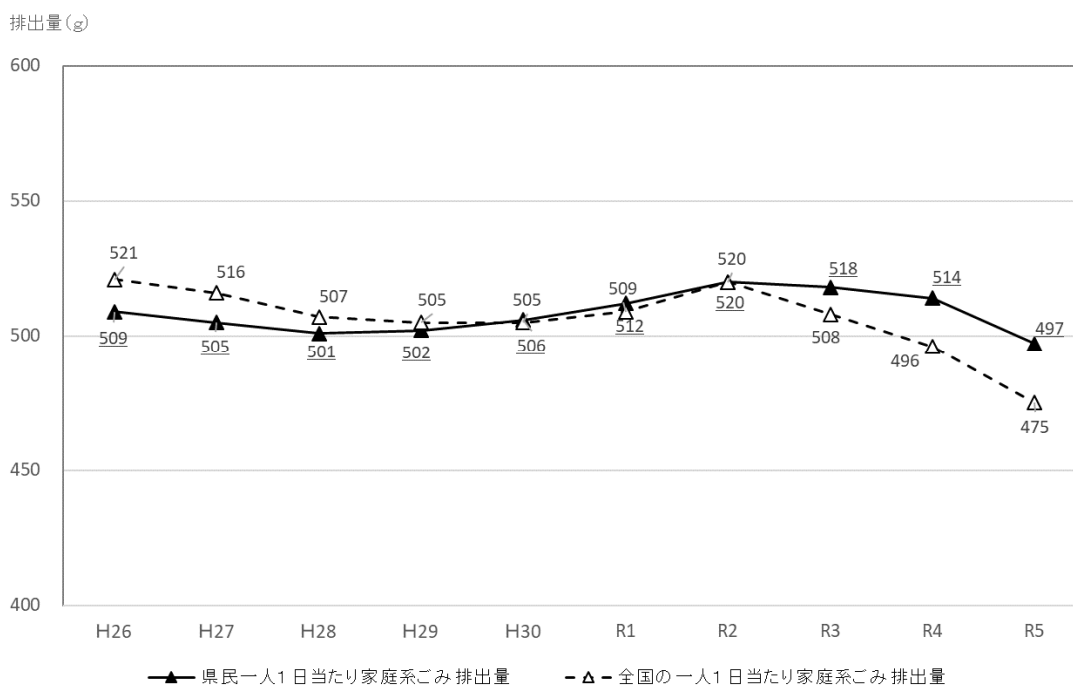
【図 3 ごみ排出量等の推移】

令和 5 年度における県民一人 1 日当たり生活系ごみ排出量は 606 グラムでした（図 4）。さらに、令和 5 年度における「県民一人 1 日当たり家庭系ごみ排出量」（生活系ごみ排出量から、集団回収量及び資源ごみ排出量を除いた量。いわて県民計画（2019～2028）の指標）は 497 グラムであり、令和 2 年度をピークに減少傾向にあります（図 5）。

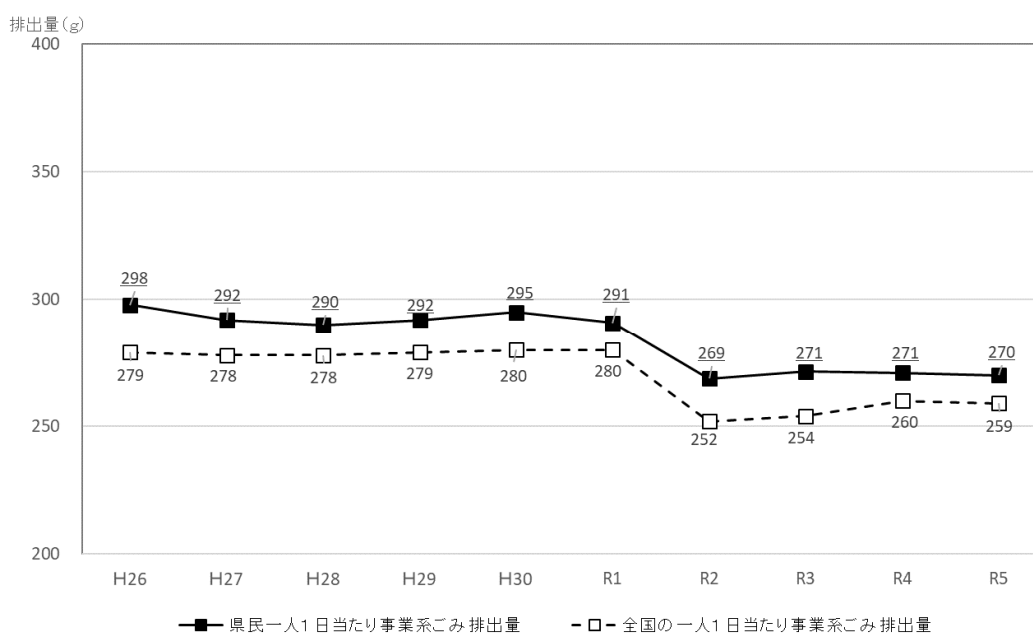
令和 5 年度における県民一人 1 日当たり事業系ごみ排出量は 270 グラムであり、前計画で設定した令和 7 年度の目標値 271 グラムを下回っています。令和 2 年度に低下後、ほぼ横ばいで推移していますが、この要因としては、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会情勢の変化が考えられます（図 6）。



【図4 県民一人1日当たり生活系ごみ排出量の推移】



【図5 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移】



【図6 県民一人1日当たり事業系ごみ排出量の推移】

循環型地域社会の形成を推進するためには、県民、事業者、市町村、県、国等をはじめとした多様な主体が、積極的に連携して3Rの取組を進めることが重要です。

2 ごみの循環的利用

市町村等によって収集されたごみのうち、資源として再生利用された量（以下「リサイクル量」という。）は、令和5年度は約6万2千トンで、ごみ処理量全体に占める割合（以下「リサイクル率」という。）は16.4%でした。ここ数年、リサイクル量・リサイクル率ともに低下傾向が続いており、前計画で設定した令和7年度の目標値23.0%に及ばない状況にあります（図7）。

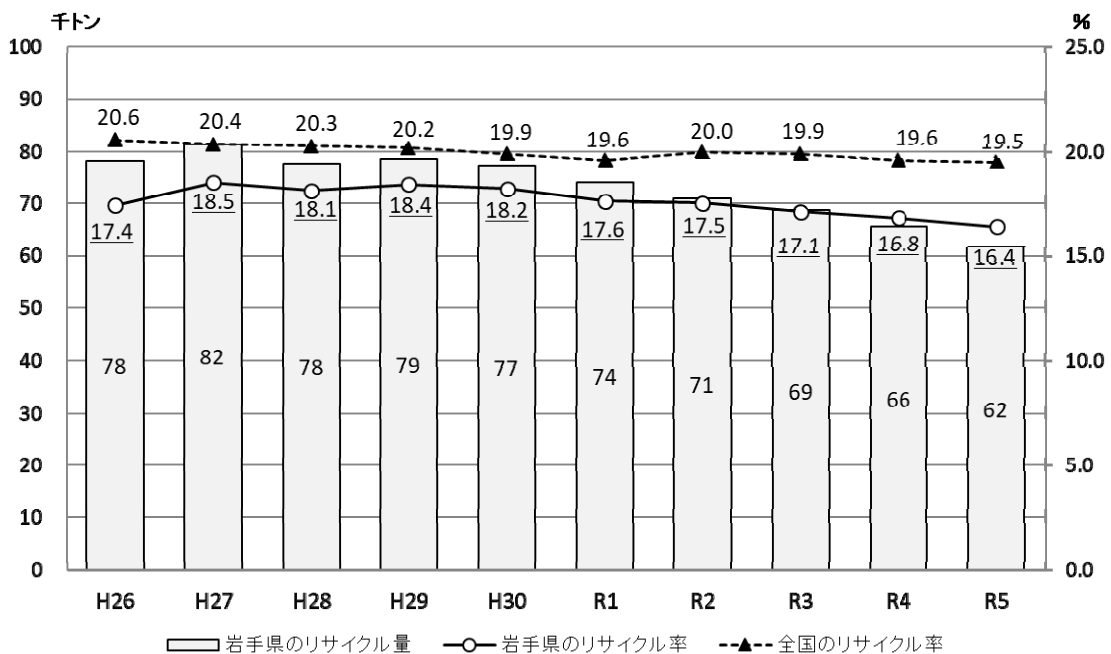
市町村等における分別収集品目数は以前よりも増えており、ペットボトルや食品トレイ以外のプラスチック製容器包装類及び製品プラスチック、紙パック以外の紙製容器包装類、使用済小型家電、廃食用油等を分別収集する取組が進められています。

なお、これらの回収資源は、ペットボトルについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のリサイクルルートに乗り、卵パックやユニフォーム等の衣類、飲料容器回収ボックス等のプラスチック製品にリサイクルされます。プラスチック製容器包装類については、材料リサイクルとして再生樹脂や物の運搬時に使用するプラスチック製パレット、ケミカルリサイクルとして高炉還元剤等に利用されます。紙製容器包装類については、段ボールや板紙、固形燃料等にリサイクルされます。生ごみは、県内の一部の市町村等において回収が行われており、堆肥化やメタン発酵によるエネルギー回収等が行われています。古着は、県内の一部の市町村等において回収が行われており、工場で使用されるふきんやクッション中詰材等にリサイクルされています。

使用済小型家電は、国の認定事業者により分解・破砕され、金属の種類やプラスチックごとに選別され、金属精錬事業者により金属資源としてリサイクルされます。

一方で、紙パックやペットボトル、古紙などをスーパー等の小売店において回収する店頭資源回収の取組が広がっており、その利便性から行政回収だけではなく店頭資源回収を利用する県民も増えていることから、行政回収量に基づくリサイクル率が低下傾向となっているものと推察されます。

一方、事業系ごみは、リサイクルのルートが確立されていないことや処理料金が産業廃棄物と比べて安価に設定されていることなどにより、リサイクルされずに焼却や埋立処分される場合が少なくありません。このような状況を踏まえ、ごみの循環的利用を一層推進する必要があります。



【図7 リサイクル率等の推移】

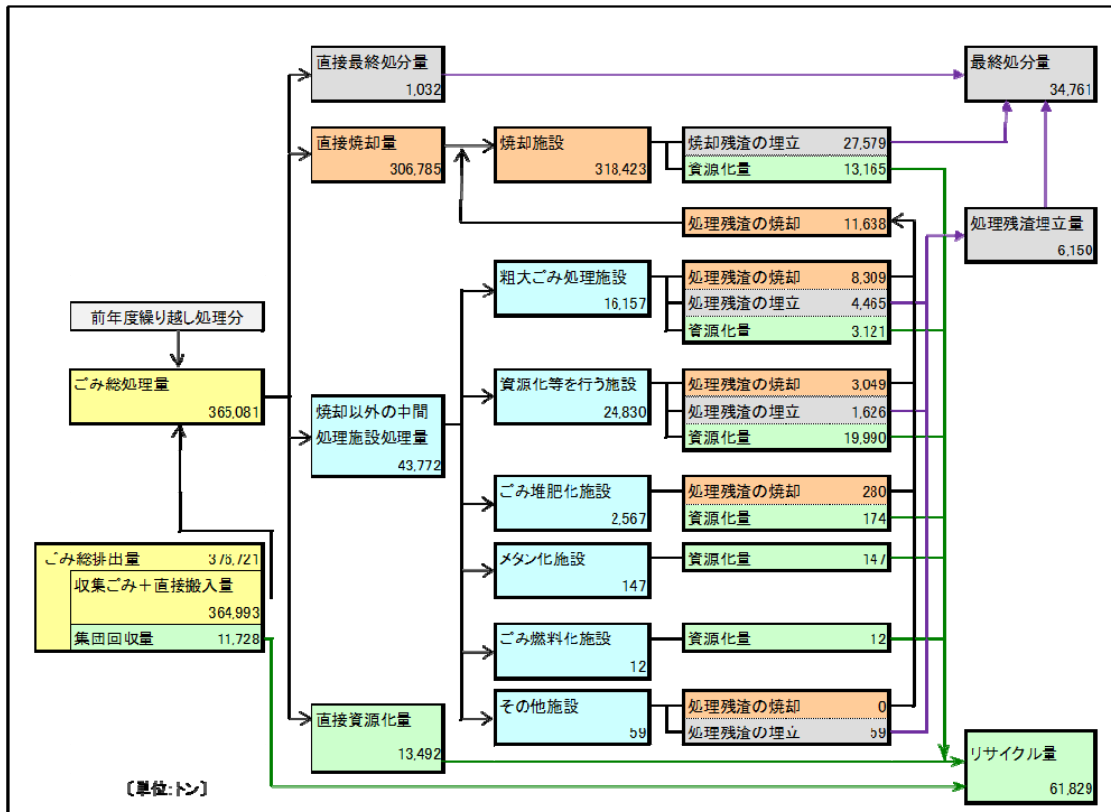
3 ごみの適正な処理

令和5年度の収集量約36万5千トンのうち、約31万8千トンが焼却施設で焼却処理されています(図8)。ごみの焼却処理や最終処分は、環境に大きい負荷を与えるものであり、削減が必要です。令和5年度における焼却・最終処分の処理量(焼却残さ埋立量及び焼却施設資源化量を除いた量)は、県全体では約31万2千トンで、県民一人1日当たりの処理量は726グラムでした。一人1日当たり処理量は、低下傾向で推移しています。

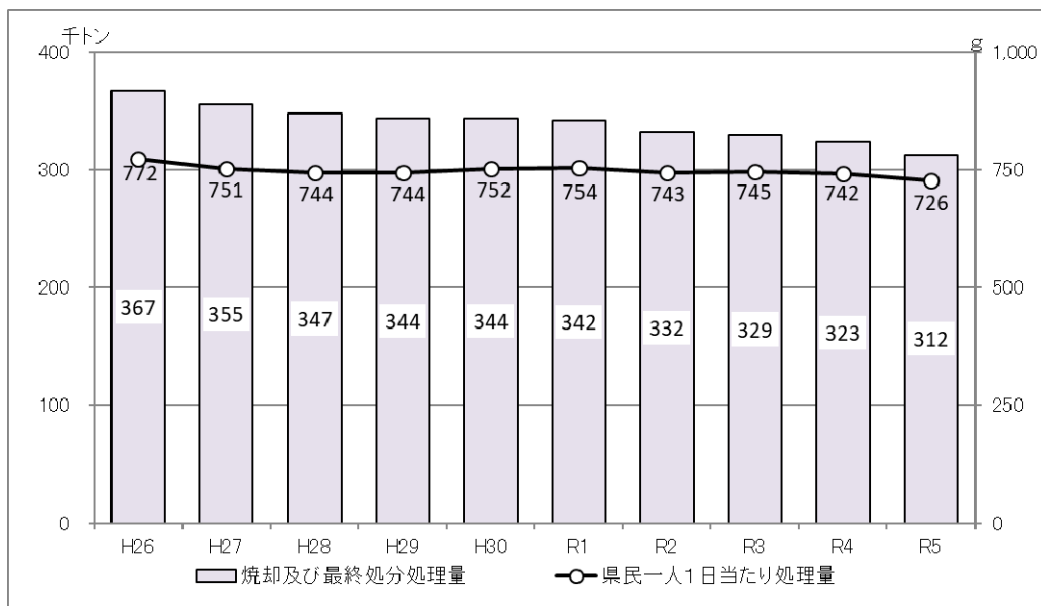
直接埋立処分される量は、令和5年度は約1千トンで、近年は低下傾向で推移しています。また、焼却灰や中間処理残さの埋立量も含めた最終処分量は約34.8千トンとなっており、前計画で設定した最終処分量の令和7年度目標値35.8千トンを下回っている状況にあります。(図8、図9)

なお、県内に22箇所ある一般廃棄物最終処分場の残余容量は、徐々に減少し、令和

5年度末で約 56 万 1 千立方メートルとなっています。また、見かけ上の残余年数は、令和 5 年度において 13.2 年となりました。廃棄物の適正処理を図るためには最終処分場の確保が欠かせないことから、ごみの減量化や最終処分場の長寿命化・延命化に努めながら、地域ごとに必要となる安全かつ適正な最終処分場を今後とも継続的に確保していく必要があります。



【図 8 令和 5 年度のごみ処理フロー】



【図 9 焼却量と最終処分量等の推移】

4 ごみの広域的処理

平成 11 年 3 月に策定した「岩手県ごみ処理広域化計画」においては、廃棄物発電や熱供給など未利用エネルギーの有効利用やごみ処理経費の低減等を図るため、地域の人口やごみ処理量、運搬距離などを勘案し、県内を 6 ブロック（県央、中部、県南、沿岸中部、沿岸南部、県北）として焼却施設をブロックごとに 1 つに集約化することとし、また、焼却灰等を処分する最終処分場についても広域的な確保を図る必要があるとしています。

本県の令和 5 年度における焼却施設数は 14 施設であり、規模別にみると、100 トン/日未満が 5 施設、100 トン/日以上 300 トン/日未満が 8 施設、300 トン/日以上が 1 施設となっており、当該広域化計画策定時と比較すると施設の大規模化が進んでいます。また、大規模化に伴い、全連続運転施設が増加し、14 施設中 11 施設が全連続運転となっています。

本県の焼却施設でも余熱利用が進められ、特に発電利用している施設は 6 施設となっており、平成 10 年度と比較して増加しています。発電利用している施設は、全て全連続運転かつ 100 トン/日以上以上の規模を有しています。

県は、ごみ処理広域化計画策定後の環境変化等を踏まえ、市町村等が災害に強く持続可能なごみ処理体制を構築していくため、県内の市町村等が運営するごみ処理施設の今後の方向性に関する指針として、平成 30 年 3 月に「岩手県ごみ処理広域化指針」をとりまとめました。

その後、第三次岩手県循環型社会形成推進計画に包含する形で、「岩手県ごみ処理広域化計画」を、新計画として策定しました。

当該新計画（岩手県ごみ処理広域化計画）は、「岩手県ごみ処理広域化指針」の内容を承継し、6 ブロックでの広域化の方向性を維持しつつ、焼却施設について長寿命化・延命化を図り供用年数を伸ばすとともに、長寿命化・延命化後の性能劣化を見据えた集約化の検討を踏まえて策定しました。

各ブロックの状況を見ると、沿岸中部ブロック、沿岸南部ブロック及び中部ブロックは広域化を完了しているほか、県央ブロックでは、令和 3 年に『盛岡インターチェンジ付近』を整備予定地として選定し、ごみ処理広域化に関する事務を共同処理するため、令和 5 年 2 月 1 日に 8 市町からなる「盛岡広域環境組合」を設置するなど、集約化を進めています。

県北ブロック及び県南ブロックについては、長寿命化の考え方が打ち出されたことや、福島第一原発事故に伴う放射性物質汚染により廃棄物処理施設の整備に影響が生じていることなどから、計画策定以降の状況の変化を考慮し、長期的な方針として広域化の取組を支援する必要があります。

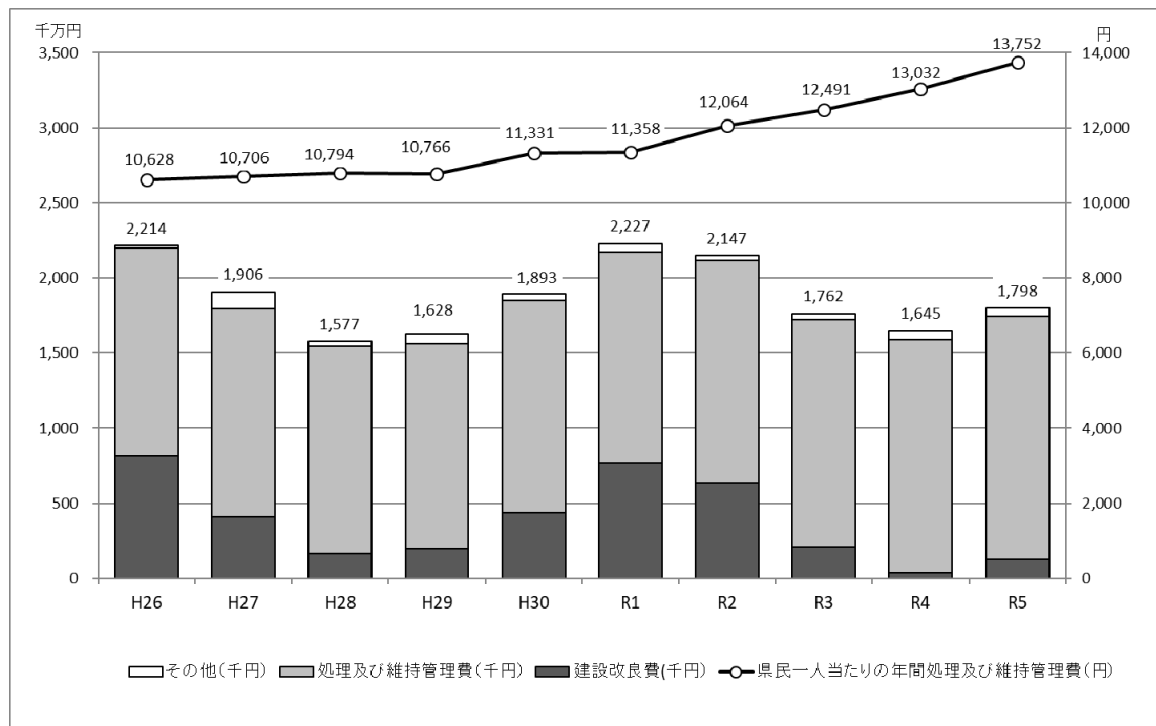
5 ごみ処理事業

令和 5 年度において県内市町村等が一般廃棄物処理事業に要した費用は約 179 億 8

千万円で、県民一人当たりでは年間 15,288 円でした。そのうち、ごみの処理及び維持管理に要した費用は 161 億 7 千万円で、県民一人当たりでは年間 13,752 円でした（図 10）。

市町村等の財政状況が厳しさを増している中、ごみ処理経費についても抑制することが求められています。市町村等は、ごみの排出抑制に取り組むとともに、環境省作成の「一般廃棄物会計基準⁸」の導入を進めるなど、ごみ処理事業に係るコスト分析を行うことにより社会経済的に効率的な事業となるよう改善していく必要があります。また、住民に対するごみ処理の経費に関する情報の提供について、一般廃棄物会計基準の導入の促進などを行いながら、一層わかりやすい形で、住民にごみ処理の経費に関する情報を提供していく必要があります。

さらに、生活系ごみ処理の有料化や事業系ごみの処理費用の適正負担化など、経済的インセンティブを活用した排出抑制と排出量に応じた負担の公平化に取り組む必要があります。



【図 10 ごみ処理事業経費の推移】

6 し尿の処理

浄化槽⁹の普及により浄化槽汚泥¹⁰の処理量は増加傾向にあります。公共下水道¹¹等

⁸ 一般廃棄物会計基準 環境省が平成 19 年 6 月に公表した一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法で、費用分析の対象となる費目の定義、共通経費などの配賦方法、減価償却方法など、標準的な分析手法を定めています。この基準を利用して、市町村が一般廃棄物処理事業にかかる部門別費用や得られた収益、事業用資産の価値を把握することにより、住民への説明責任を果たしたり、費用対効果が優れた事業への改善を行うことを期待して作成されました。

⁹ 浄化槽 汚水や雑排水を浄化処理して放流するための施設のことで、公共下水道が整備されていない地域で設置されます。汚水に加えてそのほかの生活雑排水も同時に処理するもの（浄化槽）のほか、汚水だけを処理する、いわゆるみなし浄化槽があります。

¹⁰ 汚泥 水中の浮遊している粒子状の物質が沈殿または浮上して泥状になったもの。工場排水や下水などの水処理施

の整備の進展に伴って、し尿の処理量は減少傾向にあります。令和5年度は約46万キロリットルが収集され、県内16箇所のし尿処理施設や汚泥再生処理センターにおいて適切に処理されています。

汲み取りし尿の減少量と浄化槽汚泥の増加量のバランスに留意しつつ、効率的な収集運搬区域などを考慮したし尿処理の広域化や、下水道など異なる施設での共同処理を視野に入れ、施設の更新等を計画的に進める必要があります。

また、公共下水道や集落排水処理施設等と併せた本県の「汚水処理人口普及率」は、令和5年度末で85.4%であり、全国平均93.3%（東日本大震災津波の影響で調査不能な市町村を除いた集計値）と比較して低位にあります。中山間地など人口散在地域を多く抱える本県にとっては、浄化槽が汚水処理人口普及率の向上に果たす役割が大きいことから、今後も浄化槽の整備を推進する必要があります。

7 前計画の目標達成状況

(1) 目標達成状況

- 前計画では、エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量、県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量、県民一人1日当たり事業系ごみ排出量、リサイクル率及び最終処分量について、表2のとおり目標を設定しました。
- 前計画では、計画期間の令和7年度までの目標を設定しました。
- エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量については、目標値として定める2,200トンに対し1,982トンで、目標値より218トン少ない状況にあります。
- 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量については、目標とする465グラムに対し497グラムで、目標より32グラム多い状況にあります。
- 県民一人1日当たり事業系ごみ排出量については、目標とする271グラムに対し270グラムで、目標を達成しています。
- リサイクル率については、目標とする23.0%に対し、16.4%と目標を大きく下回っています。
- 最終処分量については、目標とする35.8千トンに対し、34.8千トンで目標を達成しています。
- 目標値を掲げている項目のうち、店頭資源回収量、県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量及びリサイクル率について、令和5年度又は令和6年度時点の進捗状況から推察すると、計画最終年度（令和7年度）における目標の達成が難しい状況です。

設の沈殿槽などで水から分離された汚濁物が泥状化したものなどをいいます。

¹¹ **公共下水道** 主として市街地における下水（し尿、生活雑排水）を排除し又は処理するために、原則として市町村が管理する下水道で、汚水を排除すべき排水施設のほとんどが暗きよである構造のものをいい、最終処理場を有するものを単独公共下水道と、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道といいます。なお、流域下水道とは、2つ以上の市町村により構成する下水道であり、県が処理場と流域幹線を、市町村が行政区域内の家庭や工場からの下水を集めるための管渠を建設し維持管理を行うものをいいます。

(2) 課題

- リサイクル率が伸び悩んでいることから、分別の徹底をより一層推進する必要があります。
- 紙パックやペットボトルなどの店頭回収を利用する県民が増え、行政回収量が減少してリサイクル率の伸び悩みにつながっているものと推察されることから、民間事業者による資源の回収状況についても、今後、情報収集・把握に努めていくことが必要です。
- 市町村の特性に応じた施策を助言・提案するほか、「家庭ごみ有料化・減量化研究会」を引き続き開催し、先進事例の紹介等を通じて、市町村のごみ減量化の取組を支援する必要があります。
- 平成24年度から展開している「もったいない・いわて3R運動」や、エコ協力店いわて認定制度の普及促進、関連施策との連携を進めていく必要があります。
- 事業系ごみについては、小売店舗等をはじめ、ごみの減量化や3Rの先駆的な取組を広く周知するなど、減量化や3Rを推進する必要があります。
- 事業系ごみを引き受けるリサイクル事業者の情報を整備し、排出事業者向けに広く情報提供するほか、「岩手県再生資源利用認定製品」（以下「再生資源利用認定製品」という。）の普及を進めていく必要があります。

【表2 前計画の目標達成状況（一般廃棄物）】

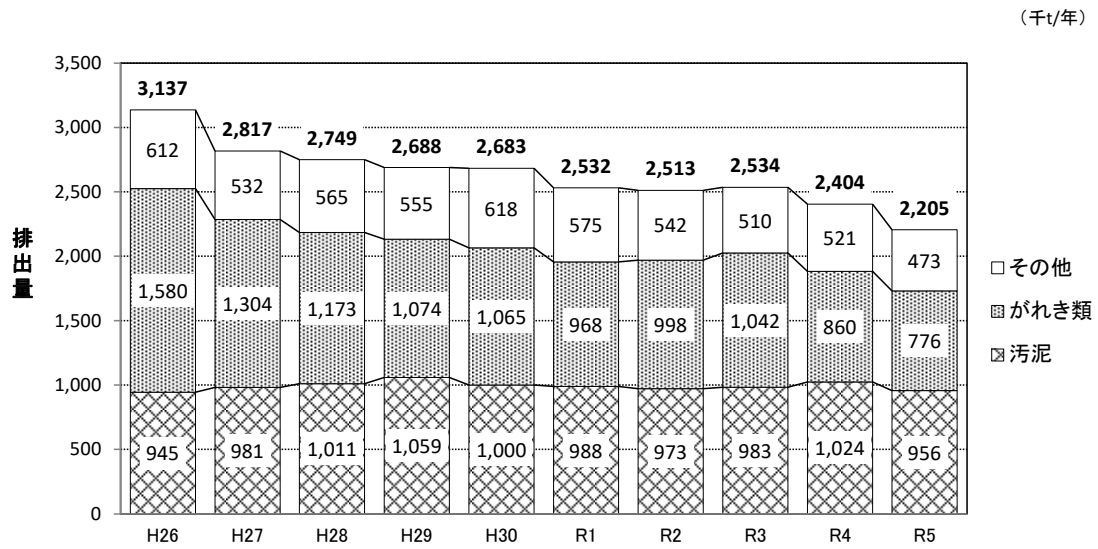
区分	目標	目標値 (R7)	実績値			
			R3	R4	R5	R6
一般廃棄物	エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量（トン）	2,200	1,823	1,408	1,832	1,982
	県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量（グラム）	465	518	514	497	—
	県民一人1日当たり事業系ごみ排出量（グラム）	271	269	271	270	—
	リサイクル率（％）	23.0	17.1	16.8	16.4	—
	最終処分量（千トン）	35.8	37.4	36.7	34.8	—

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出・処理の状況

産業廃棄物（家畜排せつ物を除く。）の排出量は、東日本大震災津波以降、復興関連工事の増大や経済活動の回復などにより増加していましたが、復興関連工事の減少等に伴い平成25年度をピークに減少に転じています。（図11）。

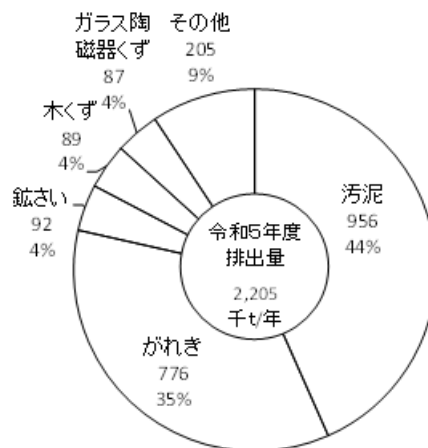
※ 図中の千トン表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入の関係で、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。



【図11 排出量（種類別）の推移】

(1) 種類別の排出量

令和5年度の1年間に岩手県内で排出された産業廃棄物の排出量は2,205千トンとなっており、種類別にみると、汚泥が956千トン(44%)で最も多く、次いで、がれき類が776千トン(35%)となっており、この2種類で全体の79%を占めています（図12）。

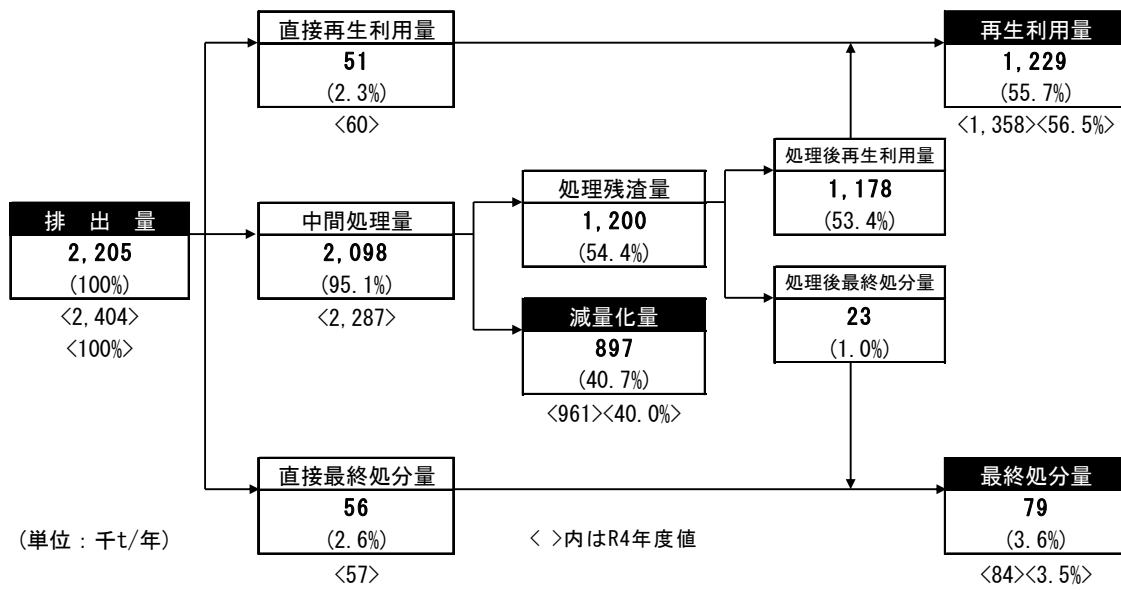


【図 12 種類別の排出量】

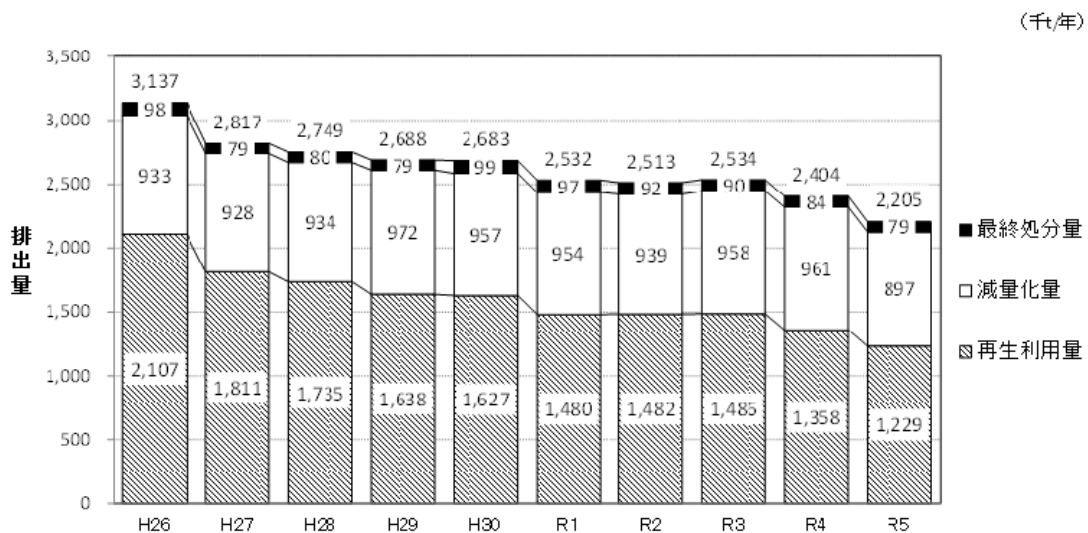
(2) 処理フロー

令和5年度における産業廃棄物の処理状況をみると、排出量2,205千トンのうち、95.1%に当たる2,098千トンが中間処理量となっており、この中間処理により897千トン(40.7%)が減量されています。

また、再生利用量は、排出量の55.7%に当たる1,229千トン、最終処分量は排出量の3.6%に当たる79千トンとなっています。(図13、図14)



【図 13 令和5年度の産業廃棄物の処理フロー】



【図 14 処理量の推移】

(3) 本県の代表的な産業廃棄物

本県において比較的排出量の多い廃棄物や今後利用の促進が重要と見込まれる廃棄物等について、個別に見ていくと、以下のような状況にあります。

ア 下水道等污水处理施設からの汚泥

下水道や浄化槽などの污水处理施設¹²及びし尿処理施設から発生する汚泥は、令和5年度は6万1千270トン発生しており、そのうち約71%が産業廃棄物に該当する下水道汚泥となっています。今後、県の人口は減少傾向と予測されており、汚泥量は横ばいか、減少する見込みとなっています。

なお、令和5年度に県内で発生した汚泥は、約85%がセメント原料や汚泥肥料原料として有効利用され、残りは焼却処理の後に埋立処分されました。

流域下水道から発生する汚泥は、主に焼却処理後にセメント原料として利用するほか、消化ガス発電などバイオマスとしての利用についても取組を進めています。

汚泥処理は、污水处理施設と同様に止めることが出来ないため、社会情勢の変化にも柔軟に対応できるよう、複数の処理方法を確保する必要があります。

また、他県では、し尿処理施設の改築・更新時期にあわせて、し尿や浄化槽汚泥の下水道などへの投入を選択肢の一つとして検討しているところもあり、し尿処理施設の改築・更新の検討に当たっては、関係者間で十分に調整を行う必要があります。

イ 建設系廃棄物（がれき類、木くず）

平成30年度の建設廃棄物¹³の発生量は87万トンで、このうちコンクリート塊が46万3千トン、アスファルト・コンクリート塊が26万6千トンとなっており、この2種類で全体の84%を占めています。その他の内訳としては、建設発生木材9万2千トン、建設汚泥3万5千トン、建設混合廃棄物1万4千トンなどとなっています。東日本大震災津波からの復旧・復興事業の進捗に伴い、平成24年度に比べコンクリート塊の発生量が0.5倍に、アスファルト・コンクリート塊の発生量が0.4倍に減少しています。

また、建設発生木材の発生量については、平成24年度に比べて1.4倍に増加しており、今後、高度経済成長期に建造された建築物が耐用年数を迎えることから、建築物の解体工事の増加に伴って、発生量が更に増加すると予想されます。

なお、建設廃棄物発生量の再資源化率については、コンクリート塊が99.7%、

¹² 污水处理施設 家庭や事業所から排出される汚水を処理する施設のことです。その種類としては、「下水道法に基づく下水道」（公共下水道及び流域下水道）と「下水道以外の污水处理施設」（農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、コミュニティ・プラント、小規模集合排水処理施設、浄化槽）に大別されます。

¹³ 建設廃棄物 建設工事に伴う副次的に得られる建設副産物から建設発生土やそのまま原材料として利用できる再生資源を除いたもので、工作物の建設工事や解体工事に伴って発生する各種廃棄物の総称です。

アスファルト・コンクリート塊が 99.9%と高い割合となっています。また、建設発生木材は 98.7%で、平成 24 年度と比べ 8.9 ポイント向上しているほか、建設汚泥については 80.4%で、平成 24 年度と比べ 7.8 ポイント向上しており、再資源化が進んでいる状況です。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、今後とも高い再資源化率の維持を目指すとともに、このほかの建設廃棄物については、発生抑制と再生利用を推進する必要があります。

ウ 農林水産業系廃棄物（動物のふん尿、木くず、動植物性残渣）

令和 6 年の家畜排せつ物の年間発生量は、約 354 万 3 千トン（乳用牛 60 万 9 千トン、肉用牛 76 万トン、豚 110 万 7 千トン、採卵鶏 20 万 8 千トン、ブロイラー 85 万 9 千トン）と推計され、これらの約 80%が堆肥等として農地還元利用されているほか、メタン発酵施設や燃焼施設などの原料として利用されています。

地域によっては、堆肥需給の不均衡や耕作面積の減少等により、堆肥の利用が十分に進んでいないなどの課題を抱えている地域もあり、今後は、こうした課題に適切に対応していく必要があります。

また、木材加工業等から発生する樹皮、おがくず及び端材等は、堆肥原料や家畜敷料として農業分野で利用されているほか、木質バイオマス発電施設及び木質バイオマスボイラー等の燃料、あるいは製紙原料としても利用されています。

林業系バイオマスの安定的な利用拡大を図るためには、温水や蒸気の通年利用が期待できる公共施設や産業分野等への木質バイオマスボイラーの導入を促進する必要があります。

さらに、県の代表的な漁業系バイオマスであるワカメ残さ、コンブ残さ、カキ殻、ウニ殻など漁業系廃棄物の令和 5 年度の発生量は、約 7 千トンと推計されており、このうち、ワカメ残さ、コンブ残さはアワビやウニの餌として漁場に給餌されています。

また、カキ殻は、養鶏用飼料や堆肥への混合、土壌改良材などに活用されているほか、ウニ殻やカキ・ホタテ付着物などは廃棄物処理業者への委託処理や自家用田畑への肥料原料としての利用が行われています。

今後も、機能性食品素材への利用やエネルギー源としての活用を促進する必要があります。

エ 農林水産業系廃棄物（廃プラスチック類）

本県における特徴的な廃プラスチック類には、農業用廃プラスチック及び漁業系廃プラスチック類が挙げられます。

農業用廃プラスチックには、使用済みのハウス用ビニール、マルチ、肥料袋、ラップフィルム、セルトレイ、農薬容器、育苗箱などが該当します。

令和 4 年度の農業用廃プラスチックの排出量は 1,028 トン（農林水産省 園芸

用施設の設置用の状況（R4）となっており、そのうち87%に当たる899トンが回収され、52%の530トンが再生利用されています。

今後も、農業用廃プラスチックの発生抑制を進めるとともに、発生した廃プラスチック類については、関係機関と連携して適正処理に向けた指導を行っていく必要があります。

産業廃棄物に該当する漁船、魚網、浮玉、ロープ等の漁業系廃プラスチックは、年間約2～3千トン発生しているものと推計されており、そのほとんどが廃棄物処理業者に引き取られ、焼却や再資源化が行われています。

今後も、水産関係団体と県が連携して、水産庁が令和2年5月に策定した漁業系廃棄物処理推進指針に基づき、漁業協同組合をはじめとした関係事業者に対して適正処理に関する啓発や放置船発生防止に関する指導等を行っていく必要があります。

オ 食品廃棄物（動植物性残渣）

食品廃棄物には、家庭や飲食店、小売店などの流通過程から発生される生ごみである一般廃棄物と、食品加工業から排出される動植物性残渣¹⁴である産業廃棄物があります。

食品リサイクル法では、食品の生産、流通などの食品関連事業者をはじめとして、家庭における消費段階を含めたそれぞれの段階で、食品廃棄物の発生抑制と有効利用を促進することとされています。

県内で排出される食品廃棄物は、そのほとんどが焼却され、一部の市町村や民間事業等において、食品リサイクルの取組が行われています。

食品ロス¹⁵の発生抑制、食品廃棄物の分別の徹底、堆肥、飼料、発電利用など有効利用を行うシステムの確立等の取組が求められています。

（4）不適正処理の現状

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案の発覚後も、依然として産業廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案は継続して発生しています。令和元年度から令和5年度までの5年間における新規不法投棄件数（10 t以上）は2件と、比較的大きな不法投棄事案は減少傾向にあるものの、いまだ小規模の不法投棄が後を絶たない状況にあります。二度と青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案のような重大な不適正処理が行われないように、引き続き監視・指導を強化していく必要があります。

¹⁴ 動植物性残渣 食品製造業など特定の業種の製造工程から排出される固形状廃棄物で、原料として使用した動植物に係る不要物のことです。

¹⁵ 食品ロス 本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことです。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況

高圧トランスやコンデンサなどに使用されていたポリ塩化ビフェニル¹⁶（以下「PCB」という。）は、人の健康や環境に被害を与えるおそれがあり、分解されにくい性質をもっていることから、PCBを含む廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）は、特別管理産業廃棄物として事業者による管理保管が行われています。

本県では、平成18年3月にPCB特措法に基づき「岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「県処理計画」という。）を策定し、全ての高濃度PCB廃棄物を平成26年度末までに処理することとしていました。

その後、平成20年5月に中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）北海道処理事業所が稼動しましたが、処理開始後に明らかとなった課題等に対応するため、PCB特措法が改正されたことに伴って県処理計画の見直しを行い、処理期限を令和8年度末（高濃度PCB廃棄物について高圧変圧器・コンデンサ等は令和3年度末、安定器・汚染物等は令和4年度末、低濃度PCB廃棄物については令和8年度末）とし、未届PCB廃棄物等の把握の徹底、早期処理の促進のための指導の強化、関係機関との連携強化及び地方自治体が保管又は所有するPCB廃棄物等の率先処理等を図ることとしました。

PCBが含まれる製品には、現在でも使用中のものがあることや、PCB特措法に基づく保管等の届出が行われず、未把握のものがあることから、関係機関と連携しながらPCB廃棄物等の掘り起こし調査を進めています。

現在、県内のPCB廃棄物のうち、新たに発見された高濃度PCB廃棄物については、JESCO北海道処理事業所において処理が行われ、汚染の程度が一定値以下である低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設等の処理施設を活用し、処理を進めています。

今後も引き続き、未処理のPCB廃棄物の保管事業者等に対し必要な指導を行い、全てのPCB廃棄物の処分を期限内に完了する必要があります。

3 産業廃棄物処理施設の設置状況

県内には、令和6年度末で産業廃棄物処理施設としての焼却施設は9施設、最終処分場は24施設が設置されており、おおむね廃棄物処理法の基準に適合した維持管理がなされています。

なお、廃棄物最終処分場の残余容量は、令和6年度末で、管理型最終処分場¹⁷が約20

¹⁶ **ポリ塩化ビフェニル** 熱に対して安定で、電気絶縁性が高く、耐薬品性に優れており、加熱や冷却用熱媒体、変圧器やコンデンサといった電気機器の絶縁油、可塑剤、塗料、ノーカーボン紙の溶剤など、幅広く使用されていました。人に対する毒性が高く、発ガン性や皮膚障害、内臓障害、ホルモン異常を引き起こす物質で、昭和49年、製造、輸入が禁止されましたが、当時は適切な処分技術がなかったため、ポリ塩化ビフェニルを含有する廃棄物は、処理施設が整備されないまま、事業者による保管が長期間にわたって行われてきました。

¹⁷ **管理型最終処分場** 最終処分場は、埋め立てられる廃棄物の環境に与える影響の度合により、遮断型、管理型、安定型の3種類に分けられます。管理型処分場は、遮断型又は安定型で処分される廃棄物以外の廃棄物を埋め立てる処分場で、埋立地から出る浸出液による地下水や公共水域の汚染を防止するため、遮水工（埋立地の側面や底面をビニールシートなどで覆う）、浸出水を集める集水設備、集めた浸出液の処理施設が必要です。

万立方メートル、安定型最終処分場¹⁸が約 56 万立方メートルとなっており、令和元年度の埋立量をもとに計算すると、管理型が約 3.79 年分、安定型が約 8.47 年分となります。

また、焼却施設において、廃棄物焼却時の熱回収（廃棄物発電やその他の熱利用）が一定の基準を満たしている事業者を認定する「廃棄物熱回収施設設置者認定制度」が平成 23 年に設けられ、現在 1 社が認定を受けています。

新たな施設設置については、過去に産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理が頻発したことによる産業廃棄物処理施設に対する住民の不信感や不安感が依然として高いことから、設置に対する住民の反対が多く、施設設置が困難となっている事例が見られます。

焼却施設の場合には、ダイオキシン類を含む排出ガスに対する不安感、最終処分場においては排出水に対する不安感や施設の維持管理に関する不信感が主なものと見られます。

4 産業廃棄物処理における公共関与

(1) 廃棄物処理センターの運営状況

ア いわてクリーンセンターの運営状況

奥州市にある産業廃棄物処理施設「いわてクリーンセンター」は、県出資等法人である一般財団法人クリーンいわて事業団が運営しています。同事業団は厚生大臣（現 環境大臣）から平成 5 年 1 月に廃棄物処理センターの指定を受けています。

平成 7 年 9 月に焼却施設及び管理型最終処分場（第 I 期整備区域）の供用を開始しましたが、焼却施設については、県内における民間施設等の整備やリサイクルの進展に伴う焼却対象廃棄物の減少等の情勢を踏まえ、平成 27 年度末で廃止しています。

管理型最終処分場については、第 I 期整備区域の埋立が完了したことから、平成 21 年 4 月に第 II 期整備区域の供用を開始しました。その後、東日本大震災津波に伴う災害廃棄物約 9 万 6 千トンの受け入れや復興工事等に伴う産業廃棄物の受入量増加等により残余容量が減少したため、現在は嵩上げ工事を行いながら、後継となる管理型最終処分場への円滑な移行に取り組んでいます。

イ いわて第 2 クリーンセンターの運営状況

九戸村にある産業廃棄物処理施設「いわて第 2 クリーンセンター」は、焼却（溶融）施設を有し、産業廃棄物の「自県内処理促進」、「循環型地域社会の形成」、「青森県境不法投棄廃棄物処理」、「県北地域の地域振興」等を目的に、平成 18 年度か

¹⁸ 安定型最終処分場 有害物や有機物が付着していない、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類など、分解せず、性状が安定している産業廃棄物（安定型産業廃棄物）の埋立処分が認められている最終処分場をいいます。安定型処分場では、廃棄物の飛散・流出の防止などが必要です。

ら「いわて県北クリーン株式会社」がPFI¹⁹事業（独立採算方式）として整備及び運営を行い、同社は国から廃棄物処理センターの指定を受けています。

平成21年4月に供用を開始し、令和6年度の廃棄物受入量は約2万5千トンとなっています。また、平成23～25年度に東日本大震災津波に伴う災害廃棄物約1万トンを処理しました。

令和5年度には、廃棄物の未利用エネルギーを効率的に利用する廃棄物熱回収施設設置者としての認定も受けています。

県は、事業契約に基づき焼却（溶融）業務の運営・維持管理状況や財務状況のモニタリング（監視）を定期的実施し、適切に運営されていることを確認しており、引き続き、安定した運営が行われるよう支援していく必要があります。

事業契約において、契約期間は令和13年3月31日まで、運営期間は令和11年3月31日までとなっており、運営期間終了の3年前に、運営期間終了後の本施設の取扱いについて協議を開始することとしています。

今後の事業の必要性を含め、検討を進める必要があります。

（2）次期産業廃棄物最終処分場の整備

「いわてクリーンセンター」（管理型最終処分場、奥州市）における残余容量の減少に伴い、後継となる管理型最終処分場の整備が必要となりました。

現在、一般財団法人クリーンいわて事業団が事業主体となり、令和9年度内の供用開始に向け、八幡平市平館柁沢地区において後継施設の建設に鋭意取り組んでいます。

5 前計画の目標達成状況

（1）目標達成状況

- 前計画では、表3のとおり産業廃棄物排出量、再生利用率、最終処分量、自県内処理率、適正処理率の5つの目標を設定しました。
- この目標の令和5年度における達成状況は、排出量・最終処分量については、目標値に達しているものの、他の目標については、目標値に達していない状況です。
- 再生利用率については、東日本大震災で発生したがれき等の再生利用しやすい廃棄物が減少したこと等により目標値に達していない状況です。
- 自県内処理率については、可能な限り県内処理を目指しているものの、特別管理産業廃棄物について一部県外でしか処理できないこと等により、94%～95%台で推移しています。
- 適正処理率については、平成14年12月に循環型地域社会の形成に関する条例、

¹⁹ PFI 「Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例及び岩手県産業廃棄物税条例（以下「3条例」という。）を制定・運用するなど、総合的な対策を推進しており、依然として廃棄物の不法投棄事案及び不適正処理事案は継続して発生しており、目標値に達していない状況です。

【表3 前計画の目標達成状況（産業廃棄物）】

区分	目標	目標値 (R7)	実績値		
			R3	R4	R5
産業廃棄物	排出量 (千 t)	2,400	2,534	2,404	2,205
	再生利用率 (%)	60.6	58.6	56.5	55.7
	最終処分量 (千 t)	83	90	84	79
	自県内処理率 (%)	97.5	95.5	95.3	94.5
	適正処理率 (%)	100	99.7	99.8	99.8

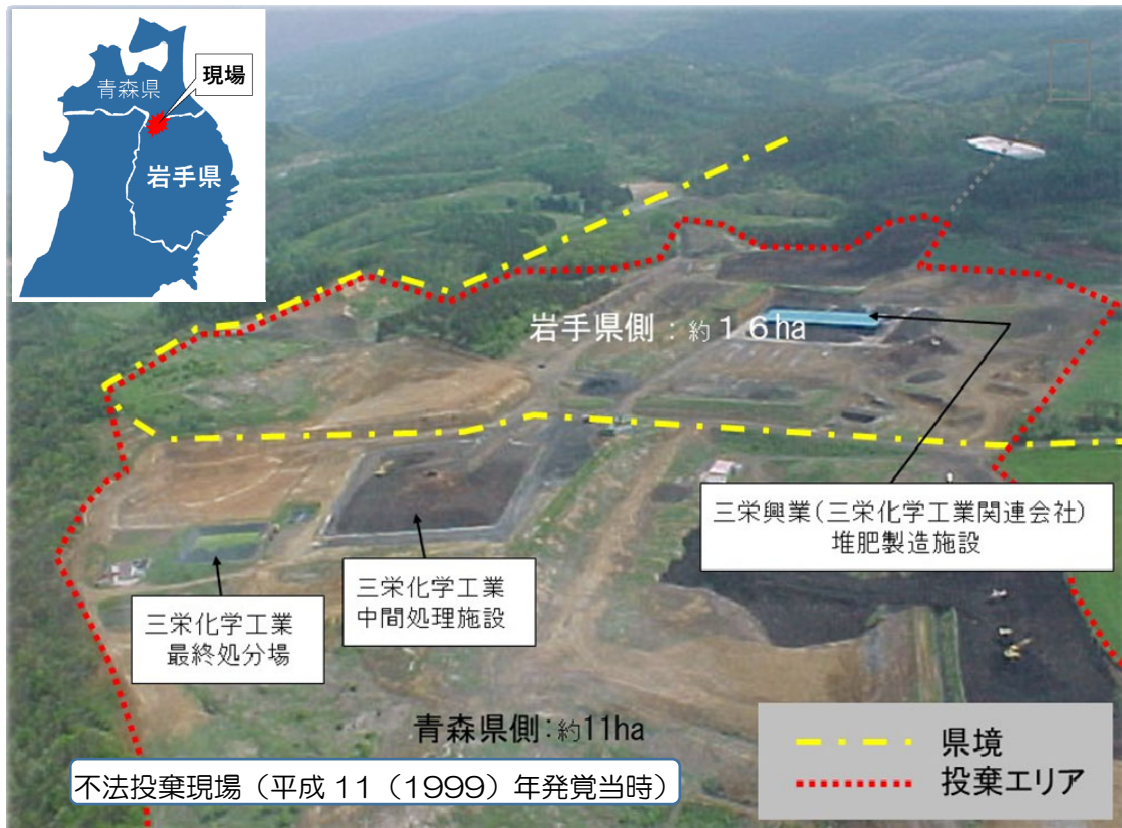
(2) 課題

- 排出量は減少傾向にあり、今後、業種別では電気・水道業、製造業からの排出量が微減傾向、種類別では汚泥が減少傾向で推移することが予測されており、更なる3Rの推進に向けて、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの取組を一層推進する必要があります。
- 産業廃棄物は、経済活動に伴い必ず発生するものであることから、産業廃棄物の最終処分場の確保などの施策も併せて進めていく必要があります。
- 産業廃棄物の不適正処理は、その行為者の7割が排出者であることから、排出者に対する適正処理の普及・啓発を今後も継続して行うとともに県の広域振興局等に配置した産業廃棄物適正処理指導員と警察署等の関係機関による合同パトロールや監視カメラ、ドローンの導入などにより、引き続き監視・指導体制の強化を図る必要があります。また、岩手県産業廃棄物処理業者育成センターと連携した優良な処理業者の育成にも並行して取り組んでいく必要があります。
- 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案については、令和4年度までに原状回復を完了していますが、これに要した経費の求償や不法投棄の再発防止を図るため、引き続き徹底した責任追及を進めていく必要があります。
- 地球温暖化対策と連携した取組も重要な課題となっており、焼却処理における燃焼効率の向上による一酸化二窒素の排出抑制や熱回収に努める必要があります。
- 産業廃棄物の適正な処理を推進するためには、地域で発生した廃棄物は原則としてその地域で循環的に利用すること（「自県（圏）内処理の原則」）が必要であり、引き続き取組を推進する必要があります。

コラム 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案

1 事案の概要

平成 12 年 5 月、本県二戸市（16 ヘクタール）と青森県田子町（11 ヘクタール）にまたがる原野（27 ヘクタール）に、青森県から産業廃棄物処分業の許可を得て事業を行っていた三栄化学工業(株)（本社：青森県八戸市）が産業廃棄物の不法投棄を行っていたことが明らかになり、関係者が逮捕されました。



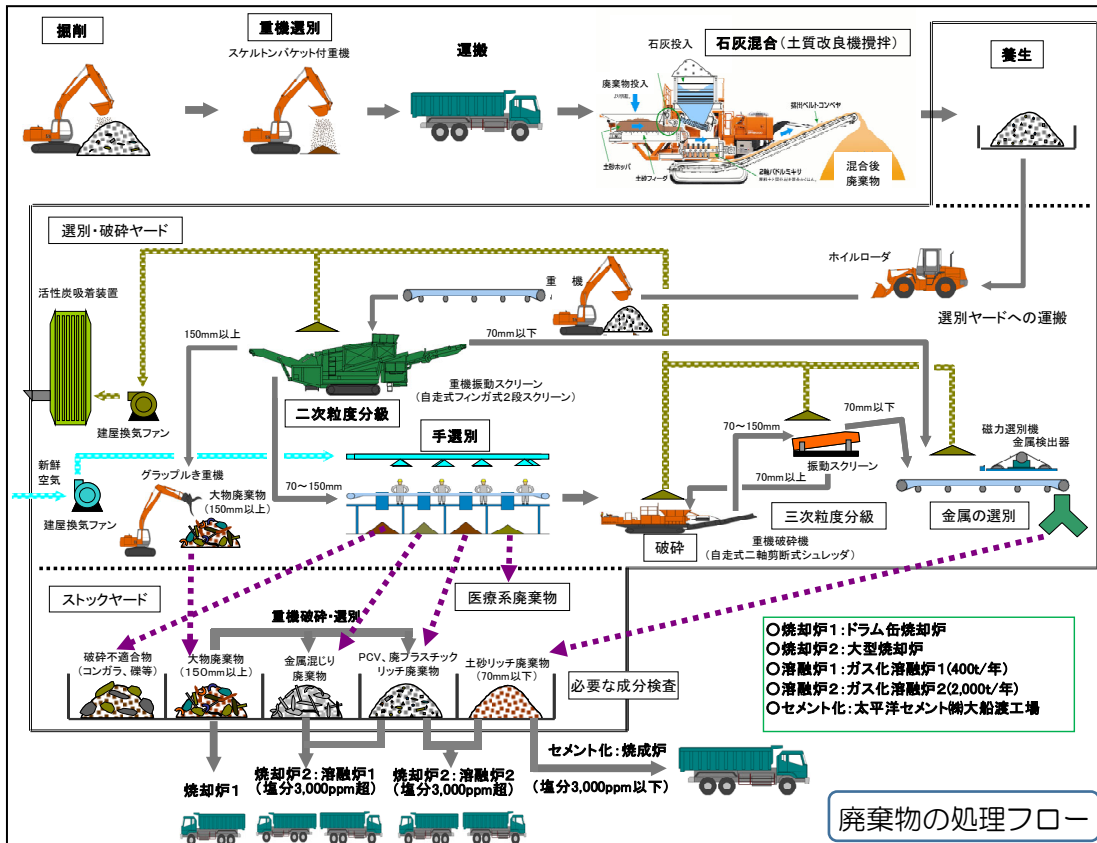
投棄された廃棄物の量は、両県で約 150 万 5 千トンであり、うち本県には約 35 万 8 千トンが投棄され、その種類は燃え殻、汚泥、廃油、RDF 様物（廃プラスチック等の可燃性廃棄物を圧縮固形燃料化したもの（RDF）の偽装物）等でした。



不法投棄事件の発覚後、不法投棄を行った原因者に対し、現場に投棄された廃棄物の撤去及び汚染状況の調査を命じる内容の措置命令を行ったほか、違法性が確認された排出事業者等に対しても、廃棄物の撤去に係る措置（納付）命令を行いました。

2 行政代執行による原状回復

本来であれば、原因者が廃棄物を全量撤去し原状回復を図るべきところですが、資力がなく廃棄物の撤去が見込めない状況にあったことから、地域住民の健康被害の未然防止を図るため、平成15年11月から行政代執行²⁰により廃棄物の撤去・処理や土壌・地下水の浄化を進め、令和4年度に原状回復を行うことができました。



3 原因者及び排出事業者等の責任追及及び事案の伝承

廃棄物の処理に当たっては、原因者から行政代執行に要した費用の一部しか支払われていないため、排出事業者等に対しても、報告徴収や立入検査等により事実関係を調査し、廃棄物処理法違反が判明した場合は措置（納付）命令の発出（26事業者）や、自主撤去の受入れ（61事業者）を行い、約1万6千トンの廃棄物を処理しました。

県は、原因者に対して処理に要した費用の支払いを引き続き求めており、保有財産の差押、換価等を進めています。

また、不法投棄の再発防止を図るため、事案の経緯や関わった方々の多大な苦労や自然環境に与えた影響等について記録誌を作成したほか、様々な手段を通じて事案の伝承に取り組んでいきます。



記録誌

²⁰ 行政代執行 法令に基づく命令などによる法律上の義務について、義務者がその義務を履行しない場合に、行政が自ら義務者の行うべき行為を行い、行政が義務者からその費用を徴収することをいいます。

第4節 循環型地域社会の形成を推進するビジネス・技術

環境と経済が両立し、持続的発展が可能な循環型社会を形成するためには、産業分野において、廃棄物等の3Rなどの環境に配慮したものづくり、サービスや事業活動が展開される必要があります。

また、県内に存在するバイオマス等の未利用資源を循環的に利用する仕組みを構築し、持続可能な産業に育成していくことも求められています。

循環型社会ビジネスの健全な発展を確保する上では、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ることが特に必要であることから、県では、循環型地域社会の形成に関する条例に基づいて業者の格付け制度を運営しています。

また、県では、「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業補助制度」（以下「産業・地域ゼロエミッション推進事業」という。）により、事業者の産業廃棄物等の再生処理など3Rを行う事業を支援しているほか、リサイクル産業の振興を図るため、一定の基準を満たすリサイクル製品を再生資源利用認定製品として認定する制度を実施し、リサイクル製品の利用を促進しています。

環境に配慮した商品・サービスや事業活動は、廃棄物等の3Rに配慮したものを含めて、循環型社会ビジネス以外の各産業分野においても不可欠なものとなっており、事業活動において廃棄する資源の無駄を省いて資源生産性を向上させることは、環境への負荷を削減すると同時に、企業経営の改善にもつながります。

環境に配慮した商品・サービスや事業活動は、さらに必要とされていくことが想定され、環境関連の商品・サービスの市場は、今後、拡大していくものと考えられます。

県内の事業者による、廃棄物が発生しにくい、又はリサイクルしやすい設計の製品の開発など、環境に配慮した製品の開発、製造、サービスの提供その他の事業活動、循環型社会に適応するためのビジネスモデルの構築の取組や、事業者の資源生産性の向上による企業経営の改善を支援することにより、循環型社会の形成を推進するビジネス・技術やそれらを生み出す人材を育成し、振興していく必要があります。

第5節 廃棄物分野における温室効果ガスの削減

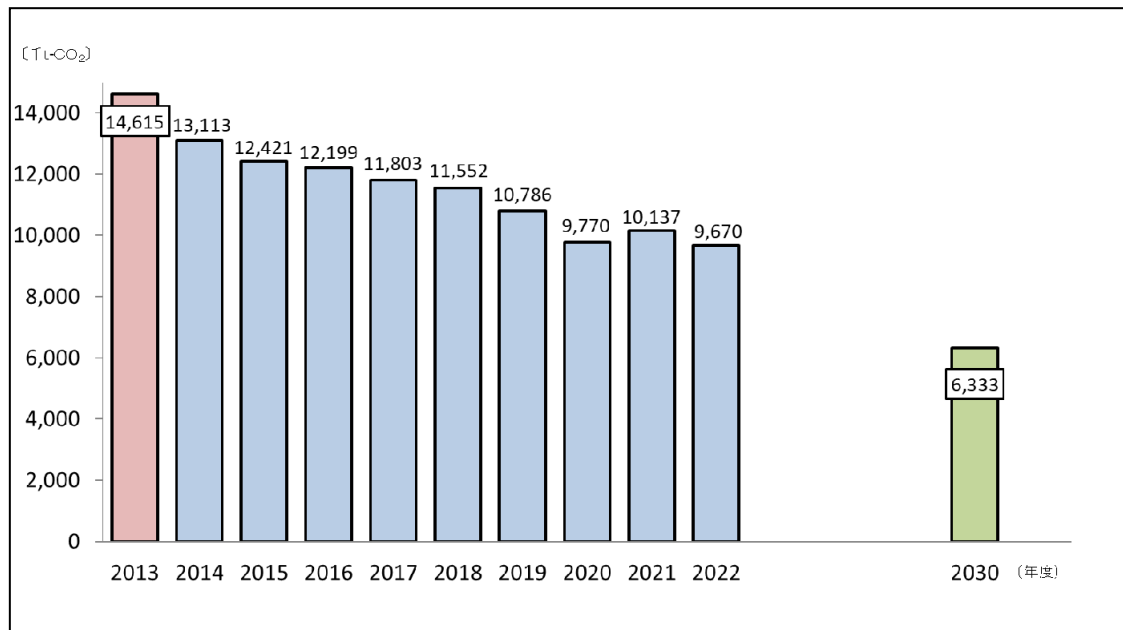
地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発や災害の激化、水不足の一層の悪化、農業への打撃、感染症の増加、生態系への影響など、私たちの経済・社会活動に様々な悪影響を複合的に生じさせる可能性が指摘されており、人類の課題として取り組んでいく必要があります。

県では、令和3年3月に「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定(令和5年3月改訂)し、令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年比で57%削減する目標を掲げ、地球温暖化対策に取り組んできました。令和4年度の温室効果ガス排出量は、平成25年比33.8%の削減となり、目標に対し約6割の進捗となっています(図15)。

廃棄物は、処理に当たって、二酸化炭素などの温室効果ガスが発生することから、廃棄物の排出量を減らし、温室効果ガスの発生量を減少させるとともに、やむをえず廃棄

物となったものは、再使用、再生利用によって可能な限り利用し、それでもなお焼却処理や埋立処分せざるを得ない可燃性の廃棄物についても、その廃棄物が持っているエネルギーを有効に利用していくことが求められます。

「持続可能な社会」を創り上げるためには、「脱炭素社会」の実現に向けた地球温暖化対策の取組と循環型社会の形成に向けた取組との双方を進めていく必要があります。



【図 15 温室効果ガス排出量と削減目標量《出典 第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画》】

第 6 節 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保

東日本大震災津波により、沿岸部では家屋や車両、土砂等が混合状態となった災害廃棄物が大量に発生しました。それらは、人命救助や復旧・復興の支障となるとともに、火災、悪臭、衛生害虫等の発生源にもなるなど、生活環境を保全する上での支障となることから、迅速かつ適正な処理が求められました。

災害廃棄物の処理は、市町村が行う固有事務として位置づけられていますが、大量の災害廃棄物が発生する大規模災害時には、被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、県境を越えた広域的な協力・連携のもとでの処理が必須となります。

県では、東日本大震災津波の経験等をもとに、廃棄物処理施設の設置手続の特例措置の恒久化や国を挙げた連携体制の整備を提言してきており、平成 27 年 7 月に廃棄物処理法が改正され、非常災害に係る廃棄物処理施設の届出が簡素化されたほか、同年 9 月には国・自治体・事業者の連携による災害対応力向上を目的とした「災害廃棄物処理支援ネットワーク」が発足しました。

また、今後も頻発し得る大規模災害等に備え、平成 28 年 3 月に、国の示す都道府県災害廃棄物処理計画に相当する「岩手県災害廃棄物対応方針」を策定しました。

さらに、災害廃棄物の円滑な処理の実施に当たり、一般社団法人岩手県産業資源循環

協会と県内市町村との災害廃棄物処理協定の締結が執り進められています。

一方で、災害廃棄物処理計画が策定されていない市町村や水害を想定した計画となっていない市町村があることから、関係団体との連携のもと、県内の全ての市町村において災害廃棄物処理計画が策定されるとともに、水害を想定した計画への見直し・改訂を促進する必要があります。

第7節 放射性物質汚染廃棄物等の処理

福島第一原発事故により、牧草、稲わら、堆肥、しいたけ、ほだ木といった農林業系副産物や、道路側溝汚泥、道路法面草木、河川敷草木などの道路・河川管理に係る廃棄物が放射性物質に汚染されました。

農林業系副産物については、令和7年1月時点において県内に約9千7百トンが保管されており、市町村等の既存焼却施設において焼却処理が進められていますが、処理完了までに複数年要することや、一部の市町村では処理方針が未定であることなどの課題があります。

道路側溝汚泥については、道路維持管理や生活環境の支障が生じている地域において、汚泥の一時保管場所の設置に向け、住民説明会の開催等による理解の醸成が進められた結果、一部地域で汚泥が一時保管されています。令和7年3月に環境省が除去土壌の埋立処分に関する基準を示したところであり、こうした基準等を踏まえながら、処理の促進に向けた支援を行う必要があります。

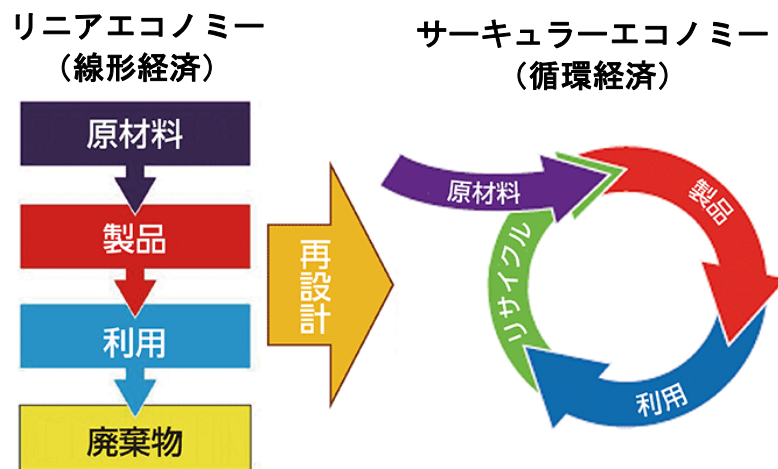
第3章 目指す姿

第1節 目指す循環型地域社会の姿

今の本県の姿は、第2章に記載したとおりですが、この計画では、循環経済への移行により、環境への負荷を減らし、健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現を、県民、事業者、行政等の各主体の取組のもと推進し、将来にわたって、県民が健康で文化的な生活を享受できることを目指します。

～基本目標～

『『循環経済への移行』で質の高い生活が持続するいわて』



【図 16：循環経済のイメージ】

脱炭素社会・循環型社会・自然共生型社会が同時実現した循環共生型社会は持続可能な地域を基礎として各地域が支えあうことで成り立つものです。

県においてもネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ及び循環経済を統合的に実現するための取組を進めることが重要であると考えられます。

例えば、食品ロス削減や食品リサイクル等の取組を推進は、食品ロス・食品廃棄物からの温室効果ガス排出量の削減に寄与します。

廃棄物系バイオマス、農作物非可食部や未利用間伐材等の未利用資源についての活用検討も重要です。

岩手県内では、これまでも、廃棄物の地域排出抑制等による環境負荷低減と自然回帰を基調とするまちづくりを目指す「かまいしエコタウン」の取組や、葛巻町内のバイオガスプラントによる家畜排せつ物の資源利用、県内セメント会社による廃棄物の熱回収とマテリアルリサイクルなど、地域資源の循環を図る取組が各地域で行われてきました。また、今後は廃棄物からエタノールを回収するプラントの設置計画などによる廃棄物の更なる有効利用が期待されています。

こうした事例を踏まえつつ、岩手らしい持続可能な循環型地域社会の構築を支える循

環資源の種類や地域特性に応じた最適な範囲での循環システムの確立を進めていくことを基本目標とします。また、基本目標の実現に向け、次の3つの具体像を掲げて取組を進めていきます。

1 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

(1) 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換

県民は、マイバッグ・マイボトルの利用や簡易包装製品を選択して容器包装の削減を図ること、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品を選択すること、材等の再生可能な資源を利用した製品やリユース品、リサイクル製品等を優先的に購入すること、メンテナンスや修理等のサービスの活用等により物を長く大切に使うことなど、より環境負荷の少ないライフスタイルに積極的に取り組んでいくこと、ごみの減量化、適切な分別による拠点回収や店頭回収などの資源回収などに積極的に協力するなどのライフスタイルの転換を図ります。

事業者は、再生材や再生可能資源を使用するといった環境に配慮した事業活動を行うとともに、環境配慮設計の取組推進や再生材の利用率向上などを図ります。

県民や事業者が連携しながら、3R+Renewableを徹底し、資源循環に配慮した消費行動に積極的に取り組むことを目指します。

(2) 新たな環境ビジネスの創出支援

3R+Renewableに関する取組、モノの点検・リペア・交換・再使用やシェアリング等を行う新たなビジネスに対する支援を行い、創出されたビジネスが圏域の地域振興の担い手となる社会を目指します。

(3) 関係産業・学術機関等との連携体制の構築

廃棄物の円滑な3Rを推進するため、先駆的な取組を行う事業者を支援するとともに、優良な関係産業の育成や関係団体との連携体制の構築を推進します。

(4) 適正なリサイクル推進体制の確立

個別リサイクル法を軸として、市町村その他関係団体と連携の上、有効部品・物質の回収体制（高度リサイクル）の構築を推進します。

また、廃棄物を活用した発電など、バイオマスエネルギーの利活用体制の構築を支援します。

(5) 海岸漂着物対策地域計画に基づく取組

良好な環境が保たれた本県の海岸を守るため、森から川を経て海に至る流域全体で、多様な主体との連携・協力により、海岸漂着物の発生抑制や回収・処理を推進します。

2 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

(1) 地域の実情に即した効率的なごみ処理体制の構築

経済性と環境負荷の軽減の観点から、地域の実情に応じたごみ処理の広域化等による効率的なごみ処理体制の構築を推進します。

(2) 万全な災害廃棄物処理体制の構築

大規模災害に伴って発生する災害廃棄物については、優先度が高い順に、被災市町村における処理、被災市町村から事務委任を受けた県が主体となって行う県内の処理、地域ブロックにおける広域処理、複数の地域ブロックにまたがる広域的な処理となり、これらを被災の状況やその地域の処理能力に応じて適切に組み合わせることで対応することが基本となります。

また、災害廃棄物処理の円滑かつ迅速な実施に当たっては、民間事業者の保有する産業廃棄物処理施設を活用することも極めて重要となります。

このように重層的に対応するためには、市町村が平時から災害廃棄物処理計画を策定し、住民への分別に係る周知方法や仮置き場などについて想定しておくことや、職員の研修・訓練等により事前に備えること、国、地域ブロック、県、市町村といった各層内及び各層間において、主体となるべき行政機関が他の行政機関や事業者、専門家等と連携・協力関係を構築しておくことが必要であり、発災した際には、被災しなかった地域を含む関係者間の連携・協力により処理に当たることが重要です。

さらに、災害時も含め、廃棄物処理施設が自立・分散型の地域のエネルギーセンターや防災拠点としても機能するよう、廃棄物処理施設及び周辺における必要な設備の整備や脱炭素化にもつながる熱回収の強化等を進めることも重要です。

(3) 廃棄物処理施設の設置の最適化

持続可能な廃棄物処理体制を構築するため、一般廃棄物処理施設の確保など、一般廃棄物処理体制の整備を支援するとともに、次期公共関与型産業廃棄物最終処分場を着実に整備し、適正に運営するなど、産業廃棄物処理体制の確保に努め、県内における廃棄物処理施設の設置の最適化を図ります。

3 廃棄物の適正処理

(1) 適正処理の推進に向けた産業廃棄物の監視体制の確保

排出者に産業廃棄物の適正処理に理解を深めるための研修会を開催するほか、ドローンの活用等により監視体制の強化・効率化を推進します。また、優良産業廃棄物処理業者格付け制度を通じて、優れた見識を有する廃棄物処理業者の育成を進めるとともに、産業廃棄物処理業者が不慮の事故等に備えて岩手県廃棄物処理業者育成センターに預託する保証金制度の周知などの廃棄物の適正処理に関する普及啓発を推進することで、排出者が安心して処理を委託できる環境整備に取り組みます。

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理

処理期限である令和8年度末までに確実に処理が行われるように、低濃度PCB廃棄物を保管している事業者等に対して説明会の開催等に取り組みます。

また、処理期限後にPCB廃棄物が発見された場合の処理体制の構築について、国に対し要望していきます。

(3) 放射性物質汚染廃棄物処理の実施

市町村等が事故由来の放射性物質に汚染された廃棄物の処理を速やかに進めていくことができるよう支援を継続し、人の健康や生活環境への影響をできる限り早く低減していきます。

第2節 目標

1 廃棄物の将来予測

(1) 一般廃棄物の将来予測

ア 排出量

令和5年度の県内の一般廃棄物排出量は約37万7千トン(前年比4.0%減)で、このうち家庭から排出された生活系ごみは約26万1千トン(同5.0%減)、生活系ごみから資源回収ごみを除いた家庭系ごみは約21万4千トン(同4.3%減)、スーパーなどの小売店や事業所等から排出された事業系ごみは約11万6千トン(同1.7%減)でした。その内訳をみると、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他及び直接搬入ごみのいずれも減少しました。

ごみ排出量の変動は、経済的要因や社会的要因など県民生活にまつわる多様な社会環境条件に左右されます。一概にごみ排出量の変動の要因を推測することは困難ですが、本計画の計画期間の最終年度である令和12年度の本県の人口は106万6千人まで減少するものと推計(国立社会保障・人口問題研究所:日本の地域別将来推計人口(平成5年3月推計))されていることから、ごみ排出量は減少すると予測されます。

また、国の環境白書によると、一人一日あたりのごみ排出量も2000年をピークに減少を続けていることから、今後も同様の傾向で推移するものと予測されます。

【表4 過去5年間の一般廃棄物排出量等の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総排出量（トン）	420,164	405,527	401,035	392,513	376,721
生活系ごみ（トン）	288,386	285,440	281,161	274,414	260,658
家庭系ごみ（トン）	232,255	232,430	228,799	223,815	214,089
事業系ごみ（トン）	131,778	120,087	119,874	118,099	116,063
県民一人1日当たり ごみ排出量（グラム）	927	908	908	901	875
生活系ごみ（グラム）	636	639	637	630	606
家庭系ごみ（グラ ム）	512	520	518	514	497
事業系ごみ（グラム）	291	269	271	271	270
人口（人）	1,238,207	1,223,946	1,209,697	1,193,904	1,176,017

（出典）（環境省）一般廃棄物処理実態調査、岩手県人口移動報告年報（※世帯数）

なお、本県内の空き家数は、令和5年に約10万件と前回調査時（平成30年）の約9.4万件から増加（※）していることから、前述の家庭からの片付けごみについては、今後においても、発生量の推移を注視する必要があります。

※：令和5年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

イ リサイクル率

リサイクル率は平成30年度以降、18%台を割り込んで減少傾向で推移しており、追加的な施策を実施しない場合には、令和12年度においても、さらに低下することが見込まれます。

(2) 産業廃棄物の将来予測

ア 予測方法

廃棄物量の将来見込みについては、業種別に次に示す方法で試算しました。

【製造業】（使用データ：製造品出荷額）

3つの型（基礎素材型、加工組立型、生活関連・その他型）に分類し、平成30年度から令和4年度までの製造品出荷額等を回帰式で予測し、その増減率で排出量も推移するものとししました。

ただし、基礎素材産業と加工組立型産業は、製造品出荷額の増減が大きく回帰式による予測が適さないため、現状のまま推移する予測値とししました。

【建設業】（使用データ：廃棄物量）

震災の復興事業等により増加していましたが、震災から10年程度を経て震災前の水準に戻ったところであり、今後大幅な減少は見られないと考えられ

ます。

今後は、社会インフラや建物の老朽化による維持管理工事や解体工事の増加等が見込まれるものの、人口減少の影響を受けることが想定されるため、建設業の排出量は減少のまま推移するものとしました。

【電気水道業】

電気業及び上水道業は、人口減少の影響を受けると考えられるが、産業需要の影響もあるため、現状のまま推移するとした。

【その他の業種】

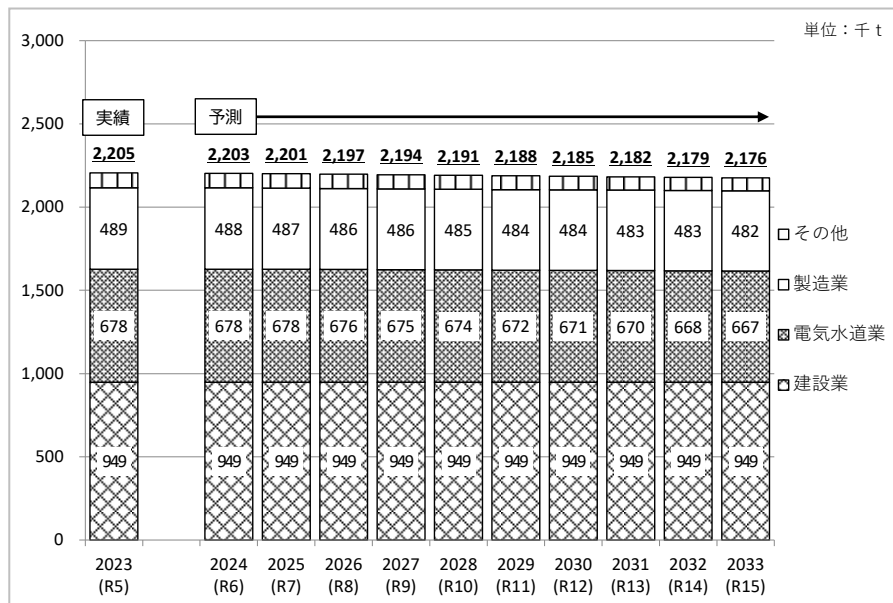
国立社会保障・人口問題研究所の将来予測を基に計算した人口減少率で排出率も推移するものとしました。

イ 排出量の将来予測結果

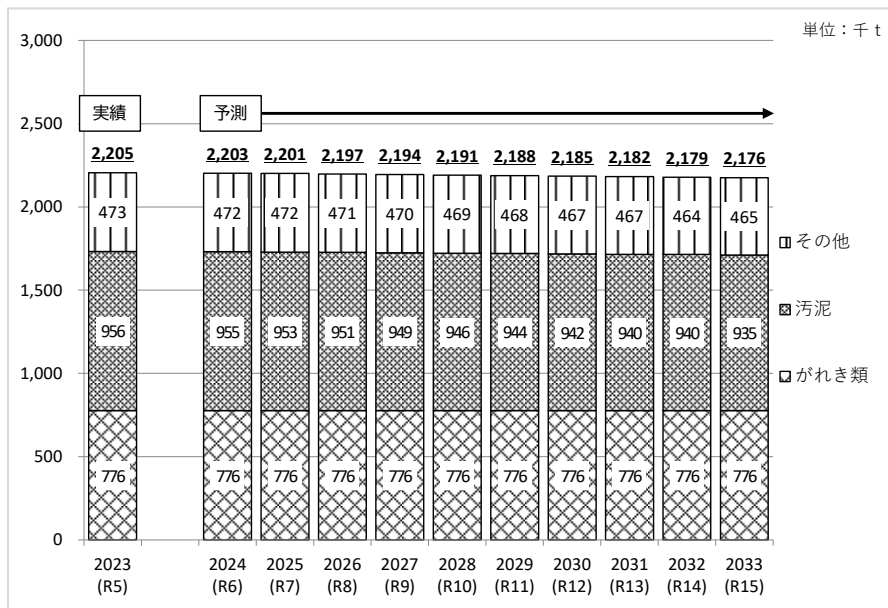
予測結果についてみると、排出量は、令和5年度の2,205千トンに対して、令和10年度で2,191千トン、令和15年度で2,176千トンとなるものと予測されま
す（図17、図18）。

業種別にみると、建設業が横ばい、電気・水道業と製造業が微減傾向で推移する見込みです。

種類別にみると、がれき類が横ばい、汚泥が減少傾向となっています。汚泥は、下水道普及率の増加により下水道汚泥の排出量の増加が考えられるものの、人口の減少が普及率を上回りつつあることから、今後は減少傾向で推移する見込みです。



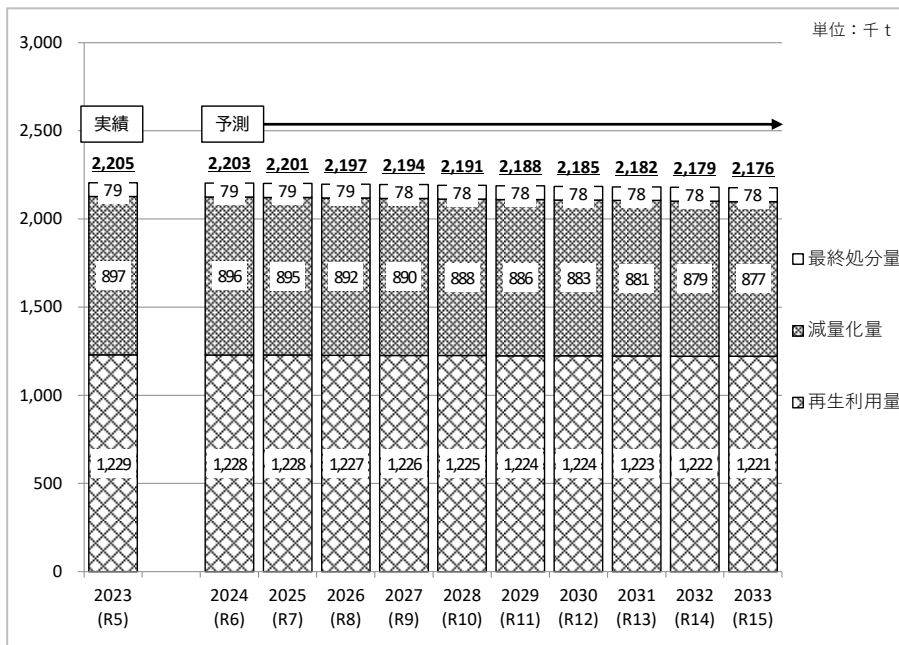
【図17 業種別排出量の将来見込み】



【図 18 種類別排出量の将来見込み】

ウ 処理量の将来予測結果

処理量の将来予測は、現状の業種別、種類別の排出量に対する処理方法等の割合が将来も一定であると仮定し、算出した結果、全体が微減傾向にあり、特に減量化量の減少が大きくなっています（図 19）。



【図 19 処理量の将来見込み】

2 一般廃棄物に関する目標

一般廃棄物（ごみ）の減量化等に関する目標を次のとおり設定します。

本計画においては、国の循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月環境省策定）及び国の基本方針（令和7年2月）の将来目標を踏まえ、ごみ排出量の削減や循環利用をさらに推進することを基本として目標設定することとしました。

【表5 一般廃棄物に関する目標】

目標項目	令和6年度実績	令和12年度目標
リサイクル率	⑤16.4 %	⑪23.0 %
エコ協力店いわて認定店等における店頭資源回収量	1,982 トン	2,600 トン
県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量	⑤497 グラム	⑪478 グラム
県民一人1日当たり事業系ごみ排出量	⑤270 グラム	⑪260 グラム
最終処分量	⑤34.8 千トン	⑪33.0 千トン

⑤：令和5年度実績、⑪：令和11年度実績

【目標の考え方】

(1) リサイクル率

リサイクル率は、近年16%台で推移しており、追加的な施策を実施しない場合には、このトレンドが続くものと考えられますが、今後も一層、普及啓発活動などに取り組み、一般廃棄物の減量化や製品プラスチックの分別収集、再商品化を促進する等リサイクル率の上昇を目指します。

国の基本方針（令和7年2月）において、令和12年度に26%とする目標（令和5年度実績から6.5ポイントの増加）としていることから、本県でも国と同様に令和5年度実績から約6.5ポイントの増加を目指し、令和12年度において23%を目標値とするものです。

(2) エコ協力店いわて認定店等による店頭資源回収量

上記(1)のリサイクル率は、市町村や一部事務組合等からの報告を基に環境省が公表している一般廃棄物処理事業実態調査によるため、県民が小売店等に持ち込んだ資源回収量は含まれません。近年、多くの小売店等で店頭資源回収が行われており、県民のリサイクルに関する意識の状況を把握するため、本指標を設定し、年間100トン程度の増加を目指すものです。

また、併せてエコ協力店いわて認定制度の啓発と環境に配慮した買い物（消費行動）の促進に引き続き取り組んでいくこととします。

(3) 県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量、県民一人1日当たり事業系ごみ排出量、最終処分量

県民一人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、減少傾向にあるものの、依然として全国平均を上回る水準であることから、国の基本方針（令和7年2月）における目標値である478グラム（令和12年度）を目標とします。

また、県民一人1日あたり事業系ごみ排出量は、現状値を踏まえ、県民一人1日あたりの家庭系ごみの排出量と同様の削減率を目指すこととして、260グラム（令和12年度）を目標とします。

最終処分量は、国の基本方針（令和7年2月）における削減率（令和12年度において令和4年度比10%減）と同様の削減率を目指すこととして、33.0グラム（令和12年度）を目標とします。

3 産業廃棄物に関する目標

【表6 産業廃棄物に関する目標】

目標項目	令和6年度実績	令和12年度目標
産業廃棄物排出量	⑤2,205 千トン	⑪2,200 千トン
再生利用率	⑤55.7 %	⑪60.6 %
最終処分量	⑤79 千トン	⑪76 千トン
自県内処理率	94.5 %	97.5 %

⑤：令和5年度実績、⑪：令和11年度実績

【目標の考え方】

(1) 産業廃棄物排出量

産業廃棄物の将来予測を踏まえ、2,200千トンを目標とします。これは、国の基本方針（令和7年2月）における目標（令和12年度において1%増に抑制）を踏まえ、令和5年度実績の水準の維持を目指すものです。なお、東日本大震災津波以降のピーク時（平成25年度の実績値：3,283千トン）の排出量から約36%の削減をしようとするものです。

(2) 再生利用率

令和6年度実績については令和5年度の国の再生利用率（54.4%）を現状で上回っていますが、本県の産業廃棄物再生利用率は近年減少傾向にあることから、リサイクルの促進等に取り組むことにより概ね5%の増加を目指すものです。

(3) 最終処分量

産業廃棄物の将来予測を踏まえ、76千トンを目標とします。これは、国の基本方針（令和7年2月）における目標（令和12年度において令和4年度比10%削減）と同水準の削減を目指すものです。なお、東日本大震災津波以降のピーク時（平成30年度の実績値：99千トン）の最終処分量から約23%の削減をしようとするものです。

(4) 自県内処理率

自県内処理を推進するため、可能な限り県内での処理を目指すものですが特別管理産業廃棄物の一部など県外でしか処理できない廃棄物もある実態を考慮して、東日本大震災以降のピーク時の自県内処理率（平成 25 年度：97.1%）と同水準となる 97.5%を目標とするものです。

4 廃棄物の不適正な処理の防止等に関する目標

【表 7 廃棄物の不適正な処理の防止等に関する目標】

目標項目	令和 6 年度実績	令和12年度目標
適正処理率	99.8 %	100 %

【目標の考え方】

産業廃棄物適正処理指導員による立入検査件数に対する適正処理事案の割合であり、監視・指導体制の充実・強化等により 100%を目指します。

5 資源循環に関する目標<参考指標>

【表 8 資源循環に関する目標】

目標項目	令和 6 年度実績	令和12年度目標
入口側の循環利用率	23.0 %	①23.0 %

※ 入口側の循環利用率：物質フローにおいて、経済社会に投入されるものの全体量「総物質投入量」（令和 5 年度実績 2,933万トン）のうち循環利用量（同 527万トン）の占める割合を表す指標。

【目標の考え方】

持続可能な地域社会の実現に向けては、SDGs の理念のもと、事業活動や県民のライフスタイルにおいて、廃棄物を資源と捉え、天然資源の消費を抑制する取組の浸透が必要であることから、入口側の資源循環率を参考指標として設定することとしました。

目標値としては、循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月環境省策定）における目標値 19.0%（令和 12 年度）を踏まえ、国の目標値を上回る水準の維持を目指します。

6 本計画の目標の一覧

本計画で設定した目標値と設定の考え方をまとめると以下のとおりです。

【表9 本計画の目標の一覧】

	指標名	単位	R6実績	R12目標	目標値設定の考え方
一般廃棄物	リサイクル率	%	⑤16.4	⑪23.0	国の基本方針においてR12に26%とする目標（実績から6.5ポイント増）としていることを踏まえ、国同様にR5実績から約6.5ポイントの増加を目指すもの。
	エコ協力店いわて認定店等による店頭資源回収量	トン	1,982	2,600	上記リサイクル率（量）は、店頭資源回収量を含まないことから、県民のライフスタイルの変革を促す指標として設定し、制度の啓発とともに、年間100トン程度の増加を目指すもの。
	県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量	グラム	⑤497	⑪478	国の基本方針における目標値478グラム（R12）を目指すもの。
	県民一人1日当たり事業系ごみ排出量	グラム	⑤270	⑪260	県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量と同様の削減率を目指すもの。
	最終処分量	千トン	⑤34.8	⑪33.0	国の基本方針における削減率（R12においてR4比10%減）と同水準の削減を目指すもの。
産業廃棄物	産業廃棄物排出量	千トン	⑤2,205	⑪2,200	国の基本方針（R7.2）における目標（R12においてR4比1%増に抑制）を踏まえ、R5の水準の維持を目指すもの。
	再生利用率	%	⑤55.7	⑪60.6	関連施策の展開により現状値から概ね5%の増加（平成30年度：60.6%）を目指すもの。
	最終処分量	千トン	⑤79	⑪76	国の基本方針（R7.2）における目標（R12においてR4比10%削減）と同水準の削減をするもの。
	自県内処理率	%	⑤94.5	⑪97.5	特別管理産業廃棄物等の県外処理を要する廃棄物もある実態を考慮し、東日本大震災以降のピーク時の自県内処理率（平成25年度：97.1%）との目標値とするもの。
適正処理	適正処理率	%	99.8	100	産業廃棄物適正処理指導員による立入検査など、監視・指導体制の充実・強化等により適正処理事案の割合100%を目指すもの。
資源循環	<参考指標> 入口側の循環利用率	%	23.0	⑪23.0	循環型社会形成推進基本計画における目標値19.0%（R12）を踏まえ、国の目標値を上回る水準の維持を目指すもの。

⑤：令和5年度の実績、⑪：令和11年度の実績

第4章 施策の展開方向

循環型社会の形成に当たっては、第3章で掲げた目指す姿の具体像に対応した以下の3つの基本的な考え方で施策を展開します。

また、施策の展開に当たっては、指標の目標達成を目指すほか、多様な主体の参画のもと、各施策が寄与する環境・社会・経済の各分野やSDGsとの関連も意識して総合的に取組を展開していきます。

- ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進
- 持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進
- 廃棄物の適正処理の推進

第1節 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進



1 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換の推進

(1) 各主体と連携した循環型地域社会形成施策の推進

- 廃棄物の発生・排出抑制や循環的利用、適正処理に関する積極的な情報発信により各主体間の情報共有を図り、各主体の参加、連携及び協働のもとで廃棄物施策その他の循環型社会地域形成のための施策を進めます。
- 地域の産業構造や廃棄物の排出動向等について分析を行うとともに、県内における産業廃棄物処理の最適化や地域循環共生圏を支える新たな環境ビジネスの創出を支援します。

(2) ごみの発生・排出の抑制、循環的利用の推進

- 3Rの推進に当たっては、地域特性や今後の少子高齢化の進行などを踏まえ、廃棄物処理体制の最適化を図ります。
- ライフサイクル全体で徹底的な資源循環が図られるよう、適正なりサイクルを進めるために必要な情報や市町村ごとのごみの排出及び処理の実態について、県民等が分かりやすいように情報提供します。
- 市町村に対し、家庭ごみの約3割を占める生ごみの削減や一般廃棄物処理の有

料化をはじめとするごみ減量化策、廃棄物処理における熱回収、プラスチックの分別収集及び再商品化などについて助言や支援を行うとともに、県民等への廃棄物等の発生抑制を優先した3Rの更なる普及啓発により、循環型地域社会を目指し、市町村の持続可能なごみ処理体制の確保に努めます。

○ 岩手県オリジナル3R推進キャラクター「エコロル」を活用し、環境月間（6月）や3R推進月間（10月）及び食品ロス削減月間（10月）に合わせて、小売事業者や協力団体、市町村等と連携しながら、「もったいない・いわて3R運動」を展開するなど、3R+Renewable推進のための普及啓発活動を積極的に実施します。

○ 「マナーを守り いわての豊かな環境と資源を 未来へ」のスローガンのもと、県民運動として「いわて三ツ星 eco マナーアクション」に引き続き取り組みます。

① いわて三ツ星 eco マナー1 「ごみのポイ捨てや不法投棄をしない」

アクション事例

- ・ ごみは分別してごみ箱に捨てる
- ・ 外出時ごみ箱がない時には持ち帰る
- ・ 地域の清掃活動に積極的に参加する

② いわて三ツ星 eco マナー2 「レジ袋などの使い捨てプラスチックの使用は控える」

アクション事例

- ・ 買い物にはマイバッグやマイバスケットを持参する
- ・ 使い捨てプラスチック（ストロー・スプーン等）の使用は控える
- ・ 詰替商品を購入し、容器はくり返し使用する

③ いわて三ツ星 eco マナー3 「食事は 楽しく・おいしく・残さず食べる」

アクション事例

- ・ 外食時は適量を注文して食べ残さない
- ・ 料理は食べ切れる量で調理する
- ・ 宴会では「3010運動」を実践する

○ 県民に対する3R+Renewable推進に係る啓発を一層強化し、マイバッグの持参促進や詰替商品の販売促進・購入、過剰包装の自粛・辞退など、流通から消費までの各段階において、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を県民や事業者働きかけ、地域レベルでの循環型社会の形成を促進します。

○ 「エコショップいわて」や「エコレストランいわて」、「エコホテルいわて」のエコ協力店いわて認定店については、店頭資源回収量などの共通の推奨取組項目や表彰制度も設けており、今後、制度の普及を図り、認定店の拡大と消費者による利用を促進します。

○ 家庭等における食品の食べ切り・使い切りや外食における適量な注文、食べ残しの削減等に関する普及啓発や提供食材の食べ切り行動に協力する「もったいない・いわて☆食べきり協力店」（以下「食べきり協力店」という。）の活用促進を

図るなど、食品ロスの削減を促進します。

- 再生資源利用認定製品については、令和6年度末で280件（累計）を認定しており、今後もこの制度の普及に努めるとともに、県の率先利用や市町村との連携を図り、認定製品の拡大と利用の促進を図ります。
- 県内の小中学生を対象として、身近な環境やごみについて考えてもらい、資源を大切にされた暮らしの実践を呼びかけるため、「いわてごみゼロ・3R推進ポスターコンクール」を実施します。
- 感染性廃棄物等の処理に当たり、一般家庭や関係事業者に対し、適切な排出方法や処理方法などに関する情報提供や助言を行います。

(3) 廃棄物分野における脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

- 廃棄物の発生や排出の抑制を優先した取組を推進するとともに、エネルギー消費の抑制や資源の有効活用を進めるため、リサイクルの促進を図ります。
- 3R+Renewableを徹底し、資源循環に配慮したライフスタイルの定着や環境配慮設計の取組推進や再生材の利用率向上などの事業経営への一層の転換を図ります。

2 新たな環境ビジネスの創出支援

- 循環型社会ビジネスの健全な発展を確保するため、循環型地域社会の形成に関する条例に基づいて、引き続き県内の廃棄物処理業者の格付け制度を運営し、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。
- サーキュラーエコノミーへの移行を推進するための事業等により、事業者の3R+Renewableの取組や、リース、レンタル、シェア、サブスクリプションサービスなど資源消費に依存しない経済活動への展開を支援するとともに、再生資源利用製品認定制度の運用などによってリサイクル製品の利用を促進し、資源循環を価値の源泉とした新たなビジネスモデルの構築や拡大を促進します。
- 製品のメンテナンス、リペアや一次使用後のリファービッシュ、リマニュファクチャリングなど、製品の長寿命化や残存価値を最大限活用する資源効率性の優れたビジネスモデルの構築を支援し、県内経済の成長と資源循環の両立、デカップリングにつなげていきます。

3 関係産業・学術機関等との連携体制の構築の推進

(1) 各種研修会の開催による適性処理の推進

- 事業者による発生・排出抑制や循環的利用に関する取組を促進するため、ニーズに沿った的確な情報提供を図るとともに、排出者や処理業者等を対象とした講習会を県内各地で開催し、適正処理の普及啓発を推進します。【再掲】

(2) 各種制度の活用による支援

- 多量排出事業者や準多量排出事業者に対して、発生・排出の抑制や循環的利用についての指導を強化するとともに、産業廃棄物の減量や適正処理に係る計画の内容や実施状況を公表します。
- 産業廃棄物税制度及び環境保全協力金制度について、経済的手法として引き続き廃棄物の排出抑制を図るとともに、循環経済への移行を推進する施策等の財源として活用しながら、制度の見直しについても随時検討を行います。
- サーキュラーエコノミーへの移行を推進するための事業等や再生資源利用認定製品認定制度について、製品の価値をできるだけ長く保ち、地域における廃棄物の発生を最小に留める持続可能な事業活動を促進するため、効果の検証や事業者のニーズを踏まえながら、これらの事業による効果的な支援を実施していきます。
- 産業廃棄物処理業者格付け制度による認定を受けた優良な処理業者が、格付けを受けていない他の事業者に比べて優位に処理を委託されるよう、国の優良産廃処理業者認定制度との相乗効果拡大を図りながら、当該制度の普及を進めていきます。
- 廃棄物の再資源化技術等の研究開発について、県の関係機関による取組を推進するとともに、民間企業等における取組の支援に努めます。

- 資源循環の取組に精通したコーディネーターを配置して事業者への支援体制を充実するとともに、企業間や企業・地域間の連携した取組を促進し、地域における廃棄物の減量化や資源の循環利用を促進します。
- 小型家電リサイクル法等の着実な施行など、使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進に向けて、県・市町村・関係団体が連携して、個別リサイクル法等について、県民・事業者に対する普及啓発に取り組みます。

4 適正なりサイクル推進体制の確立

(1) 一般廃棄物に関する施策

- 「エコショップいわて」や「エコレストランいわて」、「エコホテルいわて」のエコ協力店いわて認定店については、店頭資源回収量などの共通の推奨取組項目や表彰制度も設けており、今後、制度の普及を図り、認定店の拡大、消費者による利用を促進するとともに、店頭での資源回収を促進します。
- 市町村の特性に応じたごみ減量化施策や分別・リサイクルに関する助言等を行うほか、「家庭ごみ有料化・減量化研究会」を引き続き開催し、先進事例の紹介等を通じて、市町村のごみ減量化の取組を支援します。

(2) 産業廃棄物に関する施策

ア 産業廃棄物の発生・排出の抑制、循環的利用の推進及び適正処理の確保

- 事業者による発生・排出抑制や循環的利用に関する取組を促進するため、ニーズに沿った的確な情報提供を図るとともに、排出者や処理業者等を対象とした講習会を開催し、適正処理の普及啓発を推進します。
- 多量排出事業者や準多量排出事業者に対して、発生・排出の抑制や循環的利用についての指導を強化するとともに、産業廃棄物の減量や適正処理に係る計画の内容や実施状況を公表します。

イ 本県における代表的な産業廃棄物に関する施策

本県において排出量が多い廃棄物等については、以下の取組を進めていきます。

(ア) 下水道等污水处理施設からの汚泥

- ・ 汚泥処理については、資源としての利用に努めるとともに、処理の安定性の確保と効率的な処理の推進に努めます。そのためには、
 - a 有効利用についての目標を設定し、汚泥の有効利用を推進します。
 - b 汚泥の処分、利用形態を複数確保するなど、安定した処理の確保に努めます。
 - c 民間活力を活用しつつ、広域的処理やごみ処理施設などの異種の施設による共同処理も含めて検討し、より効率的な処理の推進に努めます。

- ・ 「いわて汚水処理ビジョン 2025」に掲げる汚泥処理の方針に基づいて、汚泥処理の施策を推進します。

(イ) 建設系廃棄物（がれき類、木くず）

- ・ 建設廃棄物の排出抑制及び分別解体、再資源化を促進するとともに、県内で製造された再生建設資材の積極的な使用促進に努めます。
- ・ また、公共施設については、適切な維持管理による長寿命化を推進し、建設廃棄物の排出抑制につなげていきます。

(ウ) 農林水産業系廃棄物（動物のふん尿、木くず、動植物性残渣）

- ・ 「岩手県家畜排せつ物利用促進計画」に基づき、地域内の耕種農家との連携強化等による堆肥の利用拡大のほか、必要に応じ家畜排せつ物のエネルギーとしての利用を図るなど、家畜排せつ物・畜産バイオマスの有効利用を促進します。
- ・ 「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針（第3期）」に基づき、公共施設や産業分野等への木質バイオマスボイラーの導入を促進するとともに、関係機関と連携して林業系バイオマスの有効利用に向けた取組を支援します。
- ・ 国（環境省）が令和2年5月に改訂した「漁業系廃棄物処理ガイドライン」等を参照しながら、漁業系廃棄物の循環的な利用や適正処理を促進します。

(エ) 農林水産業系廃棄物（廃プラスチック類）

- ・ 農業用廃プラスチックについては、生分解性プラスチックマルチフィルム²¹の普及拡大等により、農業用廃プラスチックの発生抑制を促進します。
また、適正処理に関する意識啓発や組織的な回収処理に関する周知を行うことにより、農家が保管している廃プラスチックの回収率を高め、再生利用及び適正処理を推進します。
- ・ 漁業系廃プラスチックについては、適正処理が行われるよう、引き続き漁業者等に対し意識啓発を図っていきます。

(オ) 食品廃棄物（動植物性残渣）

- ・ 食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、本来まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」の削減について、事業者に対して普及啓発を行うとともに、発生した食品廃棄物等については、飼肥料化やエネルギー回収等による有効利用が徹底されるよう、国と連携して食品関連事業者、再生利用事業者及び再生肥料や再生飼料を利用する農林漁業者等が一体となった再生利用の取組を支援します。
- ・ また、各地域における再生利用システムの確立に向けた普及啓発、情報

²¹ 生分解性プラスチックマルチフィルム 生分解性プラスチックの一種で使用後に土壤中にすき込むことで微生物の作用によって水と二酸化炭素に分解されるプラスチックのことです。

提供及び技術開発を推進します。

(3) その他の個別のリサイクル法等による取組の推進

循環型社会形成推進基本法が平成13年1月に施行されるとともに、各品目に応じた個別のリサイクル法である容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等が制定・改正されるなど、循環型社会の形成に向けた法体系が整備されています。

本県においても、循環型地域社会の形成を推進するため、これらの法律に基づく必要な取組を進めていきます。

ア 容器包装リサイクル法

- 容器包装リサイクル法は、市町村のみが全面的に容器包装廃棄物の処理責任を負うという従来の考え方を改め、市町村が分別収集計画を作成し、消費者が分別排出に協力し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化（リサイクル）を実施するというそれぞれの役割分担に基づき、リサイクルを推進しようとするものです。
- この法律は、平成9年からガラスびん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、紙パックの容器包装を対象として施行され、平成12年からは、これらの品目に加え、その他の紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び段ボールが新たに対象となりました。
- 県では、環境省作成の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を普及し、市町村における容器包装廃棄物の収集品目の拡大やリサイクル率の向上に向けて、分別収集体制の整備等について助言を行っていきます。
- 令和元年12月の容器包装リサイクル法関係省令改正に基づき、令和2年7月に小売店等に義務付けられた「レジ袋の有料化」を契機とし、県民に対する3R推進に係る啓発を一層強化し、マイバッグの持参促進や詰替商品の販売促進・購入、過剰包装の自粛・辞退など、流通から消費までの各段階において、環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を県民や事業者働きかけ、地域レベルでの循環型社会の形成を促進します。【再掲】

イ 家電リサイクル法

- 家電リサイクル法は、家電4品目²²について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）を義務付けています。
- また、消費者（排出者）には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどを定めており、消費者や小売業者・製造業者等の役割分担に基づき、廃家電のリサイクルの促進を図っています。

²² 家電4品目 家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫及び電気洗濯機・衣類乾燥機を指しています。

- 製造業者等は再商品化等（リサイクル）を行う場合、定められたリサイクル率の達成とともに、フロン類使用の家庭用エアコン、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機（ヒートポンプ式）については、フロンを回収しなければなりません。
- そのほか、特定家庭用機器廃棄物の小売業者から製造業者等への適切な引渡しを確保するために管理票（マニフェスト）制度が設けられており、これによりリサイクルの実施状況について、消費者も確認できる仕組みとなっています。
- 県では、市町村と連携しながら、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むよう、県民に対する制度の普及啓発に取り組んでいきます。

ウ 小型家電リサイクル法

- 有効な資源等を含む使用済小型電子機器等の再資源化の促進を目的に、小型家電リサイクル法が平成 25 年 4 月 1 日から施行され、同法の規定により認定を受けた事業者が、パソコンや携帯電話などの電子機器を広域的に収集、中間処理及び再生利用を行っています。
- 県では、既に使用済小型家電の回収を実施している市町村の事例を紹介するなど、リサイクルがさらに促進されるよう制度の普及啓発に取り組んでいきます。

エ 食品ロス削減推進法及び食品リサイクル法

- 食品ロス発生量は、日本全国で年間約 472 万トン（農林水産省及び環境省「2022 年度推計」）と推計されており、食料の約 6 割を海外に依存する一方で大量の食品ロスが生じています。食品ロスや食品廃棄物は、処理に高額な経費を要することに加え、化石燃料の使用が地球温暖化につながっていることから、食品ロスの発生をできる限り抑制し、環境負荷の低減を図る必要があります。
- 県では、令和 3 年 12 月に策定した「岩手県食品ロス削減推進計画」に基づき、家庭におけるエコクッキングの普及啓発、エコレストランいわて認定店や食べきり協力店の活用推進等により、食品廃棄物の発生抑制に最優先に取り組むとともに、食品循環資源の飼肥料化やエネルギー回収等の有効利用に関する普及啓発、市町村等に対する助言、事業者に対する支援に取り組んでいきます。

オ 自動車リサイクル法

- 自動車リサイクル法では、拡大生産者責任²³の考え方にに基づき、使用済自動車の処理過程で発生するシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類について、自動車製造業者（輸入業者を含む。）に対して引取り及びリサイクル（フロン類

²³ 拡大生産者責任 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方です。

は破壊)を義務付けています。

- 県では、この法律に基づくリサイクルが円滑に進むように、県民に対する制度の普及啓発や適切な運用に取り組んでいきます。

カ プラスチック資源循環促進法

- 令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法では、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じることとされています。
- 県内では、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が行われている市町村・一部事務組合が少ない状況にあることから、県では、県民に対する普及啓発に取り組むとともに、市町村への技術的助言や製品プラスチックの再商品化を行う事業者の確保に取り組む等、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等に取り組んでいきます。
- 「いわて三ツ星 eco マナーアクション」や「エコ協力店いわて認定制度」等を展開するとともに、ワンウェイプラスチック²⁴の使用削減等に積極的に取り組むお店を「いわてプラごみ削減協力店」として登録し、広く県民に周知すること等により、プラスチックごみの排出抑制を推進します。

キ その他関係法令等

- 業務用冷蔵冷凍庫等のフロン排出抑制法に定める「第一種特定製品」について、フロン類が適切に回収・破壊されるとともに、回収・破壊後の廃棄物の適正処理が確保されるよう、事業者に対する指導や助言を行います。
- アスベストや水銀廃棄物といった有害物質等を含む廃棄物について、その適正処理が確保されるよう事業者に対する指導や助言を行います。
- 近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウム蓄電池等に起因する火災事故等が頻繁に発生することが問題となっていることから、住民への分かりやすい情報提供による普及啓発や市町村への適切な助言等により、リチウム蓄電池等の分別収集及び適正処理の促進等に取り組んでいきます。

(4) 循環型地域社会の形成に関する条例等による取組の推進

本県では、青森県境産廃不法投棄事案を教訓として、循環型地域社会の形成に向けて、平成14年12月に3条例を制定しました。

3条例は、当該条例附則に基づき5年を目途に施行状況について検討を加え、必

²⁴ ワンウェイプラスチック 一度使用して捨てられるような使い捨てプラスチックのこと。プラスチック資源循環促進法において、ワンウェイプラスチック(スプーン、ストロー、歯ブラシ等)の提供事業者(小売・飲食・サービス事業者等)は、使用の合理化(有償化、辞退誘引、意思確認等)によるプラスチック廃棄物の排出の抑制が求められています。

要な措置を講ずることとされており、産業廃棄物税条例について、令和5年度に施行状況の検討を行った結果、産業廃棄物税導入による最終処分量の抑制効果が認められるとともに、税財源を活用した産業廃棄物排出抑制施策の効果が認められることから、引き続き税制度を維持することとしました。

なお、今後も税制度による抑制効果等を検討する必要があることから、引き続き5年を目途に施行状況を検証することとしたところであり、さらにこれらの条例の適正な運用が図られるように取り組んでいきます。

ア 循環型地域社会の形成に関する条例

- 循環型地域社会の形成には、規制の強化に加え、リサイクルの促進や産業廃棄物処理業者の育成が重要であることから、資源循環・廃棄物処理行政に係る総合的な条例として本県独自に制定しました。
- この条例に基づき、廃棄物の「自県（圏）内処理」を原則として、次のような制度・施策を推進しています。
 - ・ 再生資源利用認定製品認定制度
 - ・ 優良な産業廃棄物処理業者の育成
 - ・ 行政処分基準の明確化
 - ・ 有価物・リサイクル偽装の不法投棄対策
 - ・ 産業廃棄物処理施設等の設置に関する事前協議制度

【参考】

施行後5年を目途とした見直し規定に基づき、平成20年4月には、施行後の運用や条例制定時からの環境の変化等を踏まえ、下記のとおり条例の施策の補充や追加等の見直しを行いました。

- 1 不適正処理の早期発見、早期対応を図るため、県民に対し、不適正処理の情報の積極的な通報の努力義務を規定。
- 2 土地所有者等が他人に土地を使用させるときは、廃棄物等の不適正処理が行われまいよう努めるとともに、不適正処理を発見した際の通報の努力義務を規定。
- 3 一定量の産業廃棄物を排出する事業者について、廃棄物処理法が規定する多量排出事業者制度と同様の制度（準多量排出事業者制度）を設けるとともに、県は当該事業者から提出された産業廃棄物処理計画等の積極的な公表を行う。
- 4 再生資源利用認定製品の認定の有効期間が満了した場合の更新制度を設ける。
- 5 産業廃棄物処理業の許可における欠格要件の判断基準を明確化する。
- 6 計画的かつ適正な産業廃棄物処理を誘導するため、産業廃棄物を屋外で保管する排出事業者に対し、廃棄物の発生量・保管量・処理量の記録を義務付ける。
- 7 有価物偽装等から生じる環境悪化対策のため、生活環境の保全に支障のおそれがあると認められる場合、報告徴収又は立入検査の結果が明らかになるまで、廃棄物等の搬入を一時的に規制する。
- 8 排出事業者の処理責任をより具体的に明示することにより、不法投棄等の抑止を図る。
- 9 排出事業者は、自らが排出する産業廃棄物が最終的に処理されるまで確実に確認するなど、責任を適切に果たすことが重要であることから、廃棄物管理責任者の設置を義務付けた。
- 10 廃棄物処理施設等の設置に係る住民理解の醸成に資するよう、従前の事前協議制度の手続きに「より住民が判りやすい説明」等の具体的な説明事項を追加するとともに、事故防止対策の導入並びに環境報告書の作成及び定期説明会（リスクコミュニケーション）の実施を義務付ける。

イ 岩手県産業廃棄物条例

- 本県、青森県及び秋田県の北東北3県で同一、同時導入しており、税率1トン当たり1,000円としています。

ウ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

- 北東北3県で同一、同時導入した条例で、産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則の考えに基づき、以下について制度化しました。
 - ・ 県外から産業廃棄物を搬入しようとする事業者については、県に対し、搬入しようとする産業廃棄物（自動車リサイクル法第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品並びに小型家電リサイクル法第11条第4項第1号に規定する認定計画に係る同法第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等を除く。）の性状、量などの事前協議の義務化（従前の要綱を条例化）
 - ・ 搬入される廃棄物について、その重量に応じて「環境保全協力金」の納付を求めること（平成16年1月1日施行）

5 海岸漂着物対策地域計画に基づく取組の推進

- 日常生活や事業活動によって発生し、海岸漂着物となる海洋ごみの発生抑制を図るため、内陸地域と沿岸地域が一体となって、3Rの推進や、ごみの投棄の防止、水域へのごみの流出又は飛散の防止対策等の取組を推進します。
- 海洋プラスチックごみの発生抑制に向けて、ポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、使い捨てるプラスチック製容器包装・製品のリデュースによるプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制を図ります。
- 海岸管理者や市町村等との連携により、海岸漂着物等の円滑な処理を推進します。
- 海岸漂着物等の発生抑制や円滑な処理に向けて、海岸の環境保全に関する環境学習やエシカル消費（倫理的消費）²⁵等の消費者教育を推進します。
- 地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等について積極的かつ効果的な周知を図ります。

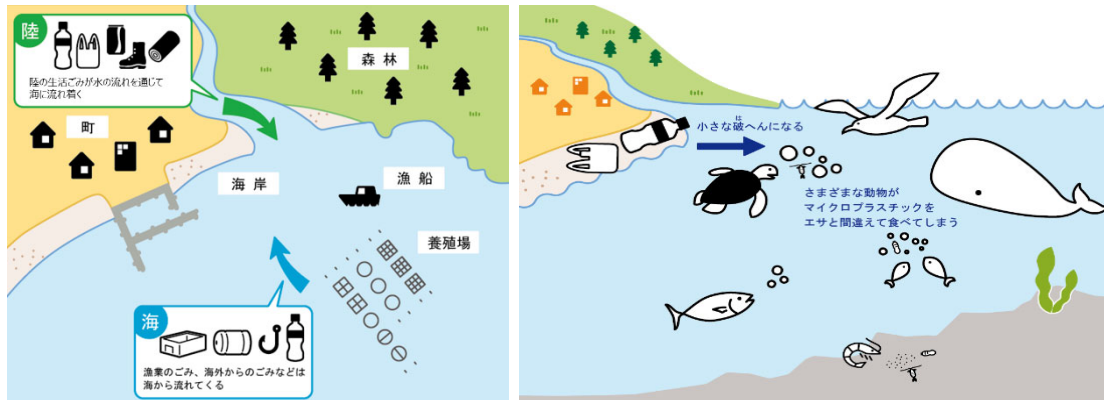
²⁵ エシカル消費（倫理的消費） 地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動（消費者基本計画（平成27年閣議決定）より）。

コラム 海岸漂着物の概要と県の取組

海洋ごみについて

海に流出するごみ、特にプラスチックごみの増加による海洋の汚染が、世界で重要な問題となっています。平成22年時点で、約800万トンのプラスチックごみが海に流出したと推計され、今後さらに増加するといわれています。

海洋プラスチックごみの増加によって、海洋の生態系への影響が懸念されており、自然界へのプラスチックの流出を防ぐ対策が急務となっています。



海洋ごみの由来、生態系への影響
(環境省が制作した海洋ごみ学習用教材から抜粋)

岩手県の取組

県は、令和元年12月策定した「岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」の取組結果を踏まえて、令和5年3月に「第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画」(計画期間：R5～R8)を策定し、海洋ごみ対策に取り組んでいます。

プラスチックごみのほとんどは、内陸部で発生したごみが河川等を通じて海に流出したものとされていることから、海岸漂着物等の円滑な処理に加え、3Rの推進やごみの投棄の防止など、流域圏(内陸～沿岸)が一体となった海岸漂着物等の発生抑制対策が重要です。

また、そのためには、多様な主体の連携と協力が必要です。国や地方公共団体のほか、県民や民間団体、事業者、研究者などの主体が、相互に協力しながら、それぞれの立場から積極的に取組を進めることが求められています。



海洋ごみ対策啓発用パンフレット



海岸清掃活動を通じた海洋ごみ対策の普及啓発
海ごみゼロウィーク2023 in 岩手 キックオフイベント
(令和5年5月20日 大船渡市碁石海岸にて開催)

第2節 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築の推進



1 地域の実情にあったごみ処理の推進

(1) ごみの適正処理の推進

- 廃棄物の適正な処理を行う上で必要となる、安全かつ適正な一般廃棄物処理施設の整備及び確保を推進するため、循環型社会形成推進交付金²⁶の活用等について市町村等に対する助言を行います。
- 県民の理解と信頼を高めるための施設の維持管理や運営に係る情報公開について、市町村等に対する助言を行います。
- 脱炭素社会に向けた取組との統合の観点も踏まえ、災害時においても安定的に廃棄物処理を行うとともに、エネルギー回収拠点や防災拠点となることも見据えた施設の整備を促進します。
- 社会資本である一般廃棄物処理施設を活用するため、ごみ処理の広域化による地域連携も踏まえたストックマネジメント²⁷手法の導入が推進されるよう助言します。
- 廃止されたごみ焼却炉について、市町村ができるだけ早期に施設を解体撤去することができるよう、循環型社会形成推進交付金等の活用などについて助言します。

(2) ごみの広域的処理の推進

- 廃棄物の処理過程における環境負荷の低減や熱回収、経済的な効率性は、今後、一層求められる方向にあり、こうした点から引き続きごみ処理の広域化や集約化を推進する必要があります。
- 県内を6ブロック（県央、中部、県南、沿岸中部、沿岸南部、県北）に分け、広域化を完了した沿岸中部ブロック、沿岸南部ブロック及び中部ブロックを除く3ブロックの市町村やごみ処理事業の主体となる組合に対し、地域の実情に応じて助言するとともに、施設整備の財源の一部となる循環型社会形成推進交付金等の交付要件である循環型社会形成推進地域計画の策定について支援を行います。
- 今後の人口減少に伴い、ごみ排出量の減少が予測されることから、市町村等が長期的に安定した運営ができるよう焼却施設を各ブロックに1つとする集約化を

²⁶ 循環型社会形成推進交付金 市町村の行う一般廃棄物処理施設の整備に対して国が行う助成制度。熱回収を行う焼却施設の整備に対しては、整備費の3分の1の交付金が交付されることになっています。

²⁷ スtockマネジメント 設備・機器の性能水準が整備の必要性の目安となる管理水準以下に低下する前に機能診断を実施し、その結果に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、併せてライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法のことです。

進めます。また、集約化による一定以上の耐震性や規模等を有する焼却施設の整備により、災害時における稼働体制の確保を図り、通常時から災害時まで切れ目のないごみ処理体制を構築します。

なお、集約化に当たっては、市町村等の厳しい財政状況の中でコスト削減を図りつつ、現有施設を活用していくためにストックマネジメントの手法を導入し、地域の実情を踏まえて長寿命化・延命化を検討します。

- 令和6年3月環境省通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」により、都道府県知事は計画期間を原則2050（令和32）年度末とする長期広域化・集約化計画を令和9年度末までに策定することとされたことから、市町村等の関係機関と連携して、計画の策定に向けた取り組みを進めます。
- 災害時においても安定したごみ処理を進めるため、強靱な焼却施設及びストックヤードや自家発電設備をはじめとした付加施設・設備の整備を検討することができるよう、市町村に対し技術的助言や循環型社会形成推進交付金の活用支援等を行います。また、自然災害が各地で発生する状況の中、災害廃棄物を処理するため、通常ごみの受入れに加え、ブロック内外で発生した災害廃棄物を受け入れられるよう処理能力の確保を図ります。
- 資源の有効利用、効率的な熱回収など未利用エネルギーの活用により環境負荷の低減を図るとともに、大規模化・集約化による余熱利用等により、自立・分散型の地域のエネルギーセンターや防災拠点としての機能を付加し、住民にとって安全安心な焼却施設の整備を進めます。（ごみ排出量将来予測等は資料編参照）

(3) し尿処理及び生活雑排水対策の推進

- し尿処理及び生活雑排水については、「いわて汚水処理ビジョン2025」に基づき、下水道、集落排水処理施設、浄化槽など、各地域の実情に加え、将来の利用人口の予測も考慮しながら、最適な汚水処理施設の整備を促進します。
- 今後、し尿処理の減少が見込まれることから、し尿処理施設の更新に合わせた循環型社会形成推進地域計画の策定に当たっては、施設の整備・運営、収集運搬など社会経済的に合理性のある区域を前提とした広域的なし尿処理について助言します。
- 施設の整備に当たっては、資源の循環的利用の観点から汚泥再生処理センター²⁸やメタン発酵によるエネルギー回収設備等の資源化設備の整備を推進することとし、市町村等の施設整備計画に対して必要な技術的助言を行います。
- 浄化槽の整備を促進し、その機能を維持するため、浄化槽指定検査機関に対して計画的な検査員の養成や検査の効率化を指導します。

²⁸ 汚泥再生処理センター 従来、し尿処理施設が行ってきたし尿や浄化槽汚泥の処理に加えて、家庭の生ごみなどを受け入れ、堆肥化・メタン発酵などの方法によって、有機性廃棄物が保有する化学エネルギーを有効利用しようとする施設です。

2 災害に備えた廃棄物処理体制の構築の推進

近年、国内で頻繁に発生している大規模災害により生じる災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を進めるため、東日本大震災津波や平成 28 年台風第 10 号、令和元年台風第 19 号、令和 7 年大船渡市大規模林野火災における廃棄物処理の経験を踏まえ、平成 27 年度に策定した「岩手県災害廃棄物処理対応方針」に基づき、切れ目のない災害対策の実施・強化を図ります。

また、災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物について、仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生等に係る市町村や関係団体等との協議・連携を図るなど、平時から災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理及び減量化に向けた体制の構築を推進し、非常災害時においても生活環境を保全するとともに、公衆衛生が確保できるよう取組を進めます。

(1) 平時における災害廃棄物対策の推進

- 平時においては、災害廃棄物が発生した場合に備えて、災害廃棄物仮置場の場所や分別の周知方法等についてあらかじめ「市町村災害廃棄物処理計画」に定めるよう、県内各市町村に助言を行います。
- また、地震災害に加え水害等も想定し、事業継続、受援体制の構築、リスク管理等の観点も含めた災害廃棄物処理計画の点検・見直しに関して、県内各市町村に助言を行います。
- 市町村をはじめとする災害廃棄物処理に携わる職員の研修・訓練等を実施し、あらゆる大規模災害に対応できる人材の育成に努めるとともに、事前の備えを徹底します。
- 東日本大震災津波の際には、産業廃棄物処理施設において災害廃棄物の処理が行われており、平時においても管下の産業廃棄物処理施設の処理能力を把握するほか、廃棄物処理法に基づく特例届制度（産業廃棄物と同種の一般廃棄物の処理を可能とする施設届出）等の手続きの簡素化について適切な運用を図るとともに、市町村や事業者に対し周知を図ります。

(2) 災害発生時における災害廃棄物対策の推進

- 災害廃棄物の処理は、市町村が行う固有事務として位置づけられていますが、市町村による処理に著しい支障が生じた場合等においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく県による当該処理の受託のほか、地域ブロック又は複数の地域ブロックにわたる広域処理を行うなど、一般廃棄物の適正な処理体制を確保します。
- ごみ処理施設、し尿処理施設等が破損した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制を確立するとともに、廃棄物処理業者団体等との連携を図ります。
- 廃棄物の処理及び障害物の除去の実施機関が、当該処理及び除去を迅速かつ円

滑に実施できるよう、各機関間の連携を図ります。

- 被災した市町村からの求めに応じて、主に技術系職員等の災害廃棄物処理についての専門的知見を有する職員を現地に派遣するなど、当該市町村に対する技術的助言を行います。

3 産業廃棄物処理体制の確保

(1) 産業廃棄物処理施設の適正な設置等の促進

- 廃棄物を処理するためには処理施設の設置・稼働が必要であり、また、施設に対する県民の理解と信頼を得ることが不可欠です。
- 施設に対する県民の理解と信頼を得るためには、施設の安全性に関する情報提供が必要であり、県としては、施設の維持管理や運営に関する情報を公表するとともに、施設設置者が周辺居住者等に対して施設運営状況等を説明するよう指導していきます。
- 廃棄物処理施設の設置手続においては、施設設置（予定）者による周辺住民への丁寧な説明や、稼働中の施設に関する周辺住民への維持管理状況についての情報提供が十分に行われるよう指導することにより、住民の不安の解消を図ります。
- また、廃棄物処理施設の設置に当たって、設置者と地元市町村などが環境保全に関する協定を締結する場合には、地域の環境に十分配慮した維持管理基準の設定などについて必要な助言・指導を行い、廃棄物処理施設に係る信頼関係の構築を図ります。
- 焼却施設における熱回収、焼却灰の資源化などの廃棄物の循環的利用や、ごみ処理の高度化を推進するため、廃棄物処理施設の設置手続きにおいて、技術的な助言を行っていきます。

(2) 廃棄物処理センターの健全な運営

ア いわてクリーンセンターの適正な運営・維持管理

- 一般財団法人クリーンいわて事業団が運営する「いわてクリーンセンター」を通じて、産業廃棄物の自県内処理の体制を確立するとともに、適正処理を推進するため、同事業団に対する県の公共関与を継続します。
- 同事業団の長期収支計画等に基づき、引き続き健全な経営が図られるよう指導していきます。
- いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場を着実に整備し、継続的な処理体制の構築や大規模災害時における災害廃棄物の広域的な処理体制の確保を目指します。

イ いわて第2クリーンセンターを活用した適正処理の推進

- P F I 事業者（いわて県北クリーン株式会社）と取り交わした事業契約書に

基づくモニタリングを事業期間中（平成 21 年 4 月～令和 11 年 3 月）実施し、安定運営がなされるよう支援していきます。

- 契約期間の終了に向け、必要な検討及び対応を行っていきます。

第 3 節 廃棄物の適正処理の推進



1 適正処理の推進に向けた監視体制の確保等

- 各広域振興局等に配置している産業廃棄物適正処理指導員等が巡回パトロールを行い、排出事業者等による産業廃棄物の不適正処理や不法投棄が行われないよう監視・指導に取り組みます。
- 併せて、監視カメラやドローンの活用等により、不適正処理の実態の適切な把握に向けて監視体制の強化に取り組みます。
- 不法投棄追放月間に市町村等の関係機関とともに合同パトロールや合同研修会を行うことにより、地域における不適正処理監視・指導体制の連携強化に取り組みます。
- 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案については、代執行に要した費用を原因者に対して追及していくとともに、こうした事案が二度と発生しないように、事案の伝承に取り組みます。
- 県内から廃棄物の不適正処理がなくなるように、排出事業者や処理業者に対する研修会の開催等により、廃棄物の適正処理に係る普及啓発に取り組みます。
- 産業廃棄物の排出者や処理業者の負担を軽減し、かつ廃棄物のトレーサビリティが確保でき、廃棄物処理の DX 化の基盤となる電子マニフェストの普及啓発等を進め、システムの導入促進に取り組みます。
- 県外事業者が、県内で廃棄物を不適正に処理することの無いように、県外からの廃棄物に係る事前協議を通じた廃棄物の適正処理推進に取り組みます。
- 県民や土地所有者等の不適正処理に関する通報義務、行政罰（拘禁刑又は罰金）について規定するなど条例の趣旨を更に進める施策の補充や追加を行っており、今後も法制度の改正に適切に対応するとともに、県の行政レベルを超える課題については、国に対して解決に向けた新たな制度として提案していきます。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進

- PCB が含まれる製品には現在でも使用中のものがあること、PCB 特措法に基づく保管等の届出が行われず、未把握の廃棄物があることから、関係機関と連携し

ながらPCB廃棄物等の掘り起こしを行っています。

- 国及び電気保安関係事業者等と連携し、未処理のPCB使用製品やPCB廃棄物を把握し、必要な指導等を行い、県処理計画の処理期限である令和8年度末まで（高濃度の廃棄物について、高圧変圧器・コンデンサ等は令和3年度末まで、安定器・汚染物等は令和4年度末まで）に、全てのPCB廃棄物の処理完了を目指します。

3 放射性物質汚染廃棄物等の処理の実施

- 県では、国に対して財政支援を継続するよう要望するとともに、自治体が行う住民説明会への同席や、放射性物質のリスクコミュニケーション等を通じて、農林業系副産物の処理に向けた技術的支援を継続して実施していきます。
- 除染実施計画区域外で国の財政支援を受けられない道路側溝汚泥について、一時保管場所を整備する経費の一部を支援しています。
- 国に対しては、除染実施計画区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について財政措置を講じるよう要望していきます。

第5章 循環型地域社会の形成に向けた各主体の役割

廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進し、循環型地域社会の形成を実現するためには、県民、事業者、市町村、県の適切な役割分担による主体的な取組と、関係団体も含めた各主体間の連携、協働が必要です。

そこで、各主体の役割を明確にするとともに、「もったいない・いわて3R運動」の展開などにより各主体の役割に応じた取組や各主体間のパートナーシップの形成を推進します。

第1節 県民の役割

- 廃棄物や資源の枯渇の問題を自らの問題として関心を持ち、ごみの発生抑制を優先する3Rやごみ処理についての理解を深めることが求められます。
- また、日常生活において3R、特に廃棄物の発生抑制（リデュース）及び再使用（リユース）を基調としたライフスタイルへの転換を実践するとともに、市町村や県が実施する施策に積極的に協力、参加することが求められます。

第2節 事業者の役割

- 原材料の選択や製造工程を工夫するなど環境配慮型ビジネスへの転換や、産業・地域のゼロエミッション化、地域循環共生圏の構築に取り組むなど、できる限り自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めることが求められます。
- また、廃棄物が貴重な資源であることを認識し、自ら排出する廃棄物について再生利用等による減量を行うことができる業者への処理委託等により、廃棄物の適正な循環的利用に努め、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を

行うことが求められます。

- 自らその産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正処理を確保することが求められます。
- 廃棄物の運搬又は処分を委託しようとするときには、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択し、受託者の処理能力や処分状況の確認を徹底することにより、廃棄物の不適正処理が行われるリスクを低減することが求められます。
- 製品の製造、加工、販売等に際しては、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供など、廃棄物の排出の抑制、再使用、再生利用を考慮した取組に努めることが求められます。
- また、廃棄物の適正処理による循環型社会の形成のために、適正なコスト負担に対する理解や資源生産性の向上によるコスト削減など、環境経営等に関する一層の理解と取組の促進が求められます。

第3節 市町村の役割

- 自らの区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境学習等を行うことにより住民の自主的な取組を促進することが期待されます。
- また、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用の促進と地域循環圏や資源の循環システムの構築に努め、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、既存施設の長寿命化の手法を含め、適正な中間処理及び最終処分を維持・確保するとともに、ごみ処理広域化計画に掲げる広域6ブロックにおけるそれぞれの取組を推進することが期待されます。

第4節 県の役割

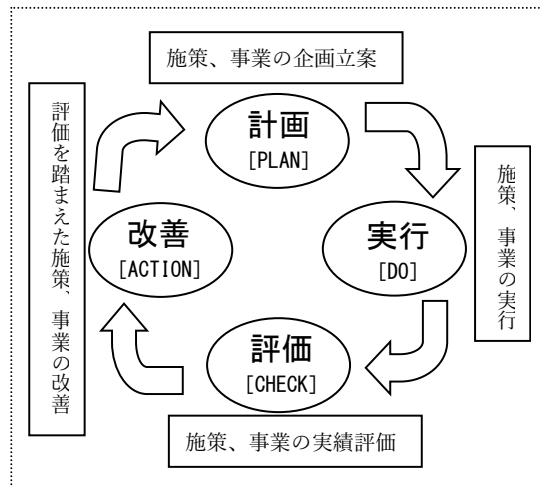
- 本計画の目標達成に向けて総合的な観点から、一般廃棄物及び産業廃棄物について発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進するなど、第4章に掲げる施策を展開することにより、循環型地域社会の形成を推進します。
- 一般廃棄物については、市町村と連携して3R等の意識啓発や環境教育の充実に努めるとともに、処理に係る市町村の責務が十分果たされるよう必要な支援を行います。また、ごみ処理広域化を促進するため、市町村間の調整や技術的助言等の支援を行います。
- 産業廃棄物については、排出抑制及び適正な循環的利用を促進するとともに、適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な監視・指導を実施します。

第6章 計画の推進

第1節 進行の管理

計画の目標の達成や目指す姿の実現を図るためには、施策及び事業について、成果を定期的に把握してその評価を行い、継続的に見直しを行っていくことが必要です。

そのため、毎年度、一般廃棄物や産業廃棄物の実態を調査するとともに、主な施策や事業について、「施策、事業の企画立案」⇒「施策、事業の実行」⇒「施策、事業の実績評価」⇒「評価を踏まえた施策、事業の改善」という政策評価の仕組みに基づくマネジメントサイクルを実施することによって計画の実効性を高め、適切な進行管理を行います。



第2節 進捗状況の公表

施策の実施状況や計画の進捗状況、目標の達成状況は、毎年度作成する「岩手県環境報告書」により公表するとともに、一般廃棄物や産業廃棄物の実態調査の結果については、県のホームページなどに掲載し、公表します。

＜資料編＞目次

1	岩手県廃棄物処理計画（岩手県循環型社会形成推進計画）、関連計画の概要	1
(1)	計画期間	1
(2)	各計画の概要	1
ア	いわて県民計画（2019～2028）（平成31年3月策定）	1
イ	岩手県環境基本計画（令和3年3月策定、いわて県民計画（2019～2028）の環境分野における部門別計画）	1
ウ	岩手県ごみ処理広域化計画（平成11年3月策定）	2
2	一般廃棄物	3
(1)	ごみ	3
ア	ごみ処理のフロー（令和5年度実績）	3
イ	ごみの排出量・処理量・リサイクル量・最終処分量の状況	4
ウ	分別収集及びリサイクルの状況	16
エ	ごみ処理施設の状況	17
オ	ごみ処理事業の実施形態	22
カ	ごみ処理事業の経費	23
キ	市町村における一般廃棄物に関する目標設定について	24
(2)	し尿	25
ア	し尿処理の系統（令和5年度）	25
イ	し尿処理の系統及び処理量の推移（令和元年度～5年度）	25
ウ	し尿処理施設及びコミュニティプラントの状況（令和5年度末現在）	26
エ	し尿処理量の推移（令和元年度～5年度）	27
オ	し尿処理事業経費の年度別推移（令和元年度～5年度）	27
カ	浄化槽の状況	28
3	産業廃棄物	30
(1)	排出量等の状況	30
ア	処理のフロー（令和5年度）	30
イ	業種別・種類別の排出量（令和5年度）	30
ウ	業種別・種類別の再生利用量（令和5年度推計）	31
エ	業種別・種類別の最終処分量（令和5年度推計）	31
オ	地域別・広域別の排出量（令和5年度推計）	32
(2)	処理施設の状況	32
ア	処理施設の状況	32
イ	処理施設の年度別推移	33
ウ	焼却施設の地区別状況（令和6年度末）	33
エ	最終処分場の地区別状況（令和6年度末）	34
ア	年度別処理業者数（平成30年度～令和6年度、各年度末現在）	35

イ	地区別処理業者数（令和 6 年度末）	35
(4)	広域移動（県内搬入・県外搬出）の状況（令和 5 年度実績）	36
(5)	公共関与による廃棄物処理施設の整備	37
ア	いわてクリーンセンター	37
イ	いわて第 2 クリーンセンター	39
ウ	次期産業廃棄物最終処分場	40
(6)	不適正処理の現状	41
ア	不適正処理の年度別発生状況（報告徴収件数）（平成 26 年度～令和元年度）	41
イ	不適正処理行為者の状況（平成 26 年度～令和元年度）	41
ウ	新規不法投棄事案（10 t 以上。硫酸ピッチ事案を含まない。）	41
エ	適正処理率の状況（平成 26 年度～令和元年度）	41
オ	新規不法投棄廃棄物の種類(10 t 未満)（令和元年度）	41
カ	不法投棄行為者の状況（令和元年度）	42
キ	行政処分の状況（平成 26 年度～令和元年度）	42
4	ごみ処理広域化	43
	【岩手県におけるごみ処理広域化の趣旨】	43
(1)	「岩手県ごみ処理広域化計画」（当初計画）の成果と新たな課題	44
ア	広域化計画の課題・成果と取組状況	44
イ	新たな課題	48
(2)	ごみ処理の現況と将来予測	49
ア	ごみ処理の現況と取り巻く環境の変化	49
イ	人口、ごみ処理量の将来推計	53
(3)	本県における今後のごみ処理体制の目指す方向	54
ア	持続可能なごみ処理体制	54
イ	災害に強いごみ処理体制	54
ウ	住民の視点に立ったごみ処理体制	54
(4)	本県における今後のごみ処理施策の方向	55
ア	ごみ処理広域化	55
イ	ごみ焼却施設の長寿命化・延命化	56
ウ	ごみ減量化・リサイクル	56
5	災害廃棄物処理計画の位置付け	57
6	放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン（第 2 版・概要）	58
7	循環型社会形成のための仕組み	60
(1)	法制度と国の循環型社会形成推進基本計画の概要	60
ア	循環型社会を形成するための法体系	60
イ	第五次循環型社会形成推進基本計画の概要	61
(2)	条例の整備	62
ア	循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年 12 月制定、平成 15 年 4 月施行）	62

イ	県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成 14 年 12 月制定、平成 15 年 4 月施行（環境保全協力金の制度は平成 16 年 1 月 1 日施行））	64
ウ	岩手県産業廃棄物税条例	65
(3)	その他の制度	65
ア	岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業	65
イ	エコ協力店いわて認定制度	66
8	物質フロー	67
(1)	岩手県の物質フロー（令和 5 年度）	67
(2)	物質フローの指標	67
(3)	物質フローを構成する各項目の用語の定義	68

1 岩手県廃棄物処理計画（岩手県循環型社会形成推進計画）、関連計画の概要

(1) 計画期間

計画名	年 度																								
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			
いわて県民計画	いわて県民計画											いわて県民計画（2019～2028）													
岩手県環境基本計画	岩手県環境基本計画（平成22年12月）											岩手県環境基本計画（令和3年3月）													
岩手県循環型社会形成推進計画	岩手県循環型社会形成推進計画					第二次岩手県循環型社会形成推進計画					第三次岩手県循環型社会形成推進計画					第四次岩手県循環型社会形成推進計画									
岩手県廃棄物処理計画	第二次岩手県廃棄物処理計画	（第三次岩手県廃棄物処理計画）					（第四次岩手県廃棄物処理計画）					（第五次岩手県廃棄物処理計画）					（第六次岩手県廃棄物処理計画）								
岩手県ごみ処理広域化計画	岩手県ごみ処理広域化計画										岩手県ごみ処理広域化指針	（岩手県ごみ処理広域化計画）					（第二次岩手県ごみ処理広域化計画）								

(2) 各計画の概要

ア いわて県民計画（2019～2028）（平成31年3月策定）

- 計画期間：平成31（2019）年度～令和10（2028）年度
- 基本目標：東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて
- 政策推進の基本方向：「自然環境」など一人ひとりの幸福を守り育てる「10の政策分野」
→ 政策分野Ⅷ「自然環境」
～一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手～
→ 政策項目43「循環型地域社会の形成を進めます」

イ 岩手県環境基本計画（令和3年3月策定、いわて県民計画（2019～2028）の環境分野における部門別計画）

- 計画期間：令和3年度～12年度
- 目指す将来像：多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて
- 施策の基本方向
 - ・ 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策
 - ① 地域資源の活用による環境と経済の好循環

- ② 自然と共生した持続可能な県土づくり
- ③ 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現
- ・ 環境分野別施策
 - ① 気候変動対策
 - ② 循環型地域社会の形成
 - ③ 生物多様性の保全・自然との共生
 - ④ 環境リスクの管理
 - ⑤ 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

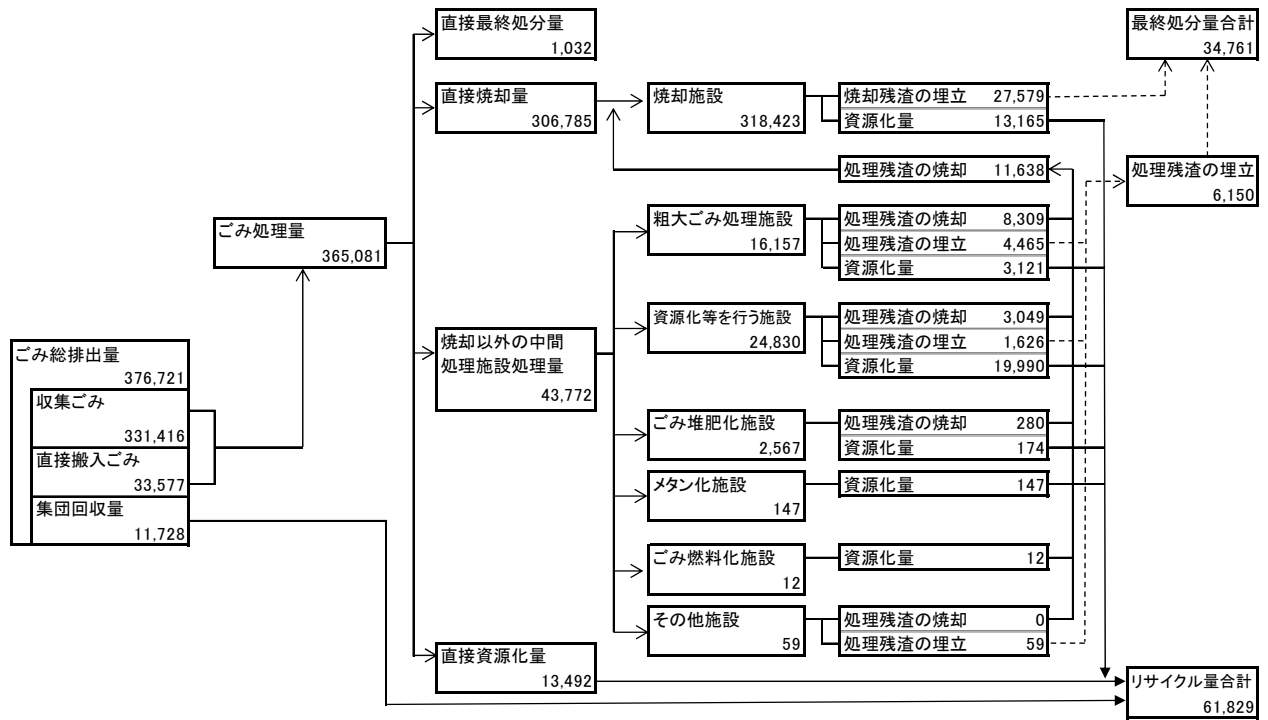
ウ 岩手県ごみ処理広域化計画（平成11年3月策定）

- 計画策定の趣旨
可能な限り広域化を進めてダイオキシン類の大幅削減等を図る。
効果→ダイオキシン類の削減、焼却残渣の高度処理、リサイクルの推進、未利用エネルギーの有効利用、廃棄物処理コストの低減、最終処分場の確保
- 計画の性格
市町村、一部事務組合等における一般廃棄物の広域処理の推進のための基本指針
- 計画の概要
県内を6ブロックに分け、平成29年度までにごみ焼却施設等を各ブロックで1つに集約。
- 計画の実施によるダイオキシン類排出量の削減効果
平成8年：26,516mg-TEQ/年 →平成19年：734mg-TEQ/年→平成29年：147mg-TEQ/年（平成8年比較で99.5%削減）

2 一般廃棄物

(1) ごみ

ア ごみ処理のフロー（令和5年度実績）



(単位:トン)

(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」)

イ ごみの排出量・処理量・リサイクル量・最終処分量の状況

① 年度別推移

区分		年度				
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1	総人口（人）	1,238,207	1,223,946	1,209,697	1,193,904	1,176,017
2	ごみ総排出量（t）	420,164	405,527	401,035	392,513	376,721
3	一人1日当たりごみ排出量（g）	927	908	908	901	875
4	生活系ごみ排出量（t）	288,386	285,440	281,161	274,414	260,658
5	一人1日当たり生活系ごみ排出量（g）	636	639	637	630	606
6	家庭系ごみ排出量（t）	232,255	232,430	228,799	223,815	214,089
7	一人1日当たり家庭系ごみ排出量（g）	512	520	518	514	497
8	事業系ごみ排出量（t）	131,778	120,087	119,874	118,099	116,063
9	一人1日当たり事業系ごみ排出量（g）	291	269	271	271	270
10	処理量合計（t）	402,930	391,598	387,365	379,152	365,081
11	直接最終処分量（t）	1,727	1,204	1,165	1,144	1,032
12	直接焼却量（t）	336,964	325,629	322,901	317,083	306,785
13	焼却以外の中間処理施設処理量（t）	49,265	49,854	48,301	46,320	43,772
14	直接資源化量（t）	14,974	14,911	14,998	14,605	13,492
15	資源化量（t）	56,688	56,951	55,177	52,791	50,101
16	集団回収量（t）	17,268	14,047	13,583	12,902	11,728
17	リサイクル量（t）	73,956	70,998	68,760	65,693	61,829
18	リサイクル率（%）	17.6	17.5	17.1	16.8	16.4
19	中間処理施設残渣焼却量（t）	12,598	13,506	12,647	12,333	11,638
20	焼却施設処理量（t）	349,562	339,135	335,548	329,416	318,423
21	焼却施設資源化量（t）	15,681	15,032	14,109	13,253	13,165
22	中間処理施設残渣埋立量（t）	6,105	6,467	6,237	6,138	6,150
23	焼却施設残渣埋立量（t）	33,433	30,158	30,003	29,374	27,579
24	最終処分量（t）	41,265	37,829	37,405	36,656	34,761
25	焼却・最終処分量（t）	341,713	331,774	328,841	323,445	312,440
26	一人1日当たりごみ処理量（g）	754	743	745	742	726

（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

- 注) 3 一人1日当たりごみ排出量：総排出量／総人口／365日（又は366日）
 4 生活系ごみ排出量：各家庭から排出されたごみの量（集団回収量を含む）
 6 家庭系ごみ排出量：生活系ごみ排出量から資源となるもの（資源ごみと集団回収量）を除いた量
 8 事業系ごみ排出量：事業所から排出されたごみの量
 10 処理量合計：直接最終処分量+直接焼却量+焼却以外の中間処理施設処理量+直接資源化量
 15 資源化量：直接資源化量+中間処理施設資源化量
 17 リサイクル量：資源化量+集団回収量
 18 リサイクル率：リサイクル量／（処理量合計+集団回収量）
 20 焼却施設処理量：直接焼却量+中間処理施設残渣焼却量
 24 最終処分量：直接最終処分量+中間処理施設残渣埋立量+焼却施設残渣埋立量
 25 焼却・最終処分量：（焼却施設処理量+最終処分量）-（焼却施設残渣埋立量+焼却施設資源化量）
 26 一人1日当たりごみ処理量：焼却・埋立処分量／総人口／365日（又は366日）

② 一人1日当たりごみ排出量・リサイクル率の都道府県別順位（令和5年度）

順位	一人1日当たり ごみ排出量		一人1日当たり 生活系ごみ排出量		一人1日当たり 家庭系ごみ排出量		一人1日当たり 事業系ごみ排出量		リサイクル率	
	都道府県	排出量(g)	都道府県	排出量(g)	都道府県	排出量(g)	都道府県	排出量(g)	都道府県	率(%)
1	京都府	749	京都府	474	京都府	376	埼玉県	179	岡山県	29.0
2	滋賀県	761	大阪府	511	長野県	399	神奈川県	184	鳥取県	28.2
3	神奈川県	769	長野県	518	大阪府	411	東京都	195	東京都	24.9
4	長野県	770	広島県	523	広島県	411	滋賀県	202	埼玉県	24.3
5	埼玉県	790	鳥取県	545	神奈川県	413	栃木県	228	神奈川県	24.2
6	東京都	795	香川県	548	香川県	438	福井県	229	北海道	22.8
7	静岡県	807	岡山県	555	北海道	441	群馬県	231	千葉県	22.6
8	香川県	825	石川県	557	東京都	447	愛媛県	233	長野県	22.0
9	岐阜県	828	滋賀県	559	鳥取県	457	徳島県	235	愛知県	22.0
10	愛知県	831	沖縄県	561	熊本県	458	静岡県	236	山口県	21.6
11	広島県	834	熊本県	564	兵庫県	465	奈良県	238	富山県	21.4
12	愛媛県	836	兵庫県	567	滋賀県	471	愛知県	238	福岡県	21.4
13	千葉県	839	福岡県	568	愛知県	475	千葉県	240	広島県	20.6
14	奈良県	841	静岡県	571	岡山県	475	和歌山県	244	佐賀県	20.0
15	熊本県	844	岐阜県	572	沖縄県	477	三重県	246	茨城県	20.0
16	兵庫県	849	神奈川県	584	石川県	478	茨城県	252	島根県	19.9
17	佐賀県	856	佐賀県	588	新潟県	479	長野県	252	熊本県	19.8
18	沖縄県	861	愛知県	593	千葉県	482	岐阜県	256	高知県	19.6
19	栃木県	865	鹿児島県	598	奈良県	487	山形県	260	三重県	19.5
20	福井県	867	千葉県	600	静岡県	487	高知県	260	香川県	18.8
21	山形県	868	東京都	601	埼玉県	490	佐賀県	268	新潟県	18.7
22	岩手県	875	愛媛県	603	岐阜県	491	山梨県	269	大分県	18.1
23	大阪府	877	奈良県	603	福岡県	494	岩手県	270	静岡県	17.9
24	鹿児島県	877	岩手県	606	岩手県	497	京都府	274	岐阜県	17.1
25	和歌山県	890	山形県	608	鹿児島県	499	香川県	277	宮崎県	16.6
26	三重県	892	埼玉県	610	宮城県	508	宮城県	278	岩手県	16.4
27	福岡県	892	大分県	613	愛媛県	509	鹿児島県	279	愛媛県	15.8
28	石川県	902	島根県	615	山口県	511	熊本県	281	長崎県	15.8
29	島根県	902	長崎県	619	大分県	512	兵庫県	283	徳島県	15.8
30	大分県	906	山口県	626	山形県	512	北海道	284	滋賀県	15.7
31	徳島県	911	北海道	628	佐賀県	527	宮崎県	287	奈良県	15.7
32	北海道	912	栃木県	637	富山県	527	島根県	287	鹿児島県	15.6
33	高知県	917	福井県	638	栃木県	531	福島県	289	山梨県	15.6
34	茨城県	921	富山県	639	長崎県	533	大分県	293	宮城県	15.3
35	岡山県	923	秋田県	643	島根県	534	沖縄県	300	兵庫県	15.2
36	宮城県	923	宮城県	645	宮崎県	534	新潟県	303	栃木県	15.0
37	山梨県	926	和歌山県	646	福井県	545	広島県	312	沖縄県	14.9
38	長崎県	930	三重県	646	秋田県	551	長崎県	312	京都府	14.6
39	群馬県	933	宮崎県	646	徳島県	555	秋田県	314	群馬県	13.8
40	宮崎県	933	青森県	652	三重県	556	青森県	315	秋田県	13.6
41	山口県	946	新潟県	653	和歌山県	558	山口県	320	山形県	13.4
42	新潟県	956	高知県	657	山梨県	562	福岡県	325	福島県	13.2
43	秋田県	957	山梨県	657	青森県	566	石川県	344	石川県	12.9
44	鳥取県	963	茨城県	670	高知県	576	富山県	350	福井県	12.7
45	青森県	967	徳島県	676	福島県	577	大阪府	366	青森県	12.6
46	福島県	968	福島県	680	茨城県	580	岡山県	368	大阪府	12.6
47	富山県	989	群馬県	703	群馬県	612	鳥取県	417	和歌山県	11.9
	全国平均	851	全国平均	592	全国平均	475	全国平均	259	全国平均	19.5

（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

③ 市町村別ごみの排出・処理状況（令和元年度～5年度）

市町村名	ごみ総排出量(t)					一人1日当たりごみ排出量(g)				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
盛岡市	108,210	102,970	100,902	98,375	95,303	1,024	982	968	950	927
宮古市	20,652	19,492	18,898	18,348	17,499	1,085	1,052	1,046	1,042	1,017
大船渡市	10,111	9,744	9,632	9,351	8,930	767	758	766	760	739
花巻市	30,922	30,147	30,403	29,971	29,178	885	873	889	886	872
北上市	26,955	26,397	26,489	26,311	25,150	796	783	785	781	749
久慈市	13,186	12,355	12,186	11,902	11,300	1,037	989	997	995	960
遠野市	8,553	8,326	8,131	8,113	7,686	874	873	869	884	851
一関市	35,189	34,164	34,020	33,438	32,349	830	822	832	831	819
陸前高田市	5,459	5,192	5,046	4,987	4,870	787	761	752	757	751
釜石市	13,452	12,714	12,503	12,003	11,426	1,108	1,076	1,084	1,068	1,037
二戸市	8,833	8,690	8,513	8,401	8,026	904	907	905	913	885
八幡平市	10,356	10,075	9,942	9,931	9,455	1,115	1,108	1,116	1,128	1,094
奥州市	37,840	37,104	37,578	36,646	34,854	889	885	907	895	865
滝沢市	17,953	17,909	17,701	17,257	16,561	885	884	871	854	823
雫石町	6,746	6,526	6,370	6,411	6,352	1,120	1,106	1,101	1,123	1,129
葛巻町	1,776	1,724	1,661	1,703	1,638	801	800	790	828	816
岩手町	4,001	3,847	3,850	3,683	3,602	827	817	841	822	824
紫波町	10,831	10,886	10,428	9,867	9,105	895	899	862	817	755
矢巾町	11,871	11,504	11,534	11,362	10,439	1,183	1,161	1,172	1,168	1,081
西和賀町	1,661	1,614	1,585	1,564	1,498	815	821	824	844	836
金ヶ崎町	4,298	4,218	4,309	4,319	4,021	753	742	762	773	722
平泉町	2,144	2,010	1,996	2,007	1,920	780	748	753	779	766
住田町	1,301	1,198	1,201	1,172	1,143	658	625	647	650	647
大槌町	4,041	3,879	3,784	3,558	3,420	943	928	925	886	867
山田町	5,130	4,992	4,800	4,693	4,517	913	906	886	883	863
岩泉町	3,720	3,398	3,392	3,420	3,218	1,103	1,044	1,073	1,121	1,087
田野畑村	1,113	1,153	1,151	1,128	1,074	915	983	1,004	1,005	979
普代村	914	919	843	814	831	941	979	916	910	954
軽米町	2,209	2,015	1,998	1,827	1,863	668	625	638	598	624
野田村	1,299	1,288	1,228	1,193	1,174	840	842	817	806	805
九戸村	1,443	1,326	1,359	1,323	1,263	689	645	676	673	665
洋野町	4,495	4,411	4,358	4,190	4,119	744	750	756	741	744
一戸町	3,500	3,340	3,244	3,245	2,937	779	765	763	785	729
県計・県平均	420,164	405,527	401,035	392,513	376,721	927	908	908	901	875

市町村名	生活系ごみ排出量(t)					一人1日当たり生活系ごみ排出量(g)				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
盛岡市	66,765	66,661	65,263	63,127	59,974	632	636	626	610	583
宮古市	14,308	13,964	13,441	12,807	12,157	752	754	744	727	706
大船渡市	9,192	8,906	8,800	8,517	8,084	697	692	700	692	669
花巻市	20,006	20,026	19,672	19,280	18,411	573	580	575	570	550
北上市	18,422	18,359	18,320	18,121	16,933	544	545	543	538	505
久慈市	9,533	8,907	8,815	8,634	8,251	750	713	721	722	701
遠野市	6,233	6,231	6,045	6,063	5,730	637	653	646	661	634
一関市	25,945	25,674	25,652	25,217	24,109	612	618	627	627	610
陸前高田市	4,438	4,293	4,182	4,156	4,066	640	629	623	631	627
釜石市	8,559	8,228	8,036	7,688	7,216	705	696	697	684	655
二戸市	6,687	6,522	6,524	6,554	6,243	684	681	694	712	689
八幡平市	7,067	7,141	6,945	6,886	6,576	761	786	779	782	761
奥州市	24,947	24,822	24,958	24,443	22,932	586	592	603	597	569
滝沢市	14,223	14,264	14,052	13,758	13,091	701	704	692	681	650
雫石町	4,915	4,805	4,728	4,623	4,343	816	814	817	810	772
葛巻町	1,309	1,308	1,254	1,251	1,194	591	607	596	608	595
岩手町	3,185	3,079	3,088	2,988	2,830	658	654	675	667	647
紫波町	7,396	7,562	7,258	6,935	6,813	611	625	600	574	565
矢巾町	6,588	6,669	6,493	6,392	6,100	656	673	660	657	632
西和賀町	1,066	1,078	1,045	1,035	978	523	549	544	558	546
金ヶ崎町	2,724	2,742	2,807	2,826	2,659	477	482	496	506	477
平泉町	1,581	1,552	1,538	1,536	1,450	575	577	580	596	579
住田町	1,268	1,167	1,174	1,133	1,105	641	609	633	628	626
大槌町	2,978	2,852	2,830	2,642	2,503	695	682	692	658	634
山田町	4,054	3,957	3,865	3,739	3,571	721	718	713	703	682
岩泉町	2,841	2,736	2,761	2,737	2,511	842	841	873	897	848
田野畑村	897	941	927	907	859	737	802	808	808	783
普代村	770	782	684	640	583	793	833	743	715	670
軽米町	1,787	1,687	1,609	1,498	1,554	540	524	513	490	520
野田村	997	1,002	958	951	911	645	655	637	642	624
九戸村	1,199	1,155	1,149	1,147	1,103	573	562	572	583	581
洋野町	3,710	3,671	3,609	3,522	3,430	614	624	626	623	619
一戸町	2,796	2,697	2,679	2,661	2,388	623	618	630	643	592
県計・県平均	288,386	285,440	281,161	274,414	260,658	636	639	637	630	606

市町村名	家庭系ごみ排出量(t) 資源ごみ・集団回収除く					一人1日当たり家庭系ごみ排出量(g)				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
盛岡市	51,333	51,707	50,611	49,044	46,879	486	493	485	474	456
宮古市	12,068	11,895	11,456	10,923	10,402	634	642	634	620	604
大船渡市	8,507	8,325	8,257	8,014	7,604	645	647	656	651	630
花巻市	15,970	16,160	15,959	15,649	15,061	457	468	467	463	450
北上市	13,958	14,351	14,410	14,307	13,405	412	426	427	425	399
久慈市	8,244	7,664	7,603	7,484	7,187	648	614	622	626	611
遠野市	4,667	4,802	4,685	4,649	4,430	477	503	500	507	490
一関市	21,555	21,605	21,545	21,176	20,308	508	520	527	527	514
陸前高田市	3,701	3,632	3,558	3,552	3,477	533	532	530	540	536
釜石市	7,183	6,945	6,807	6,515	6,126	592	588	590	580	556
二戸市	5,607	5,483	5,493	5,545	5,259	574	572	584	603	580
八幡平市	6,125	6,238	6,050	6,014	5,769	660	686	679	683	668
奥州市	21,362	21,480	21,488	21,117	20,093	502	512	519	516	498
滝沢市	11,665	11,750	11,602	11,432	10,960	575	580	571	566	545
雫石町	3,967	3,894	3,870	3,749	3,514	659	660	669	657	624
葛巻町	856	858	842	858	809	386	398	400	417	403
岩手町	2,713	2,632	2,592	2,513	2,364	561	559	566	561	541
紫波町	5,239	5,566	5,274	5,083	5,054	433	460	436	421	419
矢巾町	4,715	4,866	4,541	4,507	4,355	470	491	461	463	451
西和賀町	845	862	838	829	789	415	439	436	447	440
金ヶ崎町	2,216	2,316	2,335	2,371	2,294	388	407	413	425	412
平泉町	1,375	1,346	1,337	1,343	1,264	500	501	505	521	504
住田町	1,106	1,089	1,089	1,062	1,040	559	568	587	589	589
大槌町	2,281	2,179	2,201	2,013	1,916	532	521	538	501	486
山田町	3,455	3,388	3,288	3,198	3,071	615	615	607	602	587
岩泉町	1,738	1,700	1,655	1,631	1,592	515	522	523	535	538
田野畑村	620	617	594	570	570	510	526	518	508	520
普代村	667	678	589	555	504	687	722	640	620	579
軽米町	1,450	1,437	1,384	1,314	1,347	438	446	442	430	451
野田村	840	855	813	810	778	543	559	541	547	533
九戸村	1,074	1,034	1,016	1,009	960	513	503	506	513	506
洋野町	3,238	3,207	3,150	3,066	2,994	536	545	547	542	540
一戸町	1,915	1,869	1,867	1,913	1,914	426	428	439	463	475
県計・県平均	232,255	232,430	228,799	223,815	214,089	512	520	518	514	497

市町村名	事業系ごみ排出量(t)					一人1日当たり事業系ごみ排出量(g)				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
盛岡市	41,445	36,309	35,639	35,248	35,329	392	346	342	341	344
宮古市	6,344	5,528	5,457	5,541	5,342	333	298	302	315	310
大船渡市	919	838	832	834	846	70	65	66	68	70
花巻市	10,916	10,121	10,731	10,691	10,767	312	293	314	316	322
北上市	8,533	8,038	8,169	8,190	8,217	252	238	242	243	245
久慈市	3,653	3,448	3,371	3,268	3,049	287	276	276	273	259
遠野市	2,320	2,095	2,086	2,050	1,956	237	220	223	223	217
一関市	9,244	8,490	8,368	8,221	8,240	218	204	205	204	209
陸前高田市	1,021	899	864	831	804	147	132	129	126	124
釜石市	4,893	4,486	4,467	4,315	4,210	403	380	387	384	382
二戸市	2,146	2,168	1,989	1,847	1,783	220	226	211	201	197
八幡平市	3,289	2,934	2,997	3,045	2,879	354	323	336	346	333
奥州市	12,893	12,282	12,620	12,203	11,922	303	293	305	298	296
滝沢市	3,730	3,645	3,649	3,499	3,470	184	180	180	173	172
雫石町	1,831	1,721	1,642	1,788	2,009	304	292	284	313	357
葛巻町	467	416	407	452	444	211	193	194	220	221
岩手町	816	768	762	695	772	169	163	166	155	177
紫波町	3,435	3,324	3,170	2,932	2,292	284	275	262	243	190
矢巾町	5,283	4,835	5,041	4,970	4,339	526	488	512	511	449
西和賀町	595	536	540	529	520	292	273	281	285	290
金ヶ崎町	1,574	1,476	1,502	1,493	1,362	276	260	265	267	245
平泉町	563	458	458	471	470	205	170	173	183	188
住田町	33	31	27	39	38	17	16	15	22	22
大槌町	1,063	1,027	954	916	917	248	246	233	228	232
山田町	1,076	1,035	935	954	946	191	188	173	179	181
岩泉町	879	662	631	683	707	261	203	200	224	239
田野畑村	216	212	224	221	215	178	181	195	197	196
普代村	144	137	159	174	248	148	146	173	194	285
軽米町	422	328	389	329	309	128	102	124	108	103
野田村	302	286	270	242	263	195	187	180	163	180
九戸村	244	171	210	176	160	117	83	105	89	84
洋野町	785	740	749	668	689	130	126	130	118	124
一戸町	704	643	565	584	549	157	147	133	141	136
県計・県平均	131,778	120,087	119,874	118,099	116,063	291	269	271	271	270

市町村名	リサイクル量(t)					リサイクル率(%)				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
盛岡市	16,889	16,181	15,807	15,103	14,273	15.6	15.7	15.6	15.4	15.0
宮古市	2,615	2,442	2,285	2,156	2,003	12.5	12.5	12.1	11.8	11.5
大船渡市	2,043	2,091	1,797	1,649	1,667	20.2	21.9	19.1	18.0	19.1
花巻市	6,746	6,254	6,316	5,964	5,694	21.8	20.5	20.7	19.9	19.5
北上市	6,787	6,079	6,160	5,918	5,589	25.2	23.0	23.3	22.5	22.2
久慈市	1,527	1,475	1,423	1,322	1,233	11.5	11.9	11.7	11.1	10.9
遠野市	2,417	2,270	2,192	2,161	1,978	28.7	27.5	27.2	27.0	26.1
一関市	5,628	5,741	5,773	5,662	5,362	16.0	16.8	17.0	16.9	16.6
陸前高田市	1,253	1,244	1,143	1,114	1,171	23.0	24.0	22.7	22.3	24.0
釜石市	2,892	2,943	2,555	2,348	2,351	21.5	23.1	20.4	19.6	20.6
二戸市	1,224	1,214	1,186	1,147	1,115	13.8	13.9	13.9	13.6	13.9
八幡平市	1,085	1,064	1,036	1,018	929	10.5	10.6	10.4	10.3	9.8
奥州市	3,850	3,684	3,707	3,328	3,114	10.2	9.9	9.9	9.1	8.9
滝沢市	4,613	4,433	3,913	3,752	3,596	25.7	24.8	22.1	21.7	21.7
雫石町	1,718	1,597	1,394	1,381	1,354	25.4	24.4	21.9	21.6	21.3
葛巻町	533	501	514	476	442	29.9	29.0	30.9	28.0	27.0
岩手町	571	560	581	563	549	14.3	14.4	15.1	15.2	15.2
紫波町	2,333	2,254	2,152	2,044	1,901	21.5	20.6	20.6	20.7	20.9
矢巾町	2,240	2,116	2,225	2,244	2,031	18.9	18.3	19.3	19.8	19.5
西和賀町	353	329	326	312	294	21.2	20.3	20.6	20.0	19.6
金ヶ崎町	540	504	502	478	402	12.6	11.9	11.7	11.1	9.9
平泉町	229	291	289	277	317	10.7	14.5	14.5	13.8	16.5
住田町	404	350	305	271	265	31.1	29.2	25.4	23.1	23.2
大槌町	1,147	1,155	942	934	738	29.4	29.8	24.9	26.3	21.6
山田町	675	650	643	600	549	13.2	13.0	13.4	12.8	12.2
岩泉町	1,147	1,083	1,142	1,140	951	30.9	31.9	33.7	33.4	29.6
田野畑村	293	342	347	350	301	26.3	29.7	30.2	31.1	28.1
普代村	118	119	109	98	91	12.8	12.9	12.9	12.0	11.0
軽米町	291	286	271	251	244	13.6	14.1	13.4	13.7	13.0
野田村	169	163	160	154	143	12.9	12.7	13.0	12.9	12.2
九戸村	137	130	141	153	144	9.5	9.8	10.3	11.6	11.4
洋野町	552	553	543	519	492	12.2	12.5	12.5	12.4	11.9
一戸町	937	900	881	806	546	26.8	26.9	27.2	24.8	18.6
県計・県平均	73,956	70,998	68,760	65,693	61,829	17.6	17.5	17.1	16.8	16.4

市町村名	処理(焼却+埋立)量(t)					一人1日当たりごみ処理量(g)				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
盛岡市	89,660	85,254	83,719	81,955	80,041	849	813	803	792	779
宮古市	18,235	17,033	16,575	16,175	15,484	958	919	917	919	899
大船渡市	8,068	7,653	7,756	7,702	7,263	612	595	617	626	601
花巻市	24,094	24,158	24,043	23,943	23,427	690	700	703	708	700
北上市	20,063	20,219	20,237	20,182	19,539	592	600	599	599	582
久慈市	11,581	10,789	10,679	10,478	9,985	911	864	874	876	849
遠野市	5,997	5,981	5,854	5,849	5,590	613	627	625	637	619
一関市	28,745	28,423	28,247	27,776	26,987	678	684	691	691	683
陸前高田市	4,206	3,946	3,903	3,873	3,617	606	578	581	588	557
釜石市	10,560	9,773	9,948	9,655	9,075	870	827	863	859	823
二戸市	7,647	7,507	7,333	7,261	6,915	783	784	780	789	763
八幡平市	9,271	9,011	8,906	8,913	8,526	998	991	999	1,013	987
奥州市	33,996	33,428	33,871	33,283	31,938	799	797	818	813	792
滝沢市	13,340	13,476	13,788	13,505	12,965	658	665	679	668	644
雫石町	5,038	4,949	4,981	5,023	4,993	837	839	861	880	887
葛巻町	1,248	1,227	1,150	1,226	1,196	563	570	547	596	596
岩手町	3,430	3,317	3,253	3,132	3,051	709	705	711	699	698
紫波町	7,654	7,998	7,554	7,151	6,604	633	661	625	592	548
矢巾町	8,992	8,797	8,696	8,527	7,864	896	888	883	877	815
西和賀町	1,309	1,288	1,259	1,251	1,204	642	655	655	675	672
金ヶ崎町	3,758	3,714	3,806	3,841	3,647	658	653	673	688	655
平泉町	1,835	1,719	1,707	1,730	1,603	668	640	644	672	640
住田町	897	848	885	901	878	453	442	477	499	497
大槌町	2,752	2,719	2,628	2,420	2,638	642	650	642	603	669
山田町	4,451	4,338	4,149	4,089	3,966	792	787	766	769	758
岩泉町	2,569	2,312	2,243	2,276	2,265	762	711	709	746	765
田野畑村	820	810	802	776	772	674	690	699	691	704
普代村	792	794	728	710	734	816	846	791	794	843
軽米町	1,844	1,738	1,736	1,576	1,615	557	539	554	516	541
野田村	1,121	1,117	1,057	1,029	1,022	725	730	703	695	701
九戸村	1,264	1,180	1,204	1,170	1,096	604	574	599	595	577
洋野町	3,913	3,820	3,783	3,629	3,549	648	650	657	642	641
一戸町	2,563	2,438	2,361	2,438	2,391	571	558	555	590	593
県計・県平均	341,713	331,774	328,841	323,445	312,440	754	743	745	742	726

市町村名	最終処分量(t)					総人口(人)				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
盛岡市	12,557	11,658	11,315	11,115	11,085	288,618	287,284	285,680	283,566	280,851
宮古市	2,825	2,255	2,163	2,129	1,947	51,993	50,755	49,500	48,235	47,033
大船渡市	434	399	417	378	363	36,040	35,238	34,466	33,714	32,999
花巻市	1,595	1,439	1,409	1,281	1,377	95,466	94,601	93,682	92,682	91,404
北上市	1,363	1,209	1,204	1,175	1,043	92,545	92,368	92,506	92,244	91,694
久慈市	1,646	1,542	1,522	1,384	1,336	34,740	34,214	33,475	32,763	32,145
遠野市	467	409	410	383	325	26,737	26,138	25,648	25,139	24,681
一関市	4,871	3,664	3,794	3,806	3,419	115,822	113,877	112,049	110,176	107,930
陸前高田市	275	312	226	185	247	18,959	18,694	18,389	18,038	17,729
釜石市	581	540	591	541	464	33,167	32,374	31,599	30,782	30,111
二戸市	1,016	896	980	985	927	26,692	26,245	25,769	25,210	24,765
八幡平市	1,486	1,540	1,516	1,440	1,307	25,371	24,906	24,414	24,114	23,611
奥州市	5,611	5,426	5,401	5,701	4,720	116,321	114,876	113,458	112,129	110,148
滝沢市	643	706	711	659	638	55,422	55,524	55,668	55,377	54,988
雫石町	204	203	201	189	189	16,452	16,170	15,857	15,642	15,378
葛巻町	397	428	382	400	324	6,055	5,902	5,762	5,637	5,484
岩手町	453	474	507	489	493	13,219	12,899	12,539	12,268	11,942
紫波町	548	622	590	584	558	33,061	33,160	33,128	33,084	32,937
矢巾町	642	643	636	472	624	27,426	27,152	26,970	26,641	26,377
西和賀町	78	110	118	109	94	5,568	5,384	5,267	5,078	4,894
金ヶ崎町	498	496	487	528	495	15,594	15,580	15,501	15,299	15,218
平泉町	271	155	180	185	214	7,511	7,364	7,259	7,056	6,848
住田町	60	56	58	53	53	5,406	5,252	5,085	4,943	4,824
大槌町	195	167	139	139	338	11,710	11,458	11,208	10,998	10,780
山田町	571	525	483	462	444	15,354	15,104	14,848	14,565	14,299
岩泉町	332	291	269	281	264	9,216	8,915	8,664	8,357	8,092
田野畑村	110	104	99	93	92	3,324	3,214	3,142	3,076	2,996
普代村	90	97	102	86	97	2,653	2,572	2,522	2,451	2,379
軽米町	191	205	223	212	234	9,038	8,827	8,586	8,369	8,158
野田村	120	134	133	138	135	4,226	4,192	4,119	4,057	3,986
九戸村	197	163	173	177	132	5,720	5,633	5,505	5,389	5,186
洋野町	621	637	651	576	485	16,509	16,110	15,783	15,495	15,135
一戸町	317	324	315	321	298	12,272	11,964	11,649	11,330	11,015
県計・県平均	41,265	37,829	37,405	36,656	34,761	1,238,207	1,223,946	1,209,697	1,193,904	1,176,017

(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」)

④ 一人1日当たり家庭系ごみ排出量・リサイクル率・一人1日当たり処理量の
市町村別順位（令和元年度～5年度）

順位	一人1日当たり家庭系ごみ排出量(g)									
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
1	葛巻町	386	葛巻町	398	葛巻町	400	葛巻町	417	北上市	399
2	金ヶ崎町	388	金ヶ崎町	407	金ヶ崎町	413	紫波町	421	葛巻町	403
3	北上市	412	北上市	426	北上市	427	金ヶ崎町	425	金ヶ崎町	412
4	西和賀町	415	一戸町	428	西和賀町	436	北上市	425	紫波町	419
5	一戸町	426	西和賀町	439	紫波町	436	軽米町	430	西和賀町	440
6	紫波町	433	軽米町	446	一戸町	439	西和賀町	447	花巻市	450
7	軽米町	438	紫波町	460	軽米町	442	一戸町	463	矢巾町	451
8	花巻市	457	花巻市	468	矢巾町	461	花巻市	463	軽米町	451
9	矢巾町	470	矢巾町	491	花巻市	467	矢巾町	463	盛岡市	456
10	遠野市	477	盛岡市	493	盛岡市	485	盛岡市	474	一戸町	475
11	盛岡市	486	平泉町	501	遠野市	500	大槌町	501	大槌町	486
12	平泉町	500	九戸村	503	平泉町	505	遠野市	507	遠野市	490
13	奥州市	502	遠野市	503	九戸村	506	田野畑村	508	奥州市	498
14	一関市	508	奥州市	512	田野畑村	518	九戸村	513	平泉町	504
15	田野畑村	510	一関市	520	奥州市	519	奥州市	516	九戸村	506
16	九戸村	513	大槌町	521	岩泉町	523	平泉町	521	一関市	514
17	岩泉町	515	岩泉町	522	一関市	527	一関市	527	田野畑村	520
18	大槌町	532	田野畑村	526	陸前高田市	530	岩泉町	535	野田村	533
19	陸前高田市	533	陸前高田市	532	大槌町	538	陸前高田市	540	陸前高田市	536
20	洋野町	536	洋野町	545	野田村	541	洋野町	542	岩泉町	538
21	野田村	543	野田村	559	洋野町	547	野田村	547	洋野町	540
22	住田町	559	岩手町	559	岩手町	566	岩手町	561	岩手町	541
23	岩手町	561	住田町	568	滝沢市	571	滝沢市	566	滝沢市	545
24	二戸市	574	二戸市	572	二戸市	584	釜石市	580	釜石市	556
25	滝沢市	575	滝沢市	580	住田町	587	住田町	589	普代村	579
26	釜石市	592	釜石市	588	釜石市	590	山田町	602	二戸市	580
27	山田町	615	久慈市	614	山田町	607	二戸市	603	山田町	587
28	宮古市	634	山田町	615	久慈市	622	普代村	620	住田町	589
29	大船渡市	645	宮古市	642	宮古市	634	宮古市	620	宮古市	604
30	久慈市	648	大船渡市	647	普代村	640	久慈市	626	久慈市	611
31	雫石町	659	雫石町	660	大船渡市	656	大船渡市	651	雫石町	624
32	八幡平市	660	八幡平市	686	雫石町	669	雫石町	657	大船渡市	630
33	普代村	687	普代村	722	八幡平市	679	八幡平市	683	八幡平市	668
	県平均	512	県平均	520	県平均	518	県平均	514	県平均	497

順位	リサイクル率(%)									
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
1	住田町	31.1	岩泉町	31.9	岩泉町	33.7	岩泉町	33.4	岩泉町	29.6
2	岩泉町	30.9	大槌町	29.8	葛巻町	30.9	田野畑村	31.1	田野畑村	28.1
3	葛巻町	29.9	田野畑村	29.7	田野畑村	30.2	葛巻町	28.0	葛巻町	27.0
4	大槌町	29.4	住田町	29.2	遠野市	27.2	遠野市	27.0	遠野市	26.1
5	遠野市	28.7	葛巻町	29.0	一戸町	27.2	大槌町	26.3	陸前高田市	24.0
6	一戸町	26.8	遠野市	27.5	住田町	25.4	一戸町	24.8	住田町	23.2
7	田野畑村	26.3	一戸町	26.9	大槌町	24.9	住田町	23.1	北上市	22.2
8	滝沢市	25.7	滝沢市	24.8	北上市	23.3	北上市	22.5	滝沢市	21.7
9	雫石町	25.4	雫石町	24.4	陸前高田市	22.7	陸前高田市	22.3	大槌町	21.6
10	北上市	25.2	陸前高田市	24.0	滝沢市	22.1	滝沢市	21.7	雫石町	21.3
11	陸前高田市	23.0	釜石市	23.1	雫石町	21.9	雫石町	21.6	紫波町	20.9
12	花巻市	21.8	北上市	23.0	花巻市	20.7	紫波町	20.7	釜石市	20.6
13	紫波町	21.5	大船渡市	21.9	紫波町	20.6	西和賀町	20.0	西和賀町	19.6
14	釜石市	21.5	紫波町	20.6	西和賀町	20.6	花巻市	19.9	花巻市	19.5
15	西和賀町	21.2	花巻市	20.5	釜石市	20.4	矢巾町	19.8	矢巾町	19.5
16	大船渡市	20.2	西和賀町	20.3	矢巾町	19.3	釜石市	19.6	大船渡市	19.1
17	矢巾町	18.9	矢巾町	18.3	大船渡市	19.1	大船渡市	18.0	一戸町	18.6
18	一関市	16.0	一関市	16.8	一関市	17.0	一関市	16.9	一関市	16.6
19	盛岡市	15.6	盛岡市	15.7	盛岡市	15.6	盛岡市	15.4	平泉町	16.5
20	岩手町	14.3	平泉町	14.5	岩手町	15.1	岩手町	15.2	岩手町	15.2
21	二戸市	13.8	岩手町	14.4	平泉町	14.5	平泉町	13.8	盛岡市	15.0
22	軽米町	13.6	軽米町	14.1	二戸市	13.9	軽米町	13.7	二戸市	13.9
23	山田町	13.2	二戸市	13.9	山田町	13.4	二戸市	13.6	軽米町	13.0
24	野田村	12.9	山田町	13.0	軽米町	13.4	野田村	12.9	野田村	12.2
25	普代村	12.8	普代村	12.9	野田村	13.0	山田町	12.8	山田町	12.2
26	金ヶ崎町	12.6	野田村	12.7	普代村	12.9	洋野町	12.4	洋野町	11.9
27	宮古市	12.5	宮古市	12.5	洋野町	12.5	普代村	12.0	宮古市	11.5
28	洋野町	12.2	洋野町	12.5	宮古市	12.1	宮古市	11.8	九戸村	11.4
29	久慈市	11.5	金ヶ崎町	11.9	久慈市	11.7	九戸村	11.6	普代村	11.0
30	平泉町	10.7	久慈市	11.9	金ヶ崎町	11.7	久慈市	11.1	久慈市	10.9
31	八幡平市	10.5	八幡平市	10.6	八幡平市	10.4	金ヶ崎町	11.1	金ヶ崎町	9.9
32	奥州市	10.2	奥州市	9.9	九戸村	10.3	八幡平市	10.3	八幡平市	9.8
33	九戸村	9.5	九戸村	9.8	奥州市	9.9	奥州市	9.1	奥州市	8.9
	県平均	17.6	県平均	17.5	県平均	17.1	県平均	16.8	県平均	16.4

順位	一人1日当たりごみ処理量(g)									
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
1	住田町	453	住田町	442	住田町	477	住田町	499	住田町	497
2	軽米町	557	軽米町	539	葛巻町	547	軽米町	516	軽米町	541
3	葛巻町	563	一戸町	558	軽米町	554	陸前高田市	588	紫波町	548
4	一戸町	571	葛巻町	570	一戸町	555	一戸町	590	陸前高田市	557
5	北上市	592	九戸村	574	陸前高田市	581	紫波町	592	九戸村	577
6	九戸村	604	陸前高田市	578	九戸村	599	九戸村	595	北上市	582
7	陸前高田市	606	大船渡市	595	北上市	599	葛巻町	596	一戸町	593
8	大船渡市	612	北上市	600	大船渡市	617	北上市	599	葛巻町	596
9	遠野市	613	遠野市	627	紫波町	625	大槌町	603	大船渡市	601
10	紫波町	633	平泉町	640	遠野市	625	大船渡市	626	遠野市	619
11	大槌町	642	洋野町	650	大槌町	642	遠野市	637	平泉町	640
12	西和賀町	642	大槌町	650	平泉町	644	洋野町	642	洋野町	641
13	洋野町	648	金ヶ崎町	653	西和賀町	655	滝沢市	668	滝沢市	644
14	滝沢市	658	西和賀町	655	洋野町	657	平泉町	672	金ヶ崎町	655
15	金ヶ崎町	658	紫波町	661	金ヶ崎町	673	西和賀町	675	大槌町	669
16	平泉町	668	滝沢市	665	滝沢市	679	金ヶ崎町	688	西和賀町	672
17	田野畑村	674	一関市	684	一関市	691	一関市	691	一関市	683
18	一関市	678	田野畑村	690	田野畑村	699	田野畑村	691	岩手町	698
19	花巻市	690	花巻市	700	野田村	703	野田村	695	花巻市	700
20	岩手町	709	岩手町	705	花巻市	703	岩手町	699	野田村	701
21	野田村	725	岩泉町	711	岩泉町	709	花巻市	708	田野畑村	704
22	岩泉町	762	野田村	730	岩手町	711	岩泉町	746	山田町	758
23	二戸市	783	二戸市	784	山田町	766	山田町	769	二戸市	763
24	山田町	792	山田町	787	二戸市	780	二戸市	789	岩泉町	765
25	奥州市	799	奥州市	797	普代村	791	盛岡市	792	盛岡市	779
26	普代村	816	盛岡市	813	盛岡市	803	普代村	794	奥州市	792
27	雫石町	837	釜石市	827	奥州市	818	奥州市	813	矢巾町	815
28	盛岡市	849	雫石町	839	雫石町	861	釜石市	859	釜石市	823
29	釜石市	870	普代村	846	釜石市	863	久慈市	876	普代村	843
30	矢巾町	896	久慈市	864	久慈市	874	矢巾町	877	久慈市	849
31	久慈市	911	矢巾町	888	矢巾町	883	雫石町	880	雫石町	887
32	宮古市	958	宮古市	919	宮古市	917	宮古市	919	宮古市	899
33	八幡平市	998	八幡平市	991	八幡平市	999	八幡平市	1,013	八幡平市	987
	県平均	754	県平均	743	県平均	745	県平均	742	県平均	726

(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」)

ウ 分別収集及びリサイクルの状況

① 市町村の分別収集状況（令和5年度）

市町村	ガラス容器			ペット ボトル	紙製容器 包装	プラスチック製容器包装			スチール	アルミ	飲料用 紙パック	段ボール
	無色	茶色	その他			白色トレイ	白トレイ以外	プラ製				
盛岡市	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○	○
宮古市	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○
大船渡市	○	○	○	○				○	○	○		
花巻市	○	○	○	○			☆	○				
北上市	○	○	○	○			☆	○	○	○	○	○
久慈市	○	○	○	○			☆	○	○	○	○	○
遠野市	○	○	○	○			☆	○	○	○	○	○
一関市	○	○	○	○		○	○	☆	○	○	○	○
陸前高田市	○	○	○	○					○	○	○	○
釜石市	○	○	○	○					○	○		○
二戸市	○	○	○	○		○		☆	○	○	○	○
八幡平市	○	○	○	○		○		☆	○	○	○	○
奥州市	○	○	○	○		○	○	☆	○	○	○	○
滝沢市	○	○	○	○					○	○		○
雫石町	○	○	○	○	○		☆	○	○	○	○	○
葛巻町	○	○	○	○	○		☆	○	○	○	○	○
岩手町	○	○	○	○		○		☆	○	○	○	○
紫波町	○	○	○	○	○		☆	○	○	○	○	○
矢巾町	○	○	○	○	○		☆	○	○	○	○	○
西和賀町	○	○	○	○	○		☆	○	○	○	○	○
金ケ崎町	○	○	○	○			☆	○	○	○	○	○
平泉町	○	○	○	○		○	○	☆	○	○	○	○
住田町	○	○	○	○					○	○		
大槌町	○	○	○	○			☆	○	○	○	○	○
山田町	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○
岩泉町	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○
田野畑村	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	○	○
普代村	○	○	○	○			☆	○	○	○	○	○
軽米町	○	○	○	○		○		☆	○	○	○	○
野田村	○	○	○	○			☆	○	○	○	○	○
九戸村	○	○	○	○		○		☆	○	○	○	○
洋野町	○	○	○	○			☆	○	○	○	○	○
一戸町	○	○	○	○		○		☆	○	○	○	○
市町村数	33	33	33	31	9	13	22	28	32	32	28	30

（資源循環推進課「市町村分別収集状況調査」）

※ ☆印は、実際はプラスチック製容器包装として分別収集しているが、収集品目として明記していないもの。

② リサイクル量の内訳と年度別推移（令和元年度～5年度）

品目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙類	29,941	27,033	26,924	25,965	23,616
紙パック	240	179	167	162	152
紙製容器包装	1,265	1,269	1,058	1,125	659
金属類	10,605	11,485	10,607	9,544	9,316
ガラス類	8,798	8,577	8,247	7,866	7,513
ペットボトル	2,826	2,745	2,893	2,866	3,020
白色トレイ	47	49	51	45	44
容器包装プラスチック類	4,124	4,356	4,553	4,584	4,488
プラスチック類	37	27	37		
製品プラスチック類				5	0
その他プラスチック類				39	25
布類	541	328	203	182	170
肥料	733	668	480	420	315
溶融スラグ	7,508	7,596	6,496	6,372	6,293
燃料	12	11	11	6	6
セメント原料化	6,233	5,530	5,992	5,445	5,473
セメント工場直投	224	262	209	193	186
廃食用油	33	47	25	21	19
その他	789	836	807	853	534
合計	73,956	70,998	68,760	65,693	61,829

（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

エ ごみ処理施設の状況

① 焼却（溶融）施設（令和5年度末現在）

ブロック	設置者	施設名称	施設の種別 処理方式 炉型式	処理 能力 (t/日)	年間 処理量 (t/年度)	余熱利用の状況	発電 能力 (kw)	使用 開始 年度	備考
県北	久慈広域連合	久慈地区ごみ焼却場	焼却 ストーカ式 全連続運転	120	13,226	場内温水	—	1986	
	二戸地区広域行政事務組合	二戸地区クリーンセンター	焼却 流動床式 全連続運転	90	12,836	場内温水	—	1995	
	二戸地区広域行政事務組合	軽米地区クリーンセンター	焼却 固定床式 バッチ運転	15	0	無し	—	1983	休止中
県央	盛岡市	盛岡市クリーンセンター	焼却 ストーカ式 全連続運転	405	60,775	場内温水、場内蒸気、発電 (場内利用)、場外温水、 発電(場外利用)	1,570	1998	
	八幡平市	八幡平市清掃センター	焼却 ストーカ式 准連続運転	50	7,995	場内温水	—	1998	
	葛巻町	葛巻町清掃センター	焼却 ストーカ式 バッチ運転	10	1,089	無し	—	1993	
	岩手・玉山環境組合	ごみ焼却施設	焼却 ストーカ式 バッチ運転	28	5,963	場内温水	—	1997	
	盛岡・紫波地区環境施設組合	ごみ焼却施設	溶融 シャフト式 全連続運転	160	27,046	場内温水、発電(場内利 用)、発電(場外利用)	2,080	2003	
	滝沢・雫石環境組合	滝沢清掃センター	溶融 シャフト式 全連続運転	100	23,054	発電(場内利用)、 発電(場外利用)	1,200	2002	
	滝沢・雫石環境組合	雫石清掃センター	焼却 ストーカ式 バッチ運転	25	0	場内温水	—	1995	休止中
中部	岩手中部広域行政組合	岩手中部クリーンセンター	焼却 ストーカ式 全連続運転	182	53,240	発電(場内利用)、 発電(場外利用)	4,100	2015	
	花巻市	花巻市清掃センター焼却施設	焼却 ストーカ式 全連続運転	171	0	無し	—	1988	休止中
	北上市	北上市清掃事業所1号棟	焼却 ストーカ式 全連続運転	105	0	無し	—	1987	休止中
	遠野市	遠野市清養園クリーンセン ター ごみ焼却施設	焼却 流動床式 准連続運転	40	0	無し	—	1988	休止中
県南	奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区衛生センター	焼却 ストーカ式 全連続運転	240	33,762	場内温水、発電(場内利 用)、場外温水	1,990	1994	
	一関地区広域行政組合	一関清掃センターごみ焼却施設	焼却 ストーカ式 全連続運転	150	20,673	場内温水	—	1981	
	一関地区広域行政組合	大東清掃センターごみ焼却施設	焼却 流動床式 全連続運転	80	9,747	場内温水	—	1999	
沿岸 中部	宮古地区広域行政組合	宮古清掃センター	焼却 流動床式 全連続運転	186	26,635	場内温水	—	1994	
沿岸 南部	岩手沿岸南部広域環境組合	岩手沿岸南部クリーンセンター	溶融 シャフト式 全連続運転	147	26,035	場内温水、発電(場内利 用)、発電(場外利用)	2,500	2011	

② 堆肥化施設（令和5年度末現在）

設置者	施設名称	処理対象廃棄物	処理 能力 (t/日)	年間 処理量 (t/年度)	資源化物 回収量 (t/年度)	使用 開始 年度
紫波町	えこ3センター	事業系生ごみ、その他	20	2,976	823	2004
盛岡・紫波地区環境施設組合	リサイクルコンポストセンター	家庭系生ごみ、事業系生ごみ	20	2,402	154	1993

③ 粗大ごみ処理施設（令和5年度末現在）

設置者	施設名称	処理方式	処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物	年間処理量 (t/年度)	資源化物回収量 (t/年度)	使用開始年度
盛岡市	粗大ごみ処理施設	併用	60	粗大ごみ, 不燃ごみ	5,709	935	1979
花巻市	花巻市清掃センター粗大ごみ処理施設	併用	50	粗大ごみ, 不燃ごみ	1,003	296	1990
遠野市	遠野市清養園クリーンセンター 廃棄物再生利用施設	併用	12	粗大ごみ, 不燃ごみ	496	216	2000
陸前高田市	陸前高田市粗大ごみ処理施設	圧縮	6	不燃ごみ, 資源ごみ	233	52	1978
八幡平市	粗大ごみ処理施設	併用	15	粗大ごみ, 不燃ごみ	643	297	1998
二戸地区広域行政事務組合	二戸地区クリーンセンター	併用	30	粗大ごみ, 不燃ごみ, 資源ごみ	1,525	429	1995
岩手・玉山環境組合	粗大ごみ処理施設	併用	8	粗大ごみ, 不燃ごみ	344	153	1997
久慈広域連合	久慈地区粗大ごみ処理場	併用	30	粗大ごみ, 不燃ごみ	852	336	1981
一関地区広域行政組合	一関清掃センターごみ焼却施設 粗大ごみ処理施設(前処理用)	破碎	25	粗大ごみ	680	0	1981
一関地区広域行政組合	大東清掃センター粗大ごみ処理施設	併用	18	粗大ごみ, 不燃ごみ, 資源ごみ	1,523	1,203	1999
奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区衛生センター	併用	50	粗大ごみ, 不燃ごみ	2,250	296	1980
岩手沿岸南部広域環境組合	岩手沿岸南部クリーンセンター	破碎	10.5	粗大ごみ, 不燃ごみ, 可燃ごみ	760	128	2011
滝沢・雫石環境組合	滝沢清掃センター	破碎	8	粗大ごみ	1,719	0	2002
北上市	北上市清掃事業所3号棟	破碎	30	不燃ごみ	743	255	1980

④ 資源化等を行う施設（令和5年度末現在）

設置者	施設名称	処理対象廃棄物	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	資源化物回収量 (t/年度)	使用開始年度
盛岡市	資源ごみ分別施設	金属類, ガラス類, ペットボトル	28	2,841	2,534	1992
花巻市	花巻市清掃センター容器包装リサイクル施設	ペットボトル, プラスチック	3	727	642	2002
釜石市	釜石市資源物分別作業所	金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, 布類, その他	12	348	348	1997
八幡平市	手選別処理施設	ガラス類, ペットボトル, プラスチック	5	340	189	1998
葛巻町	葛巻町リサイクルセンター	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック, 不燃ごみ, 粗大ごみ	3	400	294	1989
紫波町	えこ3センター	事業系生ごみ, その他	20	2,976	823	2004
大槌町	大槌町リサイクルセンター	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック, 剪定枝, 不燃ごみ, 粗大ごみ	3	725	725	2019
岩手・玉山環境組合	リサイクルセンター	金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, その他	3	716	623	2000
久慈広域連合	久慈地区再資源化処理場①	金属類, ペットボトル, プラスチック	8	318	293	1997
久慈広域連合	久慈地区再資源化処理場②	ガラス類	4	444	366	2000
盛岡・紫波地区環境施設組合	不燃物処理資源化設備	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, 布類, 不燃ごみ, 粗大ごみ	20	3,821	2,205	1990
盛岡・紫波地区環境施設組合	リサイクルコンポストセンター	家庭系生ごみ, 事業系生ごみ	20	2,402	154	1993
盛岡・紫波地区環境施設組合	容器包装リサイクル推進施設	紙類, プラスチック	30	678	655	2010
一関地区広域行政組合	リサイクルプラザ施設	金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック, 不燃ごみ, 粗大ごみ	33	2,315	1,313	2003
大船渡地区環境衛生組合	大船渡地区環境衛生組合不燃物処理施設①	不燃ごみ	6	295	96	1974
大船渡地区環境衛生組合	大船渡地区環境衛生組合不燃物処理施設②	不燃ごみ	6	779	254	1992
宮古地区広域行政組合	みやこ広域リサイクルセンター	金属類, ガラス類, ペットボトル	8	938	911	2002
宮古地区広域行政組合	第2リサイクルセンター	紙類, プラスチック	9	411	386	2009
滝沢・雫石環境組合	雫石リサイクルセンター	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	8	475	475	1995
滝沢・雫石環境組合	滝沢リサイクルセンター	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル	14	1,781	1,555	2012

⑤ 保管施設（令和5年度末現在）

設置者	施設名称	処理対象廃棄物	保管分類数	屋内面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	年間保管量 (t/年度)	使用開始年度
盛岡市	ストックヤード	金属類, ガラス類, ペットボトル	6	0	474	2,841	1992
宮古市	宮古市資源物保管庫	紙類, ガラス類, その他	8	443	419	912	2002
花巻市	花巻市清掃センターストックヤード	ガラス類	3	218	0	540	1997
遠野市	遠野市清養園クリーンセンター 廃棄物再生利用施設ストックヤード	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック, その他	13	423	0	1,072	2000
陸前高田市	陸前高田市ストックヤード	ガラス類, ペットボトル	4	162	0	192	1997
陸前高田市	陸前高田市清掃センター ストックヤード	紙類, 金属類	5	128	0	372	2007
釜石市	釜石市清掃工場資源物保管施設	金属類, ガラス類, その他資源ごみ	3	373	111	298	1997
釜石市	釜石市資源物分別作業所 ストックヤード	その他資源ごみ, ペットボトル, 布類	3	276	0	51	2016
八幡平市	八幡平市清掃センター	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック, 布類	18	103	120	929	1998
葛巻町	葛巻町上平資源物保管施設	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	16	58	166	294	1996
大槌町	大槌町リサイクルセンター	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック	13	433	92	725	2020
二戸地区広域行政事務組合	二戸地区クリーンセンター	金属類	2	0	112	429	1995
二戸地区広域行政事務組合	二戸地区クリーンセンター	紙類, ガラス類, ペットボトル, その他	9	236	0	1,220	2000
岩手・玉山環境組合	ストックヤード	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル	11	271	450	808	2000
久慈広域連合	久慈地区再資源化処理場 保管施設	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	11	240	340	1,475	1997
盛岡・紫波地区環境施設組合	清掃センター	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	13	510	0	1,139	1997
盛岡・紫波地区環境施設組合	ストックヤード棟	紙類, プラスチック	2	480	0	2,337	2010
一関地区広域行政組合	一関清掃センターストックヤード	金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	4	297	72	948	2003
一関地区広域行政組合	大東清掃センターストックヤード	金属類, ガラス類, ペットボトル	3	137	0	475	1999
一関地区広域行政組合	大東清掃センター小規模ストックヤード	紙類, プラスチック	3	90	0	224	2008
大船渡地区環境衛生組合	大船渡地区環境衛生組合ガラス類保管施設	ガラス類	3	0	20	81	1997
大船渡地区環境衛生組合	大船渡地区環境衛生組合金属類保管施設	金属類	2	0	20	111	1985
宮古地区広域行政組合	再生品保管施設1	金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル	8	0	216	911	2002
宮古地区広域行政組合	再生品保管施設2	紙類, プラスチック	3	0	168	386	2009
滝沢・雫石環境組合	雫石リサイクルセンターストックヤード	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	12	268	0	475	2003
滝沢・雫石環境組合	雫石リサイクルセンターストックヤード	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル, プラスチック	12	268	0	590	2003

⑥ 最終処分場（令和5年度末現在）

ブロック	地方公共団体名	施設名称	埋立場所	埋立地 面積 (㎡)	施設全体 容量 (㎡)	残余容量 (㎡)	遮水工	浸出液の 処理	埋立容量 (㎡/年度)	埋立 開始 年度	埋立 終了 年度
県北	二戸市	二戸市不燃物埋立地	山間	41,268	131,530	53,544	あり	あり	947	1980	2077
	二戸地区広域行政事務組合	不燃物処理場	山間	13,953	108,136	32,960	なし	なし	984	1974	2035
	久慈広域連合	久慈地区最終処分場	山間	9,160	59,100	2,308	あり	あり	1,528	2002	2024
県央	盛岡市	廃棄物処分場	山間	90,300	1,017,050	143,429	あり	あり	7,660	1977	2037
	盛岡市	玉山廃棄物処分場	山間	19,308	37,100	9,468	あり	あり	522	1993	2040
	八幡平市	八幡平市一般廃棄物最終処分場	山間	5,300	24,700	11,487	あり	あり	1,085	2013	2027
	葛巻町	葛巻町最終処分場	山間	6,000	19,800	779	あり	あり	482	1988	2026
	岩手町	岩手町一般廃棄物最終処分場	山間	4,580	17,000	5,041	あり	あり	418	2003	2035
	盛岡・紫波地区環境施設組合	一般廃棄物最終処分場	平地	11,200	69,190	9,203	あり	あり	0	1997	2033
	滝沢・雫石環境組合	滝沢最終処分場	山間	10,500	56,674	23,402	あり	あり	624	1998	2033
中部	花巻市	花巻市一般廃棄物最終処分場	山間	35,600	192,880	26,967	あり	あり	1,551	1984	2033
	北上市	北上市一般廃棄物最終処分場	山間	14,700	127,400	46,582	あり	あり	811	1997	2037
	遠野市	遠野市清養園クリーンセンター 最終処分場	山間	7,150	37,600	11,504	あり	あり	385	2002	2048
	西和賀町	西和賀町一般廃棄物最終処分場	山間	3,450	9,000	495	あり	あり	0	1997	2027
県南	一関地区広域行政組合	舞川清掃センター	山間	20,700	155,666	45,328	あり	あり	3,104	1998	2028
	一関地区広域行政組合	東山清掃センター	山間	16,500	120,447	12,180	あり	あり	1,558	1983	2026
	奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区最終処分場	山間	23,770	125,000	57,100	あり	あり	2,995	2010	2031
沿岸 中部	宮古地区広域行政組合	一般廃棄物最終処分場	山間	54,800	550,600	19,644	あり	あり	3,752	1985	2027
沿岸 南部	大船渡市	大船渡市廃棄物埋立処分場	山間	4,200	17,000	12,978	なし	なし	0	1983	2033
	陸前高田市	陸前高田市一般廃棄物最終処分場	山間	6,790	36,126	8,613	あり	あり	324	1997	2030
	大槌町	大槌町一般廃棄物最終処分場	山間	5,540	41,300	8,490	あり	あり	313	1996	2042
	大船渡地区環境衛生組合	大船渡地区環境衛生組合 一般廃棄物最終処分場	山間	6,800	58,000	19,117	あり	あり	485	1997	2035

※埋立中施設のみ掲載

※①～⑥は、環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による。

⑦ ごみ処理施設の整備予定

設置者	施設	総事業費 (百万円)	整備計画年度							摘要
			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
一関地区 広域行政 組合	エネルギー回収型 一般廃棄物処理施 設（ごみ焼却施設）	21,412	→							
	マテリアルリサイ クル推進施設（リサ イクルセンター）	5,220	→							
	最終処分場整備	5,860		→						
岩手中部 広域行政 組合	マテリアルリサイ クル推進施設（広域 不燃ごみ処理施設）	6,688			→					
北上市	マテリアルリサイ クル推進施設（スト ックヤード）	447			→					
花巻市	マテリアルリサイ クル推進施設（スト ックヤード）	692			→					
宮古地区 広域行政 組合	最終処分場整備	3,055		→						
盛岡広域 環境組合	エネルギー回収型 一般廃棄物処理施 設（ごみ焼却施設）	32,684			→					
岩手沿岸 南部広域 環境組合	エネルギー回収型 一般廃棄物処理施 設（ごみ焼却施設）	6,566		→						基幹的設備改良 事業

※ 令和8年1月1日時点で市町村等が策定している循環型社会形成推進地域計画に基づく。

オ ごみ処理事業の実施形態

ブロック	市町村名	一部事務組合 広域連合		焼却施設			堆肥化施設			粗大ごみ処理施設			資源化等を行う施設			最終処分場			
				組合等	市町村	委託	組合等	市町村	委託	組合等	市町村	委託	組合等	市町村	委託	組合等	市町村	委託	
県北	久慈市	久慈広域連合		○					○			○		民間	○				
	普代村			○					○			○		民間	○				
	洋野町			○					○			○		民間	○				
	野田村			○					○			○		民間	○				
	二戸市	二戸地区 広域行政 事務組合		○						○				民間	○	○			
	軽米町			○						○				民間	○				
	九戸村			○							○				民間	○			
	一戸町			○							○				民間	○			
県央	盛岡市 (盛岡地域)	岩手・玉山 環境組合			○						○		○	○	民間		○		
	盛岡市 (玉山地域)			○						○			○		民間		○		
	岩手町			○						○			○		民間		○		
	盛岡市 (都南地域)	盛岡・紫波地区 環境施設組合		○			○					○		民間	○		民間		
	紫波町			○			○	○				○		民間	○		民間		
	矢巾町			○			○					○		民間	○		民間		
	滝沢市	滝沢・雫石 環境組合		○						○			○			○			
	雫石町			○						○			○			○			
	八幡平市	八幡平 環境組合			○						○			○			○		
葛巻町				○								○	民間		○				
中部	花巻市	岩手中部 広域行政組合		○						○			○	民間		○			
	北上市			○						○				民間		○	民間		
	遠野市			○						○				民間		○			
	西和賀町			○										民間		○	民間		
県南	奥州市	奥州金ヶ崎 行政事務組合		○						○			○	民間	○				
	金ヶ崎町			○						○			○	民間	○				
	一関市	一関地区 広域行政組合		○						○			○		○				
	平泉町			○						○			○		○				
沿岸中部	宮古市	宮古地区 広域行政組合		○								○			○				
	山田町			○								○			○				
	岩泉町			○								○			○				
	田野畑村			○								○			○				
沿岸南部	大船渡市	岩手沿岸南部 広域環境組合		大船渡 地区 環境衛生 組合		○						○			○	○			
	住田町					○						○			○		○		
	陸前高田市					○						○						○	
	釜石市					○									○				民間
	大槌町					○									○			○	

(資源循環推進課調べ)

カ ごみ処理事業の経費

① ごみ処理事業経費の年度別推移（令和元年度～5年度）

項目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ごみ処理事業経費合計（千円）		22,267,589	21,473,073	17,621,437	16,448,957
建設改良費（千円）		7,677,285	6,378,050	2,114,638	364,543	1,262,939
処理及び維持管理費（千円）		14,063,714	14,766,518	15,110,537	15,559,322	16,172,701
その他（千円）		526,590	328,505	396,262	525,092	543,240
計画収集人口（人）		1,238,207	1,223,946	1,209,697	1,193,904	1,176,017
一人当たりごみ処理事業経費（円/年度）		17,984	17,544	14,567	13,777	15,288
一人当たり処理及び維持管理費（円/年度）		11,358	12,064	12,491	13,032	13,752

② ごみ処理事業経費の市町村等別状況（令和5年度）

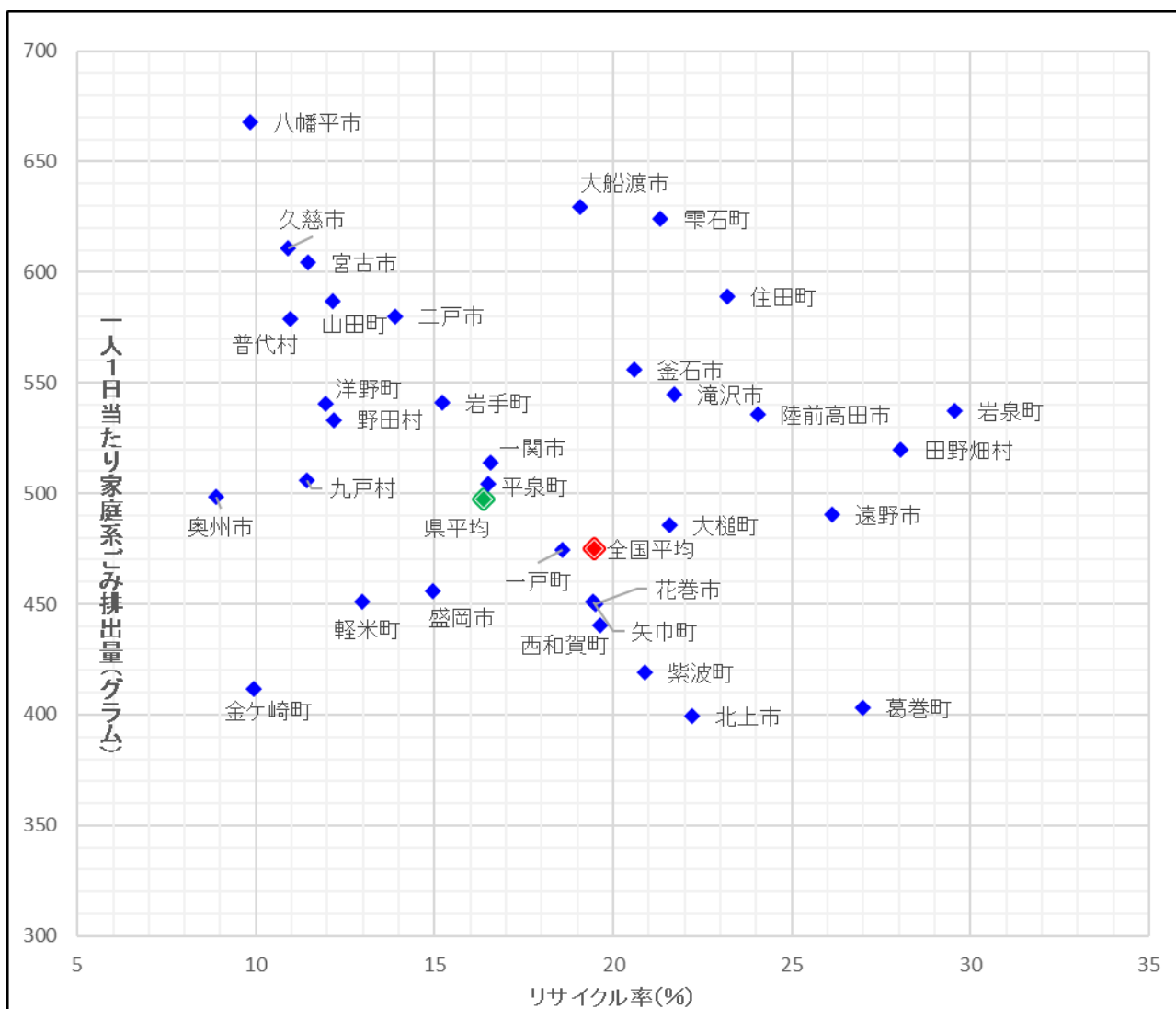
市町村・組合等名	項目	計画収集人口	建設改良費	建設改良費	処理及び	処理及び維持管理	その他	合計	一人当たり処理及
		(人)	(千円)	組合分担金	維持管理費	費組合分担金	(千円)	(千円)	び維持管理経費
				(千円)	(千円)	(千円)		(千円)	(円)
盛岡市		280,851	555,112	0	2,520,390	861,144	3,766	3,079,268	12,040
宮古市		47,033	0	32,905	312,913	332,684	0	312,913	13,726
大船渡市		32,999	0	9,698	19,548	440,572	0	19,548	13,943
花巻市		91,404	0	35,911	368,203	22,306	0	368,203	4,272
北上市		91,694	0	2,855	713,379	58,462	0	713,379	8,418
久慈市		32,145	0	0	2,879	410,447	0	2,879	12,858
遠野市		24,681	0	16,137	226,475	90,051	2,786	229,261	12,825
一関市		107,930	0	0	205	1,534,034	0	205	14,215
陸前高田市		17,729	37,035	0	298,832	161,266	17,488	353,355	25,952
釜石市		30,111	0	0	319,916	295,761	466	320,382	20,447
二戸市		24,765	0	0	170,013	193,309	0	170,013	14,671
八幡平市		23,611	32,239	0	476,904	0	0	509,143	20,198
奥州市		110,148	0	0	413,351	474,693	1,167	414,518	8,062
滝沢市		54,988	0	0	0	996,892	0	0	18,129
雫石町		15,378	0	0	89,861	338,529	0	89,861	27,857
葛巻町		5,484	502,355	0	107,537	0	3,543	613,435	19,609
岩手町		11,942	0	0	51,866	155,434	0	51,866	17,359
紫波町		32,937	0	0	11,540	467,588	0	11,540	14,547
矢巾町		26,377	0	0	13,615	395,823	0	13,615	15,523
西和賀町		4,894	0	4,084	61,660	15,621	0	61,660	15,791
金ヶ崎町		15,218	0	0	72,383	56,389	0	72,383	8,462
平泉町		6,848	0	0	0	107,750	0	0	15,735
住田町		4,824	0	1,410	0	89,343	0	0	18,521
大槌町		10,780	0	0	127,853	104,734	19,490	147,343	21,576
山田町		14,299	0	8,675	13,570	155,276	0	13,570	11,808
岩泉町		8,092	0	5,396	0	139,910	0	0	17,290
田野畑村		2,996	0	2,730	0	53,430	0	0	17,834
普代村		2,379	0	0	0	37,325	0	0	15,689
軽米町		8,158	0	0	43,410	54,506	0	43,410	12,002
野田村		3,986	0	0	1,443	49,699	0	1,443	12,830
九戸村		5,186	0	0	1,751	39,464	0	1,751	7,947
洋野町		15,135	0	0	1,850	153,516	0	1,850	10,265
一戸町		11,015	0	0	65,508	74,716	0	65,508	12,730
市町村計		1,176,017	1,126,741	119,801	6,506,855	8,360,674	48,706	7,682,302	12,642
二戸地区広域行政事務組合		—	0	—	377,899	—	47,097	424,996	—
岩手・玉山環境組合		—	0	—	351,537	—	0	351,537	—
久慈広域連合		—	0	—	716,983	—	0	716,983	—
盛岡・紫波地区環境施設組合		—	2320	—	1,856,910	—	121,126	1,980,356	—
一関地区広域行政組合		—	73722	—	1,845,101	—	1,659	1,920,482	—
大船渡地区環境衛生組合		—	0	—	212,440	—	6,951	219,391	—
宮古地区広域行政組合		—	49706	—	801,157	—	28,556	879,419	—
奥州金ヶ崎行政事務組合		—	0	—	716,838	—	409	717,247	—
岩手中部広域行政組合		—	10450	—	404,596	—	168,848	583,894	—
岩手沿岸南部広域環境組合		—	0	—	982,737	—	42,122	1,024,859	—
滝沢・雫石環境組合		—	0	—	1,399,648	—	77,766	1,477,414	—
一部事務組合等計		—	136,198	—	9,665,846	—	494,534	10,296,578	—
県計・県平均		1,176,017	1,262,939	119,801	16,172,701	8,360,674	543,240	17,978,880	13,752

キ 市町村における一般廃棄物に関する目標設定について

令和5年度の県全体の一人1日当たり家庭系ごみ排出量は497グラムであり、全国平均の475グラムを上回っている。また、同年度のリサイクル率については、県平均が16.4%、全国平均19.5%となっている。

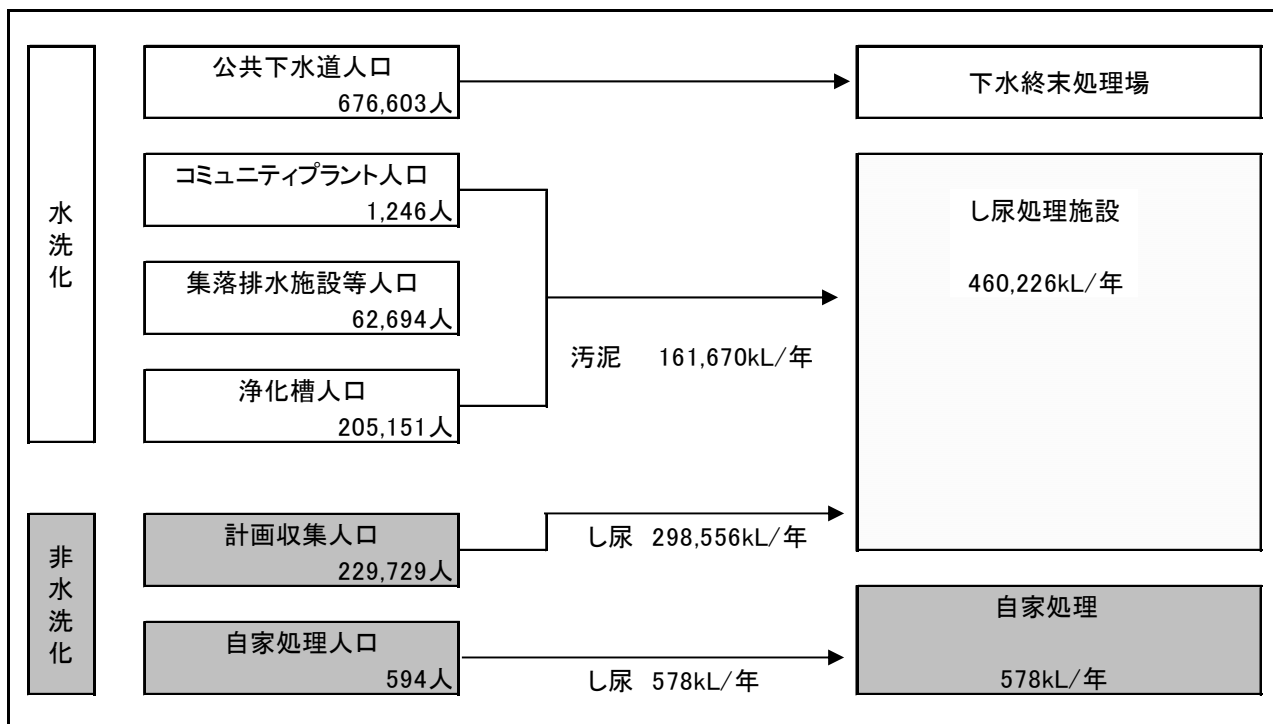
県内市町村に目を向けると、一人1日当たり家庭系ごみ排出量、リサイクル率ともに全国平均をクリアしている市町村や、一人1日当たり家庭系ごみ排出量は全国平均よりも少ないものの、リサイクル率が全国平均を下回っている市町村があるなど、その分布は広範にわたる。

【一人1日当たり家庭系ごみ排出量とリサイクル率に係る県内市町村の分布状況】



(2) し尿

ア し尿処理の系統（令和5年度）



（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」、以下イ～オ同じ）

イ し尿処理の系統及び処理量の推移（令和元年度～5年度）

（単位：人、％）

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	人口	構成	人口	構成	人口	構成	人口	構成	人口	構成
人口	1,238,207	100.0	1,223,946	100.0	1,209,697	100.0	1,193,904	100.0	1,176,017	100.0
水洗化人口	948,094	76.6	947,875	77.4	957,657	79.2	953,126	79.8	945,694	80.4
公共下水道人口	675,645	54.6	678,797	55.5	681,901	56.4	681,768	57.1	676,603	57.5
コミュニティプラント人口	1,607	0.1	1,398	0.1	1,208	0.1	1,219	0.1	1,246	0.1
集落排水施設等人口					66,104	5.5	63,925	5.4	62,694	5.3
浄化槽人口	270,842	21.9	267,680	21.9	208,444	17.2	206,214	17.3	205,151	17.4
（合併処理浄化槽人口）	230,753	18.6	241,579	19.7	196,336	16.2	194,763	16.3	197,460	16.8
非水洗化人口	290,113	23.4	276,071	22.6	252,040	20.8	240,778	20.2	230,323	19.6
計画収集人口	289,419	23.4	275,416	22.5	251,403	20.8	240,166	20.1	229,729	19.5
自家処理人口	694	0.1	655	0.1	637	0.1	612	0.1	594	0.1

（単位：kL、％）

項目	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	量	構成	量	構成	量	構成	量	構成	量	構成
し尿処理量	517,087	100.0	505,323	100.0	487,411	100.0	474,674	100.0	460,804	100.0
し尿処理施設	516,486	99.9	504,764	99.9	486,836	99.9	474,097	99.9	460,226	99.9
汲み取りし尿	345,702	66.9	337,812	66.9	324,429	66.6	312,724	65.9	298,556	64.8
浄化槽汚泥	170,784	33.0	166,952	33.0	162,407	33.3	161,373	34.0	161,670	35.1
下水道投入	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自家処理	601	0.1	559	0.1	575	0.1	577	0.1	578	0.1

ウ し尿処理施設及びコミュニティプラントの状況（令和5年度末現在）

① し尿処理施設

設置者	施設名称	処理方式		処理能力 (kL/日)	年間処理量		使用開始年度
		汚水処理	汚泥処理		し尿 (kl/年度)	浄化槽汚泥 (kl/年度)	
遠野市	遠野市清養園クリーンセンター し尿処理施設	高負荷, 膜分離	脱水	61	12,610	3,768	1991
紫波町	紫波町汚泥再生処理センター	下水投入	脱水	44	4,845	4,379	2018
北上地区広域行政組合	衛生処理場	高負荷	脱水	250	32,588	31,312	1992
二戸地区広域行政事務組合	二戸地区衛生センター	高負荷	脱水	112	23,151	6,547	1997
盛岡北部行政事務組合	北岩手環境衛生センター	標脱	脱水, 焼却	100	18,218	0	1987
盛岡北部行政事務組合	北岩手環境衛生センター	浄化槽専用	脱水, 焼却	45	0	10,693	1997
久慈広域連合	久慈地区汚泥再生処理センター	高負荷, 膜分離	脱水, 乾燥	105	24,928	13,221	2021
一関地区広域行政組合	一関清掃センターし尿処理施設 (第2し尿処理施設)	高負荷	脱水	80	21,375	4,172	1989
一関地区広域行政組合	川崎清掃センター	高負荷	脱水	100	19,478	7,978	1995
一関地区広域行政組合	一関清掃センターし尿処理施設 (第1し尿処理施設)	好一段	脱水	80	14,449	2,820	1977
盛岡地区衛生処理組合	滝沢処理センター	標脱, 高負荷, 膜分離	脱水	170	26,110	13,348	2005
釜石大槌地区行政事務組合	釜石・大槌汚泥再生処理センター	高負荷, 膜分離	脱水	85	12,184	6,270	2007
宮古地区広域行政組合	第2衛生処理場	標脱	脱水	63	12,069	5,089	1999
宮古地区広域行政組合	宮古衛生処理センター	標脱	脱水	74	14,602	6,156	1988
奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区衛生センター	高負荷, 膜分離	脱水, 焼却	276	39,372	26,191	1998
気仙広域連合	気仙広域連合衛生センター	高負荷	脱水	130	22,284	18,275	1987

② コミュニティプラント

設置者	施設名称	処理方法	計画最大汚水 処理量 (m ³ /日)	汚水処理量 (m ³ /年度)	使用開始年度
北上市	柏野第3衛生処理施設	その他	98	4,242	2000
久慈市	大川目地区汚水処理施設	接触ばっ気	55	6,287	2001
奥州市	真城が丘汚水処理施設	長時間ばっ気	1,080	76,151	1974
奥州市	蓬平汚水処理場	接触ばっ気	35	7,529	1992
奥州市	鶴田エクセルガーデン汚水処理場	回分式活性汚泥	44	5,941	1998

エ し尿処理量の推移（令和元年度～5年度）

（単位：kL/年度）

市町村・組合等名	年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
久慈広域連合		39,980	38,653	37,589	38,612	38,149
二戸地区広域行政事務組合		32,397	31,833	31,033	30,191	29,698
盛岡北部行政事務組合		30,525	30,364	30,211	29,942	28,911
盛岡地区衛生処理組合		43,758	43,555	41,884	41,236	39,458
紫波、稗貫衛生処理組合		-	-	-	-	-
北上地区広域行政組合		70,462	68,704	66,506	64,757	63,900
遠野市		17,399	17,105	17,024	16,969	16,378
奥州金ヶ崎行政事務組合		70,228	68,322	67,805	68,282	65,563
一関地区広域行政組合		77,628	77,387	74,387	73,137	70,272
宮古地区広域行政組合		45,241	44,205	40,516	38,806	37,916
気仙広域連合		47,757	46,035	44,076	39,890	40,559
釜石大槌地区行政事務組合		25,952	23,620	19,356	19,004	18,454
紫波町		9,675	9,713	15,270	9,185	9,224
合計		511,002	499,496	485,657	470,011	458,482

オ し尿処理事業経費の年度別推移（令和元年度～5年度）

項目	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿処理事業経費合計（千円）		4,713,089	4,621,837	6,702,637	4,347,044	4,482,654
建設・改良費（千円）		267,579	405,132	2,771,240	18,370	28,668
処理及び維持管理費（千円）		4,403,322	4,163,600	3,882,237	4,219,444	4,244,858
その他（千円）		42,188	53,105	49,160	109,230	209,128
計画収集人口（人）		289,419	275,416	251,403	240,166	229,729
一人当たりし尿処理事業経費（円/年度）		16,285	16,781	26,661	18,100	19,513
一人当たり処理及び維持管理費（円/年度）		15,214	15,117	15,442	17,569	18,478

カ 浄化槽の状況

① 設置基数の推移

(単位：基)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単独処理浄化槽	4,408	4,220	4,190	4,094	3,575	3,555
合併処理浄化槽	53,024	53,621	54,247	54,948	55,142	55,725
合 計	57,432	57,841	58,437	59,042	58,717	59,280

(資源循環推進課資料)

② 整備目標（「いわて汚水適正処理ビジョン2025」）

浄化槽整備基数 700基/年

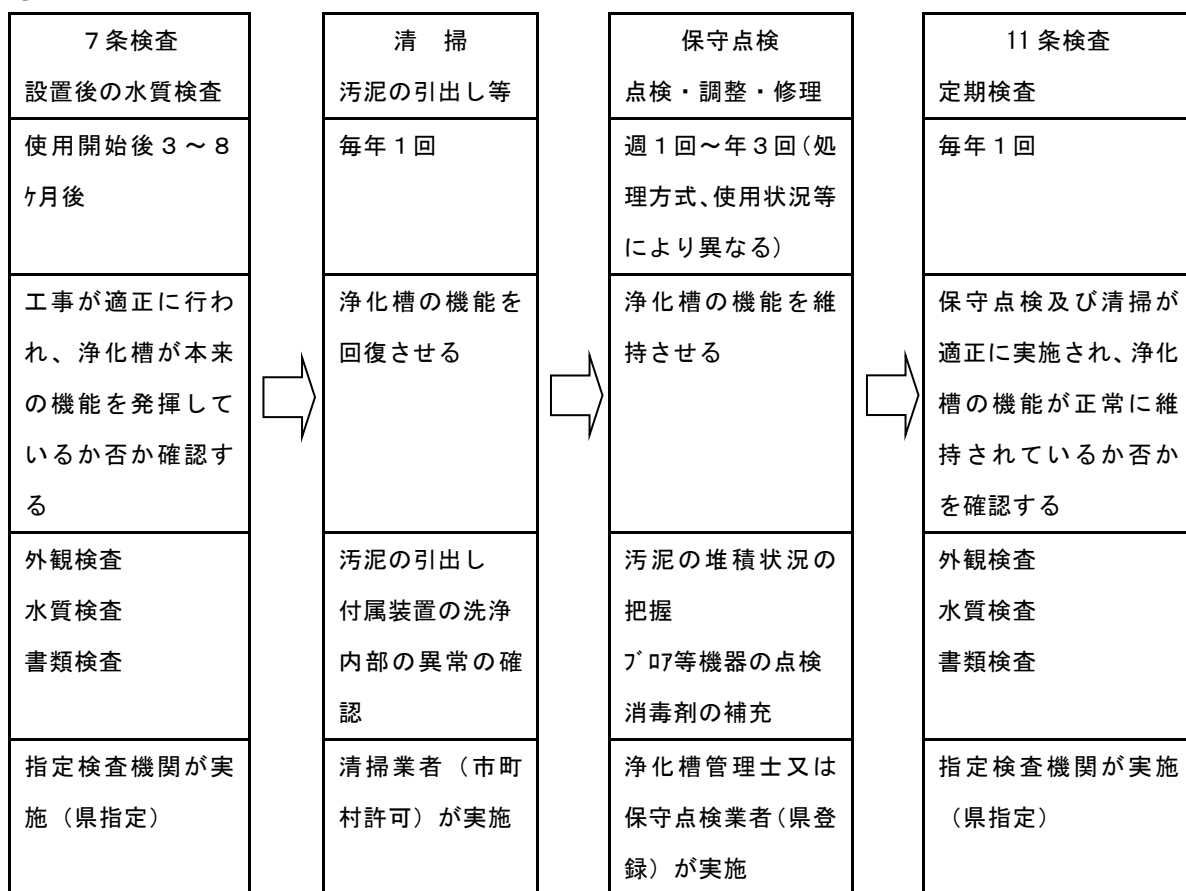
※ 合併処理浄化槽設置補助基数

(単位：基)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合併処理浄化槽	1,195	1,026	921	904	752	657

(下水環境課資料)

③ 維持管理のシステム



④ 法定検査の実施状況

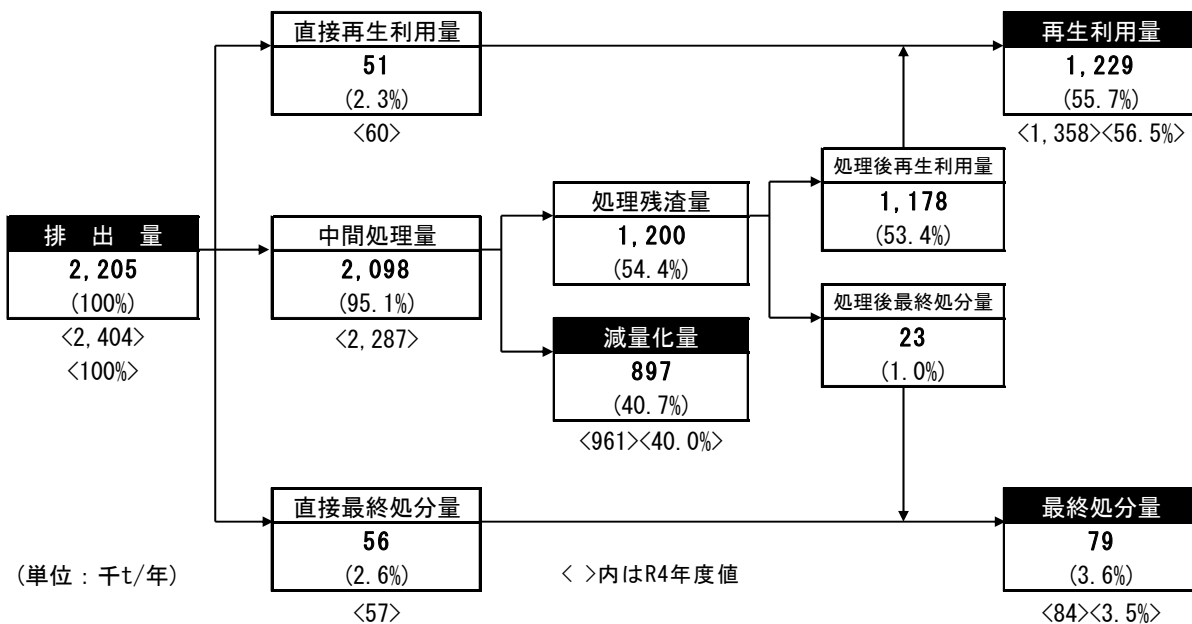
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7条検査(基数)	1,586	1,530	1,211	1,162	1,026	931
(実施率%)	100	100	94.3	94.4	97.9	98.4
11条検査(基数)	51,001	51,633	51,277	52,529	52,748	52,989
(実施率%)	91.5	91.2	89.5	92.2	91.0	90.0

((公社)岩手県浄化槽協会岩手県浄化槽検査センター資料)

3 産業廃棄物

(1) 排出量等の状況

ア 処理のフロー（令和5年度）



(資源循環推進課「産業廃棄物実績報告書等入力集計等業務報告書（令和5年度実績）」、以下イ～オ同じ)

イ 業種別・種類別の排出量（令和5年度）

(単位：千t/年)

業種 種類	業種													
	合計	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス業	サービス業	その他の業種
合計	2,205 (100%)	12 (1%)	949 (43%)	489 (22%)	678 (31%)	3 (0%)	2 (0%)	4 (0%)	0 (0%)	8 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	49 (2%)	9 (0%)
燃え殻	15 (1%)		1	7	6		0	0	0	0			1	0
污泥	956 (43%)	12	22	241	660	0	0	1	0	2	0	1	15	3
廃油	13 (1%)		1	10	0	0	0	0	0	0	0		2	0
廃酸	8 (0%)		0	7	0	0	0	0		0	0	0	1	0
廃アルカリ	11 (1%)		0	10	0	0	0	0		0	0	0	1	0
廃プラスチック類	59 (3%)	0	16	18	0	0	1	1	0	2	0	0	18	2
紙くず	4 (0%)		3	0		0								
木くず	89 (4%)		86	3		0								0
繊維くず	1 (0%)		1											
動植物性残さ	15 (1%)			15										
動物系固形不要物	1 (0%)			1										
ゴムくず	0 (0%)		0	0									0	0
金属くず	12 (1%)		4	1	0	0	0	0	0	0	0		5	0
ガラス陶磁器くず	87 (4%)	0	26	50	2	2	0	1	0	0	0		4	2
鉱さい	92 (4%)		0	91										
がれき類	776 (35%)		773	3		0	0							
ばいじん	37 (2%)		1	26	11					0			0	
動物の死体	3 (0%)			1						0		1	0	2
その他	27 (1%)	0	16	5	0	0	0	0	0	3	0	0	2	1

※ 表中の千t表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入の関係で、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

ウ 業種別・種類別の再生利用量（令和5年度推計）

（単位：千t/年）

業種 種類	業種													
	合計	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス業	サービス業	その他の業種
合計	1,229 (100%)	4 (0%)	880 (72%)	276 (22%)	24 (2%)	3 (0%)	1 (0%)	3 (0%)	0 (0%)	2 (0%)	0 (0%)	1 (0%)	29 (2%)	5 (0%)
燃え殻	90 (7%)		5	70	9	0	0	1	0	0	0	0	4	1
汚泥	48 (4%)	4	7	27	4	0	0	0	0	1	0	0	4	1
廃油	4 (0%)		0	3	0	0	0	0	0	0	0		1	0
廃酸	2 (0%)			2			0	0		0		0	0	0
廃アルカリ	1 (0%)		0	0			0	0		0		0	0	0
廃プラスチック類	36 (3%)	0	10	11	0	0	0	1	0	0	0	0	12	1
紙くず	3 (0%)		3	0										
木くず	75 (6%)		74	1		0								0
繊維くず	0 (0%)		0											
動植物性残さ	14 (1%)			14										
動物系固形不要物	0 (0%)			0										
ゴムくず	0 (0%)			0										
金属くず	11 (1%)		4	1	0	0	0	0	0	0	0		5	0
ガラス陶磁器くず	65 (5%)	0	8	48	2	2	0	1	0	0	0		1	1
鉱さい	67 (5%)		0	67										
がれき類	756 (62%)		754	2		0	0							
ばいじん	35 (3%)		0	25	10									
動物の死体	1 (0%)			0						0		0	0	0
その他	20 (2%)	0	14	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0

※ 図中の千t表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入の関係で、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。
また、種類は、中間処理により変化した種類で集計した。

エ 業種別・種類別の最終処分量（令和5年度推計）

（単位：千t/年）

業種 種類	業種													
	合計	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス業	サービス業	その他の業種
合計	79 (100%)	0 (0%)	51 (65%)	16 (20%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	0 (0%)	9 (11%)	1 (1%)
燃え殻	7 (8%)	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
汚泥	12 (15%)		3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
廃油														
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類	8 (10%)	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
紙くず	0 (0%)		0			0								
木くず	3 (4%)		3	0										
繊維くず	0 (0%)		0											
動植物性残さ	0 (0%)			0										
動物系固形不要物														
ゴムくず	0 (0%)		0	0									0	0
金属くず	0 (0%)		0	0		0	0	0	0	0	0		0	0
ガラス陶磁器くず	22 (28%)	0	17	2	0	0	0	0	0	0	0		3	0
鉱さい	2 (2%)		0	1										
がれき類	20 (25%)		19	1										
ばいじん	2 (2%)		0	1	1					0			0	
その他	3 (4%)	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

※ 図中の千t表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入の関係で、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。
また、種類は、中間処理により変化した種類で集計した。

オ 地域別・広域別の排出量（令和5年度推計）

（単位：千t/年）

	盛岡	岩手中部	胆江	両磐	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸	合計
建設業	374	202	100	80	36	48	53	27	29	949
製造業	50	194	59	68	8	42	5	42	20	489
電気・水道業	268	137	42	60	55	20	33	24	39	678
その他の業種	36	20	10	7	4	3	4	2	4	89
合計	728 (33%)	552 (25%)	211 (10%)	214 (10%)	104 (5%)	113 (5%)	96 (4%)	96 (4%)	92 (4%)	2,205 (100%)

（単位：千t/年）

	盛岡広域	県南広域	沿岸広域	県北広域	合計
建設業	374	382	138	56	949
製造業	50	320	56	63	489
電気・水道業	268	239	108	63	678
その他の業種	36	36	11	6	89
合計	728 (33%)	977 (44%)	313 (14%)	188 (9%)	2,205 (100%)

※ 表中の千 t 表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入の関係で、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

(2) 処理施設の状況

ア 処理施設の状況

区分		総数	設置者		
			事業者	処理業者	
年度	令和2年度	328	17	311	
	令和3年度	335	17	318	
	令和4年度	340	16	324	
	令和5年度	343	14	329	
	令和6年度	347	14	333	
内訳	中間処理施設	汚泥の脱水施設	24	9	15
		汚泥の乾燥施設	0	0	0
		汚泥の天日乾燥施設	0	0	0
		汚泥の焼却施設	7	1	6
		廃油の油水分離施設	1	0	1
		廃油の焼却施設	4	0	4
		廃酸又は廃アルカリの中和施設	0	0	0
		廃プラスチック類の破碎施設	30	0	30
		がれき類等の破碎施設	141	1	140
		がれき類等の破碎施設	106	1	105
		廃プラスチック類の焼却施設	6	0	6
		PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0
		その他産業廃棄物の焼却施設	6	0	6
		コンクリートの固形化施設	0	0	
		水銀含有汚泥のばい焼施設	0	0	0
	シアン化合物の分解施設	0	0	0	
	小計	325	12	313	
	最終処分場	遮断型最終処分場	0	0	0
		安定型最終処分場	18	1	17
管理型最終処分場		4	1	3	
小計		22	2	20	

（資源循環推進課調べ、以下イ～エ同じ）

イ 処理施設の年度別推移

施設の種類		年度										
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
中間 処理 施設	汚泥の脱水施設	24	26	26	26	24	25	25	24	24	24	
	汚泥の乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	汚泥の天日乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	汚泥の焼却施設	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	廃油の油水分離施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	廃油の焼却施設	6	5	5	5	5	4	4	4	4	4	
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	廃プラスチック類の破碎施設	25	24	20	19	19	20	23	27	28	30	
	がれき類等 の破碎施設	がれき	143	133	131	133	131	137	137	137	140	141
		木くず	94	95	92	93	93	96	101	105	105	106
	廃プラスチック類の焼却施設	8	7	7	7	7	6	6	6	6	6	
	PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他産業廃棄物の焼却施設	13	11	11	10	9	7	7	6	6	6	
	コンクリートの固形化施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水銀含有汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	シアン化合物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計		322	309	300	301	296	303	311	317	321	325	
最終 処分 場	遮断型最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	安定型最終処分場	20	21	21	20	20	20	20	19	18	18	
	管理型最終処分場	6	6	5	5	5	5	4	4	4	4	
	小計		26	27	26	25	25	25	24	23	22	22
合計		348	336	326	326	321	328	335	340	343	347	

ウ 焼却施設の地区別状況（令和6年度末）

地域内訳 (振興局等別)	施設内訳(重複有り)				合計	設置者内訳			合計
	汚泥	廃油	廃プラ	その他		事業者	処理業者	公共関与	
盛岡市	2	2	2	5	11	0	4	0	4
盛岡広域	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県南(本局)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
花巻	1	1	1	1	4	0	1	0	1
一関	2	1	2	1	6	1	2	0	3
沿岸(本局)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大船渡	2	1	1	2	6	0	2	0	2
宮古	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県南(本局)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二戸	2	1	2	2	7	0	3	0	3
合計	9	6	8	11	34	1	12	0	13

工 最終処分場の地区別状況（令和6年度末）

①安定型最終処分場

地域内訳 (振興局等別)	施設数	面積 (㎡)	容積 (㎡)	残余容量 (㎡)	残余年数	設置者内訳		
						事業者	処理業者	公共関与
盛岡市	4	74,191	709,140	115,402	19.96	0	4	0
盛岡広域	4	47,965	370,156	100,174		1	3	0
県南(本局)	1	7,507	65,006	46,459		0	1	0
花巻	5	56,647	309,376	152,951		0	5	0
一関	1	9,719	75,631	1,523		0	1	0
沿岸(本局)	1	6,953	44,238	7,280		0	1	0
大船渡	1	13,785	178,432	66,701		0	1	0
宮古	0	0	0	0		0	0	0
県南(本局)	3	23,036	199,611	70,483		0	3	0
二戸	0	0	0	0		0	0	0
合計	20	239,803	1,951,590	560,973		1	19	0

②管理型最終処分場

地域内訳 (振興局等別)	施設数	面積 (㎡)	容積 (㎡)	残余容量 (㎡)	残余年数	設置者内訳		
						事業者	処理業者	公共関与
盛岡市	0	0	0	0	4.26	0	0	0
盛岡広域	1	3,103	12,424	6,462		0	1	0
県南(本局)	1	108,700	1,455,100	192,869		0	0	1
花巻	2	24,600	76,016	2,359		1	1	0
一関	0	0	0	0		0	0	0
沿岸(本局)	0	0	0	0		0	0	0
大船渡	0	0	0	0		0	0	0
宮古	0	0	0	0		0	0	0
県南(本局)	0	0	0	0		0	0	0
二戸	0	0	0	0		0	0	0
合計	4	136,403	1,543,540	201,690		1	2	1

(3) 処理業者の状況

ア 年度別処理業者数（平成30年度～令和6年度、各年度末現在）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収集運搬	1,746 (233)	1,779 (240)	1,813 (251)	1,830 (257)	1,861 (258)	1,900 (264)	1,921 (274)
中間処理	32 (3)	32 (3)	29 (3)	28 (3)	29 (3)	29 (2)	31 (2)
収集運搬	128 (6)	125 (6)	126 (6)	125 (6)	128 (6)	129 (7)	132 (7)
中間処理							
収集運搬	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
最終処分							
中間処理	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
最終処分							
収集運搬	14 (0)	14 (0)	14 (0)	14 (0)	14 (0)	15 (0)	15 (0)
中間処理							
最終処分							
最終処分	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
合計	1,926 (243)	1,956 (250)	1,988 (261)	2,003 (267)	2,038 (268)	2,079 (274)	2,105 (284)

イ 地区別処理業者数（令和6年度末）

	盛岡	花巻	県南	一関	大船渡	沿岸	宮古	県北	二戸	県内計	県外計	合計
収集運搬	283 (30)	153 (15)	114 (16)	87 (9)	69 (4)	32 (4)	73 (6)	46 (8)	34 (7)	891 (99)	1030 (175)	1,921 (274)
中間処理	5 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	16 (0)	15 (2)	31 (2)
収集運搬	22 (1)	22 (1)	11 (0)	13 (1)	8 (1)	4 (0)	10 (0)	10 (0)	11 (1)	111 (5)	21 (2)	132 (7)
中間処理												
収集運搬	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)
最終処分												
中間処理	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
最終処分												
収集運搬	2 (0)	5 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	15 (0)	0 (0)	15 (0)
中間処理												
最終処分												
最終処分	0 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (1)
合計	314 (31)	185 (16)	130 (17)	102 (10)	78 (5)	37 (4)	85 (6)	60 (8)	47 (8)	1038 (105)	1067 (179)	2,105 (284)

(注) 1 ()内の数値は、特別管理産業廃棄物処理業者の数である。

2 「合計」は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の許可区分ごとに算出しており、一つの業者で複数の許可を取得している例があることから、その値は必ずしも業者実数と一致するものではない。

(資源循環推進課調べ)

(4) 広域移動（県内搬入・県外搬出）の状況（令和5年度実績）

①県外への搬出量（単位：千t）

搬出先	中間処理	最終処分	総量
北海道	0		0
青森県	41		41
宮城県	30	10	40
秋田県	19	0	19
山形県	0		0
福島県	4	1	4
茨城県	0		0
栃木県	5		5
群馬県	2		2
埼玉県	4		4
千葉県	1	0	1
東京都	0		0
神奈川県	1		1
新潟県	3		3
富山県	0		0
長野県	1	0	1
岐阜県		0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	3		3
三重県	0		0
京都府	0		0
大阪府	0		0
兵庫県	0		0
和歌山県	0		0
鳥取県	0		0
岡山県			
広島県	0		0
山口県	0		0
福岡県	0		0
合計	115	11	126

②県内への搬入量（単位：千t）

搬出先	中間処理	最終処分	総量
北海道	5		5
青森県	20	2	22
宮城県	198	3	202
秋田県	16	0	17
山形県	6	0	6
福島県	104	0	104
茨城県	16	0	16
栃木県	8	0	8
群馬県	0		0
埼玉県	8		8
千葉県	9	0	9
東京都	10	1	11
神奈川県	4		4
新潟県	3		3
富山県	0		0
長野県			
岐阜県			
静岡県			
愛知県	43		43
三重県			
京都府			
大阪府			
兵庫県	14		14
和歌山県			
鳥取県			
岡山県	5		5
広島県	6		6
山口県			
福岡県			
合計	475	7	482

③県外搬出廃棄物の種類別総量（単位：千t）

種類	搬出量
燃え殻	3
汚泥	31
廃油	9
廃酸	8
廃アルカリ	5
廃プラスチック類	27
紙くず	1
木くず	4
繊維くず	0
動植物性残さ	1
動物系固形不要物	
ゴムくず	
金属くず	3
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4
鉱さい	10
がれき類	7
動物のふん尿	
動物の死体	4
ばいじん	3
その他	5
合計	126

④県内搬入廃棄物の種類別総量（単位：千t）

種類	搬出量
燃え殻	14
汚泥	39
廃油	1
廃酸	0
廃アルカリ	0
廃プラスチック類	44
紙くず	0
木くず	21
繊維くず	0
動植物性残さ	3
動物系固形不要物	
ゴムくず	
金属くず	1
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	13
鉱さい	34
がれき類	84
動物のふん尿	11
動物の死体	
ばいじん	215
その他	1
合計	482

（環境省「産業廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用実態調査」）

注）「0」は500t未満であり、空欄は該当無し

(5) 公共関与による廃棄物処理施設の整備

ア いわてクリーンセンター

① 整備の経緯

県内における産業廃棄物適正処理の推進や長期・安定的な産業廃棄物処理体制の整備を促進するため、平成3年11月11日に財団法人クリーンいわて事業団（平成24年4月1日に一般財団法人へ移行）を設立し、全国初の「廃棄物処理センター（平成5年1月7日厚生大臣指定）」として、新しい時代の要請に応え、住民から信頼と納得が得られるモデル的な産業廃棄物処理施設（いわてクリーンセンター）を整備した。

なお、管理型最終処分場の残余容量が減少しており、後継となる管理型最終処分場への円滑な移行に向けて、令和4年度以降嵩上げ工事（埋立容量225,100m³増加）により処理容量を確保している。

② 整備概要

i 施設所在地

奥州市江刺岩谷堂字大沢田113ほか（通称：増沢地区、用地面積：約34ha）

ii 施設の概要

- ・ 焼却施設：75トン/日（平成27年度末使用廃止）
- ・ 管理型最終処分場 第Ⅰ期整備分：50.3万m³（平成21年3月埋立終了）
第Ⅱ期整備分：95.21万m³（平成21年4月稼働）
- ・ 周辺環境整備等関連施設（温水プール、入浴施設、屋内ゲートボール場）（令和5年度使用廃止）

iii 総事業費

13,500百万円（用地、調査設計、事務費等を含む。）

iv 処理対象廃棄物

処理対象：廃石綿等、ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃石膏ボード 等

③ 処理事業の状況

i 受入量の推移

受入量は、開業当初は低迷したが、利用促進に向けた営業活動及び規制強化等により、平成13～15年度は概ね58,000トン/年を受け入れ、平成16～19年度は民間焼却施設の設置及び廃止に伴う増減があったものの、概ね53,000トン/年を受け入れた。平成20～22年度は平成20年度後半のリーマンショック等の影響による景気低迷等により減少基調となり概ね47,000トン/年を受け入れた。

平成23～25年度は東日本大震災津波に起因する災害廃棄物を受け入れたことにより、受入量は通常分と災害廃棄物分を合わせて概ね90,000トン/年（うち通常分は約58,000トン/年）となった。災害廃棄物の受入は平成25年度末で終了したため、平成26年度は56,525トンと前年比で32%減となり、平成27年度以降は40,000トン台で推移していたが、復興事業の終了等による建設系廃棄物の減少やリサイクルの進展等により、令和元年度

以降は減少傾向にある。

ii 焼却処理の状況

焼却処理は、ダイオキシン類の排出ガス規制強化等（平成9年、平成10年及び平成14年施行）に伴い受入量が増加したが、平成14年度をピークに、木くずのリサイクル化や廃プラスチックの燃料化等の伸展により減少に転じた。震災後、復興工事等による産業廃棄物排出量の増加に伴って一時的に受入量が増加したが、施設老朽化等のため平成27年度末で稼働を停止し、平成30年度に解体工事を終了した。

iii 埋立処理の状況

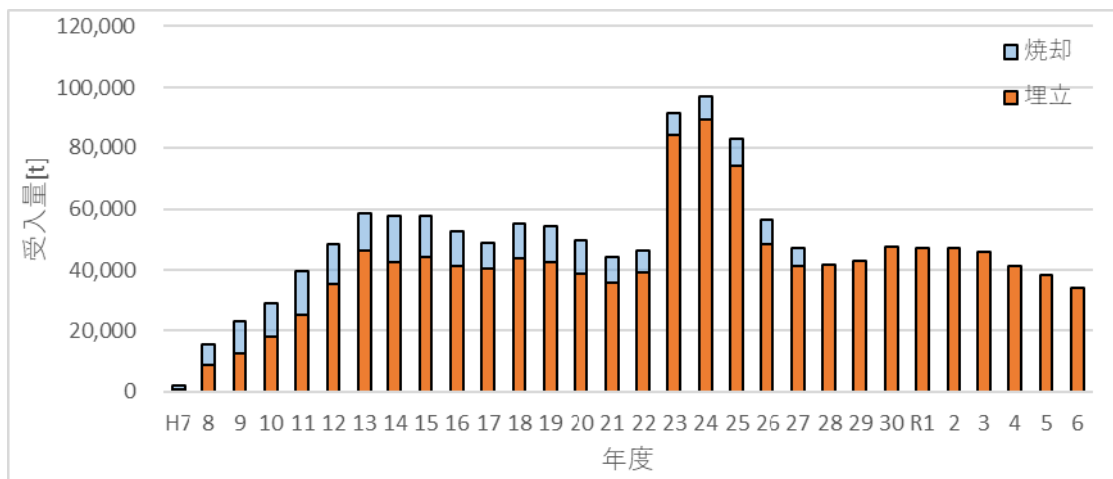
埋立処理は、管理型埋立対象物の拡大等（平成10年及び平成13年施行：石膏ボード及び木質系サイディングが安定型から管理型へ）により受入量が増加傾向にあったが、平成16年度以降、公共工事等の減少に伴う無機性汚泥の減少や建築物の建替え需要の減少に伴う廃石膏ボード等の減少により、受入量は減少傾向が続いた。

平成23～25年度にかけて、災害廃棄物の焼却処理に伴う焼却灰等を中心に災害廃棄物を受け入れたほか、通常分の受入量も震災前と比較して増加したことから、平成24年度には過去最大となる89,202トンを受け入れた。

受入量は平成27年度以降40,000トン台で推移していたが、令和元年度以降は減少傾向にある。

なお、令和7年度廃棄物最終処分場残余容量調査の結果によると、県内の管理型最終処分場で処理された廃棄物の全てが当該施設で処理されている。

○ 焼却・埋立量の推移（単位：t）



○ 廃棄物受入量（単位：t）

年度	H7	H10	H15	H20	H25	H30	R2	R3	R4	R5	R6	H7-R6累計
受入日数(日)	128	245	243	240	241	240	241	239	241	241	241	1,203
有機性汚泥	704	2,087	907	815	291	0	0	0	0	0	0	19,190
焼却 木くず	408	7,231	8,258	2,665	4,603	0	0	0	0	0	0	109,390
焼却 廃プラスチック類	99	1,159	1,855	2,636	1,730	0	0	0	0	0	0	32,760
焼却 感染性廃棄物	9	574	914	1,224	572	0	0	0	0	0	0	13,697
焼却 その他	38	350	1,563	3,545	1,550	0	0	0	0	0	0	30,674
焼却 計(t)	1,257	11,400	13,497	10,884	8,746	0	0	0	0	0	0	205,712
埋立 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	0	800	24,970	23,410	29,811	26,630	23,346	20,941	19,678	18,833	17,420	100,218
埋立 燃え殻	163	9,436	8,641	6,409	14,473	9,464	8,937	9,174	8,026	6,916	4,465	37,518
埋立 無機性汚泥	692	2,231	7,409	5,030	20,230	7,017	6,043	5,359	5,838	6,477	7,898	31,615
埋立 その他	35	5,324	3,243	4,157	9,454	4,674	8,748	10,356	7,691	6,255	4,645	37,695
埋立 計(t)	891	17,791	44,264	39,006	73,967	47,784	47,074	45,830	41,233	38,481	34,428	1,240,503
(うち災害廃棄物)	-	-	-	-	(20,748)	-	(450)	-	-	-	-	(97,207)
受入量合計(t)	2,147	29,191	57,761	49,891	82,713	47,784	47,074	45,830	41,233	38,481	34,428	1,446,215
埋立量1日平均(t/日)	7	73	182	163	307	199	195	192	171	160	143	1,202

イ いわて第2クリーンセンター

① 整備の経緯

第一次岩手県廃棄物処理計画において、新たな公共関与による産業廃棄物処理施設整備の方向付けを行い、平成15年度に第2クリーンセンター構想を策定した。整備に当たっては、立地場所を県北地域とし、平成15年度に九戸村に立地を決定。機能としては、リサイクル等を基調とした資源循環型モデル施設とし、スラグの利用を図るための溶融処理機能を有すること、県北地域の一般廃棄物との共同処理の実施、特別管理産業廃棄物の処理機能を備え、青森県境不法投棄産業廃棄物の処理への貢献のほか、産業基盤が脆弱な県北地域の産業創造基盤施設として、地域振興に貢献する。なお、将来構想として、農林系廃棄物等のリサイクル処理の可能性について検討することとした。

この構想に基づき、PFI事業（独立採算方式）により焼却（溶融）施設を整備することとし、平成18年4月12日にいわて県北クリーン株式会社を設立し、PFI事業初の「廃棄物処理センター（平成18年10月環境大臣指定）」として「いわて第2クリーンセンター」を整備し、平成21年4月から稼働したものである。

② 整備概要

- i 施設所在地
九戸郡九戸村江刺家第20地割48-34（本社所在地と同。用地面積：70,381.54㎡）
- ii 施設の概要
 - ・ 焼却施設（87.9トン/日）
 - ・ 溶融施設（13トン/日）
- iii 総事業費
4,216百万円（機械工事、建築工事、土木工事）
- iv 事業期間
平成21年4月から平成41年3月までの20年間
- v 事業用地
県が取得して事業会社に有償で貸付。
- vi 職員数（令和7年4月1日現在）

③ 処理事業の状況

○ 廃棄物受入量（単位：t）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産業廃棄物	22,543.1	20,767.5	21,723.4	20,645.0	20,433.3	19,969.4
一般廃棄物	5,416.5	6,565.4	4,422.9	3,182.3	4,735.4	2,996.7
計	27,959.6	27,333.0	26,146.2	23,827.3	25,168.7	22,966.1

ウ 次期産業廃棄物最終処分場

① 整備基本方針

i 埋立容量

- ・ 1期15年とした場合の必要容量として約66万m³以上を見込む。
- ・ 災害や経済状況の変化にも対応できるよう2期、可能であれば3期分の用地を確保する（3期分の目安：容量約200万m³、面積30～50ha）。

ii 処理対象物

- ・ 廃石膏ボード、燃え殻、ばいじん、汚泥等（「いわてクリーンセンター」と同じ）

iii 災害廃棄物への対応

- ・ 大規模災害時における災害廃棄物の広域的な受け皿としての機能も検討する。

② 候補地決定の経緯

i 「公共関与型産業廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会」による選定経緯

全県から調査対象地を抽出し、選定条件を選定のうえ段階的に絞り込みを行った。
なお、選定過程は原則公開とした。

- ・ 1次選定：調査対象地115か所を抽出
- ・ 2次選定：39か所に絞り込み
- ・ 3次選定：10か所に絞り込み
- ・ 4次選定：選定委員会として整備候補地5か所を決定

ii 最終候補地決定に係る経緯

- ・ 「八幡平市平館柵沢地区」を最終候補地として平成27年2月10日に市に受入れを要請。
- ・ 平成27年3月23日に市が受入れを受諾。
- ・ 平成27年3月24日に県と市との間で確認書を締結。

③ 整備概要

- i 実施主体 一般財団法人クリーンいわて事業団
- ii 施設の種類 管理型産業廃棄物最終処分場（オープン型）

- iii 整備予定地 八幡平市平館第2地割地内
- iv 事業期間 55年間（埋立45年（15年×3期）・埋立終了後の維持管理10年）
- v 埋立容量 約183万m³（1期当たり約61万m³×3期）
- vi 埋立面積 約13ha
- vii 総事業費 約309億円

④ 建設工事に向けた取組

- i 基本計画・基本計画の策定（平成27年度）
- ii 環境影響評価（平成28年度～令和元年度）
- iii 実施設計（平成30年度～令和2年度）
- iv 事業用地取得（平成29年度～令和2年度）
- v 各種許可取得（平成30年度～令和2年度）
- vi 工事実施（令和2年度～令和8年度）

(6) 不適正処理の現状

ア 不適正処理の年度別発生状況（報告徴収件数）（令和元年度～令和6年度）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
不法投棄	21	20	15	15	16	16
不適正保管	15	4	3	5	7	14
野焼き	12	12	8	5	5	3
その他	42	42	49	38	28	28
合計	90	78	75	63	56	61

（資源循環推進課調べ。以下イ～キ同じ。）

イ 不適正処理行為者の状況（令和元年度～令和6年度）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
産業廃棄物処理業者	35	28	31	20	14	11
排出事業者	55	50	44	43	42	27
合計	90	78	75	63	56	38

ウ 新規不法投棄事案（10t以上。硫酸ピッチ事案を含まない。）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
探知	件数	0	3	1	0	0	2
	量(t)	0	1,036	24	0	0	250
存 (R7.3.31 現在)	件数	-	3	-	-	-	2
	量(t)	-	918	-	-	-	250
	回復率(%)	-	11	100	-	-	0

エ 適正処理率の状況（令和元年度～令和6年度）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
適正処理率(%)	99.6	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8

オ 新規不法投棄廃棄物の種類（10t未満）（令和6年度）

	がれき類	木くず	焼却灰	ふん尿	計

投棄量(t)	13.4	3	0.3	8.8	25.5
割合(%)	52.5	11.7	1.3	34.5	100

カ 不法投棄行為者の状況（令和6年度）

	収集運搬業	処分業	製造業	建設業	農業	その他	計
件数	1	1	1	10	2	1	16
割合(%)	6.3	6.3	6.3	62.3	12.5	6.3	100

キ 行政処分の状況（令和元年度～令和6年度）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
改善命令（法19条の3）	0	0	0	0	0	0
措置命令（法19条の5第1項）	0	0	0	0	0	0
措置命令（法19条の6第1項）	0	0	0	0	0	0
産廃処理業の停止	0	0	0	0	0	0
産廃処理業の取消し	6	1	0	1	3	2

4 ごみ処理広域化

【岩手県におけるごみ処理広域化の趣旨】

本県では、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（平成9年1月ごみ処理に係るダイオキシン類削減対策検討会策定）及び「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づき、ごみ焼却施設（以下「焼却施設」という。）の集約化を中心としたごみ処理広域化（以下「広域化」という。）を推進し、ダイオキシン類の排出削減、リサイクルの推進、ごみ処理コストの低減等を図ることを目的とした「岩手県ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定した（以下「当初計画」という）。

他の都道府県においても、本県と同様に広域化に係る計画が策定され、焼却施設の改修や集約に加え、技術の進歩・進展により、ダイオキシン類の削減については、全国的にも成果が見られる。

一方で、今後のごみ処理体制を考えるうえでは、昨今の自然災害が多発する状況や、人口減少・市町村の財政事情、資源・エネルギーの有効利用に対応していくための視点も必要であり、広域化は有効な施策の一つと考えられる。

また、広域化に当たっては、焼却施設の供用年数や、国から示されているストックマネジメントの考え方を踏まえて、適切な維持管理により必要に応じて長寿命化・延命化を図るなど、各地域の実情に応じたごみ処理体制を検討・構築していくことが必要である。

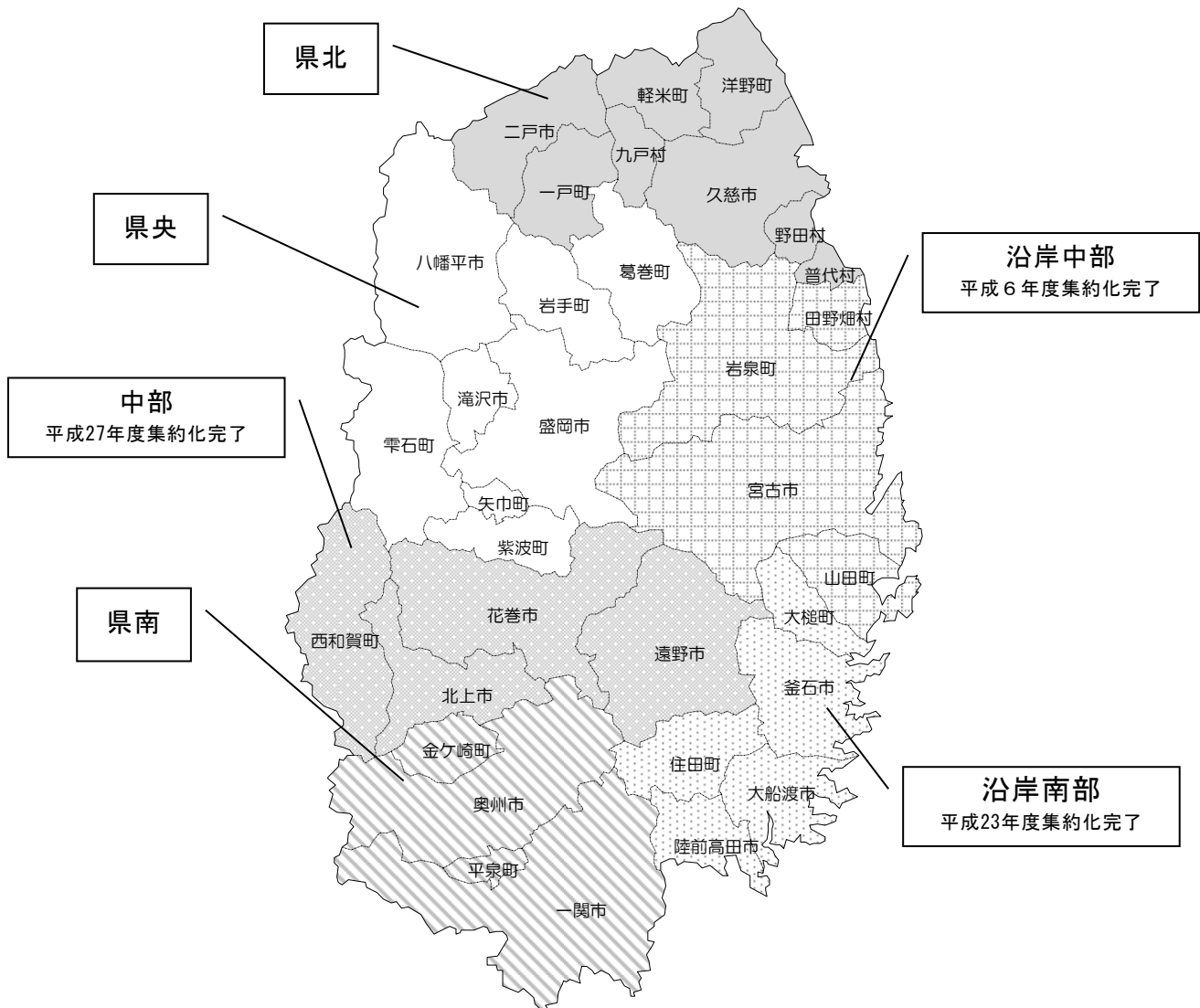
なお、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）が発出され、ごみ処理広域化・集約化の必要性について改めて通知されるとともに、ブロックごとの廃棄物処理体制について検討の上、進行管理を行うこととされたことから、人口推移やごみ排出量等の傾向のほか、ごみ処理に係る技術の向上等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することとする。

(1) 「岩手県ごみ処理広域化計画」(当初計画)の成果と新たな課題

当初計画は計画期間を平成29年度までと定め、県内を県北、県央、中部、県南、沿岸中部、沿岸南部の6ブロックに区割りし、広域化を推進するための指針として策定した。

この6ブロックのうち、沿岸中部ブロックが計画期間前に焼却施設の集約化(以下「集約化」という。)を完了しており、中部及び沿岸南部の2ブロックが計画期間内に集約化を実施した。

広域化計画の目的として、ダイオキシン類の削減、焼却残さの高度処理、リサイクルの推進、未利用エネルギーの有効活用、廃棄物処理コストの低減等を掲げているが、その成果・取組状況と新たな課題は次のとおりである。



【図表1-1 広域化計画におけるブロック割】

ア 広域化計画の課題・成果と取組状況

① ダイオキシン類の削減

平成9年以降、法令等によりダイオキシン類の排出基準が設けられ、焼却施設の排ガス中ダイオキシン類排出量は年々減少が続き、平成30年度における全国の排出量は20g-TEQ

(平成9年度比▲99.6%)となっており、集約化のほか、技術の進歩・進展により、ダイオキシン類の削減については成果が見られる。

本県のダイオキシン類対策が必要な焼却施設は、平成9年度は12施設であったが、令和5年度にはゼロとなっており、広域化計画の計画期間内にダイオキシン類の排出基準に基づく焼却施設の改良・整備が進められた。

【図表1-2 (岩手県) ダイオキシン類の排出基準に係る県内の状況】

	平成9年度	令和5年度
焼却施設数	22	14
ダイオキシン類排出に係る対策が必要な焼却施設数	12	0

② 焼却残さの高度処理

焼却残さについては、沿岸南部ブロックの焼却施設をはじめ、県内の熔融炉ではスラグとして資源化されている。また、焼却炉で発生する焼却残さについては、中部ブロックにおいて主灰をセメント資源化しており、広域化計画の計画期間内に集約化を実施したブロックでは焼却残さの資源化が進められている。

【図表1-3 (岩手県) 炉型式別施設数と焼却残さの処理状況】

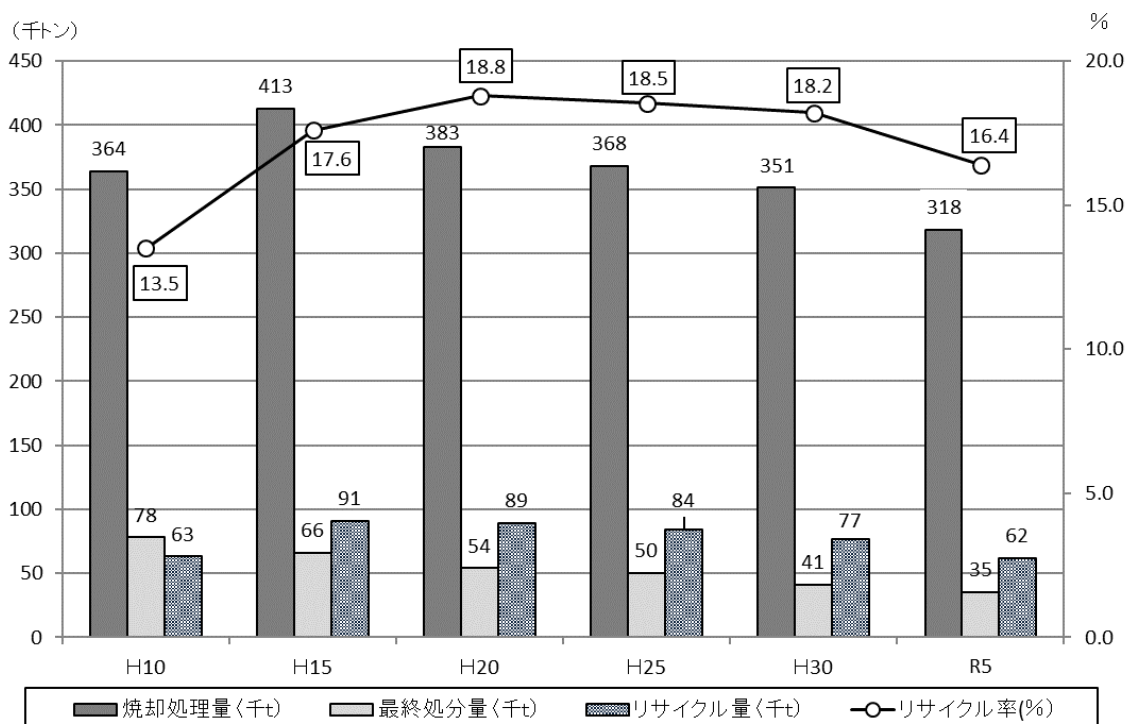
	施設数	焼却残さの処理状況	
		資源化	埋立
熔融炉	3	3 (1)	0
焼却炉	11	2 (1)	9

※「資源化」欄の()内の数値は、計画期間内に集約化を実施したブロックの施設数を表すものである。

③ リサイクルの推進

ごみ収集に係る分別数の県内平均は平成10年度が6種類であったが、令和5年度は15種類となっており、分別の細分化が図られている。

こうした取組等を通じリサイクルの推進が図られており、令和5年度の県全体のリサイクル量は62千トンとなり、平成10年度と比較して1千トン減少している。また、リサイクル率は、令和5年度は16.4%となっており、平成10年度と比較して2.9ポイント上昇している。



【図表1-4 (岩手県) ごみ焼却量・リサイクル率等の推移】

④ 未利用エネルギーの有効活用

全国の焼却施設数は平成10年度には1,769施設であったが、令和5年度には1,004施設となり、約4割の減少となっているほか、処理能力は100トン/日未満が減少し、100トン/日以上が増加するなど、施設の大規模化・集約化が進んでいる。

また、全連続運転施設の割合は、平成10年度26.8%から令和5年度67.8%に上昇している。

焼却施設の大規模化・集約化、全連続運転の増加に伴い、エネルギーの活用が進んでおり、全国では724施設(焼却施設の72.1%)が温水利用、蒸気利用又は発電により余熱利用に取り組んでいる。

特に発電を行っている焼却施設は411施設となっており、全焼却施設の40.9%を占めている。これらの施設による年間総発電量10,254GWhは、約262万世帯分の年間電力使用量に相当する。

焼却施設におけるエネルギーの有効活用に当たっては、効率的なエネルギー回収を行うため、大規模化や全連続運転が有効である。

本県の令和5年度における焼却施設数は14施設であり、規模別にみると、100トン/日未満が5施設、100トン/日以上300トン/日未満が8施設、300トン/日以上が1施設となっており、広域化計画策定時と比較すると施設の大規模化が進んでいる。

また、大規模化に伴い全連続運転施設が増加し、14施設中11施設が全連続運転となっている。

本県の焼却施設でも余熱利用が進められ、特に発電利用している施設は6施設となっており、平成10年度と比較して増加している。発電利用している施設は、すべて全連続運転かつ100トン/日以上以上の規模を有している。

なお、広域化計画では、当該計画策定以降に建設される焼却施設は、原則としてダイオキシン類の排出が少ない全連続炉とし、安定的な燃焼ができる処理能力100トン/日の規模を確保することとしているが、平成11年以降に建設された焼却施設4施設は、いずれも全連続運転かつ100トン/日以上以上の規模となっている。

【図表1-5 (岩手県) 規模別焼却施設数】

年度	100トン/日未満	100トン/日以上 300トン/日未満	300トン/日以上	合計
平成10年度	14 (63.6)	7 (31.8)	1 (4.5)	22
令和5年度	5 (35.7)	8 (57.1)	1 (7.1)	14

※各年度の下段の()内の数値は、全施設数に対する規模ごとの施設数の割合である。

【図表1-6 (岩手県) 焼却施設における余熱利用の状況】

年度	施設数	温水利用		蒸気利用		発電	
		場内	場外	場内	場外	場内	場外
平成10年度	22	20 (90.9)	1 (4.5)	1 (4.5)	1 (4.5)	1 (4.5)	1 (4.5)
令和5年度	14	12 (85.7)	2 (14.3)	1 (7.1)	0 (0)	6 (42.9)	5 (35.7)

※各年度の下段の()内の数値は、全施設数に対する余熱利用の形態ごとの施設数の割合である。

※複数の余熱利用をしている施設があること。

⑤ 廃棄物処理コストの低減

本県では、100トン/日以上以上の規模を有する焼却施設が6割以上を占め、平均規模は約139トン/日となっており、広域化計画策定時(平均規模約75トン/日)と比較して、スケールメリットを得られる状況が進展している。一方、50トン/日以下の小規模な施設は3施設となっている。

廃棄物処理施設の入札・契約データベース(環境省)では、全国の焼却施設の1トン当たりの平均建設単価は、50トン/日未満の施設で約7,600万円、100トン/日以上300トン/日未満の施設で約5,000万円、300トン/日以上以上の施設で約4,200万円となっており、施設規模が大きくなるにつれて、建設単価が低減している。

⑥ 集約化完了ブロックにおける成果等

集約化を実施したブロックでは、コスト削減や未利用エネルギーの活用が図られるとともに、環境教育・普及啓発等に係る施策が実施され、家庭系ごみの排出量が削減するなど、

ハード・ソフト両面から資源・エネルギーの有効利用が図られた。

集約化前と同等規模の施設整備を行った場合に要するコストと比較すると、沿岸南部ブロックにおいては約4億円、中部ブロックにおいては約67億円の施設整備に係るコストが削減されたものと試算される。また、両ブロックの集約化前後の一人当たりの年間の処理及び維持管理費を比較すると、沿岸南部ブロックでは3,153円の減（集約化前：平成16年度13,004円、集約化後：平成25年度9,851円）、中部ブロックでは1,098円の減（集約化前：平成19年度7,124円、集約化後：平成28年度6,026円）となっており、いずれも処理及び維持管理費が減少している。

未利用エネルギーの活用により、沿岸南部ブロックでは約3,004世帯分、中部ブロックでは約7,263世帯分の年間消費電力に相当する電力を発電している。（環境省：「令和5年度家庭部門のCO₂排出実態統計調査」の世帯当たりの年間電力消費量3,911kwhをもとに算出）

沿岸南部ブロックでは熔融炉を整備し、熔融残さ物である熔融スラグ・メタルの資源化を図っており、熔融スラグは道路舗装用資材やコンクリート二次製品に使用されている。

また、中部ブロックでは焼却炉を整備しているが、焼却灰（主灰）をセメント資源化しており、両ブロックにおいて焼却残さの資源化が進められている。

【図表1-7 集約化完了ブロックにおける施設規模等の比較】

ブロック等	沿岸南部ブロック			中部ブロック		
	集約化前 (H16)	集約化後 (H25)	集約化後 (R5)	集約化前 (H19)	集約化後 (H28)	集約化後 (R5)
施設数	3	1	1	3	1	1
施設規模（トン/日）	155	147	147	316	182	182
発電量（MWh）	—	15,977	11,747	—	28,596	28,405
家庭系ごみ1人当たり 年間排出量（kg/年）	281	208	209	165	155	158
リサイクル率（%）	24.1	32.8	20.9	20.9	26.7	21.4

イ 新たな課題

第1節のとおり、本県においても集約化等により、ダイオキシン類の削減については成果が見られる。また、リサイクルの推進や未利用エネルギーの活用なども進んでいる。

今後の焼却施設の整備に当たっては、人口減少が進んでいく中で、資源・エネルギーの有効利用に係る取組の継続・改善等に加えて、長寿命化・延命化や災害対策などの新たな視点が必要であるとともに、地域の実情に応じたごみ減量化・リサイクルの取組を進めていくことが求められる。

国では「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号）において、広域化が適正な循環的利用や適正処分を進めるうえでの取組の一つとしてあげられている。

① 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

国では「廃棄物処理施設整備計画」（平成20年3月25日閣議決定）において、ストックマネジメントの考え方を示し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新等による施設の長寿命化・延命化を推進している。

本県においても、今後、人口減少が進んでいく中で、既存施設を活用し、コスト削減を図りながら将来にわたってごみ処理体制を維持管理していく必要があり、既存施設の長寿命化・延命化を図った後、地域の実情に応じた集約化に取り組んでいくことは有効な施策の一つと考えられる。

② 災害廃棄物処理体制の確保

近年では全国各地で台風等による水害や土砂災害により、大量の災害廃棄物が発生している。平成26年8月の豪雨により広島市では約52.2万トン、平成27年9月の関東・東北豪雨により茨城県常総市では約5.2万トンの災害廃棄物が発生した。

本県においても平成28年台風第10号により約9万トン、令和元年台風第19号（東日本台風）により約5万トン（当初推計値ベース）の災害廃棄物が発生し、被災市町村や当該市町村が属する一部事務組合及び広域連合のほか、近隣市町村等の協力により処理を進めた。こうした状況を踏まえ、焼却施設の処理能力に一定の余裕を確保し、災害廃棄物処理に備える必要がある。

③ 住民視点・未利用エネルギーの活用等

今後は、資源・エネルギーの有効利用や防災の観点から焼却施設を住民にとって安全安心な施設とするため、ごみ焼却等に伴う熱回収・発電などの未利用エネルギーの活用を図る必要があるほか、周辺環境整備や防災拠点としての機能を付加することが求められる。また、広域化を通じて住民意識の高揚を図るため、ごみ減量化・リサイクルに係る先進事例を参考とした取組を実施するなど、ソフト事業に継続的に取り組んでいく必要がある。

(2) ごみ処理の現況と将来予測

ア ごみ処理の現況と取り巻く環境の変化

① ごみ処理等の状況

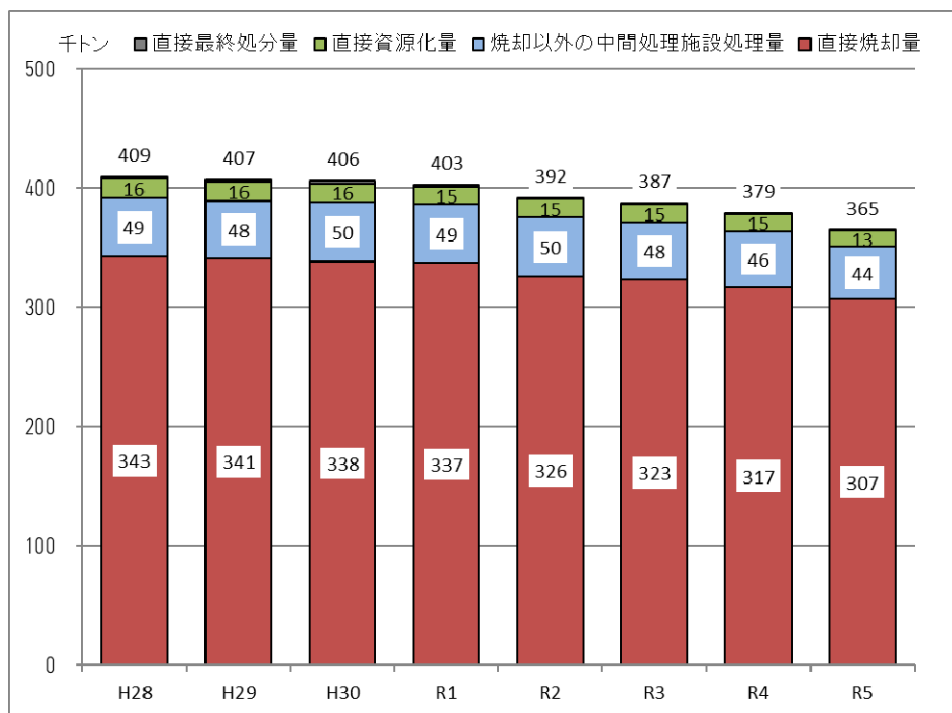
県内の令和5年度のごみ処理量は365千トンで、東日本大震災津波以降は増加傾向にあったが、徐々に減少に転じている。

ごみ処理量の内訳は直接焼却量が307千トン（84.0%）、焼却以外の中間処理施設処理量が44千トン（12.0%）、直接資源化量が13千トン（3.7%）、直接最終処分量1千トン（0.3%）となっている。

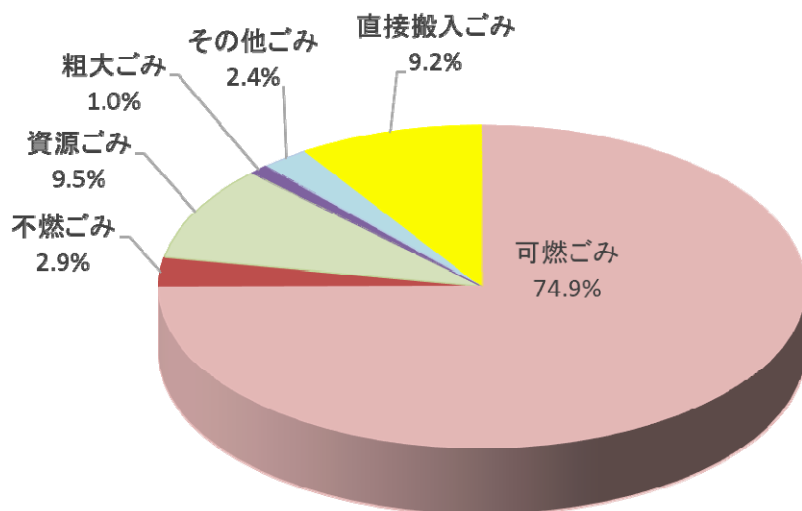
収集区分別のごみ排出量の割合は、令和5年度は可燃ごみが74.9%であり、可燃ごみ以外では資源ごみが9.5%、不燃ごみが2.9%、粗大ごみが1.0%となっている。この構成比は、近年ほぼ同様の割合で推移している。

また、本県のリサイクル率は16%代の水準（令和5年度：16.4%）で推移しており、全

国平均（令和5年度：19.5%）を下回っている。



【図表2-1 (岩手県) ごみ処理量の推移】



【図表2-2 (岩手県) 令和5年度ごみ収集区分別排出量】

② ごみ処理の体制

当初計画に基づくブロック別のごみ焼却体制は、(1)から(6)に示すとおりである。

また、市町村、一部事務組合又は広域連合が、最終処分場のほか粗大ごみ処理施設や資源化等施設を設置するなど、それぞれの団体でごみ処理体制を構築している。

当初計画の計画期間内に集約化を実施した沿岸南部ブロック、中部ブロックでは、広域処理を効率的に行うため、ごみの圧縮や大型運搬車への積替等を行う中継施設が設置されている。

○ 県北ブロックにおけるごみ焼却体制

久慈市、洋野町、野田村及び普代村の4市町村分を久慈広域連合において処理している。また、二戸市、軽米町、九戸村及び一戸町の4市町村分を二戸地区広域行政事務組合において処理している。

○ 県央ブロックにおけるごみ焼却体制

盛岡市の盛岡地域、八幡平市、葛巻町では、それぞれ当該市町において処理している。

盛岡市の都南地域分は、紫波町分と矢巾町分とともに盛岡・紫波地区環境施設組合において、盛岡市の玉山地域分と岩手町分を岩手・玉山環境組合においてそれぞれ処理している。

また、滝沢市と雫石町の2市町分を滝沢・雫石環境組合において処理している。

○ 中部ブロックにおけるごみ焼却体制

当該ブロックは平成27年度に集約化が完了し、花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町の4市町分を岩手中部広域行政組合において処理している。

○ 県南ブロックにおけるごみ焼却体制

奥州市及び金ケ崎町の2市町分を奥州金ケ崎行政事務組合において処理している。

また、一関市及び平泉町の2市町分を一関地区広域行政組合において処理している。

○ 沿岸中部ブロックにおけるごみ焼却体制

当該ブロックは平成6年度に集約化が完了し、宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村の4市町村分を宮古地区広域行政組合において処理している。

○ 沿岸南部ブロックにおけるごみ焼却体制

当該ブロックは平成23年度に集約化が完了し、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町及び大槌町の5市町分を岩手沿岸南部広域環境組合において処理している。

【図表2-3 焼却処理の実施主体】

ブロック	市町村	焼却処理の実施主体
県北	久慈市、普代村、野田村、洋野町	久慈広域連合
	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	二戸地区広域行政事務組合
県央	盛岡市（盛岡地域）	盛岡市
	八幡平市	八幡平市
	葛巻町	葛巻町
	盛岡市（玉山地域）、岩手町	岩手・玉山環境組合
	盛岡市（都南地域）、紫波町、矢巾町	盛岡・紫波地区環境施設組合
	滝沢市、雫石町	滝沢・雫石環境組合
中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町	岩手中部広域行政組合
県南	奥州市、金ケ崎町	奥州金ケ崎行政事務組合
	一関市、平泉町	一関地区広域行政組合
沿岸中部	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	宮古地区広域行政組合
沿岸南部	大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町	岩手沿岸南部広域環境組合

【図表2-4 焼却施設の設置状況】

ブロック	市町村等	施設名称	施設の種類	処理能力 (トン/日)	使用期間	余熱利用の状況
			処理方式			
			炉型式			
県北	久慈広域連合	久慈地区ごみ焼却場	焼却	120	38	場内温水
			ストーカ式(可動)			
			全連続運転			
	二戸地区広域行政事務組合	二戸地区クリーンセンター	焼却	90	29	場内温水
			流動床式			
			全連続運転			
県央	盛岡市	盛岡市クリーンセンター	焼却	405	26	場内・場外温水、場内蒸気、発電(場内・場外利用)
			ストーカ式(可動)			
			全連続運転			
	八幡平市	八幡平市清掃センター	焼却	50	26	場内温水
			ストーカ式(可動)			
			準連続運転			
	葛巻町	葛巻町清掃センター	焼却	10	31	なし
			ストーカ式(可動)			
			バッチ運転			
	岩手・玉山環境組合	ごみ焼却施設	焼却	28	27	場内温水
			ストーカ式(可動)			
			バッチ運転			
	盛岡・紫波地区環境施設組合	ごみ焼却施設	ガス化溶融・改質	160	21	場内温水、発電(場内・場外利用)
			シャフト式			
			全連続運転			
滝沢・雫石環境組合	滝沢清掃センター	ガス化溶融・改質	100	22	発電(場内・場外利用)	
		シャフト式				
		全連続運転				
中部	岩手中部広域行政組合	岩手中部クリーンセンター	焼却	182	9	発電(場内・場外利用)
			ストーカ式(可動)			
			全連続運転			
県南	奥州金ヶ崎行政事務組合	胆江地区衛生センター	焼却	240	30	場内・場外温水
			ストーカ式(可動)			
			全連続運転			
	一関地区広域行政組合	一関清掃センターごみ焼却施設	焼却	150	43	場内温水
			ストーカ式(可動)			
			全連続運転			
大東清掃センターごみ焼却施設	大東清掃センターごみ焼却施設	焼却	80	25	場内温水	
		流動床式				
		全連続運転				
沿岸中部	宮古地区広域行政組合	宮古清掃センター	焼却	186	30	場内温水
			流動床式			
			全連続運転			
沿岸南部	岩手沿岸南部広域環境組合	岩手沿岸南部クリーンセンター	ガス化溶融・改質	147	13	場内温水、発電(場内・場外利用)
			シャフト式			
			全連続運転			

※「使用期間」は、各施設の供用開始年度から令和5年度までの期間を示している。

イ 人口、ごみ処理量の将来推計

本県の人口は減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2045年には85万3千人になり、その後も減少を続けるものと見込まれている。

こうした人口減少に伴い、ごみ排出量は減少していくものと考えられ、これまでのごみ排出量の実績等を基に推計すると、今後の通常時における県全体の1日当たりのごみ焼却量は、2015年度は1,342トンであったものが2040年度には951トンまで減少するものと見込まれる。

このように通常時のごみ焼却量は、人口減少等に伴い減少していくものと考えられるが、近年は自然災害が多発する傾向にあり、焼却施設の整備に当たっては災害廃棄物の処理を円滑に進めるための視点も必要となる。

【図表2-5 ブロックごとの1日当たりごみ焼却量の推計】

ブロック	区分	年度別推計値				
		2020 (R2)	2025	2030	2035	2040
県北	1日当たり焼却量(トン)	101	93	86	79	72
	人口	105,363	94,536	85,383	76,701	68,550
県央	1日当たり焼却量(トン)	505	479	459	439	415
	人口	463,186	447,538	429,219	409,415	387,992
中部	1日当たり焼却量(トン)	202	192	181	171	160
	人口	216,738	206,546	195,089	183,768	172,526
県南	1日当たり焼却量(トン)	234	219	205	191	177
	人口	247,656	228,130	210,343	193,463	177,297
沿岸中部	1日当たり焼却量(トン)	80	73	66	61	55
	人口	76,474	69,507	62,730	56,194	49,996
沿岸南部	1日当たり焼却量(トン)	106	97	88	80	72
	人口	101,117	91,903	83,324	75,104	67,323
合計	1日当たり焼却量(トン)	1,229	1,153	1,085	1,021	951
	人口	1,210,534	1,138,160	1,066,088	994,645	923,684

(3) 本県における今後のごみ処理体制の目指す方向

前述のとおり、今後の人口減少に伴い、通常時のごみ焼却量は減少していくものと推計されるが、災害対応やコスト削減、未利用エネルギーの活用を図るため、次に掲げのごみ処理体制の構築が必要となる。

ア 持続可能なごみ処理体制

今後の人口減少に伴いごみ排出量の減少が予測されることから、市町村等が長期的に安定した運営ができるよう焼却施設を集約化する。

集約化による一定以上の耐震性や規模等を有する焼却施設の整備により、災害時における稼働体制の確保を図り、通常時から災害時まで切れ目のないごみ処理体制を構築する。

集約化に当たっては、市町村等の厳しい財政状況の中でコスト削減を図りつつ、現有施設を活用していくために、ストックマネジメントの手法を導入し、地域の実情を踏まえて長寿命化・延命化を検討する。

イ 災害に強いごみ処理体制

災害時においても安定したごみ処理を進めるため、強靱な焼却施設を整備し、ストックヤードや自家発電設備等の付加施設・設備の整備を検討する。

自然災害が各地で発生する状況の中、災害廃棄物を処理するため、通常ごみの受入れに加え、ブロック内外で発生した災害廃棄物を受け入れられるよう処理能力の確保を図る。

ウ 住民の視点に立ったごみ処理体制

資源の有効利用、効率的な熱回収など未利用エネルギーの活用による環境負荷の低減を図るとともに、大規模化・集約化による余熱利用等により、周辺環境整備や防災拠点としての機能を付加し、住民にとって安全安心な焼却施設の整備を進める。

(4) 本県における今後のごみ処理施策の方向

ア ごみ処理広域化

① 基本的方向

第3章に掲げる「災害に強いごみ処理体制」、「持続可能なごみ処理体制」、「住民の視点に立ったごみ処理体制」の維持や構築・整備を推進していくためには、集約化・広域化は有効な施策の一つと考えられる。

ダイオキシン類対策については成果が得られたところであるが、今後も人口の推移やごみ排出量など、各地域の実情を踏まえて一定規模以上の能力・規模を有した焼却施設の整備が必要であり、災害対応のための余剰能力の確保、コスト削減、サーマルリサイクルの効率性といった観点から、最終的にはブロックごとに焼却施設を1か所に集約化していくことが求められる。

当初計画においては、焼却施設の規模や通勤圏、商圈等の地域特性を踏まえてブロック割を行い、広域化を促進してきたが、計画策定後24年が経過し人口減少が進んでいるものの、地域特性に大きな変動はないものと考えられる。

また、県出先機関や一部事務組合等の設置状況や人口の推移等から、今後の広域化の検討のうえでも現行のブロック割の枠組みを維持することが適当と考えられる。

こうしたことから、ブロック割については、当初計画の考え方にに基づき、県北、県央、中部、県南、沿岸中部及び沿岸南部の6ブロックとする。

県は、各ブロックにおける施設整備の状況等を把握し、国の動向や他県等の情報提供を行うほか、市町村等が長期的に安定したごみ処理施設の運営ができるよう技術的助言を行う。

市町村等は、人口やごみ排出量の推移、施設の供用年数など、各地域の実情を踏まえた集約化に取り組み、「災害に強いごみ処理体制」、「持続可能なごみ処理体制」、「住民の視点に立ったごみ処理体制」の維持や構築・整備を推進していくことが必要となる。

② 集約化によるメリット

全国の焼却施設を見ると、100トン/日未満の小規模な施設では余熱利用が42.6%にとどまっている。一方で、100トン/日以上施設では90.0%の施設で余熱利用を行っており、特に300トン/日以上施設においては89.9%が発電利用している。

なお、当初計画では施設規模を100トン/日以上、できる限り300トン/日以上を目標としているが、この施設規模の考え方については、サーマルリサイクルの観点から現在でも効果的である。集約化に当たっては、こうした現状を踏まえて施設規模を検討することが望ましい。

また、広域化を進めることと並行して、各ブロック内の市町村等が協力し、より高い水準の分別区分に統一するよう調整を図るなど、施設統合までの間にごみの減量化・リサイクルが推進されることが期待される。

集約化を実施した沿岸南部ブロックや中部ブロックにおいても、従前施設の処理能力を合計した場合よりも小さい処理能力の施設が整備されており、ごみ減量化やリサイクルが

進むほか、熱エネルギーの回収などが図られ、合理的な施設となっている。

イ ごみ焼却施設の長寿命化・延命化

環境省では「廃棄物処理施設整備計画」において、ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進することにより、施設の長寿命化・延命化を図ることとしている。

また、同省作成の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成22年3月策定）によると、一般廃棄物処理施設は他の公共施設と比較すると施設全体として耐用年数が短く、焼却施設について見ると、平成初頭以前に稼働を開始した施設は、更新時期を迎えつつある状況となっている。一方で、国及び地方公共団体の財政状況も厳しい状況にあり、既存施設を有効利用するため、機能を効率的に維持することが急務となっている。

焼却施設の供用年数は、全国的に20年程度で廃止を迎えている施設が多く、本県でも、市町村等の財政状況を踏まえ、既存施設の保全を図るとともに、必要に応じて延命化を目的とする改修工事を行うなど、長寿命化を図っていくことが有効である。

なお、「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）平成28年度～平成32年度」（平成28年3月策定）によれば、施設はその使用により性能等が劣化するため、長寿命化・延命化によって機能を維持・向上できるのは5年から10年程度と考えられており、その後の施設性能や環境性能の維持が困難となることから、計画的に集約化を検討・推進していくことが必要となる。

ウ ごみ減量化・リサイクル

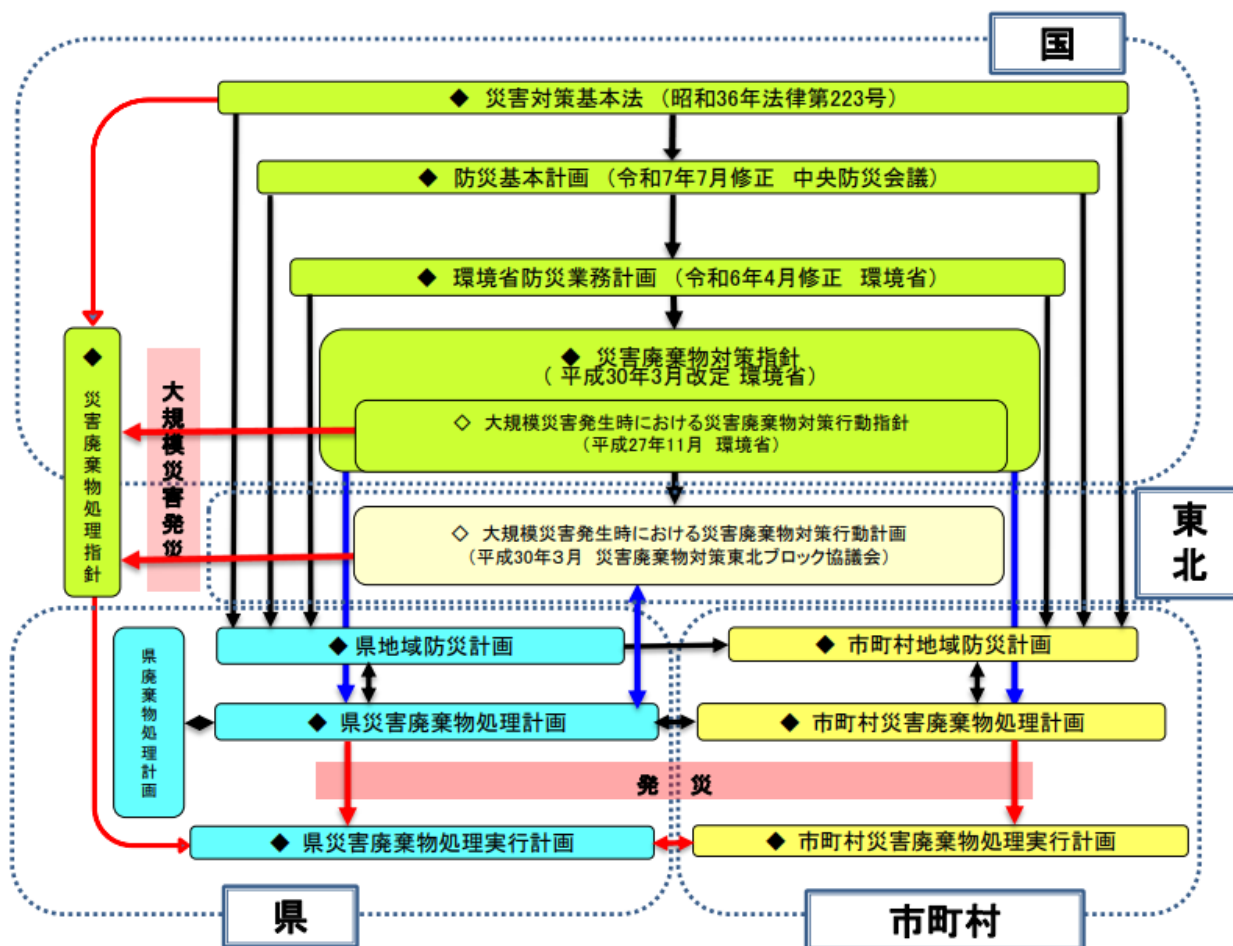
市町村等は、広域化に係る住民説明会等の市民参加による話し合いの中で住民意識の高揚を図り、ブロック内でより高い水準の分別区分に統一するよう調整を図るなど、ごみ減量化・リサイクルを推進することが必要である。

また、施設の整備・改良に加え、市町村や住民、関係団体の連携・協働によるごみ減量化・リサイクルのほか、ごみ処理体制を実施していくためのあらゆる施策の導入を検討していくことが求められる。

5 災害廃棄物処理計画の位置付け

岩手県では、東日本大震災津波による、多種・大量の災害廃棄物の処理を経験しましたが、今後における平時から大規模災害までの切れ目のない対応への備えとして、これらの教訓を生かし、平成28年3月に「岩手県災害廃棄物対応方針」（都道府県災害廃棄物処理計画に相当）を策定しました。

同方針と災害廃棄物対策指針（平成30年3月環境省改定）、岩手県地域防災計画等との関係性は以下のとおりです。



6 放射性物質に汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン（第2版・概要）

（平成26年4月 岩手県）

1 ガイドラインの位置づけ

市町村における放射性物質汚染廃棄物等の焼却・埋立等を促進するに当たって、当面の基本的考え方を示すもの。

2 現状と課題

■農林業系副産物

- ・放射性物質汚染廃棄物等は、主に県南で発生しており、一関市が全体の約半分を占めている。
- ・現在、市町村等では焼却に向けた取組が進められているが、地域住民への丁寧な説明により理解を得ることが必要である。
- ・なお、一部の市町村では、腐敗等による環境汚染問題の発生が懸念される牧草の中長期的な保管のための乾燥・圧縮処理（ペレット化）を実施している。
- ・放射性物質汚染廃棄物等を大量に抱える地域では、焼却のみでは処理に長期間を要することが見込まれるほか、腐敗等による臭気など衛生上の支障も懸念されるため、効率的な処理、長期保管への対策など、新たな知見を求め、地域実情に応じた保管・処理について検討することが必要である。

■除染土壌

- ・放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染重点調査地域（一関市、奥州市、平泉町）において、除染土壌は施設敷地内で保管されている。
- ・除染後の空間線量率は、除染措置の目安の $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満に低減している。
- ・平成25年度以降は、学校等以外の公共施設、住宅等の除染を実施することとし、対応中である。

■道路側溝汚泥（除染計画対象区域）

- ・除染実施区域等の市町村道も含めた道路の側溝汚泥は、震災後、受入施設がないことから除去を停止している。
- ・平成24年度に学校周辺の県道の空間線量率を調査したところ、多くの地点で除染措置の目安の $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回っていた。
- ・市町村では季節ごとの側溝清掃を停止しているため、臭気など衛生上の支障が懸念されるところもある。
- ・現在、対象市町村では、汚泥の撤去に向け、一時保管施設等の設置等の検討や整備工事が行われているが、住民理解の醸成が必要である。

3 市町村等の主な対応状況

■農林業系副産物

- ・平成24年9月末に保管中だった24市町村のうち、平成26年3月末現在、焼却処理済が5市町村、焼却処理中が7市町村。このうち、一関市の大東清掃センターでは国のモデル事業として $8,000\text{Bq/kg}$ 超を含む牧草の焼却が行われた。

■除染廃棄物

- ・除染実施計画対象地域の一関市、奥州市、平泉町において、一時保管施設について整備または検討中である。

4 処理に向けた基本的な考え方

- (1) 国から詳細な処理方針を示されない場合は、他都県の情報も適宜入手しつつ、現実的な処理を推進
- (2) 既存施設を活用し廃棄物を $8,000\text{Bq/kg}$ 以下の濃度に抑制して焼却・埋立することを基本とし、市町村の取組を支援するとともに、新たな知見による多様な保管・処理方法も検討
※早期処理に向けた多様な処理方法、乾燥・圧縮処理（ペレット化）等の中長期的保管対策等
- (3) 一時保管施設の設置支援など地域ニーズに応じた処理を支援
※国への要望継続、国庫補助対象外の一時保管施設への支援等
- (4) 県の「放射能汚染廃棄物処理等支援チーム」による市町村と一体となった県民への丁寧な説明、技術支援の実施。
特に多量に廃棄物等を有する市町村等への重点支援

5 市町村等における処理等の指針

(1) 農林業系副産物

牧草、稲わら
堆肥、ほだ木

- (1) 対象地域 県内全域
- (2) 処理プロセス
①農家・牧草地⇒②保管施設(一時保管、ペレット化等)⇒③前処理施設(裁断等)
⇒④一般廃棄物焼却施設(生活系廃棄物と混焼し、焼却灰を8,000Bq/kg以下に管理)

(2) 除染土壌

除染土壌

- (1) 対象地域 除染実施区域等
- (2) 処理プロセス

(3) 除染廃棄物

道路側溝汚泥

- (1) 対象地域 除染実施区域等
- (2) モニタリング・調査 個別調査のほか、道路走行サーベイなどの実施
- (3) 処理方法
①道路側溝(除染上又は施設管理上最小限の汚泥を除去)
⇒②保管施設(地域内に一時保管場所を確保、対応可能な地域から)

道路法面草木
河川敷草木等

- (1) 対象地域 除染実施区域等
- (2) モニタリング・調査 道路走行サーベイ、河川公共水域放射性物質モニタリング等の実施
- (3) 処理方法
・市町村、民間処理業者等の処理施設において処理
・外部有識者による検討委員会の提言を踏まえ、野外焼却の自粛要請は継続しない

6 市町村等への県の支援

- (1) 技術支援: 支援チームによる対応、技術的支援等
- (2) 財政支援: 一時保管施設整備支援継続等
- (3) 国への継続的要望: 制度面、財政面で要望を継続

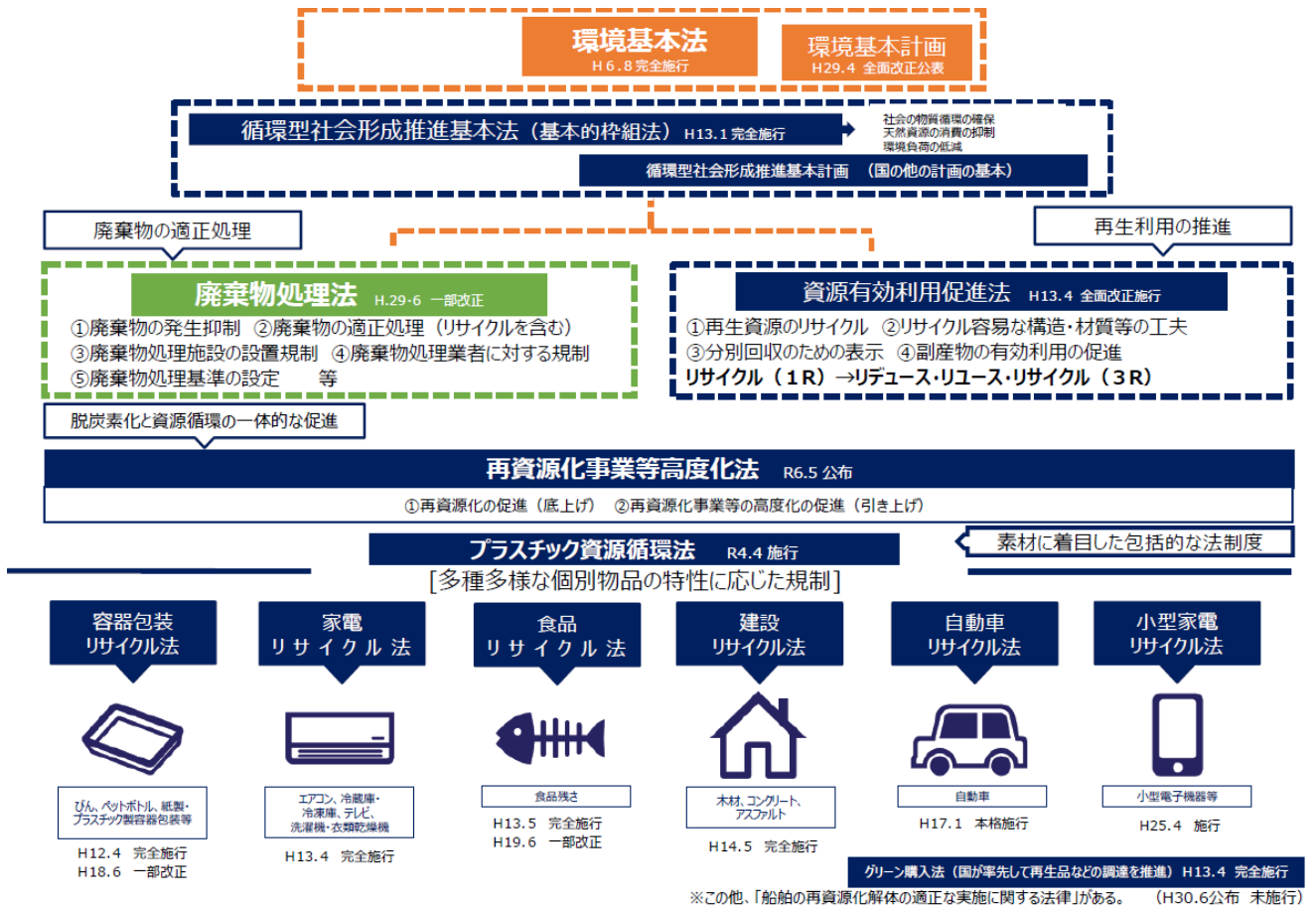
7 変化に応じたガイドラインの見直し

今後の状況の変化(新たな知見、技術開発など)⇒処理の迅速化・効率化

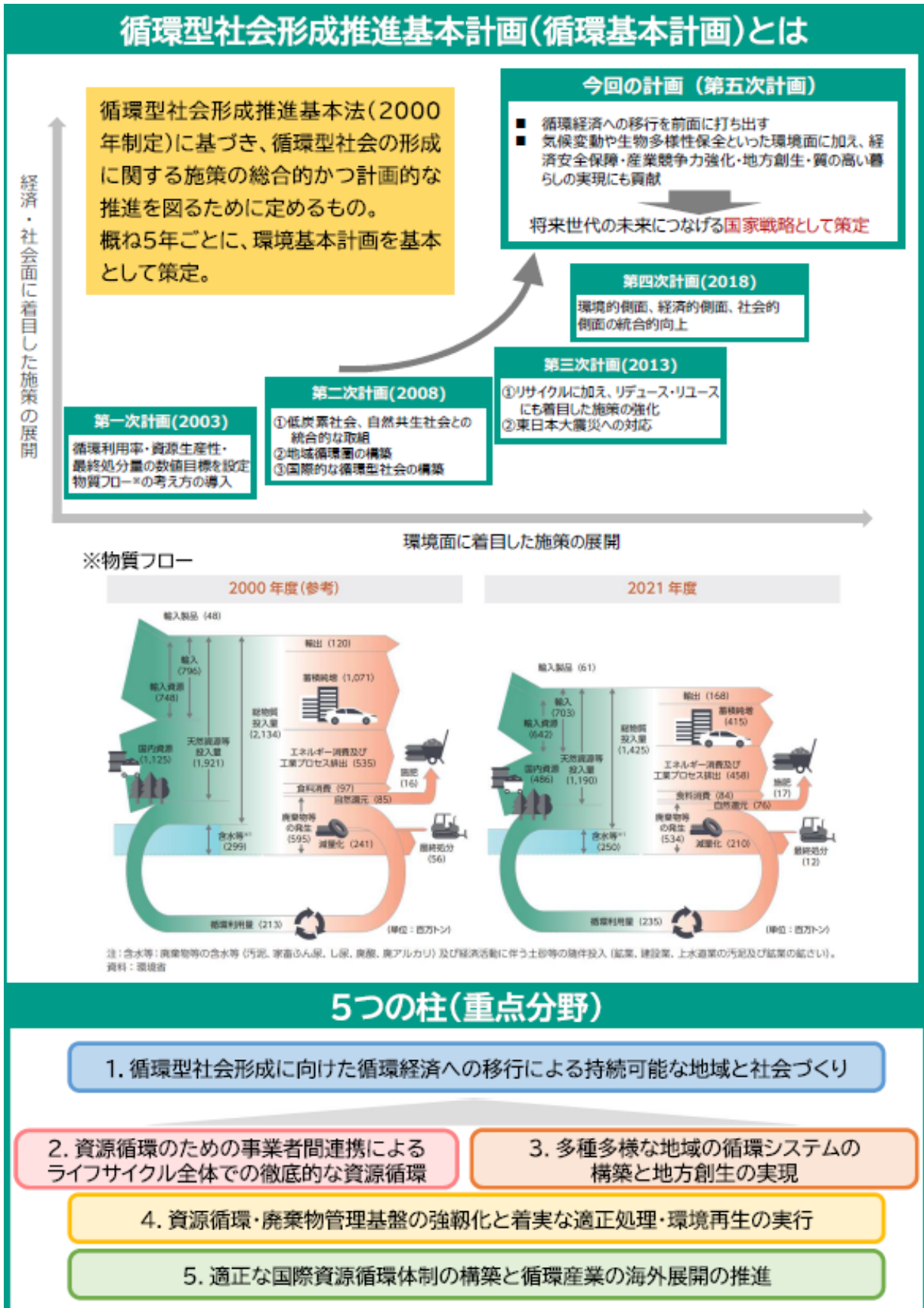
7 循環型社会形成のための仕組み

(1) 法制度と国の循環型社会形成推進基本計画の概要

ア 循環型社会を形成するための法体系



出所：内閣府ホームページ（環境省説明資料）



出典：第五次循環型社会形成推進基本計画パンフレット（環境省）

(2) 条例の整備

ア 循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年 12 月制定、平成 15 年 4 月施行）

「いわて資源循環型廃棄物処理構想」を実現し、「大量消費・大量廃棄」型の社会から「資源の循環による持続可能な新しい社会」を構築するための具体的な仕組みとして、また、当時、全国最大級となった青森県境産業廃棄物不法投棄事案を教訓に、同様な事件の発生を未然に防止するための仕組みとして制定した。

① 産業廃棄物の自県（圏）内処理の原則

地域で発生した産業廃棄物は、その地域で循環的に処理するという自県（圏）内処理を事業活動における原則とし、その実現に向け努力を求めるものである。この原則は、本条例の解釈や運用はもちろん、本県の産業廃棄物に関する政策を形成、実施する際の基準となるものであり、この原則を実現するため、県は処理施設の整備等に努めるものとした。

② 再生資源利用認定製品認定制度

廃棄物の循環的利用を進めるためには、リサイクル製品の流通の拡大が不可欠であるが、リサイクル製品はコスト高や品質への不安から需要が伸びない状況にある。そこで、再生資源を利用した製品で基準に適合すると認められるものを知事が岩手県再生資源利用認定製品と認定し、当該製品の円滑な流通の促進を図る制度を創設した。

【認定基準】

- a 主として県内で生じた再生資源を利用し、県内で製造されていること。
- b 環境への負荷の抑制に十分な配慮がなされているなど、環境保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造されていること。
- c 申請時において既に県内で販売されており、又は申請の日から 6 ヶ月以内に県内で販売されることが確実であること。
- d 岩手県再生資源利用認定製品品質基準に適合していること。

認定製品は、県において、優先的に購入、又は使用するよう努めるとともに、県民、事業者及び市町村等に対し広く周知し利用を呼びかけることとされている。

令和 7 年 4 月時点で、46 社 160 製品を認定している。

③ 優良な産業廃棄物処理業者の育成

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、産業廃棄物処理業者の担う役割が重要であることから、優良な処理業者の育成を図るため、産業廃棄物処理業者の格付け制度と保証金制度を創設した。

格付け制度は、県内の産業廃棄物処理業の経営の健全化を図る一般社団法人又は一般財団法人を県が「産業廃棄物処理業者育成センター」に指定し、当該センターが、本県許可を有する処理業者を処理能力等により格付けし、排出事業者が処理委託する産業廃棄物処理業者の選定の判断に資するものである。

保証金制度は、事故等に対する緊急対処等の費用とするため、本県許可を有する処理業者が当該センターに一定の保証金を預託するもの（納入した処理業者が自ら緊急対処等を行う場合に保証金を返還するもの）である。

なお、現在は、(一社)岩手県産業資源循環協会を産業廃棄物処理業者育成センターに指定しており、令和7年8月25日時点の格付け認定は99社、保証金預託は86社である。

④ 許可の取消し等の基準

廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理業者に対し事業停止又は許可の取消しを行う場合の基準を定めるもので、違反の種類ごとに基準により点数化し、その点数に応じ処分内容を定めた。

行政処分の基準を明確化することにより、違反行為の抑止と適正かつ迅速な行政処分の判断を目的としている。

⑤ 廃棄物等の適正保管

有価物を偽装した不法投棄事案等が後を絶たないことから、指導監督対象を「廃棄物」から「廃棄物等」に拡大し、適正保管を義務付けるとともに、必要に応じ立入検査を、一定の種類及び基準を超える物質が検出された場合は調査命令を、生活環境上の支障が生ずるおそれがある場合は措置命令を行うことができるよう定めた。

⑥ 建設資材廃棄物の適正処理

建設リサイクル法の対象建設工事の受注者等に対し、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理方法等の事前届出を義務付けた制度である。県広域振興局土木部及び土木部土木センター並びに建築主事を置く7市で届出受理事務を実施している。

届出等の受理状況は次のとおり。

	届出	変更届出	通知(公共工事)
令和5年度	3,009件	37件	1,820件
令和6年度	2,902件	32件	1,735件

⑦ 原状回復の確保等

排出事業者に対して、処理業者に委託する際の処理能力の確認と年1回の処分状況の確認及び不適正処理発見の際の報告を義務付けたほか、廃棄物処理に関与した者に対し、不適正処理されたこと等を知った場合に報告を義務付けるとともに、当該関与者に対し措置命令を行うことができる制度を規定した。

⑧ 産業廃棄物処理施設の設置等事前協議制度

廃棄物の適正処理を確保し環境の保全を図るためには、廃棄物処理施設等の設置予定者は廃棄物処理の重要性を十分認識し、適切な施設整備と施設管理に努めることが必要であるが、廃棄物処理施設等の設置に当たっては技術的な基準を満たすことをはじめ立地に当たっての種々の開発規制法との調整、あるいは立地市町村や地域住民との調整などを要することも多い。このため、平成2年6月から「産業廃棄物処理に関する指導要綱」を制定

し、廃棄物処理施設等を設置する場合に、その事業計画、施設の構造などが適正であるか、廃棄物処理法に基づく手続きの前に審査するための事前協議制度を導入した。この事前協議の仕組みを、本条例に盛り込み、平成15年4月1日から施行している。

なお、事前協議に当たっては、設置予定地の周辺住民等との調整を目的とした事前説明を義務付けている。

直近5年間の事前協議件数は次のとおり。

施設の種類の種類		令和2年度 (件)	令和3年度 (件)	令和4年度 (件)	令和5年度 (件)	令和6年度 (件)
新規	焼却施設	0	0	0	0	0
	最終処分場	1	0	0	1	3
	その他	15	19	11	15	16
	小計	16	19	11	16	19
変更	焼却施設	4	6	2	3	5
	最終処分場	4	2	1	2	4
	その他	24	20	12	27	22
	小計	32	28	15	32	31
合計		48	47	26	48	50

イ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年12月制定、平成15年4月施行（環境保全協力金の制度は平成16年1月1日施行））

本条例は、循環型地域社会の形成に関する条例において規定した県外産業廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品並びに使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第11条第4項第1号に規定する認定計画に係る同法第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等を除く。以下同じ。）の県内搬入の事前協議について、その手続き等を規定している。

県では、平成2年度から「廃棄物処理に関する指導要綱」により県外産業廃棄物の搬入に関し事前協議制を行っていたが、青森県境産業廃棄物不法投棄事案の教訓を踏まえ、実効性の向上と行政手続きの透明化の要請及び広域的な産業廃棄物対策として北東北3県で同一かつ同時に条例を制定することの合意から本条例を制定した。

県外で発生した産業廃棄物を県内に搬入する際には、当該事業者に対し、性状及び処理方法等の確認のため、県への事前協議を義務付け、循環型地域社会の形成に支障を及ぼさない処理方法等の基準の適否について審査し、結果を通知する制度である。基準に適合しない搬入や事前協議を終了していない搬入については、中止等の勧告を行い、勧告に従わないときは公表することとしている。

直近5年間の事前協議件数は次のとおり。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	施行 18年目	施行 19年目	施行 20年目	施行 21年目	施行 22年目
事前協議件数	494件	537件	524件	464件	692件

また、県外排出事業者は本県に対する税負担がないこと、産業廃棄物の搬入により本県に環境負荷を生じさせることなどから、県の環境保全政策推進のため、事前協議の際に、環境保全協力金の納付について、県外排出事業者と契約する権限を知事に与える環境保全協力金制度を創設した。平成16年1月1日以降の事前協議から適用し、搬入終了後の実績に応じて支払うこととしている。

直近5年間の環境保全協力金の額は次のとおりであり、年間収入はおよそ2,000万円を見込んでいる。

	最終処分	再生利用	再生利用以外の中間処理
協力金	500円/t	50円/t	200円/t

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
納入実績	26,324,500円 (397社)	21,056,100円 (395社)	22,143,400円 (391社)	20,304,900円 (366社)	(集計中)

ウ 岩手県産業廃棄物税条例

本条例は、最終処分に掛かる経費の削減を図ろうとする経済的な刺激を与えることによって最終処分量の削減を促すこと、及び産業廃棄物の発生抑制、循環的利用の促進、適正処理の確保に関する施策の費用に充てることを目的として、北東北3県で同一かつ同時に制定した。

排出事業者が納税義務者、最終処分業者が特別徴収義務者となり、排出事業者が産業廃棄物を最終処分場に搬入した場合、1トンにつき1,000円を課税する制度である。

直近5年間の税収は次のとおり。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
税 収	91,508千円	94,522千円	81,755千円	83,785千円	73,390千円
最終処分量	91,508t	94,522t	81,755t	83,785t	73,390t

※ 最終処分量は、産業廃棄物税収入額からの算定値である。

(3) その他の制度

ア 岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業

岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業は、事業者等における産業廃棄物等の発生抑制及びリサイクル等の推進に資する取組みを支援する補助制度であり、平成15年度から産業廃棄物税と環境保全協力金を財源とする「循環型地域社会形成推進事業」の主要な細事業と

して実施している。

令和6年度事業までに174事業を採択し、157事業が補助事業として実施されている。

【制度の概要】

事業者等による産業廃棄物等の発生・排出抑制やリサイクル促進の取組に対して、県が直接補助を行う。

(補助メニュー等)

事業区分	事業内容	補助率及び補助限度額
企業内ゼロエミッション推進事業	自社内で廃棄物の排出抑制やリサイクルなどを促進することによって、廃棄物を減量化しようとする事業	補助率：補助対象経費の1/2以内 補助額：100万円以上 1,000万円以下
地域・企業間ゼロエミッション推進事業	複数の事業者が、共同して廃棄物を資源として有効に活用することによって、廃棄物を減量化しようとする事業	補助率：補助対象経費の1/2、2/3以内 補助額：100万円以上3,000万円以下 (団体 100万円以上4,500万円以下)
廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業	産業廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用に係る技術研究開発	補助率：補助対象経費の1/2、2/3、10/10以内 補助額：100万円以上 1,000万円以下
廃棄物利用製品開発推進事業	廃棄物を利用した製品の開発	補助率：補助対象経費の1/2以内 補助額：100万円以上 1,000万円以下
廃棄物利用製品製造推進事業	廃棄物を利用した製品の製造	補助率：補助対象経費の1/2以内 補助額：100万円以上 1,000万円以下 (団体 100万円以上1,500万円以下)
ゼロエミッション普及促進事業	自ら排出する産業廃棄物等の発生抑制等を行う場合の機械装置の購入等	補助率：補助対象経費の1/3以内 補助額：100万円以上500万円以下
環境産業育成支援事業	リサイクル製品の商品力強化や販売促進、技術の利用促進等	【岩手県再生資源利用認定製品】 補助率：補助対象経費の1/2以内 補助額：30万円以上300万円以下 【その他】 補助率：補助対象経費の1/3以内 補助額：20万円以上200万円以下

(補助対象者)

県内に事業所を置く又は置こうとする事業者（NPO法人を含む。）、主に県内に事業所を置く事業者で構成される法人格を有する団体等

イ エコ協力店いわて認定制度

ごみの減量化やリサイクルについて、自ら目標を立てて目標に取り組む店舗を、エコショップいわて認定店(小売店及びサービス業を営む営業所)、エコレストランいわて認定店(飲食店)、エコホテルいわて認定店(宿泊施設)として認定しています。(令和7年6月時点認定店舗数、エコショップ：303、エコレストラン：15、エコホテル：1)

(認定対象者)

県内に店舗を有する小売店、飲食店及び宿泊業事業者(店舗毎の認定)

(認定方法)

小売店等からの認定申請の受付及び審査について指定NPOが対応し、県知事及び市町村長(エコショップ認定制度に賛意のある市町村)が連名で認定

(認定の基準)

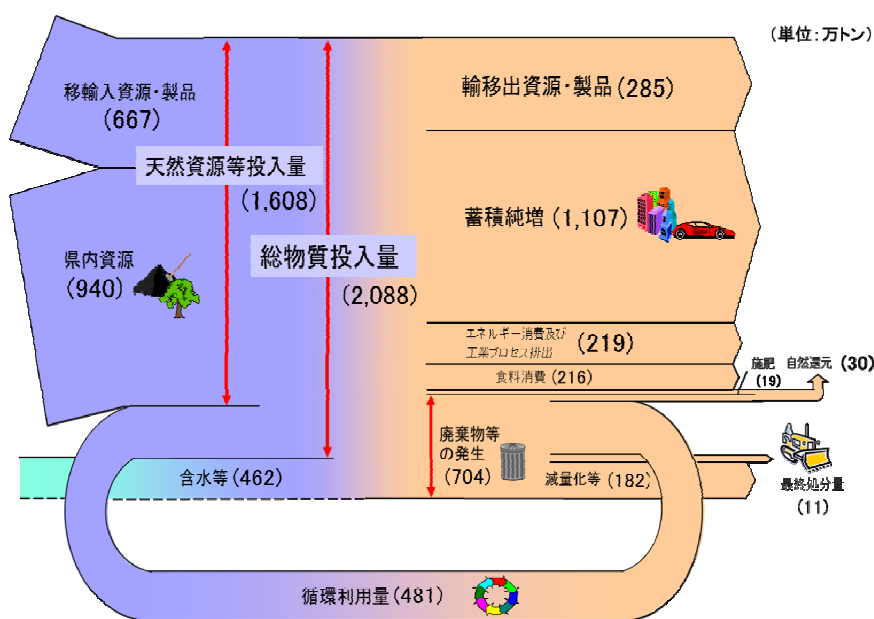
- i ごみ減量化やリサイクル促進のための取組計画が作成されていること
- ii 取組計画において、取組基本項目の中で実施可能な項目のうち5項目以上を取組項目として定めていること
- iii 取組計画に沿った取組が行われていること
- iv 取組の結果について、自ら評価が行われていること

(主な審査項目)

- i ごみの減量化、リサイクルの取組項目と達成目標
- ii 環境影響評価項目の目標達成に向けた手順（P D C Aサイクル）

8 物質フロー

(1) 岩手県の物質フロー（令和5年度）



(2) 物質フローの指標

	岩手県			全国値		
	平成25年度		平成30年度	令和5年度	平成28年度	令和4年度
		災害廃棄物除く				
資源生産性(①÷②)〈万円/トン〉	17.4	---	18.5	29.8	39.4	47.5
①県内(国内)総生産〈億円〉※1	48,125	---	44,573	47,971	5,196,305	5,519,829
②天然資源等投入量〈万トン〉	2,768	---	2,406	1,609	131,900	116,200
入口側の循環利用率(④÷⑤)×100〈%〉	25.9	18.5	18.0	23.0	15.4	16.3
出口側の循環利用率(④÷③)×100〈%〉	75.8	69.9	67.3	68.3	43.6	43.2
廃棄物等発生率(③÷⑤)×100〈%〉	34.2	26.4	26.7	33.7	35.3	37.7
③廃棄物等発生量(万t)	1,276	898	783	704	55,100	52,300
④循環利用量(万t)	967	628	527	481	24,000	22,600
⑤総物質投入量(②+④)〈万トン〉	3,735	3,397	2,933	2,089	155,900	138,800
⑥最終処分量〈万トン〉	38	15	12	11	1,400	1,200
最終処分率(⑥÷③)×100〈%〉	3.0	1.7	1.5	1.6	2.5	2.3

※1: 令和5年度岩手県の県内総生産は令和4年度の値を使用

※2: 平成30年度岩手県の県内総生産は平成29年度の値を使用

(3) 物質フローを構成する各項目の用語の定義

項目		解説
入口側	総物質投入量	・天然資源等投入量と循環的利用量の和
	天然資源等投入量	・県内資源と移輸入の量の和
	県内資源	・県内で採取される資源の量
	移輸入	・県内に移輸入される資源及び製品の量
	循環的利用量	・再生利用のうち自然還元以外のものの量
含水等	・天然資源等投入には含まれないが、廃棄物等に含まれる水分量 ・経済活動に伴う土砂等の随伴投入量（鉱業，建設業，上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）	
出口側	移輸出	・県外に移輸出される資源及び製品の量
	蓄積純増	・土木構造物，建築物，耐久財など，すぐには棄てられず経済活動の中に蓄積するものについて，ある年に新たに蓄積したものから，同年に廃棄・解体されて廃棄物等となったものを除いたものの量
	エネルギー消費及び工業プロセス排出	・化石資源やバイオマス資源（廃棄物等を除く）がエネルギーとして利用されて排ガスや排水になった量 ・鉄鉱石中の酸化鉄から還元される酸素，石灰石から分離する二酸化炭素など，工業プロセスでの物質変化に伴い排出されるものの量
	食料消費	・人の食料や家畜の餌のうち，直接あるいは取り込まれたものに廃棄物等となるものを除いたものの量
	施肥	・農地に散布した肥料の量
	廃棄物等の発生	・廃棄物等の発生量
	自然還元	・農業から排出される稲わら，麦わら，もみがら等で農地等に還元された量 ・家畜ふん尿のうち，農地に還元されている量（処理によりたい肥や肥料として利用されているものは循環的利用に計上）
	循環利用	・再生利用のうち，自然還元以外のものの量
	減量化	・廃棄物等を処理する目的で中間処理により減量化した量。したがって，廃棄物等を廃棄物発電付き施設で燃焼して減量化された分は，エネルギー消費ではなくこの項目に含まれる。
	最終処分	・直接又は中間処理後に最終処分された廃棄物の量

令和 6 年度岩手県環境基本計画の進捗状況について

【概要】

岩手県環境基本計画（計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度）では、本県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の 2 つの施策領域を設けています。

「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」においては、総合的指標として 3 分野に 5 指標を、「環境分野別施策」においては、総合的指標として 5 分野 10 指標の他、施策推進指標として 28 指標を設定しています。

① 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

◎ 指標の達成状況

総合的指標 5 指標は全て向上でした。

各横断的施策の進捗状況は「順調」と判断しました。

【横断的施策】

施策分野	総合的指標 達成度			進捗状況
	向上	横ばい	低下	
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	1	0	0	順調
2 自然と共生した持続可能な県土づくり	2	0	0	順調
3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	2	0	0	順調

前回、令和 7 年 9 月開催時に未確定であった実績値等を黄色網掛けとしています。

② 環境分野別施策

◎ 指標の達成状況

総合的指標 10 指標は、年度評価のできない 1 指標を除き、達成度 A が 3 指標（33%）、達成度 B が 4 指標（45%）、達成度 D が 2 指標（22%）でした。施策推進指標 28 指標は、達成度 A が 16 指標（57%）、達成度 B が 9 指標（32%）、達成度 C が 2 指標（7%）、達成度 D が 1 指標（4%）でした。各分野の進捗状況は、気候変動対策が「遅れ」、その他の分野は「順調」又は「概ね順調」と判断しました。

【環境分野別施策】

施策分野	総合的指標 達成度				施策推進指標 達成度				進捗状況
	A	B	C	D	A	B	C	D	
1 気候変動対策	0	0	0	1	5	2	1	0	遅れ
2 循環型地域社会の形成	0	1	0	1	2	4	1	0	概ね順調
3 生物多様性の保全・自然との共生	0	2	0	0	4	2	0	0	順調
4 環境リスクの管理	1	1	0	0	4	0	0	1	順調
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	2	0	0	0	1	1	0	0	順調
計	3	4	0	2	16	9	2	1	

※ 達成度の計算方法

達成度	達成率	目標達成率目標達成率 (%) 計算式
A	100%以上	①現状値等から数値を上げる目標 (R6実績値-現状値等) / (R6目標値-現状値等) × 100 ②現状値等を維持または累計目標 (R6実績値) / (R6目標値等) × 100
B	80%以上 100%未満	
C	60%以上 80%未満	
D	60%未満	

※ 進捗状況判断方法

進捗状況	考え方
順調	全ての指標達成度が向上または A, B 以上であり、他の状況も踏まえ、順調に進んでいると判断されるもの。
概ね順調	半数以上の指標達成度が向上または A, B であり、他の状況も踏まえ、概ね順調に進んでいると判断されるもの。
やや遅れ	達成度が向上または A, B である指標が半数未満であり、他の状況も踏まえ、やや遅れていると判断されるもの。
遅れ	達成度が低下または D である指標が半数以上であり、他の状況も踏まえ、遅れていると判断されるもの。

※ 指標達成度は「総合的指標」を対象とする。

第1章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

1 地域資源の活用による環境と経済の好循環

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 持続可能な経済に資する企業経営や投資活動が一般化し、脱炭素型の製品・サービスの需要と供給が拡大し、企業の競争力の向上と県内経済の成長が図られ、環境負荷の低減と経済の好循環が実現している。
- 地域の自然、エネルギー、産業、文化、風土などの豊かな資源を将来にわたって持続的に活用することにより、地域産業の付加価値向上による経済と地域の活性化が図られている。
- 地域資源を生かした持続可能な地域づくりを支える人材が豊富になり、地域内で資金が循環しているとともに、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う広域的なネットワークが形成されている。
- 豊かな環境づくりに資する研究開発が進み、県内経済の成長に貢献している。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 (2017)	計画目標値 R12 (2030)	実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
炭素生産性(温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産)	千円/トン-CO ₂	353.5	向上を目指す	361.2 ⁽²⁰¹⁹⁾ (向上)	375.6 ⁽²⁰²⁰⁾ (向上)	361.6 ⁽²⁰²¹⁾ (向上)	391.4 ⁽²⁰²²⁾ (向上)

(2) R6点検結果

総合的指標1指標（炭素生産性（温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産））が向上であることから、「地域資源の活用による環境と経済の好循環」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

2 自然と共生した持続可能な県土づくり

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 親水空間や緑地、汚水処理施設等の整備が進み、快適でうるおいのある生活環境が築かれている。
- 美しい景観や歴史的なまち並みが保全され、人々から大切にされるとともに、日々の暮らしの中で親しまれている。
- 歴史的・文化的環境の保全について、住民が主体となった保全の取組が展開されるとともに、誇るべき地域固有の資産として地域の活性化に活かされている。
- 自然環境が有する多様な機能を活用した持続可能で魅力ある県土づくりが進んでいる。
- 農林水産業や生態系、沿岸域など気候変動の影響を受けやすいあらゆる分野で、将来の気候リスクを考慮した取組が行われている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 (2017)	計画目標値 R12 (2030)	実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
快適に暮らせる生活環境に関する満足度	%	23.5	向上を目指す	23.3 (低下)	23.3 (低下)	23.5 (横ばい)	24.5 (向上)
災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	%	24.4	向上を目指す	30.2 (向上)	27.8 (向上)	27.8 (向上)	26.4 (向上)

(2) R6点検結果

総合的指標2指標（快適に暮らせる生活環境に関する満足度、災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度）が向上であり、「自然と共生した持続可能な県土づくり」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 日常生活の中に省エネルギーや省資源・3Rなどの環境行動が広く浸透し、環境負荷の少ない製品・サービスが消費者に選ばれている。
- 住まいや移動、職場環境など日々の暮らしにおける環境負荷の低減が図られると同時に、健康増進やワーク・ライフ・バランスが確保されている。
- 環境への配慮や自然とのふれあいを通じた健康で心豊かなライフスタイルやワークスタイルが実現し、それが魅力となって移住者や定住者が増加している。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 (2017)	計画目標値 R12 (2030)	実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
自然に恵まれていると感じている人の割合	%	78.9	向上を目指す	81.3 (向上)	81.6 (向上)	80.7 (向上)	81.8 (向上)
住まいに快適さを感じている人の割合	%	47.6	向上を目指す	49.0 (向上)	48.9 (向上)	49.4 (向上)	47.9 (向上)

(2) R6点検結果

総合的指標2指標（自然に恵まれていると感じている人の割合、住まいに快適さを感じている人の割合）が向上であり、「環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

第2章 環境分野別施策

1 気候変動対策

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 省エネルギー性能に優れた設備や機器、再生可能エネルギーを導入した住宅が普及するとともに、健康にも配慮した快適で便利なくらしが実現している。
- 再生可能エネルギーの導入が進み、市町村等の地域のエネルギーシステムが構築され、災害にも強い、快適で安全・安心な地域社会が形成されている。再生可能エネルギーの需給関係を通じた地域のつながりや新たな産業の創出により、地域社会や経済が活性化し、持続的な脱炭素社会を実現している。
- 森林整備の必要性に対する理解や木材資源の利活用が進むとともに、本県の豊かな森林の適切な管理が行われ、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能が持続的に発揮されている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	年度目標値				実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
温室効果ガス排出削減割合(2013年度比)	%	16.6 (2017)	57	-	-	-	-	21.9 ⁽²⁰¹⁹⁾ (-)	30.3 ⁽²⁰²⁰⁾ (-)	27.7 ⁽²⁰²¹⁾ (-)	33.8 ⁽²⁰²²⁾ (-)
再生可能エネルギーによる電力自給率	%	34.4	66	36.0	37.0	47.0	50.0	38.6 (A)	41.0 (A)	45.7 (B)	43.3 (D)

- ・ 自家消費型を含む太陽光発電設備の導入等により、県内の再生可能エネルギー導入量は増加した一方で、県内全体の需要電力量が想定を上回ったことに加え、設備更新等による一時的な発電停止に伴い発電電力量が減少したことなどにより、伸び悩みました。

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 -	年度目標値				実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合	%	79.9	90.0 (2026)	/	/	90.0	90.0	/	/	80.0 (B)	77.6 (B)

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値				実績値			
			-	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所	228 (2021)	344 (2026)			272	296			270 (B)	293 (B)
乗用車の登録台数に占める次世代自動車の割合	%	22.7 (2021)	33.7 (2026)	23.5	25.7	27.1	29.3	22.7 (B)	24.7 (B)	26.9 (B)	29.3 (A)
再生可能エネルギー導入量（累計）	MW	1,444	2,198 (2026)	1,669	1,687	1,966	1,981	1,681 (A)	1,833 (A)	1,967 (A)	1,997 (A)
チップの利用量	BDt ^[注]	229,064 (2021)	231,070 (2026)	233,000	233,800	230,650	230,790	243,110 (A)	299,810 (A)	244,371 (A)	238,866 (A)
間伐材利用率	%	42.0	44.8 (2026)	42.3	42.8	43.3	43.8	42.5 (A)	43.0 (A)	49.7 (A)	48.5 (A)
再造林面積	ha	830	1,200 (2026)	950	1,000	1,050	1,100	993 (A)	804 (B)	849 (D)	872 (C)
気候変動適応に関するセミナー等の受講者数（累計）	人	117 (2021)	480 (2026)			120	240			146 (A)	377 (A)

[注] BD t：重量を表す単位であり、絶乾比重（含水率0%）に基づき算出された実重量を指す。

- 「再造林面積」は、令和5年度の849haと比較し増加したものの、木材の需要減に伴う主伐面積の減少が続き、その後の再造林の面積も伸び悩みました。

(3) R6点検結果

総合的指標2指標のうち、年度評価が可能な1指標（再生可能エネルギーによる電力自給率）の達成度がDであり、施策推進指標は8指標中7指標の達成度がAまたはBであるものの「気候変動対策」分野の進捗状況は「遅れ」と判断しました。

2 循環型地域社会の形成

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 廃棄物の発生が可能な限り抑制され、資源の循環利用（再使用・再生利用）が徹底した社会が確立されている。
- 災害に強く、循環利用が考慮された持続可能な廃棄物処理体制が構築されている。
- 廃棄物の適正処理が確保され、良好な生活環境が維持されている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	年度目標値				実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
一般廃棄物のリサイクル率	%	18.2	27 (2029)	21.2 ⁽²⁰²⁰⁾	21.9 ⁽²⁰²¹⁾	22.5 ⁽²⁰²²⁾	23.2 ⁽²⁰²³⁾	17.5 ⁽²⁰²⁰⁾ (D)	17.1 ⁽²⁰²¹⁾ (D)	16.8 ⁽²⁰²²⁾ (D)	16.4 ⁽²⁰²³⁾ (D)
産業廃棄物の再生利用率	%	60.6 (2018)	61 (2029)	61 ⁽²⁰²⁰⁾	61 ⁽²⁰²¹⁾	61 ⁽²⁰²²⁾	61 ⁽²⁰²³⁾	59.0 ⁽²⁰²⁰⁾ (B)	58.6 ⁽²⁰²¹⁾ (B)	56.5 ⁽²⁰²²⁾ (B)	55.7 ⁽²⁰²³⁾ (B)

- ・ 一般廃棄物のリサイクル率は市町村が回収したごみの総重量に対する資源化された物の重量であるため、店頭回収により資源化された物は計上されないこと、また、資源化物のうち最大の割合を占める紙類が、新聞や雑誌等のデジタル化に伴い回収量が年々減少傾向にあることから、達成度はDとなりました。

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 -	年度目標値				実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
エコショップ いわて認定店 舗数	店舗	301 (2021)	323 (2026)	/	/	301	323	/	/	313 (A)	321 (B)
エコショップ いわて認定店 等による店頭 資源回収量	トン	1,542	2,200 (2025)	1,800	1,900	2,000	2,100	1,823 (A)	1,031 (D)	1,713 (D)	1,982 (C)
事業者等の3 R推進の取組 に対する支援	件	118	161 (2026)	125	137	143	149	131 (A)	140 (A)	149 (A)	157 (A)

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値				実績値			
			-	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
実施件数（累計）											
産業廃棄物の 自県内処理率	%	94.1 (2018)	97.5 (2025)	97.5 ⁽²⁰²⁰⁾	97.5 ⁽²⁰²¹⁾	97.5 ⁽²⁰²²⁾	97.5 ⁽²⁰²³⁾	95.9 ⁽²⁰²⁰⁾ (B)	95.5 ⁽²⁰²¹⁾ (B)	95.3 ⁽²⁰²²⁾ (B)	94.5 ⁽²⁰²³⁾ (B)
一般廃棄物の 焼却施設処理 量	千 トン	339 (2020)	323 (2025)	/	/	333 ⁽²⁰²²⁾	327 ⁽²⁰²³⁾	/	/	329 ⁽²⁰²²⁾ (A)	318 ⁽²⁰²³⁾ (A)
産業廃棄物適 正処理率	%	99.6	100 (2026)	100	100	100	100	99.8 (B)	99.8 (B)	99.8 (B)	99.8 (B)
電子マネー 普及率	%	62	85 (2026)	65	72	72	85	72 (A)	76 (A)	80.1 (A)	80.4 (B)

- ・ エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量は、資源化物のうち最大の割合を占める紙類が、新聞や雑誌等のデジタル化に伴い回収量が年々減少傾向にあることから、達成度はCとなりました。

(3) R6点検結果

総合的指標1指標（一般廃棄物のリサイクル率）の達成度がDであったものの、1指標（産業廃棄物の再生利用率）の達成度がBであり、施策推進指標の達成度は1指標を除き全てAまたはBであったことから、「循環型地域社会の形成」分野の進捗状況は「概ね順調」と判断しました。

3 生物多様性の保全・自然との共生

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 森や里、川、海の優れた自然環境が適切に保全されるとともに、生物の多様性や地域固有の生態系が確保され、人と野生動植物が共生している。
- 優れた景観や自然環境を有する自然公園、身近な自然とのふれあいの場である森林公園や都市公園等が適切に保護・管理され、野外レクリエーションの場、環境を学ぶ場として多くの県民に親しまれ、利用されている。
- 環境に配慮した農林水産業の展開や、環境と調和した農地等の利用により、森林、農地、海岸の環境保全機能が持続的に発揮されている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	年度目標値				実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
イヌワシつがい数	ペア	27	29	29	29	29	29	26 (B)	26 (B)	24 (B)	24 (B)
自然公園ビジターセンター等利用者数	千人	420 (2010~19平均)	470	470	470	470	470	339 (C)	486 (A)	446 (B)	433 (B)

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 -	年度目標値				実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
条例指定希少野生動植物の確認数	種	16	16 (2026)			16	16			14 (B)	14 (B)
ニホンジカの最少捕獲数	頭	26,839 (2021)	25,000 (2026)			25,000	25,000			29,138 (A)	27,485 (A)

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 -	年度目標値				実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
国立公園・国定公園再整備箇所数（累計）	箇所	3	7 (2026)			5	5			5 (A)	9 (A)
ジオパーク学習会等の参加者数（オンラインを含む）（累計）	人	1,648 (2020)	6,800 (2026)			1,700	3,400			2,526 (A)	4,716 (A)
主要ジオサイトの観光入込客数	千人	1,203	1,360 (2026)			980	1,310			1,284 (A)	1,224 (B)
農山漁村の環境保全活動への参加人数	人	125,206	126,700 (2026)	123,000	123,500	125,800	126,100	129,418 (A)	129,870 (A)	125,921 (A)	126,405 (A)

(3) R6点検結果

総合的指標2指標（イヌワシつがい数、自然公園ビジターセンター等利用者数）の達成度がBであり、施策推進指標は達成度が6指標全てAまたはBであったことなどから、「生物多様性の保全・自然との共生」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

4 環境リスクの管理

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 環境基準を満たすとともに、安全で安心できるきれいな大気や静かな環境の中で、豊富な水の恩恵を受けながら、県民生活が営まれている。
- 化学物質による環境汚染が防止されているとともに、化学物質に関する県民の理解が深まり、安全・安心な県民生活が営まれている。
- 有害な化学物質等について、適切な監視、測定や指導等により、適正な管理や使用が行われ、水や大気等の安全性が守られている。
- 環境影響評価制度等に基づく基準が遵守され、大規模な開発事業等における環境への影響の回避や低減が図られている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	年度目標値				実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
河川・湖沼・ 海域のBOD 等 ^[注1] 環境基 準達成率	%	98.2	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	95.7 (B)	96.5 (B)	98.3 (B)	97.4 (B)
大気中のPM 2.5等環境基 準達成率 ^[注2]	%	100	100	100	100	100	100	100 (A)	100 (A)	100 (A)	100 (A)

[注1] BOD等：BOD（生物化学的酸素要求量）及びCOD（化学的酸素要求量）、[注2] PM2.5等：二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 -	年度目標値				実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
光化学オキシダ ント注意報の年 間発令日数	日	0	0 (2026)	0	0	0	0	0 (A)	0 (A)	0 (A)	0 (A)
有害大気汚染物 質の環境基準達 成率	%	100	100 (2026)	100	100	100	100	100 (A)	100 (A)	100 (A)	100 (A)

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値				実績値			
			-	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
汚水処理人口普及率	%	82.6	91.1 (2025)	85.2	86.5	87.9	89.4	84.4 (C)	84.9 (D)	85.4 (D)	85.9 (D)
排水基準適用の事業場における排水基準適合率	%	100	100 (2026)	100	100	100	100	100 (A)	100 (A)	100 (A)	100 (A)
新中和処理施設放流水水質基準達成率	%	100	100 (2026)	100	100	100	100	100 (A)	100 (A)	100 (A)	100 (A)

- 「汚水処理人口普及率」は、計画に対し、下水道普及人口の減少割合が大きく、また、各世帯の経済的な理由や家屋の老朽化等の状況により浄化槽を設置できない場合があるなどの理由から浄化槽の設置を希望する世帯数が伸び悩み、達成度はDとなりました。

(3) R6点検結果

総合的指標1指標（大気中のPM2.5等環境基準達成率）がA、1指標（河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率）がBであり、施策推進指標も1指標を除き達成度はAであったことから「環境リスクの管理」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 県民が環境問題について理解を深め、自らの問題として捉え、自発的に活動することにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいる。
- 県民、NPO、企業、行政等の協働により、環境に配慮した行動が日常生活や事業活動の場で実践されている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	年度目標値				実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
環境学習交流センター利用者数	人	49,789	50,000	31,000	42,000	45,000	45,000	33,258 (A)	33,748 (B)	45,032 (A)	48,965 (A)
水生生物調査参加率 ^(注1) (参考:参加者数)	%(人)	6.9 ^{注2}	7	7	7	7	7	6.5 (B)	6.9 (B)	7.0 (A)	7.0 (A)
		(4,272) ^{注2}	(3,100)	(3,900)	(3,800)	(3,700)	(3,600)	(3,618)	(3,783)	(3,704)	(3,595)

(注1) 参加者数/児童数

(注2) 2013~19平均

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 -	年度目標値				実績値			
				R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
水と緑を守り育てる環境保全活動数(累計)	件	965	3,300 (2026)	/	/	825	1,650	/	/	1,095 (A)	2,077 (A)
身近な水辺空間の環境保全等に継続的に取り組む団体数	団体	61	67 (2026)	60	60	67	67	67 (A)	62 (A)	59 (B)	62 (B)

(3) R6点検結果

総合的指標2指標（環境学習交流センター利用者数、水生生物調査参加率）の達成度がAであり、施策推進指標は達成度が2指標いずれもAまたはBであったことから、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

岩手県環境審議会温泉部会審議結果について

令和7年9月8日に開催した岩手県環境審議会温泉部会において諮問された温泉掘削許可申請について、温泉部会において審議したことから、その結果を報告する。

○ 令和7年9月8日審議結果

温泉法第3条第1項の規定による温泉掘削許可申請 2件のうち 許可相当 2件

温泉法第3条第1項の規定による温泉掘削許可申請

整理番号	申請者住所	申請者氏名	申請地	申請目的	答申
1-1	盛岡市盛岡駅前通 1-41	東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 執行役員盛岡支社長 大森 健史	岩手郡雫石町丸谷地 68 番 77	浴用に供するため(新規)	許可相当
1-2	岩手郡雫石町鶯宿第6地割 25 番地 20	鶯宿温泉開発株式会社 代表取締役 若林 武文	岩手郡雫石町大字鶯宿第7地割字 大山沢 6 番 36	浴用に供するため(代替温泉として掘削)	許可相当

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の改正について

1 改正検討の趣旨について

今般、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「高度化法」という。）において、国が高度な技術を用いた再資源化のための廃棄物の処理の事業を行う者として認定した者については、知事が行う廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業及び施設設置許可等（以下「処理業許可等」という。）を不要とする特例制度が創設されたことを受けて、循環型地域社会の形成に関する条例の規定による廃棄物処理施設等の設置等に係る知事との事前協議を不要とするよう規則改正しようとするもの。

2 現状

原則、廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする者は、知事と事前協議することとされているが、国が行う認定（再生利用認定、広域処理認定及び無害化処理認定）を受けた者については、処理業許可等が不要となる特例が設けられているため、規則第2条において事前協議の対象外として運用している。

3 高度化法の認定等制度の概要

高度化法において、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、処理業許可等の手続の特例を設けた国の認定制度を規定

4 改正内容（改正イメージは別図参照）

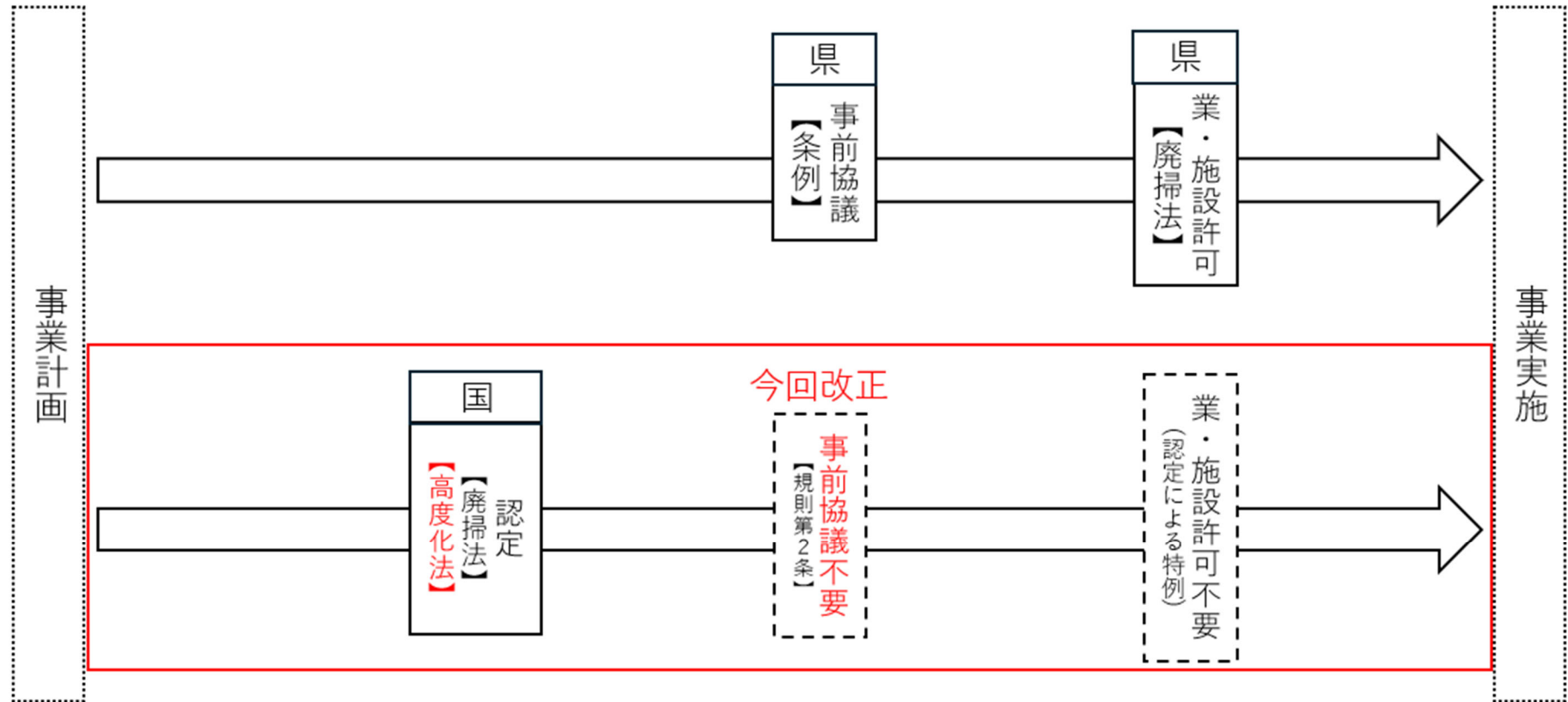
第2条第2号の「産業廃棄物処理業を行う者」について、高度化法の認定事業者を除く旨の記載を追加

5 改正スケジュール

令和8年4月1日施行予定

(別図)

産業廃棄物処理業 手続フロー



参考 1：循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成 15 年岩手県規則第 22 号） ※ 関係箇所一部抜粋

（廃棄物処理施設等）

第 2 条 条例第 2 条第 8 号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

（1）[略]

（2） 産業廃棄物処理業を行う者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 1 項、第 15 条の 4 の 3 第 1 項及び第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定を受けた者並びに資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和 6 年法律第 41 号）第 12 条第 1 項に規定する認定高度再資源化事業者（その委託を受けた者を含む。）、同法第 17 条第 1 項に規定する認定高度分離・回収事業者及び同法第 21 条に規定する認定再資源化工程高度化計画実施者を除く。）が設置する産業廃棄物の処理施設（積替え施設及び積替えのための保管施設（以下「積替保管施設」という。）を含む。）であつて、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可を要しないもの（以下「その他処理施設」という。）

岩手県におけるツキノワグマ被害対策

1 ツキノワグマの出没件数・人身被害件数・捕獲数

1 出没件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
各年度同期比 (R7.12月末)	3,289	2,568	2,138	5,742	2,757	9,542
年度計	3,316	2,602	2,179	5,877	2,883	—

2 人身被害件数

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7※
件数(件)	27	14	23	46	10	37
人数(人)	29	14	24	49	10	38
うち死亡(人)	—	—	—	2	1	5
各年度同期比 (12月末時点)(件)	26	14	21	45	9	—
各年度同期比 (12月末時点)(人)	28	14	22	48	9	—

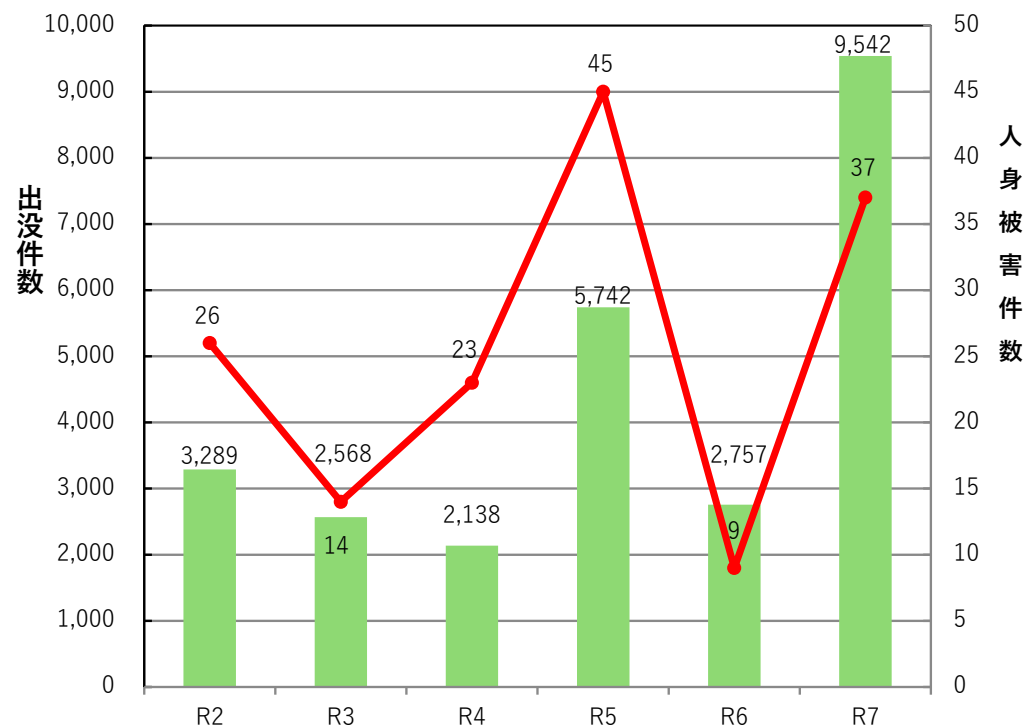
※ 令和7年12月末時点

3 捕獲数

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
狩猟	96	63	47	66	57	-
春季捕獲	19	13	16	12	22	-
有害捕獲	440	385	356	820	370	1,144
指定管理	-	-	-	-	1	-
計	555	461	419	898	450	1,144

※ 令和7年度は、令和7年12月末暫定値

出没件数及び人身被害の状況



※ いずれも出没数は12月末時点、人身被害件数は12月末時点

2 ツキノワグマ対策基本方針

被害対策に係る取組を効果的に推進するため「ツキノワグマ対策基本方針」を策定し、国における新たなクマ被害対策施策パッケージも踏まえつつ、総合的な対策の強化を図る。

5つの柱	早急に行うべき対応(取組状況)	中長期的な対応(課題)
(1) 人の生活圏への出没防止	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵の設置、里山周辺の除間伐 ・デジタル技術(ドローン、GPS、AIカメラ)を活用したクマの行動管理手法の検討 ・市町村等が管理する河川の刈り払い、緩衝帯整備 ・国等管理河川において藪の刈り払いが必要な場合の連携・協力体制の構築 ・科学的知見に基づく「岩手県ツキノワグマ管理計画」の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・人とクマとの空間的すみ分けを図るゾーニング管理の在り方の検討 ・クマの出没抑制に寄与する河川内や学校周辺等の樹木伐採・藪の刈り払い等環境整備
(2) 出没時の緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントハンターの確保・配置 ・被害市町村における分析結果に基づく対策の実施 ・吹き矢による麻酔捕獲体制の整備、麻酔捕獲者の確保・育成 ・緊急銃猟に係る捕獲従事者への手当・経費の市町村支援 ・人身被害防止に向けた県民への注意喚起の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県教育委員会危機管理マニュアルの見直し及び学校の危機管理マニュアルの改定促進 ・教職員等に対するクマ出没時対応等の研修の実施
(3) クマ類個体群管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> 箱わなの整備・センサーカメラの導入による指定管理鳥獣捕獲体制の更なる強化 	<ul style="list-style-type: none"> 国の動向を踏まえた春季捕獲の実施検討

5つの柱	早急に行うべき対応(取組状況)	中長期的な対応(課題)
(4) 人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> クマ対策アドバイザー派遣による市町村への被害防止対策支援 警察・関係機関と連携した捕獲体制の充実・強化に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な主体と連携した地域ぐるみのクマ対策の推進体制の検討
(5) 対策の実効性を高める体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 新聞やテレビを活用した被害防止に向けた情報発信の強化 クマ出没時の学校生活・登下校の安全確保に向けた取組 観光客等に向けた注意の喚起と正確な情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> 大学と連携したクマの行動分析・生態研究 市町村が行うパトロールへの支援 県立学校・県立社会教育施設への必要な環境の整備 登下校見守りボランティア等への安全装備等の必要な資機材の配備

岩手県環境審議会条例

制 定 平成6年7月15日条例第36号

改正沿革 平成9年3月27日条例第63号

平成11年12月17日条例第80号

平成12年12月18日条例第72号

平成13年7月9日条例第57号

平成14年3月29日条例第3号

岩手県環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第2項及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第2項並びに自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第3項の規定により、岩手県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 市町村長

(2) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(特別委員)

第4条 審議会に、水質汚濁防止法第21条第1項の事務に係る事項を調査審議させるため、特別委員を置く。

2 特別委員は、国の関係地方行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 特別委員の任期は、その職にある期間とする。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門調査員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、特別委員又は専門委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

岩手県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県環境審議会条例（平成6年岩手県条例第36号、以下「条例」という。）第8条第3項及び第10条の規定により、岩手県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集の通知)

第2条 知事は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(審議会の公開等)

第3条 審議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴人に対する指示)

第4条 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(意見の聴取)

第5条 議長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めるときは、審議会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(採決)

第6条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

- 2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど会議に諮って決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認めるときは、議長は、これを確かめた後に採決の手続を省略して、可決の旨を宣告することができる。

(議事録の作成)

第7条 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(部会)

第8条 条例第8条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。

大気部会 水質部会 自然・鳥獣部会 温泉部会

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めるときは、審議会に諮って部会を設置することができる。
- 3 知事は、必要と認めるときは、合同で部会を開催することができる。
- 4 部会の審議事項は、別表1のとおりとする。
- 5 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付議することができる。
- 6 部会に、付議事項に係る専門調査員を出席させることができる。
- 7 第2条から前条までの規定は、部会に準用する。

(部会の議決)

第9条 条例第8条第3項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、別表2のとおりとする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、審議会に諮って、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 3 前2項の規定による議決をしたときは、部会長は、その旨を直近に開催される審議会に報告するものとする。

(代理出席)

第10条 委員又は特別委員のうち、市町村長及び関係行政機関の職員である者は、本人が出席できない場合に限り、あらかじめ指名する者を代理出席させることができる。

(部会の庶務)

第11条 部会の庶務は、大気部会にあつては環境生活企画室及び環境保全課、水質部会にあつては環境保全課、自然・鳥獣部会及び温泉部会にあつては自然保護課において処理する。

- 2 第8条2項の規定に基づき設置された部会の庶務については、そのつど定めるものとする。
- 3 各部会の庶務の処理に当たっては、環境生活企画室と協議を行うものとする。

別表1

部 会 名	審 議 事 項
大 気 部 会	1 大気汚染防止に関する事項 2 騒音防止に関する事項 3 振動防止に関する事項 4 悪臭防止に関する事項
水 質 部 会	1 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する事項 2 土壌汚染防止に関する事項
自然・鳥獣部 会	1 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域に関する事項 2 自然公園に関する事項 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項 4 希少野生動植物の保護に関する事項
温 泉 部 会	温泉に関する事項

別表2

部 会 名	議 決 事 項
大 気 部 会	1 騒音に係る環境基準の類型指定 2 航空騒音に係る環境基準の類型指定 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 4 騒音規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 5 振動規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 6 悪臭規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 7 大気汚染測定計画の作成
水 質 部 会	1 公共用水域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定 3 健康有害物質等に係る排水基準の設定 4 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造基準等の設定 5 健康有害物質に係る土壌及び地下水の基準値の設定 6 生活排水対策重点地域の指定
自然・鳥獣部 会	1 自然環境保全地域の区域変更及び保全計画 2 環境緑地保全地域の区域変更及び保全計画 3 県立自然公園の区域変更 4 県立自然公園計画の決定、廃止及び変更 5 鳥獣保護管理事業計画の作成及び変更 6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更 7 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限 8 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限 9 鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定 10 猟区の維持管理に係る事務の受託者の指定 11 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定及び指定解除 12 指定希少野生動植物の生息地等保護区の指定及び指定解除 13 指定希少野生動植物の管理地区の指定及び指定解除 14 指定希少野生動植物の保護管理事業計画の策定及び変更
温 泉 部 会	1 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可又は不許可の処分 2 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分 3 温泉採取の制限の処分

【参考】環境審議会条例に係る法律

環境基本法（平成5年法律第91号）

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるができるものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第四十三条第二項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。